

## 令和元年伊豆市議会12月定例会会議録目次

### 第1号（11月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	11
○議案第57号～議案第61号の上程、説明	19
○議案第62号～議案第66号の上程、説明	25
○議案第67号の上程、説明	29
○議案第68号及び議案第69号の上程、説明	31
○議案第70号の上程、説明	32
○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙について	34
○散会宣告	34

### 第2号（12月3日）

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	37
○開議宣告	38
○議事日程説明	38
○日程の追加	38

○議案第63号の訂正の件	38
○一般質問	39
波多野 靖 明 君	39
杉 山 誠 君	50
鈴木 正 人 君	68
西 島 信 也 君	87
○会議時間の延長	104
小長谷 順 二 君	104
○散会宣告	126

### 第 3 号 (12月4日)

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	127
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	127
○職務のため出席した者の職氏名	127
○開議宣告	128
○一般質問	128
杉 山 武 司 君	128
青 木 靖 君	146
木 村 建 一 君	163
小長谷 朗 夫 君	180
間 野 みどり 君	194
○散会宣告	207

### 第 4 号 (12月5日)

○議事日程	209
○本日の会議に付した事件	209
○出席議員	209
○欠席議員	209
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	209
○職務のため出席した者の職氏名	209
○開議宣告	210
○一般質問	210

下 山 祥 二 君	2 1 0
山 口 繁 君	2 2 8
○発言訂正について	2 5 0
森 良 雄 君	2 5 1
○日程の追加	2 6 5
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 5
○散会宣告	2 7 2

#### 第 5 号 (12月9日)

○議事日程	2 7 3
○本日の会議に付した事件	2 7 3
○出席議員	2 7 3
○欠席議員	2 7 4
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 7 4
○職務のため出席した者の職氏名	2 7 4
○開議宣告	2 7 5
○議事日程説明	2 7 5
○議案第 5 7 号の質疑、委員会付託	2 7 5
○議案第 5 8 号～議案第 6 0 号の質疑、委員会付託	2 9 6
○議案第 6 1 号の質疑、委員会付託	2 9 6
○議案第 6 2 号の質疑、委員会付託	2 9 7
○議案第 6 3 号の質疑、委員会付託	3 0 0
○議案第 6 4 号の質疑、委員会付託	3 0 2
○議案第 6 5 号の質疑、委員会付託	3 0 2
○議案第 6 6 号の質疑、委員会付託	3 0 7
○議案第 6 7 号の質疑、委員会付託	3 0 7
○議案第 6 8 号の質疑、委員会付託	3 1 4
○議案第 6 9 号の質疑、委員会付託	3 1 6
○議案第 7 0 号の質疑、委員会付託	3 1 7
○日程の追加	3 3 4
○議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託	3 3 4
○議案第 7 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	3 3 8
○散会宣告	3 4 2

#### 第 6 号 (12月19日)

○議事日程	3 4 3
○本日の会議に付した事件	3 4 3
○出席議員	3 4 3
○欠席議員	3 4 4
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3 4 4
○職務のため出席した者の職氏名	3 4 4
○開議宣告	3 4 5
○発言の申し出	3 4 5
○議案第 5 7 号～議案第 7 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 4 6
○議案第 6 2 号～議案第 6 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 5 9
○議案第 6 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 6 9
○議案第 6 8 号及び議案第 6 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 7 2
○議案第 7 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 7 4
○日程の追加	3 7 9
○報告第 1 2 号の上程、説明、確認事項	3 7 9
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 0
○閉会宣告	3 8 2
○署名議員	3 8 3

## 令和元年伊豆市議会 1 2 月定例会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 1 1 月 2 9 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 5 6 号 専決処分の報告及びその承認について (令和元年度伊豆市一般会計補正予算 (第 5 回))
- 日程第 6 議案第 5 7 号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算 (第 6 回)
- 日程第 7 議案第 5 8 号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)
- 日程第 8 議案第 5 9 号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 9 議案第 6 0 号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算 (第 2 回)
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 普通財産の無償及び減額譲渡について
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (修善寺温泉駐車場)
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (湯の国会館)
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 伊豆市建設計画の変更について
- 日程第 2 0 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員 ( 1 6 名 )

1 番 波多野 靖 明 君

2 番 山 口 繁 君

3番	星谷和馬君	4番	間野みどり君
5番	鈴木正人君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	三田忠男君
9番	青木靖君	10番	永岡康司君
11番	小長谷順二君	12番	小長谷朗夫君
13番	西島信也君	14番	杉山誠君
15番	森良雄君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	梅原敏男君
健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	城所章正君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	永沼健一
主査	鈴木恵美子		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和元年伊豆市議会12月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。10番永岡康司議員、11番小長谷順二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月19日までの21日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

続きまして、教育厚生委員会の行政視察報告を行います。

教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） おはようございます。

教育厚生委員会視察報告を行います。

10月8日から9日の2日間、4つの自治体の視察研修を行いました。委員の視察報告書及び11月8日の総括会議で出された意見を集約しました。視察順に報告いたします。

8日午前の視察先は山梨県道志村です。神奈川県との県境にある村で、東西28キロ、南北4キロ、総面積80平方キロメートル、人口は約1,700人、620世帯の小さな村であります。

視察の目的は、山合い集落における見守りと買い物支援、居場所づくりです。見守りについては、独居、高齢者世帯、日中独居などがふえています。村が行った住民調査では、閉じこもり、うつ傾向の人が多いたことがわかりました。地理的に、役場に来て心配や不安事の相談がしにくい状況である。この対策が見守り、道志村ではこれを「にっこりコール」と言っておりますが、その事業です。

平成21年に光ファイバーが整備され、村が設置した告知用端末機（テレビ電話）を活用して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中に独居となる高齢者などを対象に、週1回から2回のオペレーターがテレビ電話で声かけをする。相談内容によって、役場や社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護福祉士、医療機関、消防署などと連携をして、利用者の見守りや生活全般の相談、話し相手、薬の内服の確認など多岐にわたってサービスを展開していました。

視察先で、村役場で利用されている高齢者とテレビ電話をつないで声かけの様子を拝見しましたが、お互いの声だけでなく、顔を見合わせることによって、高齢者の笑顔が見られたことが非常に印象的だったことは委員全員の一致した感想でした。相手の顔を見て声かけできるし、村民は行政の情報も簡単に見ることができる。災害時の情報伝達も可能で、伊豆市でも採用できるのではないだろうか。

買い物支援は、月に1回、主にひとり暮らしの高齢者など利用しています。きっかけは、路線バスが減り買い物に行けない。出かけることがおっくうになる。車の運転ができなくなるなどのことからです。メリットとして、金銭管理や買い物の機会ができる、身なりが整い、



近隣や仲間の状況などへの関心が高まるとのことでした。

路線バス、運転免許の問題は、伊豆市でも共通な課題です。移動する手段と移動目的を把握することが求められているのではないだろうかという感想が出ました。

8日午後の視察は、山梨県早川町です。日本一人口の少ない1,051人の町。面積は370平方キロメートルですから、伊豆市とほぼ同じ面積です。

視察目的は、義務教育の無償化・山村留学です。町の説明によると、過疎化により児童生徒数は激減。学校のあり方を考えなければならないが、学校は地域のよりどころであり、活性化の核となるべき施設であるから、何とか学校を存続させたいと、若者の定住促進策として平成12年度から宅地分譲や町営住宅を建設してきたとのこと。「教育には過疎があってはならない」という教育方針に早川町の意気込み、情熱が感じられました。

「子どもは地域の宝」と町ぐるみで子供たちを育てていこうと考え、平成24年度から小中学校に通学する児童や生徒の教材費や給食費、修学旅行費など義務教育にかかる経費を町が負担することに決定しました。

「教育に過疎があってはならない」という教育方針のもと、義務教育にかかる経費の調査を行い、その後、無償化に向けての検討会を立ち上げ、賛否両論のある中、全国で初めて義務教育にかかる経費の無償化を現在も実施しています。財源は、特別交付税措置を財源として少子化対策基金に積み立て、現在それを取り崩していますが、基金はあと3年分を残すのみで、財源が気になるというのが委員全員の共通の感想でした。

早川町の山村留学の特徴は、子供だけではなくて、親子で住み通学することです。令和元年は、児童生徒のうち3分の1が山村留学の子供たちです。山村留学は、義務教育が終わるまでで、移住につなげていません。不登校の児童生徒が明るく登校できるようになったことは喜ばしいことです。

伊豆市においても、人口減少とともに児童生徒の減少からさらなる「学校の再編成」が進められようとしているが、子供たちのためのよりよい教育環境とは何か。早川町の教育には賛否両論はあると思うが、子供たちの未来への投資、教育環境を整える必要がある。また、土肥地区で小学校から高校まで受け入れる留学制度はどうだろうというのが委員会としての問題提起です。

翌日9日の午前の視察は、長野県松本市です。

視察目的は、食品ロス対策を含むごみ減量化の取り組みについてです。

松本市は、多岐にわたってごみ減量化を推進していますが、とりわけ、発生抑制、食品ロス削減事業に力を入れています。食品ロスの取り組みは、前職、前の職業が医師であった市長が、発展途上国や難民救済などの経験から、全世界に広がる貧困で食べるものも食べられない子供たちがいる一方で、大量の食品が捨てられている。廃棄された食品は焼却される。地球的規模での環境問題にもつながる。これを何とかしなければならないという強い思いから始まったとのこと。市長が職員に、そして職員が市民に働きかける運動として学ぶ必

があります。

3010運動。まずは、身近にできる職員の宴席で、乾杯後30分は席を立たず料理を食べる。閉会10分間も自分の席に戻り料理を食べる。家庭では、30日は冷蔵庫でもったいないものを料理する、冷蔵庫クリーンアップデー。10日はもったいないクッキングデー。今まで食べられるのに捨てていた野菜の茎や皮を活用して子供と一緒に料理をする。子供たちの身近な生活の中から環境教育にも取り組んでいます。伊豆市もまずは行政から取り組みましょう。3010運動を。

9日の午後の視察は、長野県山梨市です。

視察目的は、全国初の公設民営の有床産婦人科医院について。

市内唯一の産婦人科医院が山梨県南口再開発事業により移転を余儀なくされたのですが、行政の責任として、安心して子供を産み育てられる環境にしていくために、産婦人科医院を残すという思いがありました。施設は市が用意し、運営に精通している民間にという指定管理者制度を導入する公設民営方式で新たに施設を整備しました。

指定管理者は20年間で、利益剰余金の18%を市に納付。市役所での説明の後、産婦人科医院を視察。妊娠出産包括支援事業として、宿泊型産後ケア事業、訪問型事業、デイサービス事業など切れ目ない子育て支援にも寄与しています。

行政としてどれほど重要視しているのか紹介します。宿泊型産後ケア事業は画期的です。1回3泊まで利用できますが、基本料金3万4,000円のうち2万8,900円は市が負担する。自己負担は1泊2食つき5,100円で利用できます。

入院する部屋は、大きくゆったりとした気配を感じる。妊婦にはこの上ない環境でうらやましいと感想をレポートした議員がいました。

院長との懇談では、やりがいと苦勞がひしひしと伝わってきました。懇談の席で院長は「新しい命の誕生のために仕事をし、診療報酬をいただいている。したがって、若者が少ない、需要のない地域は、産婦人科医師が敬遠するのは当然でしょう。」と話していました。

最後に、山梨市から何を教訓としたか、議員の意見を紹介して、教育厚生委員会の視察報告を終わります。

需要のないところに産科医は来ない。伊豆市だけで考えるのではなく、伊豆地域全体で取り組み考える課題ではないか。産婦人科医を招致するのは難しい。医学部、それも産科を目指している高校生に補助金を出すぐらいのことをしないと、招致は難しいのではないか。妊娠から子育てまで切れ目のない支援を考えたい。

以上であります。報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和元年伊豆市議会12月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、台風第19号の被害状況について。

10月12日、伊豆半島に上陸しました台風第19号の被害状況について報告いたします。

まずは、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

台風第19号は、予報では狩野川台風匹敵する記録的な大雨となるおそれもあるとの気象台からの報道もあり、市では指定避難所及び自主避難所の22カ所を開設し、あわせて地区集会所24カ所の開設もお願いしました。避難された方は、747世帯、全市民の6.2%に当たる1,879人となりました。

被害の状況につきましては、住宅被害は、全壊2棟、一部損壊5棟、床上浸水4棟、床下浸水2棟となりました。この全壊2世帯については、被災者生活再建支援法が適用されたので、被災者生活再建支援金が支給されることとなります。

次に、市道の被害は、崩土78件、倒木46件、路肩の崩壊29件となり、現時点で6路線の市道が通行止めとなっております。

また、林道の崩土及び路肩崩壊が19件、河川や排水路への崩土等の被害が56件、農地及び農業用施設の被害が86件、漁港施設の破損が3件、上水道水管橋の崩壊が1件、下水道浄化センター・処理場では、屋根の破損と施設内浸水による機械の故障の2件が発生しております。

農作物被害では、ワサビ被害が面積0.75ヘクタール、対象戸数32戸、被害額約5,400万円。シイタケ被害が面積0.7ヘクタール、対象戸数2戸。被害額については、現時点では不明とのことです。

そのほか、月ヶ瀬梅組合から、梅林の樹木数の約14%が倒木などの被害を受けたとの報告がありました。

これらの災害復旧に係る事業費につきましては、20億円を超える見込みでございましたが、現在、調査が進み、若干減る見込みとなっております。今回は、被害箇所が多く、設計作業に時間を要するため、土木関連において静岡県から「ふじの国災害復旧支援隊」を2名派遣していただきました。農地関連につきましても県の支援をいただきながら、鋭意設計作業を進めているところです。

予算措置としまして、崩土や倒木の除去など、緊急対応が必要な案件や小規模災害の復旧については、予備費の充用と専決処分により対応し、その他の復旧費に係る予算については、補正予算の追加上程をお願いする予定です。

今回の災害において、被災件数に上がってこなかったものも数多くありますが、各地域に

においてお互いに助け合い、早期に復旧をしていただいたものであり、改めて地域力の強さを痛感したところでございます。

また、避難所や情報発信、災害ごみに関する課題なども改めて浮き彫りになりました。市民生活に大変な御不便をおかけしている市道の通行止め等の早期復旧と今後の災害対応に向けて、全庁を挙げ取り組んでまいります。

次に、道の駅「伊豆月ヶ瀬」の供用開始について。

月ヶ瀬地域振興施設を含む道の駅「伊豆月ヶ瀬」が、来月12月14日にオープンすることが決定しました。当日は、開駅式典の後、一般開放を予定しております。

当施設は、平成27年度から地域住民が参加する協議会やワーキングで意見交換を行いながら、道路管理者である国土交通省、静岡県と連携しながら整備してまいりました。

開駅後は、この道の駅「伊豆月ヶ瀬」が伊豆市の情報発信にとどまらず、伊豆半島の交通の要衝としての機能を発揮させたいと考えております。伊豆半島全体の広域観光情報の発信、買い物ができる物販スペース、子供の遊び場となる水際公園、会合などができる多目的スペースの活用などにより、地域の暮らしに貢献するコミュニティ施設となるよう進めてまいります。

3つ目に、移住定住促進事業について。

移住定住促進事業につきましては、6月と11月に「移住体験ツアー」を2回に分けて開催し、計8組19人の参加がありました。6月開催のツアー参加者の中で1組が移住につながっております。

また、「ひとり親移住定住促進事業」につきましては、11月に就労、居住、子育て支援情報等を一元化して提供する「ひとり親コンシェルジュ」を立ち上げました。これまでも、都内で「ひとり親移住相談会」を2回開催し、10月には「就業体験ツアー」を実施しました。このツアーは、市内の旅館を見学しながら、実際に旅館業の仕事を体験していただき、子育てや生活環境についても見ていただく内容で、3組の方に御参加いただきました。

今後も、移住定住相談会や移住ツアー、土肥お試し住宅の利用促進などの情報発信を積極的に行い、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目として、新こども園及び児童発達支援センターについて。

11月8日の全員協議会において報告したところですが、来年4月1日開園を目指しておりました新こども園及び児童発達支援センターにつきまして、建設工事用のハイテンションボルトの納品のおくれにより、鉄骨工事の組み立てがおくれ、開園時期にも影響が出ることになりました。

既にハイテンションボルトは納品されておりますが、約2カ月おくれでの完成となる見込みです。開園日につきましては、鉄骨工事の組み立て状況等により今後決定していきたいと考えております。

また、児童発達支援センターは、当市において初の設置となることから、委員9名とアド

バイザー1名で構成する「伊豆市児童発達支援センター運営会議」を設置し、事業の企画や運営方法等の検討を進めております。引き続き、スムーズな開園と安心して利用できる体制の確立に向けて取り組んでまいります。

5つ目に、伊豆市子育て世代包括支援センター「にじいろ」について。

去る10月1日に、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口として、伊豆市子育て世代包括支援センター「にじいろ」を開設しました。

妊産婦や育児中の御家族などが気軽に相談できるよう、生きいきプラザ2階に専用の相談室を整備し、悩みごとやささいな相談にも、こども課の保健師がきめ細かく対応しております。

今後も関係機関と連携し、妊娠から育児への切れ目のないサポートを行い、伊豆市で安心して子育てができるよう支援の充実に取り組んでまいります。

6つ目に、新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る進捗状況について。

9月定例会の諸般の報告において、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議員の杉山誠議員から報告がありましたが、伊豆市長として改めて、新ごみ処理施設整備及び運営事業の進捗状況について報告させていただきます。

9月25日に開催されました伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会におきまして、建設工事請負契約が可決承認され、正式に契約が締結されました。受注者は、荏原環境プラント株式会社東日本営業部、契約期間は、令和元年9月26日から令和4年9月30日まで、契約金額は、税込みで100億9,800万円です。

また、これに合わせた施設の運營業務委託につきましては、受注者が、株式会社伊豆Eサービス、業務期間につきましては、令和4年10月1日から令和24年9月30日までの20年間、契約金額は、税込みで85億5,619万2,000円です。

本事業は、長い時間を費やし、多くの関係者の皆様及び議員の皆様方との協議、検討を重ね、ここまで積み上げてまいりました。

ごみ処理行政は、日々の市民生活を支える重要な事業であり、自治体にとって大きな責任が課せられているものです。日々の生活に必要な不可欠な施設を、市民にとって有益な形で整備することが公益にかなうものと確信しております。

今後も、市民の皆様の負担軽減に努めるとともに、周辺地区並びに市民の皆様に対して進捗状況等を適時に説明し、本事業に対する御理解、御協力をお願いしてまいります。

7つ目として、伊豆市水道事業・簡易水道事業経営戦略について。

水道事業は、近年急速に進む少子高齢化による人口減少や節水機器普及などによる給水収益の減少、施設の老朽化による更新需要の増大など、水道を取り巻く状況が大きく変化しております。しかしながら、水道は市民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスであり、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続しなければなりません。

水道サービスの水準の維持向上を図るとともに、安定的・継続的な事業経営を推進するた

め、伊豆市水道事業経営戦略（案）及び伊豆市簡易水道事業経営戦略（案）として取りまとめいたしました。この計画期間は、令和元年度から令和10年度の10年間で、老朽管の更新30キロメートル、配水施設の耐震化4施設、監視施設整備4地区を計画しております。

また、水道料金の改定につきましては、人口減少や産業構造の変化による料金収入の減少や、老朽化が進む施設の維持管理、更新・耐震化費用の増加などが見込まれ、営業収支の状況や保有資金残高、今後の施設整備の進め方などを総合的に勘案して判断すべきものと考えております。

この計画の詳細は、市のホームページに掲載し、市民に向けたパブリックコメントも来月、12月9日から実施し、市民に説明するとともに広く意見を伺いたいと考えております。

8つ目に、東京2020大会の準備状況について。

去る10月6日、観客を動員しての「マウンテンバイク・テストイベント」が、日本サイクルスポーツセンター内の「伊豆マウンテンバイクコース」で実施されました。

修善寺駅からの参加者は、一般観客及び市が募集したモニターを合わせて1,300人となり、修善寺駅からシャトルバス乗降所までの誘導、時間指定によるシャトルバスの運行、会場内での避難訓練、アンケート調査などを実施しました。

今後は、修善寺駅構内や周辺の混雑状況、シャトルバスへの誘導方法や乗降に要する時間、シャトルバスの発着位置などについて、モニタリング結果やアンケートによるモニターの声などを検証してまいります。

なお、先月の台風第19号の影響により、観戦客の輸送ルートや会場となる日本サイクルスポーツセンター内で崩落などの被害が発生しております。サイクルスポーツセンター内での崩落については、市道に近接する場所でも発生しており、観戦客輸送への影響も懸念されることから、早期の復旧に向けて、現在、所有者である日本サイクルスポーツセンターや組織委員会、県と密に連携を図りながら復旧方法等を検討しております。現在通行止めとなっている県道熱海大仁線については、県からは、大会に支障がないよう復旧する予定と伺っております。今後も組織委員会や静岡県と連携しながら、万全の態勢で大会に備えてまいります。

最後に、伊豆市所蔵日本画展について。

下田市にあります上原美術館において、10月12日から来年1月13日まで、伊豆市が所蔵する近代日本画の共同企画展を開催しております。期間中は前期・後期に分けて、伊豆をめぐる名画、横山大観、安田靉彦の作品を中心に約40点の展示を行い、あわせて伊豆市や伊豆半島ジオパークの魅力紹介も行っております。県内外から多くの方にごらんいただき、一昨日、27日から後期の展示が始まったところです。

また、上原美術館主催による「はじめての日本画体験教室」は、伊豆市内での開催となり、定員数を超える申し込みがあったと聞いております。

今後も伊豆市所有の美術品について、近代日本美術史における特殊性、希少性を多くの方に紹介し、有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告は終わりました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第56号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第5回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第56号について提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度の一般会計の補正予算（第5回）を専決処分したので御報告するとともに、その承認をお願いするものです。

補正予算の理由ですが、去る10月11日から12日にかけて来襲した台風第19号により市内各所に被害がもたらされ、その応急復旧作業に要する予算措置を緊急に講ずる必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月17日、専決処分したものです。

詳細について総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

議案第56号の補足説明をさせていただきます。

まず、資料ですが、伊豆市マークの入った10月補正予算資料、こちらに今回の専決によります予算の概要を記載してございます。また、その資料の一番最後のページに、今回の台風第19号被害による専決処分の対象となる箇所等も記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の専決処分につきましては、先ほど市長申したとおり、台風第19号の被害、これのうち緊急を要する業務として専決をいたしました。

なお、この専決以外にも、行政報告で申したとおり、予備費を充用しまして一部対応してございます。

大きく緊急を要する業務としては、主に、資料のほうを見ていただくとおわかりになると思いますが、本復旧に向けた測量や設計業務の委託費、また土砂等の撤去のための重機の借り上げ、小規模な市単独の復旧事業などの経費に充てるために専決をさせていただきました。内容ですが、議案書の13ページからお願いします。

専決によります補正の主なまず支出でございます。

総務費の財産管理費でございますが、1点目が旧橘保育園の大ケヤキが台風により倒れたということで、そちらの伐採や伐根の委託料が50万円。あと土肥の鍛冶屋田にあります市有林、こちらにも風倒木がございまして、その伐採に25万円。

続いて、7款商工費の観光施設管理費でございます。こちらは工事請負費で、湯の国会館の看板、こちらにも影響がございまして、こちらの撤去に22万円。

以降が、11款の災害復旧費となります。

まず、農地災害復旧費の委託料ですが、こちら、まず測量委託として、水田が37件、畑が18件、合計2,800万円。測量設計委託ですが、こちらわさび田が1件で60万円。

続いて、農業用施設災害復旧費でございます。こちらにも測量設計委託として用水路13カ所ほかで1,600万円。15節の市単独災害復旧工事、こちらにも農道や用水路の復旧に900万円。

続いて、林業用施設災害復旧事業では、林道3路線の4カ所の測量委託に240万円。土砂の撤去等10路線で重機の借上料で500万円。

続いて、14、15ページでございます。

同じく11款の漁港施設の災害復旧費としまして、八木沢、小下田のそれぞれの漁港の復旧費として150万円。

道路橋梁災害復旧事業ですが、こちらにも測量委託で22路線、24カ所、1億2,070万円。道路橋梁災害復旧工事でございます。こちらが市道野竹原揚樋ノ段線で工事費として1,000万円。

河川災害でございますが、こちらは中伊豆地区の元村川の測量設計委託として300万円。

応急災害復旧費としまして、道路橋梁の小規模な災害復旧工事として、こちら市単独となりますが、2,000万円。

文教施設の災害復旧工事でございます。こちらが天城中学校の体育館の崩落があったということで、設計委託料として1,320万円。

続きまして、16、17ページになります。

社会体育施設の災害復旧費ですが、こちらは中伊豆グラウンドの法面の復旧工事として60万4,000円。

その他の公共施設等の災害復旧関連ですが、公有財産災害復旧事業としまして、こちらは旧天城湯ヶ島支所の機材倉庫裏側の入洞川の法面の崩落がございまして、こちらの測量設計に1,000万円。

衛生施設災害復旧費としまして、年川の最終処分場の整地工事に130万円。

農業振興施設災害復旧事業でございますが、こちらは修善寺農村改善センターの裏山の崩土があったということで、こちらの測量委託料に50万円。

最後に、観光施設の災害復旧事業ですが、こちらは修善寺のもみじ林の駐車場入口ほか5施設の災害の復旧工事に555万円でございます。

歳出に対します歳入でございますが、10ページ、11ページをお願いします。



歳入のうち県支出金につきましては、観光施設のうちの県有施設がございます。こちらの復旧に係る経費として県支出金が60万円。財源調整としての財政調整基金からの繰り入れを1,015万3,000円。

財源として、平成30年度からの繰越金に8,877万1,000円。

そのほかの財源としまして、災害復旧債として起債をお願いし、合計で1億4,880万円でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、申しわけありません。

3ページの専決処分書で、総金額を、すみません、申し上げていなかったものですから、今回の専決によります一般会計補正予算の第5回でございますが、歳入歳出にそれぞれ2億4,832万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を187億1,777万2,000円とするものでございます。

あわせて6ページの第2表で、先ほど歳入で申しました地方債について新たに追加をお願いするものでございます。

補足につきましては以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより議案第56号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議員の皆さん、どこで何が起きているか、今の説明でおわかりですか。

私はいつも言っているんだよね。

15番、森良雄です。

議案第56号 専決処分の報告及びその承認について、質問させていただきます。

建設部に対してはいつも言っているんですけども、どこで何が起こったのか。保留がどのくらいあるのか。リストにして出しなさいと言っているんですよ。それが出てこなきゃわからないでしょう、どこで何が起きているのか。市長は地域力だなんて言っているけれどもね。

私はいつも言っているんだけど、沖ノ原1号線なんて、あんなの地域力じゃないでしょう。あなたの設計が悪いから、伊豆市の沖ノ原1号線がぶっ壊れちゃったんだよ。

それで、上流側は、これまた設計が悪いから、水路を改修したけれども、まともに水が、これはまた言いにくいんだけど、私の駐車場が壊されちゃっているんですよ。市長、1回見に行きなさいよ。道路がどうなっているのか。私の駐車場がどうなっているのか。見もしない。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 誰だ、人の話をよく聞けよ。いいですか。

それで、この中で2つわからないことがある。農村改善センター。

1つは、河川災害復旧費、元村という説明がありましたけれども、何川ですか。

それから、農村改善センター、修善寺だと思っただけけれども、あそこのところは、建物の裏のことを言っているのか、それとも修善寺グラウンドのことを言っているのか、この辺について。もし修善寺グラウンドじゃないんだったら、修善寺グラウンドはどうするのか伺いたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、2つありましたので、答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、箇所の御質問のうち、修善寺農村改善センターについて御説明いたします。

場所につきましては、修善寺農村改善センターの建物の裏、こちらが台風によって崩落したということで、グラウンドではなくて、施設の裏側ということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） もう一つ、川のほうですね。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 河川災害の委託ですけれども、中伊豆地区の元村川です。元村地区の元村川。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ですか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 元村川がどこにあるのか後でまたお伺いしたいと思いますので、そのときは教えてください。

修善寺グラウンドの上も崩落していると思っただけけれども、今回の台風以前の崩落だと思っただけけれども、この辺は承知しておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 修善寺グラウンドの崩落については、今回の台風第19号直後の崩落でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今のお話だと、今回の補正と同じ時期の崩落だと。なぜ今回、補正に入らなかったのか伺いたい。

それから、今後どうするつもりなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 修善寺グラウンドの崩落については、当然のことながら復旧すべく準備を進めておりますので、必要な予算については、改めて本議会等で補正予算等をお願いする予定でございます。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第56号に対する基本的な考え方お尋ねします。

専決処分というのは、それなりの理由があって、本来は議会にかけて、そして審議をしてやるというのが原則なんですけれども、専決処分は法的に当然認められていることは重々承知しておりますけれども、その専決処分をやらざるを得なかった理由について、全般で結構ですから、基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の台風第19号による被害ですが、13日から調査のほうをいろいろかけまして、相当数の被害箇所があったということで、本来ですと、議員おっしゃるとおり、臨時会等お願いして、予算ですので、やるべきところなんです、なかなか全容把握にすぐには至らないということと、臨時会を招集するにつきましても、いつまでにどの程度の予算が必要かという、なかなか見通しが立たなかったというものもございました。

順次、先ほど申しましたとおり、予備費で対応できるものは、まず予備費で対応して、順次、現地のほうを建設部のほうで調査して、報告するためのまず測量設計を進めなければならないということで、まず測量設計の必要箇所数等を把握し、その金額がある程度固まった段階で、それから臨時会をお願いするんだと、なかなかまた時間がかかってしまいますので、ある程度把握された段階で専決して、順次、測量会社やコンサルへ発注していくと。これはやはり伊豆の国や函南等でも相当の災害がありまして、測量会社も相当手いっぱいであったという話も聞いておりますので、なるべく早く予算を措置して作業を進めたいと。そういう趣旨から、今回はまず予備費で対応して、専決をお願いして、最終的に国の査定等が終わる、この12月議会に本復旧の予算をお願いするという、そういう3段階でいろいろ検討いたしました。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

13番、西島信也議員。

[ 13番 西島信也君登壇 ]

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

今、木村議員からどういうわけで専決処分したかというお話があったわけですが、いろいろな調査とか何かに時間がかかって、議会の招集する暇がなかったと、そういうようなお考え、答弁だったと思うんですけども、3ページに専決処分書があるんですけども、これの専決処分した日が令和元年10月17日なんですよね。たしか19号台風があったのは10月12日ごろだったと思うんですけども、5日で専決処分したということなんですよね。

それで、私は、よくこんな5日で専決処分できるかなと思うんですけども、さっき言ったようにいろいろ設計とか何かがあって、それでこうやって詳細な金額をはじいて、それで6ページにあるように地方債を申請して許可がおりたということは、どうも、10月17日じゃどうやってできたのかなという気がするんですけども、これは本当は、専決処分というか、決まったのはもっと後じゃないんですか。ずっと後、一月ぐらい後で、それで、だから、したがって、議会の招集する暇がないというのは、これはちょっと苦しい答弁じゃないかと思うんですけども、そこら辺について、10月17日、5日間で専決処分したということですけども、こんな5日間でできるものなのかどうなのかをお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 災害は10月12日ということで、うちのほうの建設部の職員は、13日から休みだったと思います。3日間ずっと出張りで、各地域を回りました。非常に朝から夕方暗くなるまで回って、そういう状況を把握して、その金額につきましては、委託につきましては、今まで委託を出しているという中の経験の中で、例えば農業サイドだと、50万円から60万円ぐらいという数字を持って件数を掛けているというのが実情でございます。道路災害につきましても、1件につきましては非常に大きいものと小さいものとありますので、その辺も、通常に出している委託業務とかそういう経験の中から数字を出して、それで出しているというのが現状でございますので、ここにつきましては、しっかり今発注をかけていますので、その先については、最終的にはそれで残が出るということはあると思いますけれども、この段階では、そういうところでしっかり金額をつかんで、例えば土砂が崩れたときには、ボリュームは大体はかっています。長さや高さ、ボリュームを掛けて大体立米幾らだというのが大体の経験値ありますので、そういうものでしっかり出して、ざっくりなんですけれども、それを出しながらしっかり17日までに間に合わせて、5時まで来て、それから残業して夜遅くまでやったというのが実情でございますので、その辺を理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

○13番（西島信也君） 建設部の御苦勞は、それは大変だと思っているわけですが、問題は、要するに議会を招集しないで、審議しないで、議会で審議をしないで、こんな何億円もの予算といたしますか、予算の専決処分をするというのは、これは私はおかしいんじゃないかと。

實際上、地方債だって、そんな1日、2日で、だから、10月12日に台風が来て、17日に専決処分でしょう。5日間しかないわけですよ。そんな中で、どうやって地方債の申請、それから決定までできるのかというのは、大変不思議だと。

これは建設部が専決処分するとか、そういうものじゃなくて、これは市長がやっていることですからね。建設部に追っつけないでいただきたいと思うんですけども、要するにここで専決処分するということは、議会軽視であると思うんですけども、そこら辺は市長はどうお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会軽視ではなくて、私は市民重視だと思っております。やはり主権者である市民の皆さんが一番望まれているのは、なるべく早い復旧、一日も早い復旧であって、そして専決処分というのは、法律的に許されているわけですね。

今回、結果的に建設部が非常に頑張ってくれて、初期段階で設計測量に必要なコンサルさん確保してくれたんですね。これが二、三週間おくれましたら、どこも欲しいわけですから、そんなに多くない、設計、測量ができるコンサルさん、もし確保がおくれたら、それこそあと何週間、何カ月もおくれることになり、それはやはり市民の皆さんが全く望んでおられないことであろうと。これはやはり法律に基づく専決処分が市民の最も公益にかなうやり方であると、市長としてはそのように今でも考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

続けてください。

○13番（西島信也君） 市長は、今、法律に基づいた専決処分であるということなんですけれども、それでは、専決処分をするには4つ理由が、こういう場合はやっていいよというのは4つあるんですけども、そのうちのどれなんですか。

だから、本当に、私は本当に、台風ですから、早期の復旧は絶対必要なわけですよ。ですけども、ですけどもですよ、私は、用意をするのは非常に重要ですよ。重要ですけども、5日間で専決、こうやって予算を決めて、台風があつて5日間で予算を決めて、それで専決処分をした。どういう理由で、まず私は不思議だと思うのは、5日間で本当に決められるのかと。地方債まで申請して、幾ら幾ら載っているわけですよ、地方債だってね。これだって、5日間でできるんですかということ。

それと、どういう理由で、4つのうちの理由のどれの理由で要するに専決処分したという

ことですか。

2つお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の専決処分の理由、議員おっしゃるとおり、自治法の第179条でございます。議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということでございます。

緊急性につきましては、先ほど木村議員の御質問にも答えさせていただきました。まず、公共土木の災害を国のほうで申請するに当たりまして、まず現地のほうの測量をする、それと設計をするという、そういう委託が早急に必要であるという、先ほど建設部長の答弁のとおりです。

その金額につきましても、経験値から、この延長だと大体幾らぐらいの測量費という、あくまでも予算立てするときには、測量費の詳細な設計というよりも、経験値から1本とか、そういう何平米とかという、そういうものから概算の予算を出してあります。

また、起債につきましても、当然この期間内に県と協議して決定をもらっているものではなくて、あくまでも歳入予算の見込みですね、見込みとして財政調整基金とか繰越金とか起債を見込むということで歳入のほうを計上しているものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第56号の討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入りたいと思いますが、45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより議案第56号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第5回））の採決をいたします。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第56号は承認されました。

### ◎議案第57号～議案第61号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第6、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から、日程第10、議案第61号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第57号から議案第61号までの5議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第57号につきましては、人事院勧告等による職員及び任期付短時間勤務職員等に係る人件費3,250万円を初め、ふるさと納税返礼品及びシステム使用料5,380万円、台風第15号に伴う災害復旧費に1億1,360万円などを見込むほか、寄附額が好調なふるさと納税を基金に積むための積立金に1億5,000万円、9月におりました予備費が台風第19号対応により不足してしまったため新たに300万円を増額するなど、4億4,319万円を増額し、歳入歳出予算額を191億6,096万4,000円とするものです。

また、あわせて市道越路嵐山線改良工事に係る継続費の変更、台風第15号災害復旧工事や同報無線操作卓接続工事等に伴う繰越明許費の追加補正、給食センターの調理や配送業務の債務負担行為設定のほか、災害復旧事業について地方債の補正をお願いするものです。

議案第58号は、人事院勧告等による職員及び任期付短時間勤務職員等に係る人件費41万円や、国の通知によるシステム改修費176万円など、総額467万円を増額し、歳入歳出予算額を43億772万3,000円とするものです。

議案第59号は、保険基盤安定負担金の確定に伴い静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金を89万円増額し、歳入歳出予算額を4億5,359万4,000円とするものです。

議案第60号は、人事院勧告等による職員及び任期付短時間勤務職員等に係る人件費110万円や施設の電気料400万円の総額510万円を増額し、歳入歳出予算額を1億7,989万6,000円とするものです。

議案第61号は、減価償却費が105万円増額する一方、流域下水道事業維持管理負担金を77万円減額し、歳入歳出予算額を16億1,507万5,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第57号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第57号 一般会計補正予算（第6回）の補足説明をさせていただきます。

先ほどと同じように補正予算資料をお配りしてございますので、その概要について記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、今回の補正でございます。

金額につきましては、先ほど市長申したとおりでございますが、内容について、まず23ページの第2表、継続費の補正でございます。

こちら土木費の市道越路嵐山線の改良工事、いわゆる御幸橋のかけかえの事業でございます。3カ年で3億円の継続費をお願いしてございました。今回、下部工の基礎工事の工法の変更や、また全体的な仮設費の増額などにより、全体として1億4,100万円の増額をお願いし、総額4億4,100万円に補正をお願いするものがございます。

年割額につきましては、令和2年度におきまして1億2,000万円を2億6,100万円とするものでございます。

続いて、24ページの第3表、繰越明許費でございます。こちら、また歳出のほうで詳細申し上げますが、消防費の同報無線の操作卓の接続工事、これは天城湯ヶ島地区の現在、同報無線が故障しているということで、1,610万円。そして、同じく消防費の国土強靱化の地域計画の策定業務、こちらに850万円。それぞれ県の補助金を活用して事業を行うということで、繰り越しをお願いするものでございます。

災害復旧費につきましては、それぞれ発注が年を越すことで、全額の明許をお願いするものでございます。

第4表の債務負担行為でございますが、まず、防災機能を備えた公園の調査検討業務としまして、今年度発注、来年度までの債務負担。そのほか、給食センターの調理業務、3センターと調理室でございますが、こちらも3件、3年間の債務負担行為、今年度中に業者を決定するというので、令和2年度から令和4年度までの債務負担。同じく給食センターから給食の配送業務2件、こちらと同じく3カ年の債務負担。

最後、2件の中伊豆室内温水プールの天井部材の落下防止工事でございますが、天井部材が落下するという事故が発生し、その後、委託費をお願いしてございましたが、今回、工事のほうの金額をお願いするものでございます。来年度へ720万円。今年度につきましては、



また後ほど説明させていただきます。

それと、プールの工事に伴いまして、現在、指定管理者が管理をしているんですが、そちら、一部営業を中止しなければならないということで、その補償金が発生します。これは工事の債務負担と合わせてセットで令和2年度へそれぞれ債務負担をお願いするものです。

第5表の次のページ、地方債でございますが、こちらそれぞれ災害復旧に係る地方債を追加するものと変更するものを計上させていただいております。

続きまして、歳出の詳細について、36、37ページからお願いします。

失礼しました。先に申しわけありません。72、73ページをお願いします。

今回の補正の一つの理由としまして、人事院勧告に基づく人件費の補正をお願いしております。内容につきましては、この後、条例改正でまた説明させていただきますが、特別職につきましては、期末手当の引き上げによりまして11万5,000円、それに伴う共済費、合わせて12万6,000円となります。また、一般職につきましては73ページでございます。

こちらは、下の(2)の表を見ていただきたいと思います。

まず、給料につきましては、人事院勧告で給料表の改定をしております。給料につきましては、今年度の4月に遡及適応するというので、248万8,000円をまず増額するものです。そのほか、減額なんですけど、こちらは年度中の育児休業等によりまして、給料を支給しない職員もいますので、379万7,000円を減額するものでございます。これによりまして、給料につきましては130万9,000円の減額。

また、手当でございますが、今回の人勧に伴いまして、まず勤勉手当が0.05月引き上げになります。また、給料表の遡及適応に伴います6月、12月に支給する期末手当にも反映されますので、合わせて603万2,000円の増額。そのほか、時間外手当や早期退職者のための特別負担金等で、手当としまして2,813万円の増額をお願いするものでございます。それぞれの手当の内容につきましては、上の表の総括に記載してございます。

それでは、戻っていただきまして、36、37ページからお願いいたします。

総務管理費の事業の2、庶務一般事務事業の家屋借上料でございますが、こちら令和2年度に派遣する職員のための家賃をあらかじめ3月中に、敷金、礼金等を支払う予定があるということで209万円。

1つ飛んで、企画費のバス路線維持事業、こちらは平成30年度の運行分の補助金の額が今回確定したということで、777万2,000円の計上。

下のふるさと納税促進事業、こちらは令和元年度、ふるさと納税を4億円を見込んで返礼品等の予算を計上してございました。この11月までの寄附の状況等を勘案しまして、1億5,000万円の増額を見込み、5億5,000万円を見込んでございます。その増額分の1億5,000万円の3割、これが返礼品として4,500万円。あと同じくシステム使用料が増額分で879万5,000円となります。

続きまして、42、43ページをお願いします。

3款1項3目の国民年金事務費のシステム改修費でございます。こちらは年金生活者支援給付金に対応するためにシステムを改修するもので、49万5,000円。

下の国民健康保険事業でございますが、こちらは国民健康保険特別会計への繰出金です。国保会計で今回の人勤に伴う人件費の増額と、あとシステム改修が予定されております。それらの増額に伴い一般会計からの繰出金をふやすもので、217万4,000円。

一番下の後期高齢者医療特別会計繰出でございますが、こちら後も後期高齢者保険基盤安定負担金の増額に伴いまして、後期高齢者の特別会計への繰出金を89万4,000円増額するものでございます。

続きまして、48、49ページ。

こちら一番下の4款3項の上水道費の簡易水道事業特別会計の繰出金でございます。これは特別会計におきまして人勤や時間外等の人件費の増額と電気料の増額、これに伴いまして特別会計の補正がございますので、あわせて一般会計で1,776万4,000円の繰り出しとなります。

続きまして、52、53ページをお願いします。

こちら一番下の林道事業でございます。林道殻沢線の改良工事でございます。840万円。これは市有林のクヌギを来年度売却する予定でございますが、現地までの林道が荒れているということで、その前に林道のほうを整備したいということで840万円をお願いするものです。

続いて、56、57ページをお願いします。

7款1項の観光施設管理費の備品購入費になります。湯の国会館管理事業の揚湯予備ポンプの購入99万円、これは現在、ポンプが1台稼働しているわけですが、緊急時等に備えまして予備のポンプを1台購入するものでございます。

続きまして、58、59ページをお願いします。

8-2-2の3、国・県道関連事業の県単独道路橋梁整備事業負担金、それと下の8-4-1の急傾斜地崩壊対策事業の県営急傾斜地崩壊対策事業負担金、これはいずれも県営事業の事業費の増額に伴いまして、市の負担金を追加するものでございます。道路橋梁事業につきましては144万円、急傾斜地につきましては721万5,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、60ページ、61ページです。

9款消防費の災害対策費、まず無線通信設備管理事業でございます。こちら繰越明許費のところでも話しました。現在、天城湯ヶ島地区の同報無線が故障で使えなくなっております。これに対応するために、同報無線の操作卓の接続工事を実施したいということで、1,610万円。次の防災対策事業、国土強靱化地域計画策定業務委託でございます。国土強靱化計画につきましては、国からの要請もございます。また、今後、国の補助金や交付金を活用する事業について、強靱化計画に位置づけることが必要となっていくということが見込まれております。来年度の8月までにこの計画を作成したいということで、今回850万円をお願いする

ものです。この同報無線と国土強靱化につきましては、いずれも県の補助金を活用する予定をしておりますので、繰り越しでお願いしたいと考えております。

続きまして、66、67ページです。

教育費の7項保健体育費の体育施設費、下の表の中段にございます中伊豆室内温水プール管理事業の天井部材落下防止工事でございますが、先ほど債務負担のところでもお話ししました室内温水プールの落下事故に対応するものでございます。令和元年度の予算としまして480万円。先ほどの債務負担で設定させていただいたのが720万円。合計でこの工事につきましては1,200万円の規模で実施を考えております。

続きまして、68ページ、69ページでございます。

こちらの災害復旧費につきましては、いずれも農地災害、農業用施設、道路橋梁でございますが、いずれも台風第15号の災害に対応するための工事費でございます。19号につきましては、また今後お願いするところでございますが、今回、補正でお願いしているのが15号に関する復旧費でございます。農地災害復旧事業が1,070万円、農業用施設災害復旧事業が3,590万円、道路橋梁災害復旧事業で6,700万円をそれぞれお願いするものでございます。

最後、70ページ、71ページでございます。

先ほど申しましたふるさと納税の基金への積み立てを1億5,000万円追加をお願いするものでございます。

歳出に対する歳入でございます。ページ戻っていただきまして、30ページ、31ページをお願いします。

主なものとしまして、15款国庫支出金の10災害復旧費補助金でございます。こちら先ほど台風第15号による災害復旧費の国庫補助金としまして、農地・農業用施設災害復旧に対して2,868万5,000円、公共土木災害復旧費に対しまして4,468万9,000円を見込みます。

また、16款の県支出金のうちの消防費補助金につきましては、同報無線工事に対しまして工事費の3分の1で535万3,000円。国土強靱化計画の策定、こちら3分の2の補助金566万6,000円。この2件合わせまして、緊急地震・津波対策交付金として1,101万9,000円を見込みます。

続いて、32、33ページでございます。

今回の歳出に伴います歳入の財源調整としまして、財政調整基金からの繰り入れが1億6,995万4,000円。

市債としまして、合計で3,600万円をお願いするものでございます。

一般会計の補正につきましては以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第58号及び議案第59号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから、議案第58号及び議案第59号の補足説明をさせていただきます。

それでは、まず議案第58号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、先ほど市長が申したとおり人事院勧告に伴います人件費の増と、また国保事業システムの改修及び一般被保険者療養費の増に伴う補正でございます。

議案書につきましては、75ページからになります。

まず、歳出から説明をさせていただきます。議案書、予算に関する説明資料の84、85ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費の2節給料で10万5,000円、3節職員手当等で16万1,000円、4節共済費で14万8,000円を増額するものでございまして、この部分については人事院の勧告に伴います人件費の増額でございます。

また、同じ款、項、目の13節委託料でございますが、国民健康保険に加入しております外国人被保険者の在留資格及び在留期日を住基のシステムと連携させるための改修を行うために176万円を増額するものでございます。

また、2款1項3目一般被保険者療養費の19節でございますが、当初見込んでおりました療養費を超える申請がございました。その部分、不足する部分を見込みまして、250万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして82、83ページでございます。

補正予算の歳出に係ります財源といたしまして、5款の繰入金、1項一般会計からの繰入金3節職員給与費等繰入金を41万4,000円、6節のその他一般会計繰入金については、システム整備費の繰入金ということで176万円、6款の繰越金へ療養費分として250万円を増額するものでございます。

続きまして、議案第59号でございます。令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

議案書につきましては、87ページからになります。

今回の補正につきましては、令和元年度静岡県後期高齢者医療広域連合に納めます保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴います補正でございます。

歳出の部分でございますが、説明資料は96、97になります。

まず、歳出の部分でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節負担金補助及び交付金について、不足する部分の89万4,000円を増額するものでございます。

94、95ページに戻りまして、歳入の部分でございますが、財源といたしまして、一般会計からの繰入金ということで、保険基盤安定繰入金を89万4,000円増額するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第60号及び議案第61号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第60号と議案第61号につきまして補足説明

をさせていただきます。

まず、議案第60号、議案書では99ページになります。

令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

108、109ページをお願いします。

まず、歳出につきまして、職員の給与等109万6,000円を増額、簡易水道事業の11の需用費の電気料400万円の増額をお願いするものでございます。まず、職員給与費でございますが、10月の人事院勧告及び施設のふぐあい等対応等によりまして、時間外勤務手当の増によるものでございます。11の需用費の400万円でございますが、主なものは土肥地区のかんがい排水にかかる電気料の負担割合を建設課と協議し、負担割合を変更しました。当初予算に考慮していなかったため、増額をお願いするものでございます。今後このようなことがないように注意いたします。大変申しわけありませんでした。

また、そのほかとしまして、各施設のポンプの稼働時間がふえたことによる電気料の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、106ページ、107ページをお願いします。

歳入でございますが、繰越金を平成30年度の決算によりまして1,266万8,000円の減額補正をお願いしまして、これとともに、今回補正をお願いする509万6,000円、増額分を合わせまして1,776万4,000円を一般会計繰入金としてお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第61号、111ページになります。令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）について補足説明をいたします。

114ページをお願いします。

今回の補正は、平成30年度末時点の固定資産が確定したことに伴い補正をお願いするものでございます。

収入の補正についてでございますが、固定資産の確定により、長期前受金戻入28万2,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の支出の補正についてでございますが、流域下水道の維持管理のための負担金算定対象水量が当初の見込みを下回ったため、流域下水道費76万6,000円の減額としまして、また固定資産の確定により減価償却費104万8,000円の増額を行い、補正額として28万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

#### ◎議案第62号～議案第66号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第11、議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第15、議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一

部改正についての5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第62号から議案第66号までの5議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第62号は、人事院勧告に基づき、市の特別職と一般職などの給与に関する3条例を改正するものです。

議案第63号は、会計年度任用職員の制度が導入されるため、会計年度任用職員の給与等及び費用弁償について条例で定めるものでございます。

議案第64号は、会計年度任用職員の制度が導入されることにより、関係条例について整理するものです。

議案第65号は、地方税法施行令の一部改正による国民健康保険税の課税限度額を政令に合わせる改正及び税率の改正を行うものです。

議案第66号は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が一部改正されたことに伴い改正をするものです。

詳細については、担当する部長から説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第62号から議案第64号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第62号から議案第64号の3議案について補足させていただきます。

まず、議案第62号でございます。

今回、人事院勧告に基づく3条例の改正でございます。条例議案説明資料をお分けしてございます。今回の人事院勧告に伴う3条例の改正ですが、こちら内容のところに表としてまとめてございます。

まず、特別職の職員の給与に関する条例でございますが、本年度、期末手当の支給率を12月支給分0.05月の引き上げ。また、来年度以降は、この0.05月を6月と12月にそれぞれ0.025ずつ振り分けるという改正を行います。

続きまして、職員の給与に関する条例につきましては、こちらはまず給料表を改めるというものと、勤勉手当の率を12月に支給するものを0.05引き上げ、来年度からの勤勉手当の率を、その0.05に対して0.025ずつ振り分けるという改正を行います。

3つ目が、伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございますが、こちらは一般職と同じように給料表と期末手当の率を同様に改正するものでございます。

施行期日につきましては、給料表につきましては4月からさかのぼって適用すると。期末勤勉手当につきましては、この12月分で適用させるということでございます。

条例の内容につきましては、133ページ以降の新旧対照表にそれぞれの条例を1条、2条で改正しております。3本の条例でトータル6条となっております。

続きまして、議案第63号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定でございますが、会計年度任用職員につきましては、新しく公務員法で位置づけられております。現在、短時間の非常勤職員という規定はあるんですが、非常勤職員につきましては、自治法上、任用の手續等明確な規定がないということと、期末手当の支給ができませんでした。今回、公務員法の改正によりまして、新しく会計年度任用職員という制度ができました。それに伴って、今回、新たに条例を整備するものでございます。この会計年度任用職員につきましては、非常勤という職種のくくりになるんですが、常勤職員と同じようなフルタイムで働く会計年度任用職員、あと短時間で働くパートタイムの会計年度任用職員、2の職種がございます。

それでは、145ページの条例で説明させていただきます。

まず、この条例でございますが、先ほど言いました地方公務員法の規定に基づく会計年度任用職員の給与と費用弁償を定めます。

給与の種類でございますが、第2条で、フルタイムの会計年度任用職員には、給料と通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当と期末手当を支給します。ただし、パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬と期末手当となります。

3条で、フルタイム会計年度の給料につきましては、一般職の常勤職員に適用される給料表を適用します。

第5条でフルタイム職員の期末手当は、一般職常勤の例によります。

146ページでございます。

次に、パートタイムの会計年度職員の報酬の基本額につきましては、時間額でこれを定めます。

また、9条で報酬以外に支給するものとしましては、時間外勤務手当と休日勤務手当に相当する報酬を合わせて支給する規定でございます。

10条で、今回新たにパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給することができるようになりましたので、一般職常勤職員の例に準じて規則で定めるとするものです。これはパートタイム会計年度任用職員につきましては、勤務形態が常勤職員とは勤務時間等変わってございますので、一律に条例でつけれないということで規則に委任するものでございます。

また、147ページの第13条、パートタイム会計年度任用職員につきましては、通勤手当にかわるものとして費用弁償を支給するというもので、その額につきましては、2項で一般職の常勤職員の通勤手当、旅費の例に準じて、こちらも規則で定めるものとするというもので、この新たな条例につきましては、令和2年度、令和2年4月1日から施行するという規定で

ございます。

続きまして、議案第64号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、こちらは、この公務員法と自治法の改正に伴いまして、市の関係条例、それぞれ影響するところが出てまいります。直接影響のある条例としまして、11条例を本則で、また条例の題名の改正に伴う引用箇所を改正するものを附則で4つ改正します。

155ページからの新旧対照表を見ていただくと、こちらは、今回の改正は、主に先ほどの会計年度任用職員の制度ができたことに伴いまして、臨時職員や非常勤職員という文言のところの改正や、新たに公務員法の会計年度任用職員について改正をしたものでございます。

職員の定数条例から分限に関する手続条例、懲戒の手続条例、勤務時間に関する条例、それぞれ公務員法の改正にあわせて市の条例も改正しております。

以上が3議案についての補足説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第65号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、167ページからになります。新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、2点ほどございます。

まず、1点目でございます。新旧対照表170ページでございます。

地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の算定方法を規定しております第2条第2項につきまして、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、政令に基づきまして基礎課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものでございます。

続きまして、改正の2点目でございますが、国民健康保険制度が平成30年4月1日に行われておりまして、国保制度が広域化になったことによりまして、市から静岡県に納付いたします国保事業費納付金の財源を確保するとともに、国保財政の収支の均衡化を図る観点から国民健康保険税条例の一部を改正いたします。

内容といたしましては、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を規定しております第3条第1項、医療給付分の所得割税率を0.55引き上げ6.55%に、また被保険者の均等割を規定しております第4条につきまして、2,900円引き上げ2万5,100円に引き上げるものでございます。

新旧対照表171ページに移りますが、第6条に規定しております後期高齢者支援金分等の課税額の所得割税率を0.27%引き上げ2.27%に、第6条の2で規定しております被保険者の均等割額を1,300円引き上げ8,900円に、新旧対照表173ページになりますが、介護納付分の被保険者に係る所得割税率を0.11%引き上げ2.01%とするものでございます。



また、新旧対照表172ページから174ページの第21条につきましては、世帯の所得が一定額以下の場合に行う保険税の減額について規定しております。第2条第2項の部分で説明いたしましたが、政令に基づきまして基礎課税限度額を58万円から61万円に引き上げたことに伴うとともに、保険税の減じる額を改めるものでございます。第21条中の第1号につきましては、減額割合が7割の減額対象世帯、第2号につきましては、減額割合が5割の減額対象世帯、第3号は減額割合が2割の減額対象世帯について、それぞれ保険税から減額する額を改正しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第66号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） それでは、私のほうから、議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは175ページから179ページとなります。

この改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が一部改正されたことを受け、伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正をするものです。

178ページの新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

改正の主な内容でございますが、第14条の保証人及び利率でございますが、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を付し、年利3%だったものを保証人を付すかどうかを選択できるようにし、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合には年1.0%とするものでございます。

次に、15条の償還等でございます。現在の条例での償還方法は、年賦償還と半年賦償還でございますが、それに月賦償還を追加するものでございます。

最後に、第16条の支給審査委員会の設置でございます。災害弔慰金や災害障害見舞金を支給するに当たりまして、災害によるものであるか否かの判定が困難な場合に、警察や消防等の各機関の情報などにより、調査、確認の上、医師や弁護士等の有識者による審査を経て判断することが必要となるため、支給審査委員会を設置するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

#### ◎議案第67号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第16、議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第67号について提案理由を申し上げます。

本案は、旧土肥教職員住宅について、公募型プロポーザルにより土地及び建物の減額譲渡を行うこととしましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決をお願いするものです。

内容については、土肥にあります旧土肥教職員住宅について、平成27年3月に用途廃止して以降、普通財産としての利用がなく、今後も利活用が望めないことから売却することとしたものです。

詳細について総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第67号の補足をさせていただきます。

まず、この旧土肥の教職員住宅の今までの売却手続の経緯について説明させていただきます。

施設内容につきましては、議案に書いてございますとおり、建物と土地でございます。

平成26年度末に用途廃止して以降、平成29年1月に第1回目の公売の公告をしております。このときにやはり参加者がございませんでした。

その後、今年度、7月に第2回目の公売の公告をいたしました。このときには、第1回目の金額に対して再鑑定ということで金額を変えてございますが、7月に第2回の公告をいたしました。このときにもやはり参加者がございませんでした。

この旧土肥の教職員住宅につきましては、やはり建物つきということで、そのまま置いておいても老朽化するのみですので、今年度9月に公募型のプロポーザルによる公告を実施しました。内容につきましては、どのような使い方をするのか、また譲渡する場合の希望価格を求めました。そのときに1社応募がありまして、今回、契約の相手方とする土肥八木沢にございます瀬尾製作所株式会社の応募がありました。相手方の今回の提案につきましては、やはり会社ということで、社員寮として再利用したいと。特に、現在、伊豆市内の従業員が多いということですが、やはり近隣市以外にも遠方からも募集をかけたいと。そのためには、やはり社員寮が必要であるという趣旨。それと、外国人の実習生の受け入れもやっていきたいと。あわせて、やはり社員寮として活用したいという提案でございました。

また、この場所が海拔20メートルぐらいのところにありますので、地元のためにも非常食や保存水の備蓄などにも使っていきたいという提案がございまして、市でも庁内の提案の審査会を開催して、ヒアリング等を行った結果、減額での譲渡にはなりますが、地元の企業の雇用促進等に活用できるということで、今回お諮りするものでございます。

まず、議案書の譲渡する財産の無償譲渡の建物でございます。共同住宅と倉庫がございま

すが、2階建てで、共同住宅が288.6平方メートル、倉庫が23.46平方メートル、こちら市の標準価格として267万9,820円で7月には公募いたしました。

続いて、土地でございます。こちら2筆ございまして、宅地が1筆が336.56平米、もう1筆が131.20平米、合わせまして467.76平方メートルとなります。こちらの土地の市の基準価格としましては491万円。合計で、7月に公募したときの基準価格が758万9,820円で市の基準価格として公募してございます。

まず、建物でございますが、やはりこちら改修する必要があるということで、今回、市の基準価格を改修費が上回るということで、建物につきましては無償譲渡とさせていただきたい。また、土地につきましても、491万円に対して、やはり改修費が大幅にかかるということで、こちらを291万円減額して200万円。総トータルとしまして、市の基準価格758万9,820円に対しまして、今回200万円で譲渡したいという御提案でございます。

譲渡方法につきましては、先ほど申しました公募型のプロポーザルによる随意契約。現在、この方法により仮契約を締結してございます。

説明につきましては以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

#### ◎議案第68号及び議案第69号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第17、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）及び日程第18、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）の2議案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第68号及び議案第69号について一括して提案理由を申し上げます。

本件は、来年3月31日をもって指定期間が満了する修善寺温泉駐車場及び湯の国会館の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について産業部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから議案第68号及び議案第69号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第68号、議案書は183ページでございます。

施設の名称は、修善寺温泉駐車場です。

指定管理者となる団体は、一般社団法人伊豆市観光協会。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

なお、一般社団法人伊豆市観光協会は、当施設が供用開始しました平成26年度から2期にわたり当施設の指定管理者として管理運営を行っております。

指定管理者の候補者選定までの経緯でございますが、施設の設置目的や機能を考慮し、また事業の継続性という観点や、昨年度実施されました指定管理者審査会による業績評価で妥当としてA評価とされた管理運営実績から、一般社団法人伊豆市観光協会を引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断し、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条及び第5条の2の規定に基づき、公募によらない候補者として指定管理者審査会に諮問いたしました。

その結果、一般社団法人伊豆市観光協会は、指定管理者の候補者として適格との答申をいただきましたので、同協会を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を求めるものです。

団体の概要につきましては、185ページのほうに添付した資料のとおりでございます。

続きまして、議案第69号、議案書は187ページでございます。

施設の名称は湯の国会館です。

指定管理者となる団体は、株式会社サンアメニティ。

指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5カ年間です。

なお、株式会社サンアメニティは、当施設が指定管理者制度を導入した平成24年度に公募により指定管理者として指定し、以降、2期にわたり当施設の指定管理者として管理運営を行っております。

指定管理者の候補者選定までの経緯でございますが、指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、本年7月31日から10月11日までの間、指定管理者の募集を行いました。公募期間に応募がありましたのは、株式会社サンアメニティ1社であり、その選定について同条例第5条の2の規定に基づき、指定管理者審査会に諮問いたしました。その結果、株式会社サンアメニティは、指定管理者の候補者としてふさわしいとの答申をいただきましたので、答申の内容を踏まえて、同社を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を求めるものです。

団体の概要につきましては189ページに記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

#### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第19、議案第70号 伊豆市建設計画の変更についてを議題といた

します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第70号 伊豆市建設計画の変更について提案理由を申し上げます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号）の施行により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されました。

この特例を適用するため、伊豆市建設計画の計画期間を延長するとともに、引き続き、効果的に市の発展を推進するため、所要の変更を行うものであります。

計画の変更について県と協議をさせていただき、令和元年10月16日付で「異議のない旨」の回答をいただきましたことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 堀江啓一君登壇〕

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、議案第70号 伊豆市建設計画の変更についての補足説明をさせていただきます。

議案書は191ページからになります。

伊豆市建設計画につきましては、合併当時、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる旧合併特例法に基づき、平成15年7月に算定しておりまして、その計画期間は、平成16年度から平成26年度までの11年間となっております。その後、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されました。これに伴い要綱の改正が行われ、合併特例債の発行期間が5年間延長可能となり、所要の改正をさせていただきました。

今回は、その後、平成30年4月25日に、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、要綱の改正に伴い、合併特例債の発行の期間がさらに5年間延長可能となったことによります。

合併特例事業につきましては、市町村建設計画に基づく事業とされていることから、今回、経過期間のさらなる5年間の延長と、その期間中に予定しております地域医療体制の確保、リサイクル施設の整備等の事業を新たに合併特例事業として位置づけ、所要の変更をお願いするものでございます。

変更箇所の詳細につきましては、201ページからの新旧対照表のとおりでございますが、これにつきましては、先日、11月8日に開催されました全員協議会で詳細を説明しております。同じ内容になりますので、省略させていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

全ての提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第70号までの14議案に対する質疑は、12月9日開催予定の本会議にて行います。

### ◎伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙について

○議長（三田忠男君） 日程第19、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙を議題といたします。

本選挙は、現在欠員となっている1名の組合議員の選挙となります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

それでは、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議員に間野みどり議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました間野みどり議員が当選されました。

当選されました間野議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、12月3日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の波多野靖明議員から発言順序5番の小長谷順二議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、12月4日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、議場において広報委員会を開催いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 53 分

## 令和元年伊豆市議会 1 2 月定例会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 1 2 月 3 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (16名)

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		



開議 午前 9時30分

◎開議宣言

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会12月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

11月29日、市長から提出された議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、12月2日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。

この際、議案第63号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第63号の訂正の件

○議長（三田忠男君） 議案第63号の訂正の件を議題といたします。

市長から訂正の理由を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、私から今回の議案第63号の訂正について説明させていただきます。

議長宛てに12月2日付で訂正申し出の文書を出させていただきました。その文書の中に、

A4横で正誤表をつけてございます。

訂正をお願いする箇所でございますが、今回の伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の中で、第8条、パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額、これを時間額で定めることと規定しております。8条の2項で時間額の求め方を規定しております。その中で、括弧書きになります1円未満の端数の処理の仕方、これを提出済みの条例案では、端数を切り上げた額という規定をしておりました。もともとこの条例は、静岡県の条例を参考にしつくっておりました。端数につきましては、切り上げ、切り捨て、四捨五入、3つの方法がございます。市の中でこれを検討していく中、今の常勤職員等のバランスを考え、四捨五入を使うということにしてあったんですが、当初の県の案を参考にした端数の切り上げがそのまま残ってしまっていたということで、今回1円未満の端数については、これを四捨五入して得た額に条例案のほうを訂正させていただきたいと考えます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号の訂正の件は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号の訂正の件は承認することに決定いたしました。

#### ◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、日程に基づき一般質問を行います。

今回は13名の議員より通告されております。

本日は、発言順序1番の波多野靖明議員から発言順序5番の小長谷順二議員までを行います。

これより順次質問を許します。

#### ◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 最初に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 皆様、おはようございます。

早速ではありますが、発言通告書に基づき一般質問を始めさせていただきます。

件名1、防災情報の伝達方法について。

全国に被害をもたらした大型で非常に強い台風19号は、10月11日に気象庁が狩野川台風級と警告があったため、この台風では避難所1,844名、公民館35名で、計1,879名、市民全体の約6.2%が避難する結果となりました。また、全国各地では甚大な被害をもたらす結果とな

りましたが、伊豆市を含め狩野川流域では河川の決壊はなく、他地域で起きているような被害にならなかったことに大変安堵したとともに、被災した方々には心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風避難を大きく意識づけたのは、狩野川台風級というキーワードが伝えられたことが1つの要因であったと思います。情報発信の仕方一つで市民の意識が大きく変化することを実感いたしました。そこで、現在の市民に向けた災害情報の伝達方法の種類と今後の伝達方法の見通しについて、市長にお聞きいたします。

件名2、外国人就労者の日本語講座について。

近年、我が国では、人口減少は少子高齢化に伴い、国内の産業全体で労働力人口の深刻な人手不足に直面しております。伊豆市においても観光業、建設業やその他の産業においても就労人口は減少の一途をたどっております。現に私が幾つかの事業者と話をしたところ、作業員、スタッフを募集しても集まらず、外国人就労者を受け入れている、真面目に働いてくれ頼りにしていると聞いております。ただ、言葉の壁を越えるのが難しいと聞きます。

そこで、伊豆市で外国人就労者に対し日本語講座を開くことは、日本語を覚え日本の文化をよく理解することにつながる、ゆえに外国人就労者と事業者が円滑なコミュニケーションをとることができれば業務も円滑、効率的になり、市内事業者の有益になると考えますが、いかがでしょうか。答弁を市長に求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今回の台風15号と19号を経験し、災害警戒本部の機能や市民への情報伝達、避難所運営など多くの課題が判明し、この教訓は次に生かしていかなければいけません。

現状の市民に向けた災害情報の伝達方法の種類と今後の見通しについては、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、まず情報の伝達方法でございます。現在、市が災害情報等の情報発信には、主に5つの方法で伝達しております。

1つは、同報無線による放送と、防災ラジオによる受信でございます。2つ目は、同報無線の内容を伊豆市の情報メールによる配信となっております。3つ目は、ホームページへの記載、4つ目として、今回は使ってはいないんですが、緊急時における携帯電話やスマートフォンの利用者に対する緊急速報、いわゆるエリアメール、これも方法としてございます。最後5つ目としては、やはりFM I Sを活用して、同報無線の内容やメールの内容等を的確に伝えていただく方法、この主に5つの方法が伊豆市では考えられております。

今後の伝達方法の見通しでございますが、同報無線の設備が導入から25年から35年ぐらい

経過しており、機器の故障が絶えなくなっております。今回の補正予算におきましても天城湯ヶ島地区の同報無線の機器の修繕の予算をお願いしているところでございます。

今後はこの同報無線のデジタル化を含めた同報無線にかわる伝達システムについていろいろ今調査して研究しているところでございます。市民にとっても最も有効なシステムを導入することで、現在提供している方法に加え、日々進化しておりますスマートフォンアプリなど活用できないかということで、情報伝達の多重化について調査しているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 今回の台風は多くの避難者が出ておりましたが、その避難された方たちというものはどの情報源によって避難を決断したのか、また、台風でしたらそのタイミングとは風雨が強くなる前なのか、住宅に浸水や被害が出てからの避難が多かったのか、その辺はアンケートをとっておりますでしょうか。わかりましたら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、避難の開始でございますが、市では、台風が上陸する前の10月11日の午後3時、15時に、まず避難準備情報として、高齢者やなかなか避難が難しい方には早く避難をしてくださいと、これは暴風雨がまだ強くなっていない段階です。そのときにはやはり通常の台風のとおりと同じように、それほど多くの方が避難されていなかったわけですが、翌日12日に朝方午前5時に、土砂災害警戒情報が発表されました。あわせて洪水警報が発令され、市では、この朝6時に避難勧告を全域に発令しております。

やはり避難勧告が発令した後、朝早かったわけですが、やはり落ちついたこの日の午前中は相当の方が避難をされてきている、特に4時過ぎに気象庁から警戒レベル5の情報が出ておりますので、それ以降、3時以降ぐらいからはやはり500人弱の方が避難をされているということで、市の避難準備情報はいつも雨風が強くなる前、明るいうちにまず避難をお願いしますと呼びかけ、今回のように土砂災害が出たとき、まだこのときは明け方明るいときだったものですから、避難勧告を発令したということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。皆さん、台風の強い、弱いとか、自分の経験したことを判断基準にすることが多いかと思えます。そうすると、地域で被害が出たときの身近の災害をキーワードにあらわすことがやはり大事なかと思えます。台風の大きさをあらわすときにヘクトパスカルという単位がございしますが、今回の台風規模というのは狩野川台風級という言葉がありまして、それを表現したように、以前のどの台風と同じレベルに

当たるのか、わかりやすい目安を提示してあげることが市民個々の危機管理レベルを上げるんだらうと私は考えております。

そこで、伊豆市単独でも台風の大きさをあらかず災害レベルを段階的に市民に伝えることというのは可能なのか、お聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、現状、気象庁のほうでは、先ほど申したレベル5が最高、最高といいますか、一番危険があると。レベル1からレベル5を発表していると。それに加え、今回は事前準備としてやはり狩野川台風級、匹敵するというのは、議員おっしゃるとおり相当なインパクトがあったと思います。それに加え、やはり土砂災害警戒情報が出たり、レベル5になったりすると、最初の認識が狩野川台風級というまず頭があって、それからどんどん暴風雨が強くなったということで、相当数の方が避難されたと思います。

市としましては、災害対策本部が気にするのはレベル3、4、5、それとヘクトパスカルが940なのか950なのかというその数字を基準にはするんですが、やはり市民の方には、災害情報のレベル3、4、5がやっと始まったばかりで、まだ浸透し切れていない部分もあろうかと思いますが、それにあわせて市は避難準備情報であったり避難勧告であったりというものも並行して出すというのが今の段階では一番いいのかなと。

また単独にいろんな表現をしますと、またいろんな迷うこともあるでしょうし、市民だけじゃなくて観光客の方もいらっしゃいますので、ある程度、全国共通的な伝達がいいのではないかというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） よくお話のほうはわかりました。

今回の台風も今までの台風もそうなんですけれども、伊豆市のコミュニティラジオ、FM I Sで災害対策本部が開設されている間は、昼夜を問わず、多くの市民に災害情報を提供し続けていただきました。それにより被災した方々、また避難した方々に生の情報で安心感を与え、元気を分けてくれたのではないのでしょうか。

そこで、今回、登録がたしか500件を超えているという伊豆市の情報メールですが、例えばそこにFM I Sはここを押してねなどの、例えばFM I Sのアプリ取得のリンクをつけていただくことというのは今後可能なのか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、伊豆市の情報メールの登録者数でございますが、議員おっしゃられたとおり、今年度に入っては500件を超えた登録、11月末時点で5,500件の方が登録しており、今年度については500件程度が登録されております。情報メールからFM I S

をスマホとかで聞くアプリがございますが、恐らくFM I Sのアプリをとりに、インストールにいくアドレスを貼ることはできると思うんですが、情報メールの中からそのまますぐ聞けるというのはちょっと難しいのではないかなと。情報メールにFM I Sのアドレスを貼って、ここにまず入ってくださいと、その後にFM I Sのアプリのインストールの画面に行くということは可能だとは思いますが、まずはそれも1つの方法かと、今のお話を聞いて思いましたので、少し職員を使ってテストをして、うまくインストールのところに入れるようであれば、1回情報メールで市民の方にお知らせをして、FM I Sのアプリのインストールをお願いしますという方法はできると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 私は、台風当日、自宅にいながら避難者とSNS等を通じて避難所の状況を常に教えていただくことができました。菊地市長がフェイスブックに投稿した写真や動画で川の様子がよくわかった、こういうものが大事だよと、その際に市民から意見を聞くことができました。そして私も、とても忙しかったと思うんですけども、伊豆市の防災安全課のほうに連絡を取り、いろいろ対応してもらったということもございます。

実は、既に国交省の設置している狩野川のライブカメラは、そのときアクセスが集中してしまって、見ることができずにいた方もかなり多かったと。その改善要望というのは先月、自民党の三島田方連絡協議会のときにうちの支部長の青木議員が既に国交省には伝えてはありますが、このような情報発信があるということはとても大事なんだと思います。そしてそういう情報があることで、例えば市民が氾濫しそうな川をのぞき込みに行くとか不用な外出を控えることにつながり、悲惨な事故も起こらなくなると私は思っています。

市民が求める情報を正確に広く多くの人に伝える迅速な伝達方法というのが必要だと考えますと、現在の伊豆市に必要な情報伝達のツールというのは、伊豆市のアプリをつくるのが大事なんじゃないでしょうか。伊豆市全体を総合したアプリです。その中に防災情報を伝えるメニューを、例えば必ず入れることが効率的だと私は思っています。そうすることでふだんの市民生活に必要な市内のイベント、交通情報、行政情報が正確に迅速、そして広く伝わるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 他の自治体でよくやられている観光と防災を合わせた観光防災のアプリというのは、導入している自治体もあるように伺っています。市でも実際、昨年度、観光と防災が合わさったアプリができないかな、導入できないかなということを検討したこともあったんですが、ちょっと実際に導入までは至っておりません。それよりも、アプリよりもやはりWi-Fiを整備しようとかということになったんですが、現在静岡県では、防

災に特化した県の総合防災アプリというのがございます。それには雲の様子からどういう状況かというのが情報をとれますので、まずは県の防災アプリをまず使っていただくということと、冒頭申しました観光と防災を合わせた市独自のアプリ、これもやはり一度検討はしましたので、引き続きどういう使い方ができるか、県のアプリだけでは足りないのかを検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 以前私が使っていて、友人から教えてもらったスマートフォンのカレンダーアプリというのがございます。そこに地域のイベント情報なんかも出るということで、これは個別に産業部のほうにいろいろ相談して前向きに考えていただいているんですけども、その際に、やはりいつも話題に出るのが、高齢者はスマートフォンを使えないんじゃないか、パソコン使えないんじゃないかといういろいろ疑問というか質問がございまして。

しかし、実は最近、御年輩の夫婦のところへ伺って、静岡県の防災アプリ、ありますね。先ほど総務部長からお話も出ましたけれども、その存在を教えたことがございます。そのお二人は、70歳半ばぐらい、80歳手前の御夫婦なんですけれども、2人ともスマホをよく使っていると。2人ともお持ちです。そして、最近では病院に行っても、例えば待合室がありますよね。昔は年輩の方々が皆さん御歓談されているような様子が思い浮かべられると思うんですけども、最近だと、年輩の方々がスマホを見てゲームをしていると、そのような状況だということです。そして、その御年輩の御夫婦も課金されない、お金のかからないゲームなんかは4つほど入れているということでしたので、高齢者のスマホの普及率、利用率というのかなりふえてきたんじゃないかなと思います。

こちらが先ほど議長のほうに許可をとって持ち込みをさせていただいていますが、ちょっとごめんなさい、小さくてわからないんですけども、NTTドコモのモバイル社会研究所からの出典になります。皆さんから見まして、こちら側、左側が60代の携帯電話、いわゆる昔のガラケーですね。それとスマホの普及率のグラフになります。青がガラケーですね。赤いのがスマートフォンの普及率になります。そうすると、ガラケーというのはだんだん減ってきています。今は29%ぐらいしかガラケーの所持率はないと。だけれども、スマートフォンというのは2015年には33%だった60代が実は45%、56%、そして現在2019年では70%も普及率があるというデータが出ています。そして、さらにその下には、ガラケーもスマートフォンも持っていないよという方たちは、2015年には14%いたのが、2019年には実は60代でも4%しかいないんですね。そして、先ほど私が話した70代のほうは、2015年にガラケーのほうで68%ありました。そしてスマホが18%しかございませんでした。しかし、今はガラケーの39%の所持率を上回って、43%まで行ったと。ほとんどの方がスマートフォンを持っているという所持率になっております。

そして、70代じゃ持っていないんじゃないかという方もいらっしゃると思いますけれども、

実は70代でも18%の方がガラケーもスマートフォンも持っていないという調査結果が出ておりますので、ぜひこういうものを進めるというのは必ず市民の利益にかなうものですので、お願いしたいなと思っております。

市長、このスマートフォンとかのこういう保有率を見て、どのように感じていますか。市長なんか多分市内をいろいろ回られるので、やはりこういう高齢者とお話することがあると思うんですけども、その辺をどのように感じているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先日も女性モニターの方からお話を伺ったところ、やはりスマホをお持ちの方でも入れ方がわからない、ダウンロードの仕方がわからない。ラジオも聞きにくくて、非常に困ったということがございましたので、そういったことに対しては具体的に市の職員、それからFM I Sのスタッフと一緒に普及に努めていきたい、いくべきものであると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 市長、どんどん進めていただきたいと思います。

災害情報の伝達方法について、新しい情報システムの活用や、これまでに発生してきた災害現場での教訓を生かしたり、今後さらに市民に向け、より有効な方法をつくり上げていく必要があると私は思っております。今回、ほかの議員からも災害関連の質問が多数出ておりますが、菊地市長は、情報伝達については厳格になされていたであろう自衛隊の出身でございます。

これまでの市長としての経験とあわせ、さらに次の任期でもそのほかの仕掛け中の新市建設の事業とともに、市民の安心と安全をより強固にする考えはございますか。先日の新聞報道では、菊地市長は、来年の市長選挙に出馬の意向を表明する見込みとのことでした。御本人の口から来期への挑戦の意思をはっきりと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、情報機能については、既に市長が誰であれ、来年の梅雨前までに情報伝達機能を強化することと、それから少なくとも1度は訓練をするように指示したところでございます。

これに関連して、市長選挙についての御質問ですが、観測記事はどなたに取材されたのかわかりませんが、私は次の市長選挙に出馬させていただき、改めて市民の御判断を仰ぎたいと考えるに至りました。私が初めて伊豆市長選挙に出馬宣言をしたのは12年前、平成19年12月のことでした。それは、後援会をつくっていただいて、選挙に向けての体制が整い



つつあったことと、何よりも主権者である市民の皆さんにしっかりと政策を説明する時間を考えてのことでした。今この時点で、具体的な政策を掲げ、これからの伊豆市行政の責任を担うと表明している方がおりません。他方、伊豆市新市建設計画は、いまだ道半ばというよりも期限延長に伴って新市建設計画の見直しを本議会に提出しているところであり、その中には新しい中学校整備や防災機能の強化など、極めて重要な案件が含まれています。

このような状況にあって、残り4カ月で市長の職を辞するという事は、責任放棄のそしりを免れないと考えるに至りました。私は、伊豆市が誇る歴史と伝統文化、美しい自然と温泉、そして何よりも市民の地域力を信じて、伊豆市の未来に向けて具体的な政策をしっかりと説明させていただき、そして、主権者である市民の皆さんの御判断を仰ぎたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

2問目お願いいたします。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから答弁のほうさせていただきます。

外国人労働者の雇用に当たっては、議員御指摘のとおり、まずは言語、日本語の壁が大きく立ちほだかり、文化や慣習の違いから事業者と外国人労働者との円滑なコミュニケーションがとれないために、お互いの理解にそごが生じ、これにより業務の遂行に支障が出る場合もあると考えております。また、外国人労働者の受け入れにおいては、こうした言語や文化、慣習の問題のほかにも、外国人労働者の募集や支援制度の理解、住居や研修施設の確保など、受け入れ側にもさまざまな課題があると考えております。

こうした外国人労働者を受け入れる環境の整備や言語も含めたさまざまな課題解決のために、事業者団体である商工会、また支援団体と連携しながら、事業者が安心して雇用でき、また、外国人労働者が働きやすい環境の整備を行っていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 近隣の市町では、伊豆の国市の葦山時代劇場で、伊豆の国市国際交流協会の皆さんが日本語講座を開いてございます。実際、私も現地で開催しているところを見学させていただきました。代表の方等にお伺いしますと、日本語をその場で教えるだけではなく、市内の観光施設の見学だとか、あとはイチゴ狩りの遠足も企画したとのことでした。また、日本の文化についても知ってもらうために、時代劇場の中の和室を利用しているということも伺っております。現在、伊豆市内から葦山まで外国人就労者を通わせている事業者もあると聞き、市内でもその需要はあると私は考えます。伊豆市の生きいきプラザにも和室

がございます。生きいきプラザであれば、事業者が車で送り迎えするにも、外国人が例えば自転車で通うにしても適していると思いますが、もしやるとしたら、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 現在、伊豆市の交流協会では、市民の皆さんを対象とした国際的な理解や交流を深めることを目的として英会話教室であるとか中国語教室もやっております。議員がおっしゃいます日本語教室につきましては、以前に在住外国人の居場所づくりとして検討したことがありました。そのときには事業の担い手となる新規委員の確保が課題となり、日本語教室の実施のための組織はつくれなかったと聞いております。

産業部長が今言ったとおり、外国人が働きやすい環境の整備というものが重要であると考えます。伊豆市交流協会でも外国人雇用をする事業主あるいは商工会等と連携して、今後考えていく必要があると考えています。その場合には、生きいきプラザ、現在も英会話教室であるとか中国語教室で使っておりますので、その場所が最適な場所であると考えております。以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） やはり最近伊豆市内を歩いていても、いろんなところに行くと、外国人の就労者と思われる方を見かけることがとても多くなりました。そうすると、やはり市役所の窓口にも外国人のそういう方が来られるのではないかなと思っております。例えば、市役所の窓口にも日本語がうまく話せない外国人が来ることというのはありますか。また、そのようなときには、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員が指摘されている部分でございますが、伊豆市内に就労等で居住する場合、市民課の窓口にはいらっしゃいます。そういった方々はほとんど事業所さんからの通訳ができる方と一緒に来ております。そのようなことがございまして、本人との意思確認も正確にできまして、事務等に支障は出ておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。

そのようなことでしたら、とても安心をいたしました。市長が日本語以外にも英語もドイツ語もできるので、そのたび市長がおりにくるのかななんて、そんな答えはないとは思いましたが、よく市長なんかもよく事業者でオーナーが外国の方だったりすると、通訳を買って出るといふか通訳をお願いされるなんていうことを聞いたことがありますので、そんなことはないだろうと思いましたが、一応聞いてみました。

今回、なぜ私が日本語講座について質問したかといいますと、最初通告にもございましたが、市内の事業者さんとお話をした中で必要性があると思ったからなんです。市民から、例えば外国人が日本語を学ぶのは自己責任じゃないか、またはなぜ自分たちの税金を使って日本語教育の支援をする必要があるのか、そういう意見も少なからずあると考えましたし、私も最初はそのような疑問もございましたが、日本における少子高齢化による人口減少がございます。そして、女性活躍やひきこもりの若者の問題もございます。

そして、伊豆市には小規模事業者が多いということが特に顕著であると考えますし、会社を継ぐ後継者がいなければ労働力になる人もございません。それはほかの地方の町も同じで、日本の中小企業が仕事があるのに倒産していく会社がふえていると聞いたこともございます。日本の経済を支えていくためには、定年の延長等も私は考えなければいけないだと思いますけれども、まず外国人に日本で働いてもらわないとならないという現実もあると考えております。

日本の専門学校とか大学の留学生、日本で卒業したらそのまま日本で働きたいという方が6割ほどいても、実際に働けるのは二、三割だということも聞いたことがございます。制度の問題もございまして、意欲と能力のある人材を海外にとられるのではなく、このすばらしい日本で私は活躍していただきたいと、そのような思いが私にあるからなんです。

市長は日本の経済、世界の経済にとっても精通していると私はいろんな話を聞いていると思っております。伊豆市の今後の経済を支えていくための労働力というのをどのように考えているのか、最後に質問いたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、私は日本の将来にとっても伊豆市も含めて、とても大変難しい、だけれども、大切な課題だと思っております。今、市長としても政策目的と手段が必ずしも一致していないのではないかと考えることがあります。例えば姉妹都市のネルソンに行きましたときに、カナダの方がおっしゃったんですが、カナダは政策的に人口の1%、つまり約40万人を毎年入れていると。これはもう移民国家カナダの宿命として、そういう政策をとっているんだそうです。今ヨーロッパ諸国は、中東からの予期されていない移民がふえて大分混乱はしておりますけれども、その前の時代、政策的に移民を受け入れていた時代の政策というのは、これからの日本にとって1つ参考になるんだろうと思います。

私、イギリスとフランスは詳しくありませんけれども、ドイツを含む中・北ヨーロッパですね。まず、外国語教育は本人の責任ではなくて、国としてやるわけです。私は自衛隊からの留学生でしたけれども、向こうの国がドイツで勤務した人に対して語学を提供するわけです。日本とかシンガポールは全部自己負担でしたけれども、ある国は教育費を免除、ある国に対しては、軍人の将校であっても生活費まで支援をして、わざわざドイツに来ていただい

ているんですね。私はあえて申請しませんでしたけれども、2年間、ケルペンという町では1年間だったんですが、その短期の留学生に対してでも子ども手当、月1万か2万円を支払う制度もあって、明らかに自国の国民の国力を上げるため、それから国内の消費を確保するためという政策目的と手段が一致しているんです。

今、我が国では、何に対して一体地域の活力を、つまり人口を維持するために入れようとしているのか、経済力の労働力強化のために入れようとしているのか、そのあたりが必ずしも政策目的と手段がクリアに一致していないように見えるんですね。これから、伊豆市の経済は決して悪くありませんけれども、労働力不足で経済力が落ちていく危険性がかなりはっきりしていますので、それならそこに合ったしっかりした手段をつくっていかなければいけない。いずれにしても、この問題は、日本と静岡県と伊豆市のどこにとっても大切な課題ですので、しっかり自分の目標をクリアにして、そして国と県に訴えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 外国人を受け入れると治安が悪くなるという話をよく聞いたことがございます。私もそう考えたことも正直ございます。ただ、やはり外国人を受け入れる体制というものもかなり必要なのかなと私は思っております。これは私がパソコン上とかで調べただけの話でございますが、例えば外国人就労者が来た場合、1つの部屋に何人もタコ詰め、言い方が適切かどうかわかりませんが、タコ詰めにして、その外国人就労者を雇うというやり方というのは、やはり間違いなのかなと私は思っているんです。

最近、私がいろいろ聞いた事業者さんによりますと、やはりほかの事業所でも外国人の労働者がいるので、そこと同じアパートと間借りしたりしていただいて、1部屋というか、1DKだったりするんですけれども、1DKに1人、多くても2人ぐらいの生活をさせていただいていると。やはりそういうような日常の生活環境というのも整えることがやはり市民の理解も得られますし、また外国人もしっかりとこの日本で経済活動というのをさせていただくことになると思うんです。

そして、最近、近隣で聞いた話というか市内の事業者さんですけれども、やはり地域の奉仕活動だとかそういうものにも出ているということなんです。そうすることによって、やはり地域の活動に担い手が少なくなっていますので、そういうところにも外国人の就労者を生かしてというか手伝っていただいて、日本のいろんな文化だとか生活状況を知ってもらうことが必要なかなと思います。そういうような話というのは、市長、聞いたりしたことありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 労働力に絞って、ちょっと人口対策でなくて、労働力確保という意味

で外国の方に来ていただくという観点からは、私、2つの課題があると思っていますが、1つは、我々の地域社会にどう受け入れていくか、インテグレートしていくか。実はドイツの中で一番トルコ人の人口が多いのはベルリンなんですけど、完全に別のコミュニティで、彼らが担う仕事もほぼ決まっている。例えば東京なんかだったらそういう形になることもあるのかなと思うんですが、伊豆市の場合に特定の場所に、実は人口対策の移住受け入れと同じなんですけど、特定の場所にかたまっていたら、そのコミュニティをつくっていただくというのは多分合わないんじゃないかと思うんですね。

やはり我々地域で受け入れて、地域の共同体でインテグレートさせていただいて、しっかり溶け込ませていただいて、そういう社会のほうが伊豆市で受け入れるあり方としては、それが外国の方であれ、市外から移住される方であれ、多分望ましいんだろうと思います。その中で伊豆市の固有の歴史とか伝統文化と一緒に勉強したり、そういったことのほうが多分うまくいく可能性が高いのではないかと思います。

私自身も5年間、短期を含めて6年間外国にいましたけれども、全くそこだけのコミュニティで生きていけと言われると、どうしてもそこにあつれきができるような気がします。私はずっと、ありがたいことに日本人が交代していく、ローテーションしていく勤務でしたので、そこもやりやすかったんですが、やはり特定の社会をつくってください、あなたたちはそこだけで生活してくださいというのは、伊豆市としては多分合わないのではないかと。したがって、逆に言うと、私たちの受け入れの心の持ち方で、その政策も成果も変わっていくのではないかと考えています。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

ここで、議事日程の都合により休憩時間を40分までとらせていただきます。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は3件の項目について、市長に質問させていただきます。

初めに、防災・減災に大きな役割を果たす地区防災計画策定に向けた取り組みについて伺います。

災害発生時には、自治体や消防などの公的機関が行う公助が行われますが、より減災に大

きな役割を担うのは、みずからの命を守る自助と、地域住民が助け合う共助とされています。6,400人以上の死者・行方不明者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約8割が家族や近所の住民等によって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された人は約2割との調査結果があります。また、同じ阪神・淡路大震災における別の調査では、自力で脱出したり家族、友人、隣人等によって救出された割合が約9割を超えており、救助隊によって救助されたのは1.7%であるとの調査結果もあります。大規模広域災害時に、救助隊が直ちに全ての現場に駆けつけることは不可能です。

さらに、1万8,500人以上の死者行方不明者を出した平成23年3月の東日本大震災でも、岩手県大槌町のように、町長を初め町の多くの幹部や職員が津波によって死亡するなど、行政機能が麻痺し被災者を支援することができなかつたことがあり、これらのことを教訓に、地域住民が災害時の避難方法などをみずから立案する地区防災計画が平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。地区防災計画は、自治会や商店街、事業所など、立てる単位も自由で、その内容も地区の状況に合わせて住民主体で考えるものですが、各地域で地区防災計画の策定が進むことが市全体の災害対応力の向上につながると思います。

そこで、現在、当市では地区防災計画の策定についてどのような取り組みが行われているのか、今後の普及についていかに考えているのか伺います。また、地区防災計画に大きな役割を果たす人材育成、防災士の資格取得者増加策とその知識、技能の活用について、またさらに、家庭における防災計画やマイタイムラインの普及についての考えを伺います。

次に、地域を守る地元建設土木事業所の担い手を育てる取り組みについて伺います。

国土交通省によると、広い範囲で大きな被害をもたらした台風19号は、16都県の延べ301河川で氾濫が発生し、浸水した面積は少なくとも2万5,000ヘクタールと、去年の西日本豪雨を超える記録的な豪雨災害となり、土砂災害では11月6日時点で20の都県で合わせて821件確認され、1つの台風で発生した土砂災害としては、記録が残る昭和57年以降最も多くなったとのことです。当市でも護岸崩壊や道路損壊、農地、農業施設被害などが数多く発生し、復旧には多額の費用と長い期間を要するとされています。

近年は地球温暖化の影響で大型台風の発生頻度が増し、このような災害は今後も発生することが危惧されています。また、南海トラフ巨大地震の発生も近い将来あるいは直近で発生するかもしれません。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止め、被災後の早期復旧復興を図るためには、地域の建設土木事業者の協力が不可欠です。

しかし、少子高齢化、人口減少の中で、受注量も減少し、担い手の確保はどこも深刻な課題であり、技術の承継はおろか事業所の存続のままならない状況であると聞きます。国土交通省では年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共事業の品質確保を図る上で重要であり、発注、施工時期の平準化に向けた取り組みをさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であるとしています。当

市における取り組みはどのように行われているのでしょうか。また、今後、公共工事の発注、施工時期の平準化にいかに取り組んでいくかについて伺います。

最後に、市営食肉加工センター、イズシカ問屋の個体受け入れ状況とその改善策について伺います。

イズシカ問屋については、捕獲個体の買い取りにより、狩猟者の捕獲意欲を増進し、もって深刻な野生鳥獣による農業被害の軽減を図るとともに、品質のすぐれた食肉の販売による伊豆市ブランドの向上に貢献してきたと確認しています。しかしながら、季節変動はあるが、その受け入れ能力は十分でなく、せっかく搬入しても受け入れを断られ、搬入意欲、さらに捕獲意欲も減少しているとの声が複数の市民、狩猟者から寄せられています。現状の課題についてどう認識しているのでしょうか。今後の改善策をいかに考えるのかについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、地区防災計画の現状についてですが、市内では4地区と1団体で地区防災計画が策定されています。特に、地震・津波被害が想定されている土肥地区での計画策定が進んでおります。

詳細については総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の地区防災計画の状況でございますが、まず、平成28年度に修善寺のニュータウン地区で、土砂災害に対応した地区計画の策定を先頭に、平成30年度に小土肥の浜区、黒根区、八木沢連合区の3地区、それと土肥温泉旅館協同組合の1団体で策定されております。さらに今年度、土肥の大藪区と観光協会の土肥支部、こちらがやはり地震・津波に対応した地区計画の策定に向けて、現在、大学の先生をお招きして、年度内の完成を目指していると伺っております。

今後の地区計画の策定の普及でございますが、やはり区長会や防災指導研修会などでその必要性等を普及啓発してまいりたいと考えております。

次に、2点目の人材育成についてでございます。

人材育成として、まず議員、防災士の資格のことでございますが、まず県が実施します防災士の養成講座や災害に関する各種フォーラムなどの御案内を広報等により案内しているんですが、残念ながら、現状、申し込みがほとんどないというのが実情です。市としましては、市民の方の防災意識の高揚を図るために、防災指導員や地域福祉委員、地区の役員等、防災研修や講話などを年間10回程度実施しておりますが、なかなか思うように進んでいないのが

現状でございます。

地域の防災意識の高揚には、やはりそれぞれの地区に防災に関してのリーダー、引っぱって行く方が必要となります。今後もこの防災士につきましては、取得に向けていろいろ啓発していきたいと考えております。

3点目のマイタイムラインの普及についてですが、防災に関して市民みずからが果たすべき役割は極めて大きいものでございます。自分の安全はみずからの手で守るという意識を持っていただき、災害対策の意識を高めていっていただきたいと考えます。

このマイタイムラインにつきましては、現在、国の狩野川直轄流域の地区につきましては、浸水区域等のハザードマップを作成し、関係各戸へ配布しております。また、県管理の狩野川流域と修善寺川につきましては、現在市でもハザードマップを作成している最中です。来年度早々には各戸配布できるものと考えております。また、さらに、大見川と土肥の山川、これについて、現在、県において洪水浸水の想定区域の区域図の作成をしていると伺っておりますので、こちらも来年度中には公表できるものと考えております。

また、土砂災害の危険性につきましてもハザードマップで示しておりますので、既に土砂災害警戒区域や浸水区域に指定されている地域にお住まいの方は、まず自分の住んでいる地域の災害リスクの周知から始めていただき、最終的には、一人一人のマイタイムラインを御家庭ごとに防災について話し合っ作製していただくことが理想と考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今、市内でも4地区1団体が地区防災計画を策定しているということ伺いました。今後、この地区防災計画をより広げていくことが必要かと考えますけれども、なかなかそれが広がらないというのはこの地区でもあると思います。

平成26年版の防災白書というのがありまして、この中で地域コミュニティにおける共助による防災活動という項目があります。ここで書かれているのが、内閣府が平成25年に実施した東日本大震災の被災者に対する調査結果をもとにして、東日本大震災の前から自治会、町内会等の地縁活動やNPO、ボランティア活動等への参加の程度が高い人ほど、大震災時にも孤立することなく支援したり支援を受けたりすることができる可能性があると言え、このような活動が地域コミュニティの防災力の向上に重要な役割を果たすと思われると書かれています。

そして一方で、平成26年に内閣府が実施したウェブアンケート調査によれば、地域コミュニティにおける防災活動を除く一般的な地域活動と防災活動の関係をみると、一般的な地域活動を行っている人のほうが防災活動を実施している割合が高い。一般的な地域活動の活性化が防災活動の活発化につながり、それが地域防災力の強化にもつながるとも書かれています。私も以前から地域コミュニティの強いところは防災力も対応力も強いことは



感じていたんですけれども、このことについてはどういうふうに思われますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 地域コミュニティと防災計画、防災力の関係、今、まさしく議員おっしゃられたとおりで、当然、地元には防災のリーダーも必要ですが、人のつながりがだんだん希薄になっていきますと、現状やはり少子化であったり高齢化であったりすると、コミュニティ自体が希薄になっていきます。日常の活動が希薄になったコミュニティに、やはりそこに防災力まで求めるのはなかなか難しいのかなと。マンパワーがやはり不足してしまうというふうに考えます。まさしく防災計画をきっかけに、地元のコミュニティや地元のまちづくりにつながっていただければと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） まさに、コミュニティと防災力、これは本当に並行して進められるもので、地区名は忘れてしまいましたけれども、ある地域では、なかなか防災計画が進まなかった理由に1つに、地区内の仲が悪いということがあったそうです。ただ、必要に迫られて防災計画を進めていく中で、地域住民のつながりが強化されて地区がまとまったという事例もありますので、この防災計画を推進することによってコミュニティ力も強まるという大きな効果があると思いますので、今後とも進めていただきたいと思います。

そして次に、また先ほどの調査ですけれども、自助・共助・公助をそれぞれ1つ目にも、組織、2つ目にも、金、3つ目に情報の3つの要素に分類した上で、地域の防災活動のために必要なものはどれかについて行った質問があります。その回答によると、自助・共助・公助の中では共助が重要だとする回答が最も多く、また共助の要素の中でも人、組織が最も重要だとする回答が48.1%、次いで情報を必要との回答が37.1%あったということで、このことから、国民は地域の防災活動の活性化のためには、地域コミュニティにおける防災に関する人、組織がしっかりしていることが必要だと考えており、また、同時に関連制度や支援に関する情報が不十分であることから、公助において、公助というのは行政機関において関連情報をしっかりと発信することを求めていると考えられると書かれています。

今後、行政における地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するとともに、積極的に関連情報の提供を行う等、地域コミュニティと行政が連携して対応していくことが重要になるとこの防災白書では結論づけていますけれども、共助が最も重要ということで、市内でも多くの自主防災組織がつくられています。

先ほどの地区防災計画をつくった地区以外にも自主防組織はたくさんあると思います。ただ、自主防組織もなかなか課題も多いと聞きますけれども、現状の自主防災組織、区単位の自主防災組織、これを現状、課題とかどういうふうに捉えられているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この自主防災の上でとても大切な視点なんですけれども、市の名前は忘れたんですが、千葉県の東京寄りのある市長さんのところで、マンションがすごく多くて、そこで災害上ちょっと脅威を感じて、地域コミュニティをつくっていただいたんだそうです。だから大きなマンションにそれなりに幾つかの単位でコミュニティをつくっていただいたと。ところが、3.11の後、市域はほとんど8割ぐらい液状化したそうなんです、そのときに機能したのは、やはり昔ながらの自治会だったんだそうです。したがって、やっぱり古くからの地域コミュニティが力があるということと、今、議員御指摘になったように、そういった新しいコミュニティのところは何か共通の課題、防災なら防災で議論することによって、地域力がついていくということはあるんだろうと思います。

そこで、総務部長からちょっと詳細を説明させる前に、市長として今回痛感したことを1つだけ、これ、皆さんにどうしてもお話ししたいんですが、それはまず、地域防災の中でいろいろあるんですが、まず予防的、自主的に避難している場所での、実は運営なんですね。今回、指定避難所と自主避難所で22カ所だったと思います。全部で46カ所、地域の集会所も含めてやったんですが、当然、職員を配置し切れない。例えば22カ所に3人ずつ職員を置いただけで66人食われてしまうわけです。全部で三百数十人しかいないのに。これは市がやりたくないから皆さんにやってくださいということではなくて、そこに職員を張りつけてしまうと、彼らが本来やるべきということができなくなってしまうんですね。

ですから、すみません、この御質問に答える形で市長から議員の皆さんと地域の皆さんにお願いは、まずは、そういった避難所の運営、ケアについては、少なくとも市民の皆さんでやっていただかないと、職員が本来やるべき業務ができなくなってしまう。まずこれを痛感したところでございますので、市長から申し上げたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 先ほどからも総務部長も人が大切だ、リーダーとなる人が大切だということで、また、今、市長も避難所の運営に携わる人ということで答弁がありましたけれども、そこで注目されているのが防災士という役割です。防災士に期待される役割ですけれども、防災・減災に関する知識や技能を生かして自分や家族の身を守ること、2つ目に初期消火や避難誘導、避難所開設などの発災直後の対応で、発災前でも避難所運営というのはありますけれども、リーダーシップを発揮すること。そして3つ目に関係機関と連携協力して災害に強いまちづくりを進めるということがあります。

阪神・淡路大震災以降に創設されたこの制度なんですけれども、年々その防災士を取得する人はふえておりまして、事前に議長の許可を得て配付させていただきました資料、配付させていただきましたけれども、本当に急上昇しております。昨年度は過去最多の2万3,275人が取得し、ことし11月末時点の累計は18万2,583人、11月の防災士認証登録者は1,934人と

のことです。

静岡県でも4,083人が認証登録されているということですが、先ほどなかなか応募者がいないという話もあったんですけれども、伊豆市民の中で認証取得されている方もおられると思うんですけれども、この人数というのは把握されておるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、防災士でございますが、民間資格ということで、日本防災士機構が認定する防災士、それと静岡県は独自に県のふじのくに防災士というのを県としても育成しています。この2つは、まさしくNPO法人の日本防災士機構の認定と静岡県が進めるふじのくに防災士と、2種類の防災士の方がいらっしゃいます。現在、ちょっと機構のほうに、御質問いただいてから確認させていただきました。日本防災士機構の資格の取得者、伊豆市では39名の方がいらっしゃると伺っております。男性が34人、女性が5人というふうに伺っております。また、静岡県のほうで登録されていますふじのくに防災士、こちらが伊豆市では26名の方が登録されていると。ちょっと男女の内訳まではわからないんですが、合わせると65名の方が何かしら防災士に登録されているという現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 65名の方が県、そして防災機構の防災士ということですが、私もちょっと県のふじのくに防災士養成講座というのを見たんですけれども、静岡県では防災士の養成講座、これを行って、その後、日本防災士機構の防災士取得の資格試験を受ける資格を得られるということで、この流れとしては、一応日本防災士機構の資格取得ということを目指すということがうたわれているんですけれども、なかなか講習を受けて、それを実際に生かしていくということになると、いろいろなその後のサポートが必要なんですけれども、国全体でも防災士の取得者がふえているということで、その一因として挙げられているのが、自治体の後押しというのが挙げられています。

県のほうは受講料は資料代だけで3,000円と聞いていますけれども、防災士機構の防災士取得には6万円強の費用がかかります。それは取得費用だけですので、そのほかにも交通費とか、場合によっては宿泊費もかかりますので、個人負担としては非常に重い金額だと思います。また、県の防災士養成講座、これは私の得た資料だけなんですけれども、年に1回だけ、そして定員も300名ということで、なかなか私の友人も申し込んだんですけれども、定員いっぱいやって滑り込んだという話も伺っています。年に1回ですので、なかなかやろうとなったときにもう申し込みが過ぎているとか、いろいろ課題もあるそうですので、日本防災士機構の講習であれば全国ですけれども、年間通じてやっていますし、そういったしっかりとした資格を取得することができますので、この費用、これを補助している自治体が県内でも幾つかあります。

そういった市から行政のほうから防災士取得を働きかけるそういう補助制度とか、そういうものを行っているところがあるんですけども、本市としては費用補助の件に関してはどのように考えますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員御指摘の補助というか助成の関係ですが、県内をちょっと調べさせていただいたところ、菊川市と河津町が助成をしていると。小山町につきましては、町のほうで講座を開設しているというような情報でございました。

議員おっしゃるとおり、日本防災士機構では、本当の受講料等で約6万2,000円ぐらいかかると。片や県のほうですと3,000円ということですので、これを受講料等の経費を直接助成すべきかどうかというのは、なかなか金額も大きいものですから、難しいのかなというふうには考えております。

そのほか、受講について、例えば消防団の分団長以上は特例により若干受講科目が減るとか、そういう特例もあるようですので、まず防災に携わった方に積極的にこういう資格の取得を促していきたいということと、補助制度につきましては、今ちょっと即答は難しいんですけども、やはり個人の資格になるものですから、どこまで補助していいかという問題もございますので、そのあたりはちょっと研究させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 個人の資格ということですが、個人の資格をうまく協力をいただいて、市の防災に役立てるといことが目的ですので、今後取得者がふえることを期待したいんですけども、防災士はあくまでも民間資格、今、総務部長言われたとおりなんですけれども、やっぱり資格をとっても思うように知識や技能を生かせずにいるケースが多いということです。全国に先駆けて取得費用を全額助成してきた愛媛県松山市では、地区防災計画の策定を防災士を中心に行ったということです。資格取得後の知識向上や防災士同士の交流を目的に研修会を開催したり、防災士だよりを発行しているという自治体もあります。

そこで、本市でも防災士の力を生かすこの取り組み、そういった連絡網であるとか、そういった取り組みを今、防災士を資格をとられている方、そして今後ふえることを期待して、そういう取り組みも必要かと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市独自で防災士の連絡会というような組織はまだしていませんが、こちら、ちょっと静岡県のほうにでも聞きまして、県としてどういう防災士の横のつながりや県として資格を持っている方をどう地元で反映させるかというのは少し相談させていただいて、しっかりここは勉強していきたいと思っております。

また、ちょっとその前の御質問にちょっと関連するんですが、当然、地区計画とか地域の地域の防災計画につきましては防災士などのリーダーが必要であると、当然それは考えます。ただ、伊豆市の場合、若干少し問題というか、各区の区長さんが自主防災会長を兼ねていらっしゃるという、大体任期が1年なんです。そうしますと、防災士の方がいらっしゃるいろいろなやっつけいこうということでも、そのときの区長さんが終わっちゃうと、今度次の区長さんになっちゃう。自主防災会長になっちゃうという組織的な問題も若干進んでいかないのにはあるのかなというふうに思っています。

修善寺のニュータウンにつきましては、国のモデル事業として位置づけられて、三、四十ページぐらいの膨大な地区計画なんです。実際に土肥地区の地震・津波の防災計画は、東大の先生がいろいろ話し合いとか、いろいろ地元に入って、実際A4の1枚表裏が地区計画なんです。どうしても計画といいますと、私たちもそうなんです。三、四十ページのニュータウンのようなすごい立派なものが計画というふうに捉えてしまうんですが、やはり今土肥で取り組んでいらっしゃるA4表裏の1枚でも立派な地区計画ですので、そのあたりをしっかりと自主防災会等に啓発していきたいというふうに考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 地区計画を推進することによって、本当に実践的な地区の防災力が強まると思いますので、お願いしたいと思います。

次に、マイタイムラインですけれども、今、先ほど総務部長から答弁いただきましたように、浸水危険区域とか土砂くずれとか、それぞれのリスクに見合った計画、これをそれぞれの家庭また地区の場合もあると思いますけれども、これをつくる必要があるんですけれども、浜松市では、市民がとるべき防災行動を平常時に記入しておくマイタイムラインを作成し、これはひな形ですけれども、これを配布しているそうです。配布といっても、ホームページを通じてだそうなんですけれども、それをダウンロードして、みずからの地区のリスクをやはりホームページでハザードマップ等を出して、把握して、それをチェックして自分の今住んでいるところはどういう状況かということをしかりと自覚して、避難行動につなげていただくようなことをしているそうですけれども、こういった普及を促進する、このような取り組み、これはいかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現状このマイタイムラインについて市として特に、必要という認識のもとなんです。先ほどのひな形がダウンロードできるとか、そういうところまでは進んでおりません。やはり先ほどの地区防災計画もそうなんです。まずはマイタイムラインで家庭ごとの土砂であったり洪水であったり、家庭ごとの行動をしかりまずつくっていただくと。それが今度各家庭が集まったのが、またそのコミュニティの地区防災計画になっ

ていくと思いますので、まず自助、自分の命は自分で守るという一番御家庭の自分の家の災害リスクをまずしっかり調べていただいて、家族で話し合うことが大事だと考えておりますので、その標準的な様式のダウンロードも少し研究させてください。いろいろ見ていくと、確かに自治体によっては、本当に簡単にといいか、チェックリストみたくやっているところもございますので、伊豆市としてできるところはやっていきたいと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） さきの台風19号では、波多野議員の質問にもありましたけれども、狩野川台風匹敵すると繰り返し報道され、甚大な被害をこうむった過去の経験から、多くの市民が事前避難を行いました。しかし、まだ多くの市民が危険な場所で台風を迎えたと思われま。地震や台風など、今後確実に起こり得る自然災害に備えて、地区防災計画やマイタイムラインなど住民みずから命を守る取り組みを前進させることが市全体の災害対応力につながるということを言わせていただきましたけれども、平成26年度版防災白書の中で、国民は防災活動の活性化のために、公助においてつまり行政側から関連情報をしっかり発信することを求めていると考えられるとありました。

さまざまな方策を通じて整理して市民に発信する必要があります。そのためには、今の防災担当部署の人員では不十分と自分は感じております。時間外もかなり多いということも伺っていますので、公明党では国において防災・減災を政治の主流にと訴えて、ハード、ソフト両面にわたる施策を強く推進しています。一旦大災害が起きると、その復旧復興には多くの年月と費用を費やします。まして失われた命は二度と戻ってはきません。福祉や経済、教育、これらの充実、当然必要ですけれども、いつ来るかわからないと言われて十分な施策が行われにくいのが防災・減災対策と言われております。

市長は先ほど、4期目を目指すことをはっきり表明されましたが、今後、伊豆市行政のあり方について人員配置を含めて防災・減災に対する取り組み姿勢をどのようにお持ちでしょうか。伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） とても重たい課題です。防災安全課が今職員が足りていないであろうということは、私も痛感をしておりまして、いろいろ報告書や書類が多いことと、やはり何かあるたびに県等からの問い合わせもあるようで、実際に年に数回は台風等で体制をとるわけですから、そのたびに忙殺されていることも承知しております。

他方、今オリンピック関連で10人程度の職員が専従となっていて、オリンピック・パラリンピックが終わるまで余り大きな人事を異動させずに、何とかこの1年半を乗り切っていきたいと思っております。その上で、当然、防災の目的は市民の生命と財産を守ること、目標は、何かあるたびにとにかく死者を出すなということを指示しているんですが、被害の規模は大き

いんですが、河川洪水と津波はある程度場所が特定できるんですね。伊豆市で避難勧告するときに、ほとんどが土砂災害です。そうすると、3万人の避難する場所がありませんから、実は避難指示を出せない。避難勧告の中で、申しわけないんですが、市民の皆さんが避難勧告を全域で出した段階で、御自分の周りの環境を判断していただいて、まずはみずから避難していただくことが現状精いっぱいなんです。

何とかそこまでをしかるべき我々も体制をとる、情報を出す、避難を呼びかける、その上で、皆さんが確信を持って、自分はここにどういうタイミングで逃げるんだということを判断していただくところまではしっかり体制をとらせていただくということを短期的な目標に今置いております。

それよりさらに長期的な構造的な問題については、申しわけないんですが、もう少し時間をいただく必要があろうかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

2問目ですね。それでは、2問目の答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域を守る地元建設業者の重要性につきましては、伊豆市が合併してから地元業者の数が減少していることに大変危機感を感じております。地震、台風、豪雨などの災害に対して、この364平方キロという広範囲な市域を守るために、昼夜を問わず災害復旧対応をいち早くお願いしておるところです。これまでも平成16年、それから19年の台風による災害、また、平成26年2月の、まだ私たちが覚えております大雪のときの除雪対応、また、本年度の2回にわたる台風でも大変大きな御負担をおかけしました。今回、台風15号で被害を受けたわさび沢の土砂を撤去することができないうちに19号を迎えた。その理由を担当から確認しますと、やはり建設業者さんが足りなかったそうです。

このように地域の建設事業者さんのノウハウと資材を活用させていただくことによって、市民の安全・安心を確保するためにこの事業者さんを守り育てていくことが、ひいては市全体の公益につながるものと信じております。そのためにも、公共工事の必要性や発注、それから施工時期の平準化に向けた取り組みが重要であり、今後の課題として取り組んでまいります。

国土交通省からもこの点を重視した新たな政策、指針等が出ておりますので、それに従って着実に進めてまいります。

詳細については、さらに建設部長に答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、答弁させていただきます。

地域の担い手となる建設土木事業者の確保にはその経営の効率化や安定化が必要であり、年間を通じた切れ目のない公共事業の発注や施工時期の平準化などの取り組みをさらに進めることが重要視されております。また、新・担い手三法では、働き方改革の推進、生産性の

向上、災害時の緊急対応の強化の3つを軸に取り組みを推進しております。建設業における働き方改革の推進としては、適正な工期設定、施工時期の平準化などが示されております。当市におきましても債務負担行為やゼロ債務負担行為を活用した適正な工期設定、施工時期の平準化を図りたいと考えており、昨年度におきましては平準化を図った工事の発注を1件、今年度におきましても数件の発注を予定しております。また、災害時の緊急対応の強化につきましては、緊急性に応じた随意契約、指名競争入札等の適切な選択が示されており、伊豆市における災害復旧工事についても、適切な入札方法を選択することにより、早期工事の完了に努めたいと思っております。

担い手を育てる取り組みにつきましては、伊豆市建設業組合を通し、相互の理解を深めるための勉強会などを実施を考えていきたいと思っております。また、国や県が実施している工事現場の見学会などを参考に、建設業者とともに子供たちや学生たちにもものをつくる楽しさ、魅力などを発信し、担い手を育てる取り組みを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 建設事業者の労働力不足、これ本当に、労働力不足というのは国を通じて不足しているんですけども、特に土木建設業界において労働力が不足して、募集しても人が来ない、応募がないという声が聞かれます。地域の守り手として、今答弁ありましたように、重要な役割を果たしている地元の建設土木事業所の衰退は、災害時の対応、住民の安全確保に大きな不安材料になっています。

東日本大震災から2年後の平成25年に、私たち伊豆市議会の当時の第1委員会ですけれども、被災地の視察を行いました。そのときに、後方支援拠点として大きな役割を果たした遠野市の本田敏秋市長から聞いたお話なんですけれども、災害がれきを重機でよけるだけでは緊急支援車両は走れない。作業員が竹ぼうきで丁寧にくぎや金物を取り除いてやっと車両が通れるようになった。地元の建設事業者があつてこそ支援部隊が道路を走れるようになったもので、非常に感謝しているとの話があつたことが印象に残っています。

当市においても、台風災害やその他の災害時に、崩土除去や倒木処理に地元の業者の協力を得ていると思います。今、答弁にもありましたけれども、その中で市役所との連携体制、そして具体的にどのような作業が行われているか、また、緊急対応や住民の安全確保、これら事例で結構ですので、具体的な事例がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 緊急時の連絡体制ということですが、まず、台風が発生するときには、その前の1日か2日前に、チェックインシステムというものがあつて、携帯でメールを送るんですけども、業者に台風の接近が来るからというところで、これから



対応をお願いするというメールを送ります。そこで業者にはしっかり重機の確保と人員の手配ができるような形をとっていただいております。いざそういう災害が来たときには、情報的には市民とか消防団とか警察とか、いろいろな方から情報をいただきますので、その都度、その地域を確認して、その地域に、もちろん災害協定を結んでいますので、地域の業者に即座に行って対応していただくようなことが現状であります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 大切な役割を果たしていただいているとはいっても、建設業は災害対応だけでは成り立っていきません。公共工事の平準化を行うことにより、年間を通じて安定的に仕事ができ、労働者にとっても計画的な休日取得をとれるようになったり、また、事業者の機材の稼働率向上、重機等の保有も促進される、そして地域の建設事業者の災害への即応能力も向上するということがあります。重機も今リースの時代になっていますので、仕事がないことには市内に重機がないことになりますので、それから行政にとっても発注職員等の事務作業が一時期に集中することが回避できると思います。

国土交通省から地方公共団体における平準化の取り組み事例についての資料が出されて、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であることが示されています。債務負担行為の積極的な活用ですけれども、予算は単一年度で完結するのが原則ですけれども、大規模な工事などの場合に債務負担行為を設定して、複数年度で事業が今でも行われております。この債務負担行為を利用して、柔軟に年度をまたぐように、またあるいは公共工事の平準化を図るためのゼロ市債、ゼロ債務とも言えますけれども、それを活用する自治体もふえております。県でもそのような取り組みを行っております。

今後ともそういった取り組みをさらに進めて、安定した発注、そして工事の平準化を図っていくことが必要ということは今答弁にもありましたけれども、なお一層それを推進していただきたいと思います。今後のそれらに対する方針というか、しっかりとしたそういった取り組みの方向性というのは確立しているのでしょうか。伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 議員御指摘のとおり、重機の保有というものが、非常にリースを持つ業者が多いものですから、いざというときになかなか確保できない。あとは問題は現場に重機を置いていると、じゃ、そこでそこにとりにいくまでに被災していたらどうするとか、そういう問題が個々にあると思います。今言われたように、発注の安定とか平準化につきましては、市のほうでちょっと債務負担の確認をしたんですが、平成29年からいきますと、1件、30年に2件、令和元年に1件という数少ない債務負担をやっている状況でございます。

その辺も踏まえて、建設部としては、現在、昨年も1件やって、ことしも先ほど言いましたように数件はそういう債務負担とかゼロ債を活用して、やっぱり平準化、どうしても2月、3月に工事が集中するということは避けたいものですから、そういうものがしっかり国からも示されていますので、それをしっかり有効活用して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、工期設定なんですけれども、工事着手時期とか工事完成時期等が特定されない工事の発注にあつて、落札日の翌日から一定期間内に受注者が工事着手日を選択できる工事着手日選択可能期間というものを定めて、ゆとりある工事を促すフレックス工期契約制度や、工事着手時期が特定される建設工事の発注に当たつて、落札日の翌日から工事着手指定日の前日までの間を事前の準備期間として定めることによって計画的な発注を行い、円滑な施工を促す早期契約制度というのがあるそうです。

これらを活用して柔軟な工期設定について取り組むところもありますし、これも必要と言われていますけれども、このことに関する考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 工期の設定につきましては、今、当市では、国交省監修の工期の設定の考え方という本がありますので、それに基づいて直接工事に対して計算式があつて、それで設定をしているのが今現状でございます。今、議員言われたように、フレックスとかいろいろそういう制度につきましては、まだ現在市のほうでは対応しておりませんので、その辺は県とか関係のほかの市町の状況を確認しながら、その制度が本当に有効なのか、うまくできるのかというのをちょっと研究して、考えていきたいと思つています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 市内の公共インフラを含めてさまざまな工事関係、そういったものを建設部が所管しているんですけれども、やはり事業者のそういったことを目的に、市の事業計画が進められているということは余り考えられませんけれども、やはり市のいろいろな建設計画を考える上で、そういった今質問をさせていただいたようなことも勘案して、総合的に行政としてそういった発注方法であるとか工期の設定であるとか、そういうことを地域を守る土木建設事業者の担い手、就業者も安定した仕事とそれから待遇が得られなければ、なかなか就業者も得られませんので、そういったことも配慮してやっていくことが今後必要なことではないかと思うんですけれども、建設部だけではなくて、それは全庁的な取り組みになると思うんですけれども、その辺のところの考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のところは、私も過去、自分が市長として痛感をしておりまして、職員でいえば、建設部ではなくむしろ契約のほうで、6月、7月にかなり集中をして問題が生じたこともございますし、また、工期が3月31日である必要がない工期についても、今度は建設事業者さんのほうが4月、5月に仕事が極めて少なくなるというような構造的な弊害がございました。

今は国土交通省を中心に、政策的に繰り越しや債務負担を使うようにも指針も出ておりますので、そこはなるべく1年を通して平準的に事業が行えるように、これはむしろ今の時代には公益にかなうものと思います。

もう一つ、市長の視点で御説明申し上げたいことが、エリアなんです。364平方キロの中で、あるいは三島田方地区全体で見たときに、私たちは災害対応をいち早く地元の業者さんをお願いしているわけです。災害協定を結んでいる。ですから、しかるべくエリアの中で地形とか道路網とか土質とか、そういったものになれていただきたいというのは、私たちが要求しているにもかかわらず、本復旧のときにはこれまで一般入札でやってきたわけですね。

今、担い手三法等の中で新たな政策の中で、随意契約と指名競争と一般競争をうまく組み合わせられるようになっておりますので、いわゆる応急のときには随契ですぐに近いところ、あるいは本復旧であっても、これまでの全てほかの一般的な公共事業と同じような一般競争入札ではなくて、ある程度エリア等を絞った指名競争入札ということもありますし、そこは私たちの防災の観点からも政策目的に合った発注の仕方というものを考えていきたい、そういう時代なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

では、3番目の食肉加工センターですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） イズシカ問屋の状況について答弁申し上げます。

個体受け入れに関して、施設の加工能力、特に熟成のための冷蔵庫の規模などから、搬入いただいた個体の全てを受け入れることができず、やむを得ずお断りしているという状況は開設当初からございました。このため、減容化施設を整備した平成30年度からは受け入れ方法を改善するなど、市としても捕獲者の意欲が減退しないように努めてきたところではあります。残念ながら、施設規模やあるいは処理職員の限界もあり、1日の受け入れ可能頭数を超えて搬入された場合は、現時点においても受け入れをお断りしていることがございます。

詳細については産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、イズシカ問屋の設置目的の1つは、有害鳥獣対策の一環として、狩猟者の皆様の捕獲意欲の向上、個体処理の負担軽減にあります。このため、搬入いただいた個体は全て受け入れることが望ましいのですが、市内での捕獲頭数の増加に連動しまして、イズシカ問屋への搬入頭数も年々増加しており、年間800頭を処理できる現在の施設に対して、近年は1,000頭を超える処理を行ってもなお、やむを得ず受け入れをお断りすることもございました。

こうした中で、捕獲者の捕獲意欲の向上、処理負担の軽減等受け入れの公平性を極力維持するため、昨年度受け入れができずに持ち帰りをお願いしておりました個体を引き取って処理をする減容化施設の導入と、狩猟者の皆様の御理解をいただきまして、従前の先着順から一定の時間までに持ち込まれた個体の中で当日の処理頭数を超えた場合は、より状態のよい個体を選別して受け入れる方法に変更しました。こうした見直しによりまして、狩猟者の皆様の捕獲意欲の向上や公平性の維持につながっていると考えております。

施設の規模から大変厳しい面もございますが、今後も処理工程の工夫など、さらなる施設の効率的な運用により、少しでも多くの個体を受け入れ、処理ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 800頭のところを1,000頭以上が搬入されているということで、処理能力の限界ということですが、なかなか受け入れがかなわないということが、お話が聞こえてきます。今現状、搬入規模で持ち込まれた頭数と実際に受け入れた頭数、あるいは受け入れできなかった頭数というような、そういうデータはとられておいででしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員御質問のとおり、受け取りをした後の頭数については当然データを持っているんですが、今御質問いただいたように、その時点で搬入をお断りせざるを得ないという頭数については、これまでは特にデータとりというはしておりませんでした。そういったこともありまして、今、議員からも御指摘があったとおりでございますので、今後といたしますか、今月に入りまして、昨日からなんですけれども、そういったもしお持ち帰りといいますか、受け入れをお断りするようなケースについて、これから全てデータをとるようにしていくということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 受け入れがかなわないということが、なかなか狩猟者の間で今それが広まって、最初からもう持ち込みは行わないよと、どうせ受け入れてくれないんだからという声が何人かから聞かれます。やはり本来の目的は、狩猟者の捕獲意欲の増進であります

ので、できるだけ受け入れが、イズシカ問屋は持っていっても受け入れがなかなかかなわな  
いということが広まってしまいますと、非常にダメージがありますので、それはまずいこと  
だと思います。今これから実態というものを把握していくという答弁でありました。それを  
ぜひ進めていただいて、実態をしっかりと把握していただきたいと思います。

今、受け付けが9時に終了ということで聞いておりますけれども、やはりなかなか狩猟専  
業者でないと、早朝にわなにかかったものをしとめてということはなかなか難しいというこ  
とで、9時ではとても間に合わないという声も聞かれるんですけれども、そういった方々の  
意見とかそういうものを聞いた上で、9時の時間を延ばすとかそういったことも可能なん  
でしょうか。9時を9時半にするとか10時にするとかということは可能なんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員からお話のございました9時で終了といたしますか、先ほ  
ど私がお答えさせていただいたとおり、一定時間までに持ち込まれた場合は、先着ではなく  
て選別をさせていただくというものの目安として、9時までに搬入した個体にといいことで  
すので、当然その時間までにもし1頭も例えばその日なければ、9時以降お断りするという  
ことではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

その上で、議員から今お話あったとおり、実際には銃猟というよりは加工センターに搬入  
されるものはほとんどもうわな猟でございます。わなですので、当然、夜中に基本的にはか  
かって、朝の見回りによって捕獲できていたかどうかを確認した上で、捕獲できている場合  
はセンターに持ち込むというような流れになっておりますので、余りこれを遅い時間にしま  
すと、やはり個体の暴れとかによって内出血等、肉の状態も悪くなるということもあります  
ので、今の時点では、一応9時ということが適正な時間ではないかというふうには考えてお  
りますが、やはり1年間の中で四季があります。日の出、日の入りの時間もずっとずれます  
ので、そういったところで夏と冬に多少の目安の時間を変更するということにつきましては、  
また狩猟者の皆様からの御意見等も伺いながら考えさせていただきたいというふうに思っ  
ております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ここに総務省の関東管区行政評価局というところから出された報道  
資料があるんですけれども、その中で、鳥獣による被害及びその防止の取り組みの実態調査  
の結果という中で、これまで一般に明らかになっていなかった鳥獣の捕獲において狩猟者が  
負担している手間やコストの実態について初めて把握、整理しましたということが書かれて  
います。私たちは身近に狩猟している方がいるので、お話として聞くんですけれども、改め  
て国として、そういった狩猟者の負担、そういったものが把握されたということです。

これは平成29年ですので、実際に狩猟をしている方、仕事のかたわら、農家の依頼を受け

てわなの設置や見回り、そして捕獲した個体、とめ刺し、そして血抜きを行って車まで運んで積み込んで、イズシカ問屋に搬入して、そういう手順を踏んでおりますけれども、それもなかなかの重労働です。せっかく搬入しても、そこで受け入れがかなわなければ、また持ち帰って埋設処理しなくてはなりません。これ本当に体にもきついととも、やっぱり落胆、がっかり感というのは強いと思います。

また、近所の農家の人の話ですと、依頼してあったわなにイノシシがかかったので、見に行ったところ、すごい勢いで突進してきて非常に怖かったというお話です。実際に狩猟を行っている方の中にはワイヤーが切れて、イノシシに襲われて大けがをしたという話も聞きます。まさに命がけの作業です。ですので、その上で狩猟者の高齢化も進んで、きめ細かく地域の農家の被害防止のために捕獲作業を受けてくれる狩猟者の減少が危惧されます。そんな中で、やはり捕獲意欲の増進維持のために、今後とも改善が必要ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁は求めますか。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員お話しいただいたとおり、まさに捕獲は狩猟者の皆様に頼らざるを得ないところが現状でございます。そういった皆様の負担が少しでも軽減できるように、私どもはそのために、今、有害鳥獣捕獲隊、実施隊というもので定期的に会議等も行って御意見も伺っておりますので、より捕獲の環境を整えるように努めてまいりたいと思います。

それから1点、すみません、先ほどお断りした個体については持ち帰ってという御発言いただいたんですけれども、先ほど来御説明しているとおり、減容化施設が稼働したことによりまして、仮に受け入れができない場合でも、とった個体は私どものほうで引き取って、減容化施設で処理をしていますので、そこについては負担の軽減というところはしているということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 鈴木正人君

○議長（三田忠男君） 次に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、市民第一クラブ、鈴木正人です。

まず初めに、去る10月12日、台風19号が伊豆半島に上陸し、伊豆半島を初め東日本に甚大な被害をもたらし、この伊豆市においても、今定例会の補正予算に災害復旧費が提案されておりますとおり、家屋の損壊や浸水、農林水産被害、生活道路の崩落など市民の皆様の生活に大変大きな影響を来す事態となりました。ここに改めまして、被災された市民の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された皆様の1日も早い復旧と早期に平穏な生活を取り戻していただけるよう、我々議会も行政とともにしっかりと取り組んでいかなければと考えております。

それでは、議長に発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、平成30年度決算から「3期12年」の菊地市政をみると題しまして、市長に伺ってまいります。

なお、通告した事業内容が教育部の所管の部分もございますので、あわせて教育長にも答弁を求めます。

本年、令和元年9月定例会において、山口繁議員が「菊地市政3期12年の総括を」と題して、市長の市政運営に対する一般質問が行われました。

また、菊地市長3期目最後の決算審査となる平成30年度一般会計歳入歳出決算及びその他特別会計・公営企業会計決算については、審査の結果、いずれも賛成多数にて承認されたところであります。

一方で、「広報伊豆」11月号にて、4ページの紙面を割いて、市民に向けて「平成30年度決算 まちづくり成果報告」と題して、平成30年度に取り組んだ主な事業、伊豆市の財政状況、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についての概要が掲載され、市民の皆さんに納めていただいた税金がどのように使われたのか、市民に向けて一定の周知が行われたところでもあります。

平成30年度諸会計の決算については9月定例会にて大いに議論を重ねたところですが、市長の3期目最後の決算審査の観点から、改めて市長の自己評価並びに所見を以下伺います。

1つ目。まず、平成30年度に取り組んだ主な事業のうち、以下の事業について、改めてそれぞれの事業内容とその成果について伺います。

①総合計画、基本計画の1、まちづくり重点目標の2、「安全で心地よい生活環境の創出」から「定住促進事業補助金」について。

②まちづくり重点目標3、「産業力の強化」から「伊豆市産業振興協議会委託事業」につ

いて。

③まちづくり重点目標4、「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」から「文学の郷構想策定支援業務」について。

2つ目。続いて、それぞれの事業の成果を伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況との兼ね合いで改めて説明願います。

3つ目。最後に、これらを踏まえて、市長みずからがこの3期目を「ホップ・ステップ・ジャンプ」のうちの最後の「飛躍の期」と位置づけて、これまで市政に取り組みられてきたという前提で、改めてこの平成30年度決算をどのように総括し、評価されているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、質問の御趣旨の中で、3期目の最後の決算審査ということで市長の評価並びに所見ということでございますが、この点についてまず総括して申し上げます。

私が大城前市長から市長職を引き継いだときに、市長事務の引き継ぎを行いました。そこには25事業書いてございまして、そのうち、道路整備については4項目、行財政改革について3項目ありましたので、全部で29項目ございました。そのうち未着手のもの、または道半ばのもの、もちろん全部できたわけではないんですけども、未着手もしくは未完成が大きく残っているものがまず学校、次に伊豆医療センターと病院問題、そして、道路整備のうち横瀬交差点、それから新エネルギー、それから新庁舎の建設、そして防災行政無線のデジタル化となっていて、防災行政のほうはデジタル化しているんですが、同報無線のほうはデジタル化しておりませんので、25事業29項目のうち、この6項目についてはいまだ完成されていないという状況でございまして、これをどう見るかというのはなかなか苦労が要ったということを感じているところです。

そして、私が市長に就任しました平成20年から直近のデータがわかるころまでを顧みますと、人口については御承知のとおり減少の一方で、これは大きな課題として残っております。あわせて、これまで申し上げてまいりました人口減少に伴って経済力が落ちないように、行政サービスを維持し、地域活力を維持するためにということで経済政策を申し上げてまいりましたが、これは直近のデータが平成28年になります。平成20年に人口3万6,400人で経済総生産が1,009億円でした。平成28年に人口3万2,000人で、経済総生産は同じ1,009億円です。経済の総生産は平成24年が底となっておりまして、約950億円、60億円ほど下がった時期がございまして、1人当たりの経済総生産にしますと、平成20年に約280万円ぐらいでしょうか。平成28年は315万円ぐらいということで、1人当たりで見るとかなり頑張っているというところです。基礎となるベースが違いますので、これを人口に割って1人当たりの所



得が出るわけではございません。1人当たりの市民所得で見ますと、平成20年が240万円、平成28年が250万円で、同じように1人当たり市民所得の底は平成24年の230万円というデータがございます。人口減少が厳しい中で経済については何とか横ばいで頑張っているけれども、この人口減少が経済に影響を与えないように、これからかなり厳しい状況に直面するという認識でございます。

その他、格別に御質問の点についてはそれぞれ担当する部長から答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私から③の文学の郷構想策定支援業務についてお答えいたします。

本業務は、湯ヶ島地区のにぎわい創出、地域の活性化を推進するため、文学をキーワードとした湯ヶ島地区文学の郷構想を策定しました。この構想は、市関係部局がそれぞれの視点でかかわり、地元の皆様とともに協議を重ねながら、湯ヶ島地区のにぎわいづくりの創出について、10年先の将来を見据え、地元が積極的にかかわる体制づくりを視野に策定したものでございます。

湯ヶ島地区は、文学に関連した多くの歴史文化資源がございます。今回は文学という資源を軸に地域振興拠点として位置づけ、地域のにぎわいが創出に向け、構想策定を機に地域住民主体の特色あるまちづくり、地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから1番の①、②、2番について説明させていただきます。

まず、①でございますが、総合計画の重点施策2、「安全で心地よい生活環境の創出」の中の定住促進事業補助金についてでございますが、事業内容としては2種類あります。1つは、住宅補助事業としまして、夫婦いずれかが満40歳以下の若者夫婦世帯を対象に、住宅を新築または購入し、土地を取得した場合、100万円の補助金を交付しております。また、小学生以下の子供がいる場合は、1人につき10万円を加算して交付している状況でございます。

2つ目は賃貸補助事業で、民間賃貸住宅に居住する婚姻届の提出者から1年以内の若者夫婦世帯を対象に、24カ月間、月額2万円の補助金を交付しております。

成果といたしますと、住宅補助事業においては、制度開始の平成22年から本年11月末まで、延べ320件の申請があり、市外からの移住者376人、市内定住者816人、合わせて1,192人の移住・定住につながっております。また賃貸補助事業においては、制度開始の平成28年から本年11月末までに延べ17件の申請があり、市外からの移住者16人、市内定住者18人、合わせて34人の実績となっております。

②総合計画の重点施策3、「産業力の強化」の中の産業振興協議会委託事業についてでご

ございますが、伊豆市産業振興協議会委託事業は、伊豆市全体の観光による地域づくりや、商品の販路拡大と伊豆市のブランド力向上に係る業務について、一般社団法人伊豆市産業振興協議会に委託しました。

委託事業の主な内容としましては、観光誘客プロモーション事業とブランド力向上事業になります。

観光誘客プロモーション事業は、伊豆市を知ってもらうこと、興味を持ってもらうことを目的として、主要マーケットである首都圏を中心に、認知度アップのため、首都圏の主要駅への情報冊子の配架やポスター掲示を行いました。また、メディアを活用したプロモーションとして、観光シーズン前に紹介番組を2本制作放送いたしました。

観光誘客プロモーション事業は、着実に継続していくことにより今後の観光入り込み客数に反映されるものと考えております。

次に、ブランド力向上事業についてですが、市内業者の取り扱う商品を新たにアマギフトとして認定し、商品を贈答品として売り出すためのパッケージ補助や展示会への出展を支援するなど、販路拡大に向けて取り組みました。アマギフトについては、本年度4月から6月に実施された静岡県観光デスティネーションキャンペーンに合わせ、新宿駅での販売につなげております。

続きまして、(2)、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況との兼ね合いでございます。

まず、定住促進事業補助金事業についてでございますが、総合戦略においては、戦略2、ひと、全ての世代が生き生きと暮らし続けられるまちの中の「豊かな暮らし移住促進プロジェクト」として、若者の定住促進に向けた支援制度の充実に取り組んでおります。

8月27日に開催されました全員協議会で進捗状況等を報告させていただいたとおりでございますが、これからの第2期総合戦略でも人口減少へのチャレンジを進めてまいりますので、引き続き定住促進事業補助金を初めとした移住・定住施策を効果的に取り組むことができるよう検討していきたいと考えております。

次に、伊豆市産業振興協議会委託事業でございますが、総合戦略では、戦略1、しごと、地域の特性を生かしてしごとを生み出すまちの中の観光ブランド創生プロジェクト、商品価値・販売力向上プロジェクトとして観光ブランド化の推進や販路拡大事業の推進等に取り組んでおります。

最後に、文学の郷構想策定事業についてでございますが、総合戦略では、戦略3、まち、自然環境と調和した持続可能なまちの中の邑のにぎわい創出プロジェクトとして取り組んでおり、湯ヶ島地区の地域資源である文学を軸とした地域のにぎわいの創出に向けて、平成30年度に文学の郷構想を策定したところでございます。

今後はこうした取り組み等をもとに、住民主体の特色あるまちづくり、地域づくりを進めながら、市民にとって住みたいと思えるまちを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、会計管理者。

○会計管理者（城所章正君） それでは、平成30年度決算についての総括評価ということでございましたので、単年度ということでございますので、私のほうからこちらのほうは御説明させていただきます。

平成30年度一般会計の歳入総額は204億7,801万5,000円、財源不足に対応するための財政調整基金から繰入金が増加したことや、地域振興基金の財源とするための合併特例債の借入れが22億8,000万円と高額になったことから、前年度より36億5,116万円の大幅な増額となりました。

歳出総額につきましては195億6,297万7,000円で、こちらのほうは新こども園の建設、道の駅の整備等の大型事業のほか、先ほど、合併特例債の借入れのお話をしましたが、その部分で24億を地域振興基金として積み立てたことなどにより、こちらのほうも前年度より37億463万円の大幅な増額となりました。

結果、歳入歳出差引額は9億1,504万円で、このうち繰越明許費などの財源として1億7,300万を令和元年度に繰り越しましたので、実質収支額は7億4,204万円となりました。

歳入全体に占める地方税や使用料及び手数料等自主的な収入割合である自主財源比率は36.5%で、前年度比4.9ポイント下がりました。一方、国や県からの割り当てや市債等の依存財源は63.6%で、前年度比4.9ポイント上がりました。標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で調達できるかをあらわしました財政力指数では、これは3カ年の平均になりますけれども、0.514で、普通交付税の交付等により財政が運営されている構造でございます。

他方、過去の適切な財政運営や経費節減の努力により、地方債の元利償還金に充てた一般財源がその総額に対する割合である公債費比率は4.6%となっています。

地方交付税については、段階的に減額される激変緩和期間の4年目となり、健全財政の維持と持続可能な財政運営が必須となっております。

第2次伊豆市総合計画が改正され、前期計画の3年目になります。地域拠点づくりの推進として天城インターチェンジ周辺の整備や子育て、教育環境の充実策として修善寺東こども園建設工事などが行われています。さらに、地方創生総合戦略まち・ひと・しごと創生総合戦略の最重要施策である人口減少対策事案が実施されてもいます。一方で、公共施設総合管理計画に基づく公共施設適正配置は避けることのできない課題であり、その計画策定が進められております。

今後も財政需要の拡大が予想され、経常経費を含めた歳出の効率的な運営が求められます。財政の健全化判断比率を注視しつつ、市民が期待し、持続成長できる伊豆市の将来像を具体的に明示しながら効果的施策の実施が求められております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それぞれ市長並びに担当部長、御答弁ありがとうございました。会計管理者のほうにも丁寧に財政面からということで決算の総括を述べていただきまして、ありがとうございました。

9月の定例会でまさに決算審査、私ども議会、審査しまして、通告書に書いたとおり、賛成多数で可決したというところであります。承認したということでありますので、財政の面については今後も持続可能な財政運営ができるようにということで、財政指数注視しつつ、しっかりと健全な財政に努めていただくということで了解をしたところであります。

また市長のほうには、先ほど大城市長からのいわゆる平成20年就任される前に引き継ぐ事業のことについて触れられまして、16年に合併をしているいろんな課題が山積する中で、本当に大変な時期に市長は就任されたんだということが改めてよくわかりました。全部で29事業あったんですけども、うち6事業ということで、学校の再編の問題であるとか、病院であるとか、そういったことがまだまだ道半ばということがよくわかりました。

その中で、やはり前回の山口繁議員の一般質問初め、前回の議会でもさまざまな議員が人口減少対策ということでいろいろと伺ってきたわけですけども、実際その人口減少自体がとまることができないという中でいろいろと施策を打っているということはわかるわけなんですけど、今回は平成30年度の決算を引き出して、その中からどういった市政に対してのどういう総括をされるのかというのを伺っていきたいと思います。

それでは、1番目の平成30年度に取り組んだ主な事業のうちの①の定住促進事業補助金について、改めて伺います。

9月議会で配付されました平成30年度の決算成果説明資料というのがあるんですけども、それによりますと、定住促進事業補助金のうち、これは利用者のことなんですけれども、住宅補助の利用者が市内が29件で105人、市外が12件で35人、また家賃補助の利用者は市外が2件で4人と、いずれも平成29年度、前年を上回る数となっているようですが、平成30年度伊豆市決算概要報告書というのと同じ冊子にあるんですけども、その市民課のほうで取りまとめている戸籍住民基本台帳事務関係の資料というのがありまして、それを拝見しますと、各年度末現在の年齢階層別人口の状況というのがあります。ゼロ歳から14歳のいわゆる年少人口、これが平成28年度が2,830人で構成比が8.95%、平成29年度が2,731人で構成比8.78%、平成30年度は2,631人で構成比8.5%となっております。さらに、15歳から64歳の生産年齢人口、これが平成28年度が1万6,807人で構成比が53.14%、平成29年度が1万6,287人で構成比52.39%、平成30年度は1万5,893人で構成比が51.80%と、細かい数字いろいろ申し上げましたが、結果として人数、構成比ともに減少に歯どめがかかっていないような、そういうような統計になっております。

この事業によって見込まれる効果というのが見られていないように思いますが、市長も再

三人口減少対策やる上でいかにその人口流出というその出血をとめるかのばんそうこの事業に過ぎないということはおっしゃっておりますけれども、今のようなデータの中でもう一回改めて評価のほうをお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今、議員のほうからいろんな年代別の人口をおっしゃっていただきました。平成30年度だけを見ても、いろんな形の人口の増減はございますが、例えばゼロ歳から4歳につきましては、伊豆市内は11人の増、5歳から9歳につきましては3人の増、また30歳から34歳につきましては41人の増という形で、当然毎年毎年出入りはあるわけではございますが、やはりそれなりに人口の減少にはある程度歯どめがかかって、それを目的に、伊豆市の若者定住補助金を目的に、他の市町から伊豆市に来ていただけるといいう状況はあるのかなと考えております。その近隣の市町にやはり出ていかれる方も多いわけではございますが、伊豆市のデータで、窓口でその出ていかれるという状況を調べますと、伊豆の国市なんかに出ていく場合にはやっぱり結婚とか、そういう機に出ていかれる方が多いというのを聞いております。その中で最終的にある程度子供が生まれた段階でその定住補助金を利用して帰ってくるという効果があると見られているのではないかと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 今の御説明だと、そう悲観はしていませんよと、全体的な流れからすれば、今後の傾向からすれば恐らく歯どめがかかりつつあるのか、それとも減少幅が小さくなる傾向で推移していくのかという、そういうような、楽観的なそういう観測というような御答弁に受け取られました。

今言ったその年代というのは、この後の産業振興協議会であるとか、あとはその文学の郷であるとか、いわゆる先ほど市長もおっしゃいましたけれども、人口は減っても経済力は落とさない、維持するという中で、産業の担い手であったり、地域の担い手であったりというところで、非常にこれから大切な年代の人口だと思います。そういったところで、今後、これからの施策を進めていく中にもこの事業を継続していきたいというふうな、そういうお考えだと思うんですけども、さまざま利用の仕方であるとか、また周知であるとか、いわゆるまだ課題がいろいろあると思います。その辺を精査していただきたいんですけども、何かそういったところでございますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 人口減少に関しまして、楽観的に考えているということではございません。今現在も社会減は続いておりますし、そういう形で伊豆市の人口が減っている

のは御承知のとおりだと思いますんで、やはりこれからその辺の社会減、確かに、今この平成30年度につきましては以前よりも社会減が減少しているのは事実でございまして、少しずつやっぱり成果が出ているのかなと思いますんで、その辺を糧にしまして、これからやりますますその人口減少が減らないような形で施策を打っていききたいなという形で考えております。

当然、今も言いました定住補助金等につきましては今後も継続していききたいと考えていますし、やはりなかなかプロモーションの仕方というんですかね、伊豆市のそのいろんな形の施策をなかなか周知するのが以前から余りうまくないということを言われておりますので、その辺のプロモーションにつきましては来年度以降力を入れていききたいということを考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） この移住・定住というのはいわゆるここに移住してきたい、またはここに住んで定住したいと、そういう方々がいわゆる住む場所とのマッチングというのが非常に大切であって、その辺が苦勞されているところであろうと思いますが、その中で、ちょっと今回杉山武司議員も通告出してあるんでそんなに深くは触りませんが、いわゆる空き家の活用というところがあります。この空き家の活用というのは、市長がいろいろ地区懇談会とか、そういう場で市民の皆様提供していただきというようなことを再三おっしゃっている中なんですけれども、平成30年度につきましてそういったところで進捗があったのか、その辺の成果をお聞きしたいのと、これまで継続してやってきたこと、それについても総括をしていただきたいと思います。総合政策部長でもいいし、市長でも結構です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 空き家につきましては今回杉山議員のほうからも質問出ておりますけれども、たしか平成22年ごろからですかね、空き家の登録バンク事業というのをやってきたと思います。それにつきまして、今回も今年度につきましては空き家調査という形で区長さんたちに協力していただきながら、調査を進めた段階でございます。現在までも何件かの方がその空き家バンクを利用して伊豆市に住んでいただいているという状況ではございますが、なかなか件数のほうは、当初のころはある程度はあったんですけども、昨年度あたりはあんまりちょっと利用されていないということ聞いております。今年度その調査させていただきまして、今、年度内に全部の空き家ですね、その辺を、ある程度利用可能である空き家につきましては職員が出向いて実際に使えるかどうかというのを調査している状況でございまして、それを踏まえましてこれから空き家バンク等の活性化に向けてやっていききたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 今の部長の答弁に絡んでなんですけれども、後ほどまち・ひと・しごと創生総合戦略区についてお聞きするわけですが、ことしの8月26日に第1回の検討会議が開かれまして、その席上、市長もおいでになっているわけなんです、ここにちょっと議事録を私持っているんですけれども、その空き家について市長が最後に述べられているんですけれども、3,000件ある空き家を1件も貸していただけない状況であり、成功するかどうかの確信はないけれども、市長としてトライしてみたいことは地域づくり協議会で空き家を提案していただけないかということであります。例えば長泉町は小学校、こども園、病院がどこにあるか全部言えます、伊豆市は住む家だけでないことが課題であると、行政だけで対応することは難しいので、人口をふやしたい、活力を維持したいということを地域の皆さんで話し合い、使える空き家を紹介していただけないか、地域づくり協議会で、あるいは地域で探していくことを何とかやっつけようと考えているというふうに述べられています。

市長、この辺の御意見なんですけれども、何かもう少し具体的に頭の中でイメージしているものがあつたら、お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） つい最近、ある実業家から聞いた話では、その空き家対策の投資ファンドが今できつつあるというんですね。したがって、その貸し主の方、空き家を持っている方が中を片づけて、改修して貸し出すというのはとても大きな負担がかかりますので、あるところがお金を出して借り上げて、あるいは買い上げて、改修して再利用する。ところが大体1エリア、市ぐらいで50件欲しいというわけです。そのまとまったもの今1件もないのに、まとまった数はい、ぜひ来てくださいという状況に全くないんですね。そこで、これまで10年間訴え続けてきたところが、本当に別荘地で一、二件いつも空き家リストに上がってくるだけで、なかなかぜひ移住対策に使ってくださいということは出てこない、そこで、先ほどの御質問にもお答えしましたがけれども、ただ家を提供して、来ていただいだけではその後がうまくいきませんから、その地域で受け入れていただかなければ移住政策というのはいかぬので、したがって地域づくり協議会ぐらいの、前から申し上げておりますとおり昭和中期ころまでの村ぐらいのエリアで、地域の中で皆さんが話し合っ、この家を使ったらどうだ、誰が貸し主さんで、みんなで受け入れて、そして畑はどこを借りて、畑仕事は誰が教えてと、多分そこまでのシステムができないと、ただ来ていただいだけでは進まないだろうということで申し上げました。ただ、そのためにことしはおおむね、1カ所例外があつたかどうか今記憶ないんですが、地域づくり協議会のエリア分けでタウンミーティングをやらせていただきましたけれども、残念ながら現時点でぜひうちがやってみようという感触はまだございませんで、ここは引き続き粘り強く提言をさせていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） どちらかといえば、それがうちのまちにやっぱり合っている気が私もあります。地域づくり協議会等々についてはあしたの小長谷朗夫議員がやられますので、できればこれに関連しても質問があらうかと思えますので、ここでやめます。

続いて、その移住・定住、定住促進事業補助金の絡みなんですけれども、いわゆるその住まいの今上物の話をしましたけれども、いわゆるその土地のほうの土地利用の件です。これは建設部の関係になろうかと思いますが、都市計画区域の拡大というのは菊地市長がこの3期12年の中でも実績として挙げた事業じゃないかなというふうに思います。それが平成29年の4月ですか、都市計画区域が一部、旧修善寺町部分が線引きが廃止されて、市街化調整区域と市街化区域の境がなくなったということで土地利用が進むという中で政策をやっているわけなんですけれども、平成30年度の決算ということで、いま一度、もし数字があれば建設部のほうでその辺の成果というか、お願いしたいんですけれども、なければ感触でも結構です。いわゆるその土地利用が進んでいるとか、していないとか、その辺を御説明願います。

○議長（三田忠男君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建設部理事の白鳥です。

成果の正式な数字はちょっと今把握していないんですが、牧之郷は計画を立て、地区計画を立てていますので、住宅が以前より当然進んでおります。土地利用に関しましては、線引きを廃止した修善寺地区におきましては、地区計画のような計画を立てたところに関して、農業と調整を行いながらさまざまな施策が打てると、また事業も実施できるということで、牧之郷がその一番政策を打てるどころと考えております。

それで、今後拡大するところについては、同様に今まで農振等、林業の施策が打たれている計画でございますので、拡大した暁には同時的に都市マスタープランを作成し、その農業、農振上の除外の調整をして土地利用の転換を図っていききたいと、そのためにも地域に入って、どこでそれらをやりたいのかという住民の合意形成を図っているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、次の伊豆市産業振興協議会のところについて再質問させていただきます。

同じく平成30年度の決算成果説明資料ということで、事業成果についてはこういう事業の内容だよというようなことを中心に総合政策部長が先ほどお答えになったと思うんですけれども、事業の成果として、観光プロモーション事業については伊豆市のメーンターゲットである首都圏居住者を中心に、宿泊へつながるプロモーションと実際に旅行商品を造成してもらい、伊豆市への誘客を行った。アマギフトブランド力向上事業については、新規に市内業



者の7品を認定し、統一したパッケージデザインを作成したと。ここからです、産業振興協議会が設立して3年が経過し、今後の課題として、各種プロモーション活動の結果からさらに伊豆市の強みを生かした事業展開が必要である。またブランド力向上事業については、早急に販売できる体制の確立が必要であるとされております。産業力の強化、また雇用所得の増大、これは再三市長のほうがおっしゃっていますけれども、そういった観点からもう一回この事業をどういうふうに総括するのかお答えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいまの鈴木議員がおっしゃっていただいた成果説明資料の言葉がまさにそのとおりでございます。この産業振興協議会、私ども市は委託をして、さまざまな事業を展開しているわけですが、この産業振興協議会の目的というのは、基本的には市内にある観光資源を初めとしたさまざまな資源、食、文化、観光資源、そういったものを合わせて各関連団体が密に連携をして、伊豆市にお金を落とさせていただける、そういった仕組みをつくり出す、これをサポートする団体が産業振興協議会の仕事というふうに考えております。そういった意味では、観光客の増も目的でございますし、市内にお金を落とさせていただけるということで、市内消費の金額の増加、またブランド力、伊豆市を全国、もしくは世界に知ってもらおうという意味で、特産品や特徴的な商品の開発、販売促進と、これを、産業振興協議会が平成28年に設立し、平成29年から一般社団法人、法人化となり、今3年目ということでございますけれども、着実にこの事業を進めることによって、先ほど成果のところ議員おっしゃいましたとおり、まずは伊豆市を知ってもらって、伊豆市に来ていただいて、伊豆市でお金を使っただいて、そして私ども伊豆市にはお金が落ちていただけると、こういった仕組みづくりをすることを今後も引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、また産業部長になるのかわからないですけれども、監査委員の歳入の市税に対する審査の個別意見という審査意見書があるんですけれども、その中の審査個別意見として、基幹産業である観光事業に対する手厚い投資が実施されていますと。市税収入が増収となるために業界の革新を促す選択と集中による投資が重要と考えます。また、商工業、農業、林業の連携による伊豆市独自の産業力の集積を強化し、就業者の所得増収を図る明確な政策を実施していただきたいというふうに指摘をされております。今部長もおっしゃっていましたが、こういったことを進めていくことによってこの事業の行き先というのを将来的にどういうふうに捉えているのか、もう一度その辺をお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさに今お言葉の中にありました産業力の集積ということでの商、それから観光と、確かに伊豆市は観光を基幹産業としております。先ほども、繰り返になりますけれども、まずは伊豆市に来ていただく、もうこれしかないのかなど。ここでお金を使っていただく。そのためにはやはり伊豆市の魅力を十分に外に向けて発信をしていかなければならないと思っておりますので、そこはこの産業振興協議会を中心としまして、構成団体にはJ Aさん、観光協会、商工会と、あと市と、行政ということでこの産業振興協議会を構成しておりますので、ここは常にこの連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、続いて文学の郷構想の策定支援業務について再質問をいたします。

同じく決算の成果説明資料からです。事業成果として、通常行っている井上靖コンクールに加え、湯ヶ島地区を文学の郷にするロードマップづくりを地元、行政関係課で行い、文学の郷構想を整備しましたと。協議を進める中、地元との連携がとりやすくなり、ソフト事業を中心に積極的に事業を進めるようになったとされております。先ほどこれは教育長も初めの答弁でおっしゃったとおりでございます。この事業の目的である地元が持つ潜在的な魅力について市内外に再認識をさせる一助とするということに寄与することができるということの認識でよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、お答えいたします。

今鈴木議員御指摘のとおり、成果については御案内のとおりでございます。今回の事業が始まったそもそもの種まきは平成24年でございます。文学フェスティバルという県の事業を湯ヶ島地区で開催したということがそもそものきっかけでございます。少しずつですけれども、文学まつりというようなイベントも実施しておりました。そういったものを踏まえて昨年度湯ヶ島小学校が新たにリニューアルいたしまして、井上靖資料館が開所されました。まずこういったことが背景にあるということと、それを受けて地元でも3年かけて皆様方にランドデザインの提案をしていただきました。湯ヶ島地区の活性化のためにはどのようなエリアが必要かというものでございます。これを受けて我々は入りましたけれども、当初入ったときに、やはり行政がばらばらにその地区に行くのではなく、やはり行政の中でもある程度調整をして、地域のこれからのあり方をどうしようかということはこの事業の中で注意して進めてまいりました。今回の策定に当たりましても地域の方のアンケートをとりまいたり、地域の方が主体となって管理・運営ができるという体制づくりを視野に進めてまいりましたつもりでございます。具体的な数字はございませんけれども、そういった体制づくり、

地域との信頼関係づくりという意味では、文学の郷構想、こういったものについては効果があったものというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 初めの教育長の答弁の言葉の中にもありましたが、この構想自体は、こちらに湯ヶ島地区文学の郷構想策定支援業務委託の仕様書があるんですけども、仕様書の中にもその業務概要という中で、この構想は地域住民、関係団体、行政が一体となり、三者が共有できる10年後のビジョンとなり得る文学の郷構想を策定するというふうに書かれております。ここで10年後のビジョンというふうな言葉が出てくるわけなんですけど、この事業自体まだ途中なんじゃないかなと思います、実際整備自体が。旧営林署の跡地の活用であったりとか、その辺があるわけなんですけど、その辺も含めて10年後のビジョンというのは教育部所管でもよろしいですし、市長のほうでもよろしいですし、その辺をできれば具体的にこうなるんだ、湯ヶ島地区というのはこういうふうな地域になるんだという、その辺をちょっと御説明いただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御案内のとおりこのビジョンにつきましては、これから10年後、20年後の先を見据えてこの湯ヶ島地区をどうしようかという、本当に地域の振興のための計画でございます。

今回の支援業務の中でこの目標という理念が示されました。申し上げます。文学の郷の誇りを育み、文人の愛した自然、街並み、人の交流を受け継ぐというものでございます。当然のことながら街並みについては、都市計画やら景観、これは当然のことながら定住促進にも寄与いたします。それから人の交流ということで、かねてから要望のありました公園整備、こういったものについても現在整備に向けて準備を進めておるという状況でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 今、部長のほうは、この文学の構想の概要版を私は持っているんですけども、そこの基本方針というところを恐らく読まれたんじゃないかなと思います。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、以前、ちょっと全員協議会で新市建設計画の見直しについて説明があった際に、その新市建設計画の見直しに伴う財政シミュレーションの中の大型事業というのが幾つかありまして、その中に文学の郷（しろばんばの里）整備事業ということで令和の1年から4年の間に、あと概算事業費1.3億円、1億3,000万円という数字が概算で載っているんですけども、これはどういった事業の予算に充てられるんでしょうか。もしわかったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘の新市建設計画のこの事業費の積算がちょっと今手元にございませんが、いずれにしましても、来年度、今年度実施設計をしております公園整備を中心に事業を進めるというような現状認識でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、市長にもう一度その湯ヶ島地区の将来像と申しますか、今の文学の郷づくり、それを中心にしてだと思ふんですが、どういった地域になったらいいのかという、その辺の市長の思いがあればお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは私が市長に就任以来、本当にもったいない、これだけの文学資源をどうして活用し切っていないんだろうということを、当時も思い出しましたし、今も考えています。皆さんも今もう一人ノーベル文学賞の日本人の受賞者、にわかに思い出せますでしょうか。いろんなところで私は伺っているんですが、大変失礼かもしれませんが、大江健三郎さんの名前が出ることはほとんどございません。それから、去年のラフォーレ修善寺での狩野川朗読会で実は専門の先生から私直接伺ったんですけれども、川端康成のノーベル文学賞受賞対象作が「雪国」を初めとする三部作というように報道されたのは、あれは誤報であって、ある新聞社の。実際に受賞の過程においては「伊豆の踊子」が非常に高い評価を受けている。それはちゃんとあるんだそうです、証拠が。ただある新聞社がその新聞記事に載せるときに、「雪国」等の三部作、「古都」とかですね、あの三部作を書きってしまったので、それが対象作のように思われているけれども、実は「伊豆の踊子」がちゃんと受賞対象作になっているということなんですね。で、読まれていますよ、実際に。これだけの文学の資源をどうして湯ヶ島の人たちは使わないんだろうか。で、何度かお話をさせていただくと、文学なんかじゃ人が来ないやと。今、一生懸命修善寺と河津がお客様が来るからやっていたら、まだ井上靖は白壁荘、川端康成は湯本館という、その経緯は私は存じていないんですが、昔何らかのこの観光が物すごくいいときにちょっとすみ分けをというようなこともあったやに耳にはしましたけれども、いずれにしても、これだけの文学資源を使わないというのは幾ら何でももったいなさ過ぎるということを、ずっと今でも感じたままでございます。やはりこれからAIが進む社会になればなるほど、人の心、文学であり、絵画であり、音楽であり、芸術を活用した人の心を育む教育をしない社会というのはとても怖いと思っておりますので、私たちの貴重な文学の資源というものは今まで以上活用させていただきたいと、12年前同様に考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

- 5番（鈴木正人君） これはまちへの誇りの醸成とブランド力の向上という、そういう重点目標の中の事業であります。まちへの誇りということになりますと、これは教育部の所管になるかもしれませんが、やはりそのふるさとを愛する郷土愛というのは学校教育現場の中でもやられております。私事ではありますが、ことし一番下の小学校6年の娘が東京に修学旅行へ行ったときに、毎年やっているようなんですが、「しろばんばの里」ということで、手づくりのパンフレットをそれぞれ持ちまして、東京の道行く人にどうぞどうぞと配ってやったということなんですけれども、そういったことも子供のときからそういった郷土のことを思うというのは非常に大事な教育だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。それでは、総合戦略のほうに移ります。

さきの9月定例会の市長の行政報告においてのこの伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略について触れられまして、平成27年度に策定した総合戦略の計画期間が今年度に最終年度を迎え、令和2年度から5年間の第2期総合戦略の策定を進めるに当たり、今年度は先ほど申し上げましたが、去る8月26日の総合戦略検討会議を皮切りに、通常年1回の検討会議を計3回の会議で第2期総合戦略の内容を取りまとめる旨の報告がされたところであります。

第1回の会議では主に平成30年度を含めた第1期総合戦略の進捗状況と評価をし、第2期に向けた皮切りの会議とされたようでありますが、具体的にその総括の議論の中で委員の皆様のような意見があったのかお伺いしたいと思います。

- 議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

- 総合政策部長（堀江啓一君） 先般、第2回目という形で議論させていただきました。今回の第2期総合戦略につきましては、当然第1期の中のものを引き継ぐということが主なものになっておりますし、第1期にできなかったものについてある程度第2期も引き継いでやっていくということになっています。その中で戦略体系につきましては、「しごと」につきましては地域の特性を生かして、産業の担い手と稼ぐ力を強化する。戦略「ひと」としまして、全ての世代がしあわせに暮す、戦略「まち」としまして、魅力にあふれ、ずっと住み続けたいと思えるまちをつくるということになっています。

その中で、いろんな方の意見が出ましたが、取り組み内容などはちょっと具体的に欠けるんじゃないかという意見がありました。ただ、今回のものにつきましてはある程度大まかなものということですので、今後その取り組み内容については第3回である程度提示させていただくという形の答弁をさせていただいております。

また、まちづくりというか、子育て世代なんかのいろんな意見も出ましたけれども、子育て世代の中で当然伊豆市の今健康福祉部のほうでいろんな取り組みをやっているわけでございますが、例えばお母さんたち、例えば伊豆の国市のお母さんたちと話をする中でも、伊豆市はなかなかいい取り組みをやっているねという声も聞くそうです。そうしたこともありま

すので、そんな意見も今回の意見で出ております。そういった意見を参考にしながら第2期の総合戦略をつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 先ほども申し上げましたが、私、第1回の議事録があるんですけども、ちょっとずっと拝見してみましたけれども、具体的な事業内容がないというような御指摘もあったそうなんですけれども、この第1回では目につくのがまち・ひと・しごとの「しごと」の部分が非常に委員の皆さんから多く出ていたように感じます。委員の一人の方が市内にあるその伊豆総合の本校と土肥分校の高校生の卒業後の進路ということで、全体の50%が就職、50%が進学であり、工業科においては70%の生徒が就職しますと、そういう上で、地元の就職が多いのはありがたいことであると。ただ、その辺が継続できるのかどうかということもやはりちょっと疑問だという意見もありますし、あとはその目につくところで、いわゆるその「しごと」の雇用の創出というところで、企業誘致に関してのIT企業誘致というのが、当初は国内でもトップランナーとして早目に取り組んできたわけなんですけれども、その辺のスピード感が全くないというような厳しい御意見もあったようです。その辺のいわゆるその「しごと」は雇用の創出という部分でどういうふうな総括をされ、今後どういうふうに進めていくのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今議員に御指摘をいただきました8月26日の第1回につきましては、私も出席をしておりました。その中の委員の御意見の中で、まさにまち・ひと・しごとのうちのこの「しごと」の部分、こちらについての御意見が非常に多かったということは、私もそのように感じております。企業誘致につきましては、特にスピード感という御指摘でございます。まさに、企業を誘致するというのはやはりこちらの都合だけではなく、当然企業側の事情というものもあるので、受ける我々としても、また誘致するこちらの行政としてもやはりスピード感を持たなければならないということは十分に認識をしているところでございますが、第1回の目標値については、この「しごと」の部分が非常に達成率というか、目標値に達していないのが「しごと」が非常に多かったということは、私ども十分これは反省し、またこのままではなく第2期に通じてこの部分は十分に強化をしていかなければならないというふうに感じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、ちょっと個別のことに確認したいんですけども、IT企業誘致といえば旧狩野幼稚園の活用なんです。あそこは改装工事がいつ終わって、今現在どういう状況なのかというのを一応確認のため伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 狩野ベースにつきましては9月の一般質問、また議案質疑においても、他の議員の皆様から御質問をいただきました。そのときの私どもとしては、改装といえますか、改修はもう昨年度で終了しているということはお伝えさせて。じゃことし4月以降はどうなっているかということで9月に御質問をいただいたところでございます。そのときには、秋を目途に公募して早々に企業に来ていただくということを私のほうから答弁をさせていただきましたが、今現在、細部といえますか、最終的なところでどのように来ていただく企業と管理・運営について条件をどうしていくかということ、余りハードルを上げ過ぎますと来ていただかない、ハードルを下げますと、ハードルといえますか、その管理・運営に関するいろんな諸条件ですね、細かいところでは清掃をどうするのか、ごみをどうするのかということ。そういったことも含めて、今現在どこでこう募集をかけるのが一番お互いにいいのかということ、今詰めているところで、現時点でまだ公募に至っていないというのが実態のところでございます。ですので、そのところはもう早急にそこを詰めた上で公募をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 余り言うとも個別の要望みたいになってしまうのでやめますけれども、少なくとも血税を投入して改装されて、間もなくこのままでいくと1年がたってしまいます。また、夏場になると草が生えて、何とかしてもらいたいなんていう意見がすぐに出るような、そんな気がしますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、働く場の創出という意味で、いわゆるその市内の産業ということでね、企業誘致だけではなくて、既存の企業の事業所の市外への流出防止、いわゆる留置というところについてもしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。過去にも、たくさん従業員を抱えられた製造業が市外へ流出してしまったりということがありましたけれども、そういったことがないようにぜひしていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさに議員御指摘のとおりで、企業誘致だけが私どもの目的ではなく、当然に既存の企業、こちらの皆様に今後も将来に向けて事業を継続的にやっていただく、そこに雇用が生まれるということはもちろんでございます。企業留置というのは企業誘致と相当と、両方というふうに考えておりますので、その企業留置についてもどういった支援ができるのか、そこについても行政として携わっていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、最後の3番のところ、市長に初めお答えいただいたところなんですけれども、今いろいろと大きい1番とか2番のところ、平成30年度決算をベースにしてそれぞれの事業成果であるとか、今後の見通しであるとか、その辺のことをずっとお聞きしてきたわけでありましたが、今回通告してありますように、市長3期12年、実際はあと4カ月で12年になるわけなんですけれども、そういったことで今まで市政に取り組んでこられた。その中で、先ほどもおっしゃいましたけれども、引き継いだ事業をしっかりとやり遂げることもできた一方で、まだやり残したことがあると。また、人口減少対策についてはまだ一定の効果が出ていないという中で、きょう午前中の議員の一般質問の中で、正式に4月への市長選への出馬を表明されたわけなんです、その表明される理由について、まだやり残していることがあると、このままやめたんでは責任放棄と言われてもしょうがないというふうにおっしゃっていましたが、これまでの中でもいろいろとまだまだその道半ばの事業というのは大変多いんじゃないかなというふうに私は思っております。その中で、市長、何かございましたらおっしゃっていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、伊豆市を含む伊豆半島はやはり意識が変わればかなり変わっていくというこう感覚を今持っております。先ほど産業振興協議会の話が産業部長からありましたけれども、これが目的がどこにあるかということなんです。商工会と観光協会と市も関与して新しい組織をつくったのは、マーケットを広げたい、商品マーケットを広げたいからやろうとしているわけです。つまり、3万人の消費地ではできないことを、今だったら350万人、宿泊が約90万人、こういうマーケットを、商品マーケットを広げることによって経済をしっかりと確保していこうと思っているわけですね。ほかの観光協会を拝見すると、観光協会の中に公共交通機関とか商工会とかが会員として入っているところはかなりあるんです。うちはとても強い観光地でしたから、今、観光協会ニアリーイコール旅館というところが大きいわけですね。旅館さんは旅館さんで大変重要な観光事業ですけれども、そもそもマーケットを広げたいという仕事と来たお客様をもてなす仕事は目的が違うので、今私たちは改めて観光のお客様により多く来ていただいて、より長く来ていただいて、より多く支出していただいて、マーケットを大きくしようとしているわけです。これが今伊豆市の観光協会にそれぞれ入って、主役として商工会とか伊豆箱根鉄道とか東海バスとかにやっただく体制になっていないので、暫定的に産業振興協議会というものを市の職員も張りつけて今体制を変えようとしているわけですね。これあくまで一例ですけれども先ほどの移住政策も、よその方に家を貸したくないとか、この地域の中にほかから入ってほしくないとか、そういった意識を変えていかないと、やはり伊豆市、伊豆半島の将来はないと私は思っているんです。

先ほど申し上げましたように、こういった意識改革を含む将来のあり方について、今から4カ月間しっかり議論をしていきたいわけです。私はこの新市建設計画と第2次総合をつく



っております現職の市長ですから、少なくとも私は一つの選択肢を示せる。それによって市民の皆さんに説明をできる。そして、どなたかおいでになれば議論ができる。このまま何もしないと、まさに市民には何も説明がないまま、政策が提示されないまま、選択肢がないままというのは、現職の市長として無責任であろうということをお先ほど申し上げたわけでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、最後になります。本当に最後になりますけれども、市民の皆さんに選挙の際に、争点とするところをやっぱりつくりたくないというお話もありましたけれども、今一通り伺ってまいりました、市長も含めてお聞きしてきましたが、感想としましては、3期12年ですから相当長い期間だと僕は思います。先ほどお話した僕の一番下の子供が生まれて6年生になるまでの年ですから、それを考えると相当長い間市長、市政に携わってこられたんだなというふうに思います。その中で今回は総括をということでやったんですけれども、まだまだそういった意味ではしっかりとこれまでの実績を振り返っていただいて、その上で今後また市政を担うという、そういう覚悟であれば、その反省、反省なりそういった振り返りを踏まえて、しっかりと市政に反映できるような姿勢を示していただきたいと思っております。

私ども会派はきょう私が初めて、あした2日目、小長谷朗夫議員、そして最終日の3日目に山口繁議員が、3人でやるわけなんです、いずれもタイトルは違いますが、菊地市政の総括をということでしっかりとまた伺わせていただきますので、あした、あさってと引き続きよろしく申し上げます。私の一般質問を終わります。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何でしょうか。何の発言ですか。

○建設部理事（白鳥正彦君） 鈴木正人議員の……

〔「都市計画の関係」と言う人あり〕

○建設部理事（白鳥正彦君） 土地利用によって線引きを廃止したことによってどれだけ伸びたのかということに対して数値がありましたので、お答えしたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建設部理事の白鳥です。

鈴木正人議員には、9月にどれだけ住宅が伸びたかということで100件から127件ということで数値をお示ししています。そのうち、今回の廃止によってどれだけ伸びているかということについて、先ほど牧之郷という地区計画をかけたところが伸びているということについては、牧之郷の正確な数値は出てこないんですが、修善寺から1キロ圏内の住宅件数が平成29年は7件、それが平成30年22件になっております。また、今年度4月からにおいても、4件からの10件程度の住宅の開発等が起っておりますので、着実に線引き廃止の効果はあ

らわれていると考えております。

○議長（三田忠男君） これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

ここで、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は市長に対し、2点質問をいたしたいと思います。

まず、最初の質問ですけれども、市長の住所地はどこかということではありますが、これは前回に引き続いております。前回、9月定例会で私は市長の住所について一般質問を行いました。明らかな答弁がなかったので、また再びちょっと視点を変えまして、次のとおりお尋ねをいたします。

1番目、菊地市長が過去市長選へ立候補したときの住所地はどこであったのでしょうか。市長選には3回出ていると思いますが、3回分お答えいただきたいと思います。

それから2番目、市長は通勤手当を支給されていると思うが、これは私が思うだけでありまして、確かめたわけではありません。その区間は市役所からどこまでかお伺いをいたしたいと思います。

次、2番目、人口減少対策。

伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによると伊豆市の人口動向は、伊豆の国市を中心とした近隣市町への若年層の転出超過が顕著であり、子育て世代の減少が出生数の低下につながっているとしております。

この若年層の転出超過の原因と、その対策として今までどのような施策を実施してきたかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

公職の候補者の事務に関する執行機関は市長ではなくて選挙管理委員会ですので、選挙管

理委員会のほうでお尋ねいただければと思います。

通勤手当については、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 2点目の通勤手当の関連の御質問ですが、職員の通勤手当、これは給与の一部となります。支給の有無を含めて職員の個人の人事に関する情報ですので、この場でお答えすることはできません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、最初の質問、市長の住所地はどこかの①ですね。市長選へ立候補したときの住所地はどこかということですがけれども、選管へ聞けということですので、選管の職員をじゃここへ呼んでください。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時33分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 再質問ね。

○議長（三田忠男君） はい。

○13番（西島信也君） 今、市長は、これは市長の事務じゃなくて、市長執行機関の市長部局の事務じゃなくて、選管の事務だから答えないよと言ったわけですね。それは確かにそうかもしれませんよ。だけれども、選管というのはこの総務課内にあるわけでしょう。総務課内であって、選管委員長は鈴木さんという方ですがけれども、選管事務局長は総務課長なんですよね。だからその人を呼んで、私は呼んでいただいたってよかったかなと思うんですけども、呼ばないと、そういうわけですからね。呼ばないというか、みずから呼んでくれないということですからね、まあいいですけども。

ところで、私が今質問出したのは、菊地市長が過去伊豆市長選へ立候補したときの住所地はどこかということなんです。だけれども、この住所地は公表されているんですよ、立候補したときの住所地は。知っていますか、それ。公表されているかどうか知っているかどうか聞いてください。知っているかどうかお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長として、公職の候補者の事務管理に関することを、今の御質問で

すと、私が公表されたことを知っているかということですので、それは公表されておりますとお答えするにとどめるしかないですね。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それは知っているでしょう、当然、自分が書いたんでしょからね。私は情報開示請求で、立候補したときの届出書、持っていますよ。情報開示とったんですよ。これをとったんですよ。これは告示されて、前に副市長さんもおっしゃいましたよね。立候補したとき、立候補届出書、それから当選人の当選人は告示をしているというわけですよ。告示をしているんですよ。告示をしているというのは公表しているということなんですよ。それをあえて言わないとかいうのはおかしいじゃないですか。ここで告示していますからね、告示して情報開示でとりましたから、私は。これはしゃべれますよ。皆さんに公表されているもんだからね。いいですか。

〔「違うよ、それは」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） いや、違くないよ。だって、公表されているんだから、これは。

〔発言する人あり〕

○13番（西島信也君） 公表されているんですよ、いいですか。伊豆市長選挙立候補者届出書……

○議長（三田忠男君） 西島議員、公表されていることとここで言うことはまた私は別だと理解したんですが、前回の議論で。ここでは個人の私的にわたることは言っちゃいけないとなっていると。公表されて、どこかで外で西島議員が外で言ったら別に私たちは何にも関係ないことなんですけれども、ここではいけないというのは……

○13番（西島信也君） ちょっと待ってください。

○議長（三田忠男君） 言ったような気がしたんですけども……

○13番（西島信也君） 私が言って……

○議長（三田忠男君） それを踏まえると、前にみたいに言ったからまたとめるような手続が前に繰り返すような気がするんです……

○13番（西島信也君） そんなことはないでしょう。

○議長（三田忠男君） いや、そういう確認を前回の議運で確認されていると思っているものですから……

○13番（西島信也君） じゃ、少しあれを変えますけれども……こんな……

○議長（三田忠男君） 休憩していない。

○13番（西島信也君） 今のは消しといてくださいよ……

○議長（三田忠男君） いえ……

○13番（西島信也君） 今のは私が差っ引いといてくださいよ。差っ引いといてよ。差っ引いてよ、あれから。

○議長（三田忠男君） いや、オープンになっちゃっています。

〔「公開されちゃったんで」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） まあ、いいよ、いいよ。

それで、いいですか。それで、これについて前に議長は、プライバシーの問題だからね、議会に言うのはふさわしくないということをおっしゃいましたよね。で、皆さん、市長もそう言ったわけですがけれども、もう一回その根拠を言ってください、何でふさわしくないのかということ。いや、それは市長に聞いているんですよ。

○議長（三田忠男君） じゃ、事務局のほうに答弁させます。

〔「事務局が答弁するの」と言う人あり〕

○事務局長（浅田茂治君） はい。こちらは議会運営上の話でしたので、自治法132条の規定によって、議員さんは「他人の私生活にわたる言動をしてはならない」という、ここが根拠になります。

以上です。

○議長（三田忠男君） そういう答弁をさせてもらいます。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 132条を言ってください。言ってください、それを。何ていうのか。

○議長（三田忠男君） 事務局、答えてください。

○事務局長（浅田茂治君） はい。全文を読みます。

132条。「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」。

以上です。

○議長（三田忠男君） 西島信也議員。

○13番（西島信也君） それで、私が聞いたのは、これは議会運営委員会で何度も呼ばれて、いいよということ、こういう質問をしていいよと、これは前回の話ですよ。いいよ、今回もそうですけれども、いいよということになったわけですがけれども、市長はこの132条があるから私はしゃべりませんというふうにしたわけですがけれども、これは、いいですか、自治法第132条は、「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、議員はなんですよ。議員なんですよ。市長は幾らしゃべったっていいんですよ。市長は幾らしゃべってもいいの。議員はと書いてあるじゃないですか。これはどう……

〔「市長がどうやるかはお前、お前……」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） これは地方自治法逐条解説に載っていますよ。議員だけなんですよということが載っているんですよ。市長は言ったっていいんですよ、市長とかほかの人は言ったっていいんですよ。何だねそれはこれに対してそれはどう考えているの、市長。市長に聞いている、市長に。

〔「当たり前じゃない」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時08分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議会運営委員会委員長、小長谷順二議員。

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

今し方、議会運営委員会を開催させていただきました。

地方自治法132条、ここに書いてあるんですけども、「他人の私生活にわたる言論としてはならない」としているのは、「議員は議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論してはならない」、この部分において、ただいまの一般質問はふさわしくないという議会運営委員会の判断が出ましたので、報告させていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、西島議員、質問を続けてください。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、議運の委員長さんから、そういう質問としてふさわしくないというお話があったんですけども、私はこの議会が始まる前にやった議会運営委員会に私が呼ばれて、この質問についてお前の考えを言えと。皆さんはよろしいと了承したはずなのに、ここへ来てだめですよというのは、どうもおかしいと思うわけです。議長さんも一般質問を受けつけているということでもありますから。それがおかしいと、こういうことを。全くおかしいと思います。

それでは、菊地市長が前9月定例会で言ったことをちょっと復唱しますと、市長が言った言葉、市長は、「市長としての一般事務に基づいてお答えしているとおおり、危機管理上は当然職員は知っていますし」、何を知っているかという住所です。「危機管理上、当然職員は知っておりますし、それからスマホで、公用の携帯で連絡をとりますから、危機管理上の問題はありませぬし、それから公務は、官邸に当たるのは市役所ですから、ですからそこで公務をこなしているのであって、一般事務の観点から、私はもう既に十分に市民に対して必要性のあることは明らかになっていると思っております」と、こういうことを言っているわけです。ちょっと言っていることが私にはよくわからないところがあるわけですけども、危機管理上は当然職員は知っているわけですか、市長の住所地は。それはどうですか。職員は知っているんですか、知らないんですか。どちらですか。お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 知っている、知らないと言われても。

ただ、自宅につきましては、市長個人のことなので、私の口から議場で言うことは

差し控えさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いているのは、知っているか、知らないかということを知っているんです。どっちですか。

○議長（三田忠男君） 危機管理上、知っているかということですので、その関係部署等で教えてください。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公務上、緊急性がある場合は、秘書等を通じてまず携帯で居場所を確認して、どこにいらっしゃるのか、そういうことは確認しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そうではなくて、住所はどこかということを知っているかということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市長個人の住所になりますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いや、知っているか、知らないかで、言う、言わないは別ですよ。知っているか、知らないかだけ教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 知っているか、知らないかも含めて、必ず緊急時には市長とは連絡がとれるような状況ですので、この場で知っている、知らないということも答弁を控えさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 皆さん、それでいいんですか。そんな簡単なことを答えられないなんて。

例えば、災害が起こって、市長のうちへ車で迎えに行くという場合だって当然あるでしょう。そのときにどこへ行ったらいいいかわからないんですか。どこへ行けばいいんですか。知らないのにに行けるんですか。それはどうですか。お答えください。市長のうちに迎えに行くとき、緊急時に迎えに行くときに、どこへ迎えに行ったらいいいのか、わかっているの

か、わかっていないのか、どっち。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 緊急時には必ず、仮に運転手が迎えに行く場合にしても、どこにいらっしゃるのか、それは三島なのか、沼津なのか、どこなのか、いろんなどころになるかと思えますけれども、場所を確認して、電車で来られるのか、迎えに行くのかという手法をとります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） どうしても市長、それから職員は、市長の住んでいるところ、住所を答えたくないようなんです。これは全くもって珍しいことだと私は思うんですけれども。ここに書いてありますけれども、市長が言っているのは、「危機管理上、当然職員は住所を知っていますし」と言っているんです。だから知っているんでしょう。知っている市長は言っているんです。市長は教えているんですか、教えていないんですか、職員に。例えば運転手に。市長車の運転手がいるでしょう。市長のうちまで行くときとか、あるいは迎えに行くときだってあるでしょう。帰るときとか、迎えに行くときとか。それはいつもは自家用車で通っているか知らないけれども。そういうときに、いちいち言うんですか。何番地に来てくださいと言うんですか。いつも違っているんですか。市長、それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。危機管理上の話で結構です。

市長。

○市長（菊地 豊君） この辺が今答弁で困っているのは、さっきからこちらで説明しているように、地方自治法132条で、他人の私生活にわたる発言はしてはならない、つまり質問はしてはならないと条文にあるわけです。こちらは公務の観点で答えていますから、危機管理上、市長の居場所というのは連絡がとれるし、しかるべきところで、公用車が必要であれば動きますと答えているわけです。その先で、一体どういう公益性、公務の観点、行政執行の観点からの質問かわからないから、こちらでは今の御質問では答えようがなくて困っているわけです。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 答えようがないではなくて、何とかして隠そう、隠そうと思っているんじゃないですか。全くひどいです、これは。全くひどさもひどしというところです。

職員が知っているんだか、知らないんだかよくわからないのでは、市民だってわからないですよ、知っているか、知らないか。ほとんど知らないでしょう、それでは。市民は知っている。そうか、市民は知っている。知っている人は知っている。

○議長（三田忠男君） 西島議員。



危機管理上と市民は、ちょっと私も理解ができません。市長が危機管理上の居場所は市側が答えられましたけれども。

○13番（西島信也君） プライバシーのことと言っているけれども、私はプライバシーとは思っていないんだから、市長の住所は。公人だから市長は。

○議長（三田忠男君） 公人といえども他人ですので、ここではふさわしくないというのが132条の「わたる言論をしてはならない」ということがあるから、それで言っている。それは先ほど議運で確認したことです。

○13番（西島信也君） そんなことをあなた、議長さんが言っているんですか。

じゃ、いいです。とにかく質問しますから。

とにかく、市長はどうしても、何としてでも答えないと。部下の職員も何としてでも市長を守って、ぼろの出ないようにすると。そういうふうに終始しているわけですけども。

そのときに市長が、この前のときにこうも言っているんです。「議員も既に情報開示請求で入手されているとおり、私は実家のほうを相続しております、そちらを管理し、また生活拠点として地域での活動を行い、住所地も当然1カ所でございます」とこうなっているわけです。どっちなんですか、住所地は。管理しているほうですか。

〔発言する人あり〕

○13番（西島信也君） 公のことを言っているんだ。ちょっとあなた黙ってて。青木議員、黙っている。

「当然1カ所でございます」と。

〔「129条適用だよ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 西島議員。

132条の「他人の生活にわたる言論をしてはならない」、今の質問はここに該当すると私は理解しているんですけども、その後がわからないんです。

○13番（西島信也君） いやいや、しかしこれは市長がしゃべっていることです。

○議長（三田忠男君） 市長がしゃべったことといえども、それは言論してはならないと。それを何とかしゃべらせようとやっているように私はとっているんですけども。

○13番（西島信也君） いや、そうですよ。

○議長（三田忠男君） 一般事務の関係で、危機管理だから発言を認めましたので。

○13番（西島信也君） ちょっと待ってください。私が質問しているんだから。

あの手この手で質問を阻止しようとしていると思うわけです。

ちょっとお伺いします。私が言っているのは、市長は公人だよと。だから選挙に立候補したときも当選したときも、告示されているんですよと。

〔発言する人あり〕

○13番（西島信也君） 立候補したときは私人かもしれないね。当選したときはあれでしょう。当選したら公人ですよ。

「住所地も当然1カ所でございます」と、こう言っているわけです。これはそうですか。何か2カ所あるように私はこの前の答弁では聞こえたけれども。どちらですか。

○議長（三田忠男君） 西島議員。どうも私は他人の私生活にわたる言論をしているように感じるんですが、そうじゃないわけですか。事務の形が見えないんですけれども。

○13番（西島信也君） 公人だと言っているじゃないですか、私は。

○議長（三田忠男君） 公人であろうとも……

〔「住民票の関係で質問したというから」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 9月の定例会でも法令上のお話を私のほうからさせていただきましたが、繰り返しますが、住民基本台帳法に基づいて、もう一度説明をさせていただきます。

第4条で、住民の住所に関する法令の規定の解釈という部分につきましては、「地方自治法第10条の第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない」ということで、住所につきましては、住民1人1カ所という規定になっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ですから、今市民部長が言ったように、市長の住所は1カ所ですかということを改めて確認します。

○議長（三田忠男君） 答えられる範囲で答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が公職であれ私人であれ、法律にのっとって処置していることであって。すみません。質問の趣旨が全く理解できないんですが。

議場において、公益について語る議論と、伊豆市議会、全く別の論調となっていると思うんですけれども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、住所は1カ所ですか、それとも2カ所あるんですかということを知っているんです。どちらですかということを知りたい。教えてください。

○議長（三田忠男君） 先ほど答えたと思いますけれども。

○13番（西島信也君） 思わない。答えていない。市長に答えさせて。市民部長はそう言ったけれども、市長はそうなのか。

○議長（三田忠男君） 改めて、同じことを答えて下さい。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど答弁申し上げたとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、私何回も言っているでしょう。住所は1カ所ですか、2カ所ですか、3カ所ですかということを聞いている。1、2、3、どれですかということを聞いているんです。何も答えていないじゃないですか。

○議長（三田忠男君） どうも私も理解があれですけども、法に基づいてということですか。普通は1カ所しかありませんので、そうとれないですか。

○13番（西島信也君） それは議長から私に質問なわけ。

○議長（三田忠男君） はい、そうです。反問権みたいところで今捉えていますけれども。

○13番（西島信也君） だから、それを法律上では1カ所じゃなければなりませんよということを言っているわけでしょう、市民部長が。だから市長は守っていますか、守っていませんかということを聞いているんです。

○議長（三田忠男君） 先ほど、守っていると答えたような気がしますけれども。

○13番（西島信也君） いや、私は聞かなかった。もう一回言って。

○議長（三田忠男君） 守っていると答弁で。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問してください。

○13番（西島信也君） 先ほどと同じ答弁だとそれを繰り返していますけれども、言わないということは、何かやましいことがあるんじゃないですか。そうとしか思えません、これは。大体会話が成り立っていないじゃないの。1カ所か、2カ所か、3カ所か、それともまだほかにあるのか。それをお伺いしているんです。聞いているんです。それを答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどから繰り返しているとおり、住所に伴う事務処理は法律どおりやっているわけです。ですから、私がお願いしているのは、議場で公益について、公務について議論しているわけですから、ぜひそちらのほうに議論を戻していただだけませんか。今我々は何のためにここにいるのか、全くわからないんですけども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いているのは、市長は市民の代表ですよ。代表がどうなっているのかと。みんな住所は1カ所にしなさいと。住民登録するところは1カ所で、住んでいるところ、実際に生活しているところを住民登録しなさいよというのが法の精神でしょう。市長はどうなんですかと。市長は代表じゃないですか。市民にそれを指導して守らせる義務があるわけです。それで市長はどうなんですかということを聞いているわけ。そうですか、そうでないんですかということを聞いているんです。どうですか。答えさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど来、答弁申し上げているとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問してください。

西島議員。堂々めぐりになっていますけれども。他人の私生活にわたる言論をしてはならないということに抵触すると思いますので、これ以上やりますと、129条の適用になるかと思っておりますので、注意はしておきます。議場の秩序の維持という項目があります。何か堂々めぐりになっていますので、実のある議事進行をお願いします。

西島議員。

○13番（西島信也君） 議場の秩序の維持を守るのは、それは議長さんなんですよ。

○議長（三田忠男君） 守るように、西島議員も協力願います。お願いします。

○13番（西島信也君） それは議長の指導が悪いんじゃないですか。

ひた隠しに、市長が自分の住所を隠しているわけですけども……

[発言する人あり]

○13番（西島信也君） じゃ、何。全隠しと言えればいいですか。そんなことはないね。

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○13番（西島信也君） だから、ひた隠しにしているんです。何もひた隠しが悪いわけじゃない。辞書にだって載っています、そういうのは。

これ以上言っても、これを会議録なりインターネットの配信で、言っておきますけれども、私の前回のインターネットの配信ではほとんど消されていますから、消さないようにお願いします、今回は。

[発言する人あり]

○13番（西島信也君） だから、時機を失するじゃないですか、すぐにやっていただかないと。

とにかく、市長さんはお答えにならないということで、それがわかったということでございます。答えられないということで、どちらにお住まいなのかわからないと。市役所の職員もよくわからないと。市民で知っている人も中にはいるかもしれないけれども、大方の人は知らない。議員さんも知っている人はいるかもしれないけれども、わからない人はわからないと、こういうことですね。

今まで非常に時間をとって、議会運営委員会まで開いていただいてやったけれども、何の実りもない答弁だったです。これはぜひ反省していただきたいと思っておりますけれども。当局側には、特に市長には。

それでは、次の質問に行きます。

次の質問に行ってください。

○議長（三田忠男君） 2番目の人口減対策ですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。ちょっと最後の言葉は看過できないので。

先ほど、議運の委員長がこちらに来て、議運をかけて、132条を守って答弁しろということに対して、それに従った市長が、あるいは行政部局が、あたかも隠しているごとく発言は全く事実と反することは、ここにおられる皆さんは承知しているわけですから、そういった発言は、議場においては重々お気をつけいただきたいと思います。

次の御質問には総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから、人口減少対策について答弁いたします。

8月27日の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、地方の人口減少については、国の地方創生の分析においても、東京一極集中の是正が進んでおらず、就業に係る国の施策とも連携し、Uターンの促進と人材確保の視点とを合わせて取り組んでいく必要があると考えております。

伊豆市の社会移動の傾向としては、首都圏より県内への転出が多く、その中でも伊豆の国市を中心とした近隣市町への転出のウエイトが大きくなっていましたが、最近では改善傾向も見られております。また年齢階層別に見ると、進学等で転出した若年層が、なかなかUターンに結びつかず、30歳代から40歳代のいわゆる子育て世代についても転出超過となっております。これにつきましても改善傾向が見られております。

移住・定住に関する市民アンケートによりますと、子育て世代を中心に、子育て施策や教育環境の充実、住環境の整備が重要との回答をいただいておりますので、ハード、ソフトを含めたこうした環境整備が、移住者等の選択肢の中で大切な項目になっていると考えております。

これまでもアンケート結果等を踏まえ、伊豆市では人口減少対策として、こども医療費制度や放課後児童クラブの充実、子育て世代の情報効果の場をつくるといった子育て環境の充実や、高校生の通学補助などの教育環境の整備にも取り組んでまいりました。

ただ、その内容がうまく伝わっていなかったとの御指摘もいただいておりますので、今後はこれまでの施策に加えて、情報発信にもさらに力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

これにつきましても、ちゃんと私の質問に対して答えるようお願いしたいと思います。

今はそういう改善がされているというお話がありましたけれども、どういうふうに改善されているんですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） なかなか改善というのは難しいことだと思いますけれども、ただ社会移動の傾向としまして、例えば平成27年度の転出が1,237人、転入が990人ということで、マイナスが247人ということがありました。これにつきまして、平成30年度につきましては、転出が1,121人、転入は1,083人ということで、社会移動とするとマイナス38人という形で、247人いたものが38人という形で改善が見られております。また年齢別につきましても、例えば2008年から2013年までの6年間と、2013年から2018年の直近の6年間で比べた場合の、30代、40代の子育て世代の人口でございますが、30代におきましては、前期の6年間でマイナス214人であったものが、153人に改善。また40代につきましては、マイナス93人だったものが、マイナス43人に改善ということで、合計111人が減少していないということになると思います。

そのような形で、多少の改善方向が見られているということで考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 伊豆市の人口は、平成16年4月1日に3万8,055人、これは住民登録数です。国勢調査とはまた別ですけれども。それで昨年、平成30年4月1日、幾らかというと、3万1,089人。7,000人減っているわけです。ことしの4月1日、平成31年4月1日は幾らかというと、3万678人。前年より410人減っているわけです。余り改善したとは全然思わない。同じように大体400人から600人、毎年毎年減っているわけです。

ただし、現市長の菊地市長が就任する以前は、そんなには減っていないです。1年間で300人程度。500人、600人は減っていないということです。ここに来て、菊地市長には悪いですが、菊地市長が来て急に減ってきたということです。

それで、1つお伺いしますけれども、若年層が転出超過していると。この原因は何だとお考えでしょうか。主に伊豆の国市へ転出しているということですが、要するに原因がわからなければ対策の打ちようがないと、こういうことですから、若者の転出超過、要するに若者というと何歳かというと、15歳から30歳までと、こういうことになるわけです。これが顕著になっているということは、伊豆市まち・ひと・しごと創生ビジョンの概要版というのが書いてあるわけですが、ここには理由は書いてないですね。どういう理由で、例えば伊豆市の公共料金が高いとか、そういうことなんですか。どうなんですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） なかなか皆さんの転出理由というのは難しいと思いますけれども、市のほうでは市民課の窓口のところでアンケート調査等をしております。そのときに全員の方が回答してくれているわけではございませんが、何人かの方から回答をいただきます。

その中で、転出の一番の理由というのは、やっぱり就職であるとか、転職、そういうものが一番多いという形で統計では出ております。その中で、やはり近隣の伊豆の国市であるとか、函南町、そういうところにつきましては、就職であるとか、転職であるという理由よりも、ちょうど結婚であるとか、離婚という言い方は変なんですけれども、そういう人生の転機、そういうときに伊豆の国市とか近隣に出ているという統計が出ております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今の御説明で、結婚のときに多いと、こういうことですね。結婚のときに多い、就職や転職じゃないよと、近隣は。それはそうでしょう。みんな車とか持っていますから。そんなに遠くに勤めるわけでもなかったら少ないよと。だけれども、結婚ということはこれは大事なことです。結婚ということになりますと、これから先何十年、50年も60年も先までずっとそこに住もうとそういうことで結婚して住所を定めるというわけなんです。何で結婚したときにあれなのかと、そういう理由まで把握していませんか。市長さん、そこら辺どうお考えですか。何で結婚のときにみんな伊豆市を離れるんでしょうかということをして市長はどう考えているのか、そこら辺は。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） なかなかそこら辺までの調査等はできておりませんが、やはり一つ、結婚という時期に、やはり若い人たちというのは、例えばアパートであるとか、賃貸借住宅という形で、伊豆市の親元を一度離れて、そういう形で外の空気を吸いながら勤めをするという形のものはあるのかなという形では考えております。

その中で、例えば結婚を機に出たとしましても、例えば、鈴木議員の答弁でも答えさせていただきましたが、定住補助金等もありますので、伊豆市のほうにある程度子育ての時期に帰っていただくという形のものがあるのかなと思います。例えば、先ほど定住補助金につきましては、市外の方が113件で376の方が利用しているということを答えさせていただきましたが、そのうち、例えば伊豆の国市につきましては、41件、128の方が利用していると。函南町につきましても、13件、49の方が利用しているという形で、一旦は出た中で、ある程度子供が生まれた段階、学校に通う段階では伊豆市に帰っているような形で今分析しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今のお話ですけれども、若い人は結婚するのが多いんでしょうけれども、15歳から30歳までの転出超過が非常に多いと。何歳が多いか、市長わかっていますか、お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 平成30年度のデータでいきますと、一番多いのはやっぱり20歳から24歳、その年代が一番多くなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ピークは20歳ですけれども、18歳というのも多いんです。18歳の転出超過が大体110人くらい、20歳が140人くらいと。この伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに載っているんです。市長さん、よく見てください。何にも見ないで来ているようではしょうがないじゃないですか。

1つ、ここの中に書いてありますけれども、合計特殊出生率を向上させるよと。2012年が1.25だと、2020年に1.69が目標ですよと。2020年って来年ですよ、もうすぐですよ。今幾つなんでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 正式なデータは出ておりませんが、聞くところによりますと、1.40ぐらいだということ聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 1.40じゃ多少伸びているかもしれないけれども、1.69には遠く及ばないと、こういうことのわけです。これ平成30年に出したやつです。

それで、若い人の流出が激しいと。特に結婚ということになりますと、これからの将来がそこにかかっているわけですよ、結婚生活にかかって。もう伊豆市は見放されてるということになると思うんですけれども。結婚するときに出て行かないためにどうしたらいいかということなどをどのように考えておりますか。市長、どのように考えておりますか。これ一応、市長が平成21年当時ですか、市長が初当選された当時、人口減少対策危機宣言というようなものを出したわけです。全ての政策を人口減少対策に修練させると言っておるんですけれども、今でもそうですか。お伺いします。これは市長が言ったことですから、市長さん、どう考えていますか。全ての政策を人口減少対策に修練させると言っているんです。議会で、議場で、ここで。それどうお考えになりますか、お伺いします。



○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 平成21年6月に人口減少危機宣言を出しております。それ以来、その趣旨については何度も議場でも申し上げておりますけれども、全ての部課が、出生対策とか移住対策をやれということではなく、あるいは特定のそれだけの課をつくるということではなく、それぞれの部課の所掌において、住みやすいような施策をとれということなんです。

一例を申し上げますと、私はよく職員に話をしますが、市民課の窓口には座っている新卒の職員が、純粋に機能だけ果たそうと思ったら、挨拶もいないし、笑顔もいないわけです。正しく300円をいただいて、正しく住民票を出せばいいわけです。しかし、そこでここちよい市役所にしようと思ったら、挨拶もするし、笑顔もあったほうがいいですよ。そういうことの各部課ごとの機能をしっかり目的意識を持ってやるということで、ちゃんと職員にも説明しておりますし、議会でもそのように何度か申し上げているわけであって、そのときの自分の考え方というのは変わっておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市民課は笑顔で接しなさいよと。それはそういうことは大事だけれども、それが人口減少対策につながりますか。全然つながっていないじゃないですか。結果を見てください。何も人口減少対策につながっていないじゃないですか。菊地市政の中で、何人減っているんですか。恐らく五、六千人は減っています。今まで減ってきた7,000人のうちの五、六千人は減っているということになるわけです。何も結果が出ていないと。

私が思うに、その原因は何か。まずごみ袋が高い、健診が有料だと、無理な学校統合を進めていると、あるいは水道料も値上げして高いと。みんな高い、不便になっている。それでは伊豆市民がみんな逃げ出しますよ。何も好き好んで、それは移住・定住をやって来る人はわずかながらいるかもしれないけれども、ほとんど、伊豆市に住んでいる人間はみんな逃げ出しちゃいますよ。それでいいんですか。

例えば、ごみ袋が高いとか。あれは菊地市長のときに高くしたんです。今まで45リットルで1枚10円ぐらいのやつを30円幾らにもしたとか、あるいは健診だって、伊豆の国市は健診は無料です。伊豆市は取っているじゃないですか。水道料だって伊豆市は高いんです。水道の分担金だって高い。無理な学校統合。この辺はどう考えていますか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 第1次総合計画を前市長のもとでつくったときには、その製作者名簿の中に西島議員も課長職で入っておられましたから、環境衛生施策については、当初から御存じだと思わんですけれども、その環境衛生施策の中で、ごみ焼却については、ごみ袋を高くしたのではなくて、回収経費をそれぞれ出す量に応じて適正にいただくという制度に変え

たのであって、よく今でも、市民の皆さんからときどきごみ袋が高いと言われるんですが、ごみ袋の製作費は同じであって、回収費用を出す量に応じていただくか、あるいは一生懸命抑えている方も、全員から別のまとまった経費として出すかの違いであって、これは実は議員もよく御存じのはずなんですけれども、シンボリックにごみ袋が高いということで御批判されているんだろうと思います。

そのほかの典型的な公共料金である水道料金も、大体、全国800の市区の中で、正直言うと真ん中くらいで、なかなか苦しいんですが、やはり水の使用量の多い、大きなお酒の蔵元があった大仁とか、あるいは製紙工場のある富士とか、あるいは沼津とかが、全国の中でも一番安いレベルにランクアップされているものですから、やはり近くを見ると伊豆市の水道料金が高く感じるの、それは現実として承知をしております。

ただ、価格を抑えるために巨額な費用を割くことが、残念ながら、今の伊豆市を考えたときには、全体バランスを考えるといかがなものかと。このような考え方に基づいて、公共料金、その他の施策を講じているわけです。

今、最後の学校については、小学校が12あったころ、その小学校周辺の人口がふえていれば、当然こんなことは必要ないわけです。残念なことに、いろんな理由があって、残念なことのある場所においては、それが必ずしも人口の定住策につながってこなかった。そして親御さんの意向を見ると、これは学校の統廃合については、教育委員会が平成20年に教育振興審議会を開いて、第1次総合計画の趣旨に基づいて検討していただき、そしてその答申を受けて、市長としてやってきたわけです。そこで私が2期目のときに、中学校の統合が改めてまた教育委員会から出てきたものですから、皆さんの御意見も参考にして、アンケート等をとらせていただき、そのときには文教ガーデンシティ事業だったから賛成が約7割でしたけれども、中学校統合だけに絞れば、保護者の9割は賛成なんだという声をPTAの皆さんからたくさんいただきました。

そういった政策は、私が私の個人の思いに基づいてつくっているのではなくて、いろいろな観点から、市民の皆さんの御意見、要望、ニーズを伺った上で、私は政策として整理をさせていただき、議案にまとめて提出しているわけですので、その背景には、やはり市民の皆さんの声があるということは重ねて申し上げたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長さんがいろんなことを、言いわけじみたことを言っているわけなんですけれども、ごみ袋だって、取られるより取られないほうがいいに決まっているわけです。そういうこと一つ一つが、みんな人口減少につながっていったんです。そうは思いませんか。

とにかく、今までやってきた菊地市政では、人口減少はストップできなかった。先ほど市長選出馬宣言がありましたけれども、幾ら出馬宣言したって、そして仮に受かっても、菊地

市長では人口減少はストップできないと。それは全ての政策を人口減少対策を目標にやっているということですから、とりもなおさず、菊地市長のやっていることは、全て失敗策だと、こういうことを言わざるを得ません。

さっさとここで、任期はもう4カ月しかありませんから、店じまいをして、あとはほかの人に託すという姿勢でいていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時05分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎会議時間の延長

○議長（三田忠男君） 本日の会議時間は、小長谷順二議員の一般質問が終了するまで、あらかじめこれを延長をいたします。

#### ◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） それでは、本日最後の質問になります。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

通告してある2件について質問をいたします。答弁を市長、教育長に求めます。

1件目、台風19号被害検証と今後の防災・減災対策。

台風19号は、10月6日3時に南鳥島近海で発生し北上、12日17時過ぎには伊豆半島の西南西の海上で、中心の気圧は945ヘクトパスカルの大型で強い台風となりました。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けました。この台風により98名の方の死亡が確認され、3名の方が現在行方不明、71の河川で決壊が報告されております。こちらは11月18日の消防庁の情報です。

政府は、台風19号による被害を激甚災害と大規模災害復興法に基づく非常災害に指定することを決定したので、自治体が管理する道路などの災害復旧計画の作成や工事の発注を国や都道府県が代行できるようになりました。

今回、狩野川台風を上回る総降水量778ミリの大雨で、市内外で起こった台風被害を検証し、今後の防災・減災対策に結びつけていくために、以下の質問をいたします。

1、台風接近の注意喚起に伴う避難の推進と大雨特別警報発令後の避難状況、そして避難所運営の課題。

2、高潮による防潮堤閉門における内水被害の可能性と対策。

3、河川の氾濫を防ぐ樹木伐採と河床掘削の現状。

4、バックウォーター現象の現状と対策。

5、浸水被害軽減のための土嚢の活用状況。

6、支援物資受け入れ体制の課題と対策。

7、近隣市町の災害ごみの処理状況と協力体制。

8、他市町の災害における職員派遣。

2件目、がん検診の現状と対策。

がん検診は、がんを早期発見し適切な治療を行い、がんによる死亡率を減らすことを目的として実施されていますが、平成10年に老人保健法の保険事業から除外され市町村事業となり、平成20年には健康増進法第19条2に基づく健康増進事業として位置づけられ、継続して市町村が実施されることとされ、現在に至っています。

毎年、健康支援課から送付される健康診査のお知らせの封筒の中に、おとなの検診まるわかりガイドが同封をされています。表紙の「正しく知ろう！がん検診」には、現在、我が国のがんによる死亡者数は年間30万人を超え、死亡原因の第1位を占めるようになりました。しかし、診断と治療の進歩により、一部のがんでは早期発見、そして早期治療が可能となり、がん検診はこうした医療技術に基づき、がん死亡率を減少させることができる確実な方法なので、正しい知識を持って継続的にがん検診を受診するように呼びかけています。

検診は自覚症状がない時点で行われることから、がんが進行していない状態で発見することができます。がんが不治の病と言われたのは昔のことで、現在では早期発見、早期治療でがんはその多くが完治すると言われているので、がん検診事業の現状と対策について以下の質問をいたします。

1、当市の各種がん検診受診率の推移と現状。

2、当市のがん検診受診後のがん罹患者の発見率。

3、受診率向上の取り組み。

4、スマートフォンアプリ「がん検診のススメ」の導入。

5、人間ドック助成制度の現状。

6、中学生の胃がんリスク検診の導入。

7、小・中学校でのがん教育の現状と今後の取り組み。

以上です。お願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今回の台風19号では幸いにも人的被害が発生しなかったことは、市民の皆様の日ごろの防災意識の高揚によるものと考えますが、行政としてさまざまな課題があったことも教訓として残りました。

避難所のあり方や情報発信手段、災害警戒本部の体制など、みずから見直さなければならぬ点や、また、伊豆の国市、函南町などで大変苦慮された災害廃棄物の受け入れ場所の確保など、多くの課題を再認識したところです。今後は、これら課題を一挙には直せませんが、一つ一つクリアしていく必要があります。

御質問の詳細については、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、1番、5番、6番と8番について答弁をさせていただきます。

まず、1番目の避難の推進と避難所運営の課題についてでございます。

市では、台風上陸の前日10月11日の14時ごろから台風接近に伴う注意喚起と、同日の15時に避難所開設のお知らせをいたしました。避難準備を促し、この時点では約70名の方が避難されました。また、その翌12日の朝5時に土砂災害警戒情報と洪水警報が発表されましたので、6時に市内全域に避難勧告を発令し、15時ごろまでに約1,390名の方が避難しております。その後、12日の15時30分に大雨特別警報が発令され、これ以降に避難された方が約450名、最終的に1,840名の方が避難されました。

次に、避難所運営についてですが、市では各指定避難所、今回は指定避難所にあわせて土肥と中伊豆は支所を開き、天城湯ヶ島につきましてははふらっと月ヶ瀬をお願いして、指定避難所プラス自主避難所という位置づけで開設しております。各避難所に職員を2名から3名派遣しまして、避難者の把握、受け付けをしたり、毛布の配布などを行いましたけれども、やはり1,840人、今まで経験したことがない方の避難ということで、それぞれの避難される方への対応も行き届かなかった点があったのではないかと考えております。

5点目の浸水被害軽減のための土のうについてですが、特に今回、台風19号につきましては、浸水被害が発生した土肥地区の状況についてお答えさせていただきます。

まずは高潮対策として、八木沢地区の一部ではありますが、ここ数年、高潮による浸水が繰り返されておりましたので、今回の台風では浸水を防ぐために、消防団が土のうを積み、対策を施しております。また、浸水が繰り返し発生しているお宅におきましては、土のうを常備する等の対策がとられていると伺っております。

次に、河川や道路からの浸水対策として、同じく八木沢地区でございますが、河川の氾濫のおそれがあった周辺家屋では、道路面からの浸水を防ぐために、こちらも消防団が土のうによって対策を施しております。

市では、土のうを消防団詰所や、土肥地区は土肥支所に備えておりますが、区や自主防災組織におきましても、市の資機材整備等補助金を活用しまして、メニューに土のう袋や砂も

ございますので、活用していただきたいと考えます。

6点目の物資受け入れ態勢等についてでございます。

今回の台風では、実際に物資の受け入れはなかったわけですが、想定される課題と対策では、まず、地域防災計画上の話でございますが、物資の集積場を現在5カ所指定しております。しかし、そのうち2カ所は指定避難所であり、また1カ所は救護所と重複しております。さらに、この物資の集積場が体育館などを指定しておりますので、実際に支援物資が届いた際、フォークリフトなどの機械が使えません。これらは通常ですとフォークリフトを使ってパレットでそのまま移動するんですが、機械が入らないということで人海戦術をとらざるを得ません。結果、多くの人出が必要になり、一つ一つ箱を運ぶような、そのような状況になろうかと思っております。

現在の計画では、復旧支援のための施設は機能や場所も各地区等に分散しており、拠点と呼べる施設は正直なところございません。住民生活の安全・安心のためには、防災活動の拠点を確保することが非常に重要であるとともに、想定される災害応急活動の内容に応じた機能を複合的に有する防災拠点として整備することが喫緊の課題ではないかと考えております。

最後、8番目の災害における職員派遣でございますが、まず、過去の災害時における他市町への市の職員の派遣につきましては、全国市長会等からの要請に応じ、今までは東日本大震災や熊本地震などの際に、災害支援として職員を派遣しております。こちらは避難所の運営であったり、やはり罹災証明の現場の調査とか、そういうもののお手伝いをしております。また、今回の19号被害に対する派遣でございますが、伊豆の国市からの要請に応じまして、10月23日から25日までの3日間、延べ6人の職員を派遣し、罹災証明の発行のお手伝いをさせていただきました。

なお、今回は伊豆市でも土木災害等が多く発生しておりました。静岡県から、ふじの国災害復旧支援隊として10月末から2名の職員の方を約1カ月間派遣していただき、災害箇所の復旧のための設計等の支援をいただいております。また、農地災害等につきましても、随時アドバイスをいただくために派遣をしていただいております。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から、2と3と4についてお答えいたします。

まず、2番です。まず、河川の河口部にある水門などの施設も高潮等で外水域の水位が高くなった場合には、閉門により内水域の水位上昇を防ぐ役割を果たすことが通常の機能となりますが、陸地での降雨が非常に多く内水の水位が上昇する場合には、閉門によりその水がはけないため、内水被害の可能性が指摘されております。

現施設での内水被害の対策としては、河川河口部に設置する水門の調整が挙げられます。水門の開閉の調整により、高潮による水位の上昇と内水での水位上昇を調整し、対応を図ることなどが考えられます。伊豆市におきましては、八木沢大川と松原川に津波対策の水門が

設置されており、沼津土木事務所で遠隔操作により開閉を行っております。

また、陸こうにおきましては、防潮堤が道路や通路を横断するところに設置する陸上のゲートですので、通常は閉め切りの対応となりますが、河川の氾濫等により、陸こうなどの開門の必要性を想定した対策もしておかなければならないかと思われま

す。いずれにしましても、台風19号災にて起きた全国の事案については、伊豆市においてもその可能性を想定しまして、その対策を考えておかなければならないと思われま

す。続きまして、3番の河川の氾濫を防ぐ樹木伐採と河床掘削の現状であります。

河川の氾濫を防ぐ対策として、川幅を広げることや川底を掘り下げること、堤防を築くなど、川の断面積を大きくすることで対応することが挙げられますが、短期間的にはその効果が発揮されるのが、樹木の伐採や河川のしゅんせつなどの対策になります。伊豆市におきましても、国・県が管理する河川が大半となり、現在お願いしているところでござい

ます。河川の氾濫を防ぐ河川のしゅんせつの現状としまして、管理する県の実績では、昨年度で狩野川で1件、大見川で3件、小土肥大川で1件、土肥山川で2件、野尻川で1件の実績があります。本年度は狩野川で2件、大見川で3件、小土肥大川で1件、土肥山川で1件の施工を予定していると伺っております。

市におきましても、河川の支川の河川のしゅんせつを実施しており、昨年度は6件、今年度は4件、1件は実施済みですけれども、あと3件を予定しております。

台風19号の影響により、河川内の堆積した土砂等の対応としましては、次年度以降も国・県に対応していただけるようお願いしていきたいと考えております。

続きまして、4番のバックウォーターの現象の状況と対策についてです。

バックウォーター現象は、大量の雨で本流の水位が上昇し、河川や用水路などの支川の水が本流へ流れ込めず逆流氾濫するというもので、堤防の決壊を引き起こされることもあります。

日本列島の広範囲に激しい雨を降らせた台風19号においても、各地で河川の氾濫を引き起こし、その原因にこの現象もあつたのではないかという専門家の意見も多くネット上では確認することができます。

バックウォーター現象の対策としては、一般的に、堤防の強化や河道の掘削や河川内の樹木の伐採など、水の流れる量をふやすことにより本流の水位を下げる対策が考えられます。また、大規模化する最近の水害では、過去経験したことのない想定以上の雨量が甚大な被害を招いており、バックウォーターや想定外の浸水への対策は、今後、各自治体にとって急務とされておりますが、費用や時間の限界があります。水害から命を守るためには、基本的なことではありますが、日ごろからハザードマップで自宅周辺の危険な箇所をチェックし、みずから早目に避難する必要があると言われております。

伊豆市においても、本流と呼ばれる狩野川や土肥山川やその支流の大半が国・県により管理されておりますが、今までにバックウォーター現象についての報告はないものの、心配さ

れる箇所や地域については、今後、要望等の地域の声をもとに把握しまして、関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、7の部分で近隣市町の災害ごみの処理状況と協力体制ということで、近隣ということで、伊豆の国市さんと函南町さんに災害ごみについてちょっとお伺いをさせていただきました。

確認させていただいたところ、伊豆の国市さんでは、一般可燃物、布団、畳、木質系廃棄物、廃家電等、約1,000トンの災害ごみが発生したというふうに伺っております。

処理の状況ですが、仮置き場を長岡体育館北側の空き地、市有地でございますが、そこに開設をしまして、10品目に分別して、市民の方々の災害ごみの受け入れを行っております。また、みずから搬入できない方に対しましては、地区の公民館やコミュニティ広場を地区住民用の一次集積所として一時仮置きをし、そこから仮置き場までの運搬を行ったというふうに聞いております。この運搬につきましては、静岡県と社団法人静岡県産業廃棄物協会との協定に基づきまして、市内の業者に委託されたというふうに伺っております。

その他の協力体制という部分については、たまたま長岡の焼却場が修繕工事期間中であったということで、日常の収集ごみの焼却を沼津市、三島市さんに要請したというふうに聞いております。伊豆市におきましても、伊豆の国市さんの要請に基づきまして、大仁地区の収集ごみの一部を受け入れを行い、伊豆市の清掃センターにおいて焼却を行っております。

次に、函南町さんの状況でございますが、災害ごみにつきましては約530トン発生しているというふうに伺っております。

処理につきましては、函南小学校の第2グラウンドを仮置き場として開設をし、分別作業後、可燃ごみ、木くず、畳は自前の処理施設、それ以外の災害ごみについては、町の一般廃棄物収集許可業者に搬出処理を依頼したというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

非常に詳細に御答弁をいただいたので、少し私の確認したいところを質問させていただきます。

5,500件登録しているという伊豆市情報メールにおいても、頻繁に避難を促すメール等が入ってきましたし、レベル4の避難勧告が出てから、修善寺中学校で新たな避難所を開設したよとか、その30分後に大雨特別警報が発令されたということで、警報が解除されるまでの災害本部は非常に慌ただしかったと思います。

先ほどの答弁で、やはり前日から避難した方も70名ほどいるということでしたけれども、



やはり雨がひどくなってから避難された方、要するに、そういう方は多かったと思いますので、避難の最中に被害に遭わないようにしなければならないと思いますけれども、これ非常に難しいと思います。私も土肥小学校の避難所へ行って自分の知り合いに電話して、山沿いにいる人は開設しているからと言ったんですけども、ほとんどの方がやはり避難をしなかったという現状がある中で、この辺について、どのように思っていますか。

多分、考えていることは一緒だと思うんですけども、先ほどの波多野議員の質問のときのように、過去の経験値から大丈夫だよとかという方が多いと思うんですけども、この抜本的な問題を解決しないと、なかなか大きな被害が、災害があったときに、犠牲者がうんと出るような気がするんですけども、そこについてはどうでしょうか。ちょっと難しい質問になると思うんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 波多野議員と杉山議員のときにも質問に対してお答えさせていただいた、まずは御自分の家の状況、地区の状況、どこに危険があるのか。確かに避難勧告や避難の情報を出しても、それぞれの家によって状況違うと思います。川の近くなのか、裏山の近くなのか、いや、全くグラウンドのような平らなところにいるのかによっても状況違いますので、まずは御自分の自宅がどのような状況なのか。そのためにハザードマップ等もお配りをさせていただいておりますので、まずそのあたりの情報を収集していただきたいということと、市では、先ほど申しました16時20分に警戒レベル5が発令されました。このときに本部の中でもいろいろ議論したんですが、この警戒レベル5のときには、議員おっしゃるとおり、相当もう雨風がひどかったです。当然、小水路等は多分恐らく氾濫し、道路等にも出水されていたかと思うんですが、このときには、やはり市として呼びかけたことは、まず警戒レベル5が発令されましたよということと、土砂崩れなどが発生しやすいと。あと、やはり避難所への避難が危険な場合、要は歩いて避難所まで行ったりとかそういうものが危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の家の中の高いところへ避難してください。このときには何が何でも避難しろと言うことは控えて、まずは自分の身は自分で守っていただく。近くの避難するべきところか、もしくは家の中の高いところにいてくださいと。余り外に出て避難するということは、余り情報としては出さなかったというのが現状です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） あと、避難所運営についてですけども、先ほど市長の答弁でも、職員だけでは間に合わないのので地域の方もというようなことだったんですけども、今回、現場の担当者からの意見を、今後どういうふうに検証して、どこが課題かという整理を行っていかなければならないと思うんですけども、そんな中で、飲料水とか食べ物、寝具は、基本的には持ち込むことが原則だったんですけども、この辺、現場の状況というのはどう

だったでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 寝具といいますか毛布につきましては、受け付けと同時にお配りしておりました。原則、飲料水や非常食的なものは、一晩ですので各自御用意してくださいというふうにはお願いしております。やはり要望としては、電気ポットがもっと何台も欲しかったとか、いろいろ要望あるんですが、先ほど申したとおり、一避難所に3名程度、そうすると、受け付けして毛布を渡して、今回の避難は、やはり40時間ぐらい避難所がある中で少しずつ少しずつ避難されてくる人が多かったものですから、最初から例えば100人、200人を区画割りしてここに避難してくださいじゃなくて、やはり最初行った方々が少しずつスペースが広がると、あとから来た人がだんだん狭くなってしまいうということも実際ございました。

実際に避難所職員も、40時間近かったものですから交代をさせました。交代して2交代で運営をさせたんですが、やはり1カ所、多いところでは500人近くの方が避難されてきましたので、とてもマンパワー不足というのが正直なところでした。中長期的な避難所になれば当然なんですけど、やはり地元の方であったり、余りお願いしてはいけないのかもしれないんですが、自主防の方であったりが、中の旗振りとかをやっていただけると、職員は本当に助かるという感じは受けました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今回は台風が上陸してから急に雨風がおさまった状態だったんですけども、当初、市長もFM I Sで、高潮の注意だとか、今までに経験したことがないということでかなり強い口調で避難を促していたんですけども、避難所が停電とか断水になるという想定をしていたんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 避難所につきましては、万が一、停電のときには発電機をそれぞれ用意してございます。

今回の報告では、幸い停電されたところがないということと、断水につきましても、避難所ではなかったというふうに記憶しています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 断水について、建設部長、何か情報ありますか。ないですか。いいですか。

再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 本当に狩野川台風匹敵するということで、仮にそうなったときって多分、避難所もすごく混乱をしたと思うんですけども、今回はそういうことはなかったようですが、これからについてはそういう対応も考えていかなければならないという中で、これ静岡新聞の記事なんですけれども、静岡市の葵小学校で、避難所運営の課題確認をするために、20市町の職員や地域住民が参加して1泊2日の宿泊訓練を実施したという記事が載っていましたが、この訓練に伊豆市の職員というのは参加したんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市の職員は参加をしていないと思われまして。ちょっと報告を受けていないものですから、ちょっと把握はしていないんですが。

あと、避難所の今回の問題は、やはり体育館とか古いところもありますので、雨漏りがしているという状況もありました。また、今回の台風ですと雨風強いものですから、ふだん雨漏りなくとも、どういう風向きかによっても若干吹きかけてくるようなことも聞いております。

この避難所の施設については、相当市としても難しい問題で、学校の体育館であったり、既に閉校した体育館を避難所として使っている、また社会体育館等々ありますので、こちらについては相当今後考えていかなければならないなど、大きな問題だとは思っております。

○議長（三田忠男君） 他の部長さんで、部下が行った部はありますか。ありませんか。ないようですね。

再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 近年の環境の悪化でこのような災害が非常に起きやすい状況の中、今後、当市においても、そういう1泊2日程度の訓練もやっていかないとならないと思うんですけども、やはり職員だけではなくて地域の自主防であるとか消防団を交えて、実際にどういうことが起こるかということを行っていただきたいと思うんですけども、この辺についても検討して行ってほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今までは避難所運営ということは、どうしても中長期的な避難生活を想定しておりました。当然、地震、津波のときに1週間から1カ月程度、そういう事例も多くありましたので、避難所運営ボランティアとかそういう運営にはどうしても中長期を視野に入れていたんですが、今回のように1泊なりの避難所運営についてまで、こんなに正直、人手が足りないとは想定はしておりませんでしたので、今議員おっしゃるとおり、今回の静岡市の訓練なども参考にさせてもらいながら、やはり訓練をすることで地域の人への啓

発にもなりますので、今後、自主防災組織等とちょっと相談させていただきながら、市だけの運営じゃなくて、やはり地元の方にも運営に携わっていただけないかということも考えさせていただきますと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひ進めていっていただきたいと思います。

2番目なんですけれども、岩手県の山田町で、東日本大震災の後に整備をされた堤防が台風の水をせきとめたために、およそ50棟の住宅で浸水被害があったということで、大きな問題になっているということです。

土肥地区も、山川の右岸の中浜、大藪地区には、御存じのとおり5.5メートルの高さの防潮堤が整備をされています。昔の我々の先輩に聞くと、昭和36年の集中豪雨では大泉寺川がまず氾濫して、その後、土肥港付近の堤防が決壊して山川の右岸にどっと水が流れてきたということで、非常に心配をしている方もいるんですけれども、防潮堤というのは、基本的に台風接近時は高潮の危険があるので閉めるようになっていっているんですよね。4つある防潮堤のうち2つは常に閉まっているんですけれども、2つはあいていますので、閉めるということが原則になって、今回も閉まっていました。

ただし、もし大雨が続いて堤防が決壊した場合というのは、今度逆に水が抜けなくなるわけですよ。恐らく土肥支所あたりから海まではもう水たまりの状態になって水が抜けないということになると、1階は完全に水没します。2階の半分ぐらいまでは水が抜けないおうちも出てくるんじゃないかということで、現場で土木事務所に確認をしたところ、遠隔操作は可能なんですけど、電源部が水没した場合というのは操作不能になると。つまり、あかなくなってしまうと。

現在、門扉の横に電源部があるんですけれども、そこを上に移すようなことも今後検討をしていかなければならないというふうに思っているんですけれども、この辺についてぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、そういうような事例みたいなことというのはあるんでしょうか、電源部を上に乗せかえたというような。もし情報があったら教えていただきたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 電源部を上にかけた、やったという情報は、ちょっと自分は把握していないんですけれども、現にそういうことで考えられれば、やはりいざというときに機能しなければ意味ないものですから、やはりその辺はしっかり地元の声を、県のほうへ働きかけまして、その辺の要望はしっかりしていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） その辺もぜひ課題として検討していただきたいと思います。

河床掘削なんですけど、議会報告会であるとか各区長さんから、河川のしゅんせつの要望というのはもう毎年のようにあります。先ほどの答弁のとおり、県の管理河川が多いものですから、当然市としてみれば県に要望をしていくわけですけれども、県の除草やしゅんせつの要望については、県の見解ですが、現場を確認して治水の緊急度を判断した上で優先順位をつけて対応をするということです。

しゅんせつはもとよりなんですけど、樹木が生い茂っている場所では、大雨のときに流れてきた流木が引っかかっちゃって洪水になるということを非常に川の周りの住民は心配をしています。もうこれは何らかの対策をとらなければいけないと感じているんですけれども、大きくなる前に地元で伐採することも可能なんですけれども、やはり切りっ放しになると海に流れてしまうので、その後処理については行政のお力をいただかなければならないと思っておりますが、この辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、議員御指摘のとおり、しゅんせつは平成30年、平成31年と、非常に県のほうも予算を多く確保いたしまして市内のしゅんせつはやっているところですが、伐採につきましては、緊急度があって県がやるときには、その伐採していると思えますけれども、それ以外のところというのが今言われたと思えますけれども、その辺で地元が伐採しました、そしてそれを片づけるのはというときに、例えば市の管理する河川なら、例えばそういう協働みたいな形で地元で切っていただいて、重機の借り上げとかそういうもので市が対応することは可能かと思えますけれども、今言われたのは多分、県の河川なものですから、その辺は、切ることは多分県に許可をとれば大丈夫と思えますけれども、後処理というのは、ちょっとそこは県との確認しまして、いい方法を探っていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 県管理河川だから伊豆市は一切手を出してはいけないよということではないと思いますので、地元が切って、このぐらいの木でしたら1メートルぐらいに切って、それを重機を使って処理する、あるいはその切った木材を処分しなきゃならないわけじゃないですか。その辺もぜひ県と協議をしていただきたいと思っております。

バックウォーター現象なんですけれども、部長のほうで説明をしてくれたんですけれども、まず、伊豆市内でバックウォーターによって水害が起きる可能性のある箇所については、どのぐらい把握をしているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） バックウォーターという現象というところで正式には聞いているところは、修善寺の野尻川のところで、狩野川との合流のところで、やはりバックウォーター

が発生するんじゃないかということは聞いております。ほかのところにつきましては、把握はしておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 以前、私が議員になったばかりのときでしたか、この質問をしたときに、通常、勾配がある川というのは吸い込むので問題ないんだけど、要するに海辺、伊豆市の場合は土肥地区がそのおそれがあると。要するに大泉寺川であるとか水口川とか、あるいは温川なんかは、流れが本当に海の近くになると緩くなるものですから、そこで起こるよということだったんです。

今回の台風被害を受け、政府は河川水位上昇防止の補助金の検討に入るということで、本流と支流の合流地点の水底の土砂を取り除き、水位を下げる工事を加速する方針ということですので、ぜひこの危険箇所の把握をしていただいて、対策をとっていただきたいと思えます。

あと、バックウォーターも支流の堤防を上げるというのも1つの対策になるというふうに伺っているので、その辺についても一度現地調査を行っていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、バックウォーターという考え方が、議員さん言われたように、本流があって勾配があればそこに行きます。本流の水位が上がったときに、支川が出ないときに、逆に流れてきたというのがバックウォーター。というのと、あとは水位が上がって、支川も水位が上がって出ない、一番河口部分についてもあふれる場合はバックウォーターという話なんですけれども、この海のところが、海の水位と河川の水位というのが考え方が違って、海の水位が上がって河川が来たから、それがバックウォーターという、そういう名称じゃないらしいんですよ。ただ、現実的にはそういうところがありますので、そこは先ほど言ったようにしっかりその辺の現地を、その地区のところへちゃんと要望をいただければ現地確認して、どういう対策ができるかというのは、市も県も含めて関係機関と協議していきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 土のうの関係なんですけれども、浸水対策には土のうが効果的だということは言われております。最初から土のうを準備しておくことが望ましいんですけれども、置きっ放しにするとプラスチックが劣化してきたりするものですから、なかなか準備をしておくというのは難しい中で、今、勝手に川とか海の砂をとってきて土のうに詰めるというのもある意味違法だと言われている中で、昔は消防団なんかでも詰所の横に置いておい

たりしたんですけれども、今そういうことがないんですよ。

浜松市なんですけれども、浜松市では、市民の自助、共助のために土のうステーションと  
いうのを設置して、これちゃんと屋根をつけておいて、何かあったときには自由に持って  
いってくださいというのを設置しているんですけれども、設置場所をふやすだとか、パンフレ  
ットを作成して市民に呼びかけているそうですけれども、このような取り組みというのもぜ  
ひ考えていただきたいと思っております。

やはりひとり暮らしや高齢者が多いと、なかなか遠くから車を積んで持ってくるというの  
も難しいので、近所の人等をお願いしながらやらなきゃならないんですけれども、必ず氾濫  
する川ってあるんですよ。そういうところには事前に土のうをというふうに思っているん  
ですけれども、その辺について見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 土のうにつきましては、実際に土肥地区で何カ所か、消防団のい  
ろいろ土のうによって防いでいただいたという実績もございます。先ほど土のうステーショ  
ンがいいのか、現状、消防団の詰所などにストックをさせていただいているんですが、砂につ  
きましては、先ほど申しました自主防の資機材補助金を使っていただいて、購入していただ  
くのがいいのかなというふうに考えております。ちょっと土のうステーションまでは考えて  
はいないんですが、あと土肥支所には若干あるんですが、中伊豆、天城の支所にもそういう  
土のうをストックする場所がないのか、検討はさせていただきたいと思います。

消防団につきましても、毎年6月に水防訓練をやっております。そのときに土のうづくり  
等も訓練をしていますので、そこでつくったものを詰所等に配備しておくというのが現状で  
ございますので、実際、今回の土肥地区でも、ふだんからというのはおかしいんですが、そ  
ういう浸水が繰り返されているところとか、やはり河川の氾濫のおそれがあるところにつ  
いては、地元の方も把握されていると思いますので、やはり消防団の協力、自主防の協力を  
いただきながら、高齢者のお宅等にも対応していただきたいと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 支援物資の受け入れ態勢の課題というのは、先ほどの答弁で課題  
が非常に多いということを確認できましたので、ちょっとここはパスをさせていただきます  
て、災害ごみの処理の協力体制なんですけれども、今回、土肥地区でもふじみ荘跡に災害ご  
みの仮置き場をつくっていただいたようなんですけれども、数軒しか床上浸水がなかったもの  
ですから、それでも結構畳とか出たんじゃないかなと思っているんですけれども、災害の大き  
さによって当然その対応が異なってきます。高齢者であるとかひとり暮らしの方は、水を吸  
っちゃった畳なんかは絶対自分では無理だと思いますので、それをまたさらに仮置き場まで  
持っていくというのは非常に困難だったんですけれども、伊豆の国市とか函南町のさっきの

話もありましたので、特に伊豆の国市は、これから廃棄物の施設が一緒になるわけじゃないですか。そうすると、今回も要請があって運んだようですが、人的、物的応援体制について、もう少し組合で協議をしてもらったりしながら、お互いに助け合っていないとなかなかいけないなというふうに思っておりますけれども、今回は要請があったから行ったということではよかったわけですか。要請がなければ行かなかったという判断でよろしいのでしょうか、こちらから応援に行くよと言ったわけではなくて。その辺について確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 今回の伊豆の国市への協力という部分については、被害の状況、伊豆市には被害の状況等も確認等してからでないとお答えはできなかつたんですが、伊豆の国市さんのほうから要請を受けております。その要請に基づいて、うちである程度処理できる量等を現場と相談をさせていただいた上で回答をさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） この件については最後の質問ですけれども、今の要請も含めて、他市町の災害への職員の派遣ということで、過去には地震とか大きな災害で出ているというんですけれども、平成25年7月に隣町の西伊豆町で集中豪雨があって、私と永岡議員と2人でボランティアに行ったんですけれども、そのときには南伊豆とか松崎とかということで町の名前の入ったトラックとかワゴン車に職員が乗ってきたんですけれども、伊豆市はそのときは行かなかったらしいんですよ。行かないということは、伊豆市の災害のときにも来てもらえないということで、そういうふうにしたのを覚えています。

それで、ボランティア活動に市の職員が公務として参加することは、被災した自治体に対しては当然応援になりますし、災害対応のスキルアップにもつながると考えていますけれども、今後そういうような基準みたいなものを取り決めていったほうがいいんじゃないかなと感じているんですけれども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 職員が自発的に災害ボランティアで行く場合、ちょっと詳細は調べなければわからないんですが、可能であるんじゃないかと考えます。

ただ、伊豆市として行政としてお手伝いに行く場合、派遣する場合は、どうしても個別にやりとりをして、何人欲しい、何人行きますじゃなくて、やっぱり市長会とか町村会を通じてやらないと、そちらも把握できないということで、なるべく窓口を一本化して、そこから、じゃ、伊豆市は例えば派遣できますか、その調べに対して3人までできますとかと回答して、じゃ、お願いしますという、ちょっと手続的にそんな今状況になります。

実際、今回の伊豆の国市への派遣も、担当者同士では、どうですかと直接聞くと、できれ



ば欲しいですよとお互いと言っているんですが、ちょっとあるところからすると、勝手にやらないでくれと。やはり通してくれというようなちょっとお話も伺いましたので、一応今回は伊豆の国市さんに逆に、一応もう出すから依頼文書出してくださいというこっちからお願いで、ちょっと行政的な手続になってしまうんですが、実際にはちょっとそういう窓口を通すという今やり方になっておりますので。函南町さんもそうだったんです。できれば函南町さんにも思っていたんですが、実際に担当者同士だと、できればお願いしたいよと言うんですけれども、実際のところは伊豆の国市さんに派遣をしたというのが事実です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

じゃ、2番目ですね、がん検診の現状と対策。

それでは、市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 早期発見、早期治療の時代に入りました。そのためにも、市民の皆さんには、がん検診を必ず受診していただきたいと考えております。

今後とも受診率向上の取り組みを強化して、そして今、男性は多分県内で5番ぐらいだったと思うんですが、健康寿命の延伸に向けて進めてまいります。さっきの県で5番目ぐらいというのは、たしか男性の健康寿命の順位がそれぐらいだったと思うんです。

詳細については、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから6番、7番を先に答弁させていただきます。

6番の中学生の胃がんリスク検診の導入につきましてお答えいたします。

現在、伊豆市内の小中学校、義務教育学校では、身体計測や視力聴力検査のほか内科検診、尿検査等を、小1、小4、中学1年では心電図検査等を実施しておりますが、議員御指摘の胃がんリスク検診は実施しておりません。全国的には、県単位や市町単位で、胃がんの原因とも言われるピロリ菌検査を導入している自治体もあります。

ピロリ菌につきましては、特に感染しやすいのが5歳以下の乳幼児期と言われており、また、感染は家庭内感染による事例も報告されております。

教育委員会では、現時点では中学生へのピロリ菌検査を実施しておりませんが、ピロリ菌検査は尿検査で可能であるとも伺っておりますので、学校の養護教諭や健康福祉部局と連携し、検討してまいりたいと考えております。

次に、7番目の小・中学校でのがん教育の現状と今後の取り組みについてお答えします。

市内の小学校では、昨年度から、がんについての正しい知識、予防できること、早期発見によって治癒する可能性が高いことを理解する、自分や大切な人のためにできることを主体的に考え、人の思いや命の大切さについて考えることができるを狙いとした学習に取り組んでいる小学校があります。

また、中学校と土肥小中一貫校の後期課程では、現在の学習指導要領において、生活習慣

病の予防、個人の健康を守る社会の取り組みとして、保健の授業で取り扱っております。

今後の取り組みですが、令和2年度から完全実施される新学習指導要領において、市内全小学校と土肥小中一貫校の前期課程の五、六年生が、保健の授業について、生活習慣病の予防としてがんについて、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることを学習していくことになります。

また、中学校、土肥小中一貫校の後期課程において、令和3年度から、がんの予防をより詳しく学習していきます。

学習指導要領には、「がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする」と記されており、がん予防の大切さを学ぶこととなります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうから、1番から5番について説明させていただきます。

まず初めに、がん検診受診率の推移と現状でございますが、受診率は過去3年間の推移はほぼ横ばいの状況です。

率の算出は、国の受診率の算出基準で、対象者が国民健康保険の加入者に社会保険加入者等、会社員などが加入しています社会保険加入者等も含まれているのに対しまして、社会保険等の加入者の受診者の把握ができないために、伊豆市で実施しているがん検診の数しか把握できていないので、低い率となっております。

平成30年度の胃がん、肺がん、大腸がんにつきましては、男性と女性とでは差はございますが、約10%、子宮がん検診は約21%、肺がん検診は約29%でございました。

次の2番の受診後のがん罹患者の発見率でございます。

平成30年度の実見率は、各がん検診約0.07%から0.055%で、静岡県や全国の平均並みとなっております。発見者数では、胃がん、肺がんが各2名ずつ、大腸がん検診でがん発見者が4名、乳がん検診が6名、子宮がん検診の罹患者はおりませんでしたので、合計で14名の方のがんが発見されました。

次に、受診率向上の取り組みでございますが、1つ目は、受診しやすい環境整備として、特定健診と同時にがん検診が受けられるような環境づくりや土日の実施、また、買い物のついでに受診できるようスーパーを会場に設定しております。

2つ目は、市民にわかりやすい御案内として、年度当初にはその年に受けられる検診の内容と説明冊子「検診まるわかりガイド」を送付し、その後は受診時期に合わせた通知書の送付や広報紙などによる受診勧奨を行っております。

3つ目といたしましては、金融機関とがん検診普及啓発及び受診率向上に関する協定を締結し、がん検診の受診勧奨ポスターの掲示やチラシの配布などを行っております。また、ことし8月には企業と健康づくりに関する協定を締結し、がん検診を受けた人が検診の領収書や検診結果表などを店舗で提示することにより金券がもらえるキャンペーンなどを、今年度は12月末を期限として実施しております。

次に、スマホアプリの導入でございますが、議員がお示しされたスマホアプリ「平塚市がん検診のすすめ」は、平塚市のホームページを確認させていただき、アップストア等から無料でダウンロードして利用することができました。パソコンによりインターネット上で簡単なチェックによるリスク判定が行えるアプリでした。今後、伊豆市の検診事業に効果的なものであるか、また経費等を検証いたしまして、導入について考えていきたいと思っております。

次の5番、人間ドック助成制度の現状でございます。

国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者の人間ドックに係る経費のうち、事前申請により2万5,000円を上限に助成しております。

平成30年度の国保加入者の人間ドック受診者は231人で今まで横ばいでしたが、ことしは既に240人の申請がございまして、昨年度を大きく上回ると想定される見込み状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 昨年からは胃カメラ検査を実施していると思うんですけども、あと、四、五年前になるんですか、胃がんのリスク検査、この辺の数字というのはどうなんだろう。それを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 胃がんリスクは平成26年から実施しまして、実施当初は221人、だんだん減少傾向にありまして、平成30年度では105の方がリスク検査を実施しております。

胃カメラの検診ですけども、バリウム検査と並行して行える、どちらかを選択して行える胃カメラの検査は、平成30年度から実施が始まりまして、昨年度、平成30年度は80名の方が実施しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） がんについては、がん対策基本法が成立して、現在、医療技術が進んでがんは長くつき合う病気になる一方で、治療のために会社をやめざるを得ないといっ

たような離職の事態に遭うことに対応するため、もう一つは、予防できるがんを確実に予防するということで、感染症対策が盛り込まれました。胃がんの場合は、原因となるピロリ菌の除菌への健康保険の適用がさらに拡大されたことで、死亡率が減少する効果も見えてきているということで、まずリスク検査なんですけれども、これ1回だけしか受けられないんですよ。

あと、まるわかりガイドにもあるんですけれども、バリウム検査を実施した方が対象ということなんですけれども、ちょっとその辺について、胃がんリスクについて、もしわかったら教えていただきたいんですが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 胃のリスク検査のみの受診もできますが、リスク検査ですので、がんを発見するに至るよりも、やはりリスクの高低を検査するものになります。そのために、胃のバリウム検査や胃カメラ等のあわせての検診を勧めております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 一般的にはバリウム検査が多いわけなんですけれども、発泡薬を飲まされて、げっぷしちゃだめとかということになると、非常にもう無理難題で敬遠される方も多いのではないかと思います。このバリウムで引っかかった場合には胃カメラに移行するわけですので、最初から胃カメラ検診がいいんじゃないかなと思ったんですけれども、やはり集団検診でできないということで、どうしても集団検診でバリウムを飲む方、でも、高齢者なんか飲めなくて苦しんでいる方もいらっしゃるんですよ。ですので、今の取り組みとしては、非常にもう胃カメラも対象になったということで、これからふえてくるのではないのかなというふうに思っております。

発見率が今回14人あったということなんですけれども、これが検診する受診者が多ければ、掛ける何倍という形で多分なってくると思いますので、ぜひ検診を勧めていただきたいと思います。まるわかりガイドにも書いてあるんですけれども、例えば胃がんの場合は、5年生存率というのが87.8%に対して、外来で見つかった場合というのは53%ですので、30%の差があるということです。受診率の向上で、がん検診でもっと早くがんが見つかったらと後悔する方を減らすために、あと治療後の生活の質を低下させないために、がん検診の目的化をしっかりと、目的のための必要なことだということを勧めていただきたいと思います。

それで、ちょっとわからないところがあるんですけれども、健康保険とか後期高齢者とか、会社員が加入する協会けんぽであるとか、公務員等が加入する共済組合とか、いろんなところでこういう検査を行っていると思うんですけれども、例えば血液と肺は会社でやるけれども、ほかのものについては伊豆市の住民健診でやってみたいなところがあって、なかなか何人受診したかという確認ができないということだったんですけれども、これを改善すること

というのはなかなかやはり難しいのでしょうか。情報を得るといふ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 現在、一般健診や特定健診、また後期高齢者の高齢者健診は加入者のみですが、がん検診については、国民健康保険加入者や後期高齢者医療の加入者以外の保険加入者でも、市と契約している病院や集団検診を受診された人は把握できておりますが、人間ドックは、結果は来るんですけども、それが受診率にはつながらないようになっておりますので、なかなか数を確認する、把握するのが難しい状態です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 伊豆市の受診率向上の取り組みということでも、先ほどの答弁のとおり、雄大グループさんと連携をしたり、金融機関、ポスター等があるんですけども、どこかへ行ったときに、電車のデコレーションみたいのに、10月はがん検診のキャンペーンをやっていますみたいな、そういうので市民に対してPRをしているところなんかもあるんですけども、修善寺から三島まで電車があるわけですから、三島田方と連携をしながら、伊豆市だけではなかなか厳しいとは思うんですけども、そんな取り組みもできたらななんて思っております。

あと、受診率を効果的に向上させる対策として、郵送や電話などでその人個人に向けて受診を勧める個別受診勧奨と、それでも受診しない未受診者に向けての再受診を働きかける再勧奨の状況について、まずは伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 国保加入者で40歳から74歳の特定健診の未受診者の家に、生活習慣疾患で保険医療の病院を受診していない方3,798人に、胃がん、肺がん、大腸がんの再勧奨通知を送付しております。また、子宮がん、乳がんにつきましては、30歳から68歳までの偶数年の年齢で未受診者3,461人に通知をしたところでございます。

具体的に再勧奨によって受診へつながるかどうかの件数の把握まではできていませんが、発送後、申し込みがふえていると感じているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 何か以前、電話をもらったよなんて方もいらっしゃったんですけども、今は電話による再勧奨は行っていないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） すみません、通知を出しているという報告を受けておりま

すので、ちょっと電話のほうは聞いておりませんでした。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 伊豆市は乳がんとか子宮頸がんについては、国のガイドラインは2年に1回ということを進んでいるようですが、ことしから奇数学年にも希望に応じて受診を可能にするなど、手厚い取り組みを行っていると思いますので、さらにいろんなPRやキャンペーンを行っていただいて、受診率の向上に努めていただけたらと思っております。

スマートフォンアプリには、平塚市が行っているのをちょっと私もインストールしたんですけども、ただ問診だけじゃなくて、その次にどうしたらいいか、要するにスケジュールであるとか日程とか、相談機関につながっていくことによって、がんの受診率向上につながると思っております。田方医師会がありますので、お医者さんにアプリの監修なんかを行っていただいて、伊豆市や田方郡と連携をしながら、当然お金もかかるわけですから、費用対効果も含めた有効性を検証していただければと思っております。

人間ドックについては、240人と言いましたっけ、の2万5,000円という、かなりの金額を負担しているわけですが、これずっとずっとPRしてふえていったときに、その予算で確保できるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） ほかの市町では人数に制限を加えている近隣の市町もございいますが、伊豆市の場合には人数制限を現在しておりませんので、何らかの方法で財政部に相談しながら、皆さんに補助できるような体制をとりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、人間ドックというのはCTとかマーカーをとるので、例えば発見しにくい臓器のがんであるとかということも発見しやすいと思っておりますので、5年生存率が低い病気に対しても対応できるので、ふえた場合には財政のほうに交渉していただいて、あなただめよと線を引かないでいていただけたらと思っております。

続いて、ピロリ菌の胃がんのリスク検診なんですけれども、先ほど教育長の答弁にあったように、乳幼児期に親から食べ物の口移しが原因と言われております。ある一説によると、中学生などの若年期に感染の有無を確認して早期にピロリ菌を除菌することで、胃がんの予防効果が高まるというふうに言われているそうです。それはどういうことにつながるのかといいますと、次世代へのピロリ菌感染を防ぎ、子育て支援としての大きな効果や、将来に向けて医療費の削減に確実につながるのではないかとと思っております。

答弁のとおり、全国的に見ても、例えば佐賀県なんかは2016年から全学校を対象に行って

いる。これは尿検査の残りを使って行っているということで負担がないということで、あるいは、貧血検査とか生活予防検査のときの血液の採血を使って行っているところもあるということです。中学生が感染している場合というのは、その家族もほとんどが感染しているんじゃないかなということもあると思いますので、ぜひこの辺も他市町の事例をよく確認しながら施策を進めていただければと思うんですけども、すぐには胃がんリスク検診の導入については考えていないということで、しつこいようですけども、今の状況はそういうことでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員がおっしゃったように、中学生の段階でピロリ菌の検査をやっているところは幾つかあるということは聞いております。その場合において、早期にやることで効果があるという一面、もう一方で、危険な副作用があるというような話も聞いているところです、医学的に。どちらが正しいというか、その辺がどうなっているかというのは、もう少し私たちも検証していかなきゃいけないと思っているものですから、有効性、それと副作用、その辺のところを見ながら、専門家の意見聞かなければとても私が判断できる段階ではございませんので、そんなことをしながら前向きには検討していきたいなというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 1つ確認なんですけれども、その子がピロリ菌を持っているか、持っていないかはわかるわけじゃないですか。その後、除菌をするのに対して副作用みたいなことも考えられるということなんでしょうか。そうですか。わかりました。

最後のところ、がん教育の現状ということで、文部科学省が平成27年3月に公表したがん教育報告書では、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠なものとして、国の方針や通知を踏まえ、学校教育全体の中でがん教育を推進していきたいということで、令和2年とか令和3年からがんの教育も行っていくということですが、よくライオンズクラブなんかで薬物依存について、薬物乱用防止教育みたいなものを外部から行っていることがあるんですけども、がんの特化したそういう出前授業みたいなものというのはやったことはないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 県の健康福祉部からそういうような出前出張授業というものがございまして、ただし、これもがんの特化ではなくて、生活習慣病の予防ということ、その中に含まれるがんという形なんですけども、本市におきましても、幾つかの小学校が希望し出前授業をしているという実際はございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） もう一つ、がん教育の中で重要なことがあると思っています。小中学生の病気による死亡原因の第1位は小児がんだと伺っております。化学療法の進歩により、5年生存率というのが70%を超えてきているということですが、退院後の療養生活と復学の問題が新たな課題として浮上をしているようです。このために、周囲の正しい知識と理解を整備していくことが望まれると思っております。医療機関だけではなく行政や学校と連携をしなければというふうに思っていますが、学校教育で子供たちががんの正しい知識を習得することは意義が本当に大きいと思いますので、この辺についてはどうでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 議員おっしゃるとおり、非常に大事な視点だと思います。先ほど言いました今度新しい学習指導要領におきましても、まさに生活習慣病の中の一つとして、がんについてもどういう状態で起こるか、ただ恐ろしさを教えるだけじゃなくて、早期発見、早期治療によって治るんだよというようなことを踏まえ、そして小児がんの子供を踏まえて、がんの実態がわかって、みんなで受け入れていくという体制づくりも大事なことで考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 最後、政府は地域の健康努力徹底の予算案で1,500億円程度を計上する方向で検討をしているというのを新聞で読みました。また、東芝と東京医科大や国立がんセンターとの共同開発で、血液1滴で13種類の初期のがんを発見できるということで実証実験を始めるということで、これ注目していきたいと思います。

先ほど答弁でも市長が答えた、多分お達者度なんですよ。静岡県は2016年のお達者度を公表して、男女とも伊豆地域の沿岸部というのは低かったわけですけども、伊豆市は比較的長い水準を維持したということですので、今までの取り組みが成果があらわれ始めているのではないかなと思っております。

ぜひ、がん検診の受診率も、県でもトップを目指すような形で、健康のまち伊豆市をアピールしていただきたいと思っておりますけれども、最後に市長に、今のやりとりを多分聞いていたと思いますので、伊豆市民のがん検診であるとか健康増進、そして健康寿命の延伸、最終的には医療費の削減を含めた中で、どのように考えているのか、総括的にお答えできればと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。



○市長（菊地 豊君） 県内の状況を見ますと、職員の受診率100%の市もございますし、やはり健康管理は自分の責任でもございますので、私を含め職員も、そして市民の皆さんもしっかり自分の体を管理する、そして、この美しい自然と本物の食材がある中で、しっかり健康になっていくということのまちづくりを目指していきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目については、明日12月4日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

散会 午後 5時24分

## 令和元年伊豆市議会 1 2 月定例会

### 議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 1 2 月 4 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (16名)

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会12月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の杉山武司議員から発言順序10番の間野みどり議員まで行います。これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 最初に、7番、杉山武司議員。

[7番 杉山武司君登壇]

○7番（杉山武司君） 皆様おはようございます。7番、杉山武司です。

通告に従いまして、3点の質問をいたします。いずれも市長に答弁を求めます。

1点目、伊豆市の災害避難施設の現状について。

夢と希望に満ちた令和の時代に入り、多くの人々が安心・安全な生活を願っていたものと思います。

しかし、その願いを無残にも打ち砕く惨事がおきました。15号、19号、さらには21号の3つの台風が東日本に大きな被害を及ぼしました。多くの尊い命が失われましたことに謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

伊豆市においては、市道を初めとし、県道や国道にも崩落が発生し、田畑の畦畔等にも多くの被害が生じましたが、昭和34年から60年にわたり整備が続く狩野川水系の砂防ダムが功を奏し、人災に至らなかったことは幸いでした。

その中であって、特に台風19号では全市民の約6%に当たる1,800人を超える人々が市内の避難所に避難をしました。10月11日の気象庁の発表による昭和33年の狩野川台風匹敵する記録的な大雨になるおそれがあるという報道が、狩野川台風の被害を熟知している伊豆市の人々の心を動かし、避難をしたものと思われまます。

しかしながら、その避難所は必ずしも満足と言えるものではありません。雨漏りの施設もあり、避難所によっては想定を超えた多くの人々が避難をしたのではないのでしょうか。さら

に設備面においても課題が顕在化したものもあったと思います。

それを踏まえ、次のことをお尋ねいたします。

1、大きな災害発生が予想される場合の避難者の収容数の全体計画はできていますか。

2番目、今回の台風避難による各指定避難所の収容能力と避難者数は想定の範囲でしたか。

3番目、指定避難所の雨漏りの改修はもちろんです、今後トイレや空調などの整備による快適な避難環境に向けた対応をお尋ねいたします。

4番目、教訓として残った顕在化した課題はどのようなものがありましたか。

2点目です。空き家バンクの現状と今後の取り組みについて。

伊豆市では、平成21年6月に人口減少危機宣言を発し、さまざまな移住・定住施策を講じてきました。市内では、少子高齢化による人口減少に伴い、空き家の件数はふえ続けています。ことしの9月時点の空き家バンクは中伊豆のパールタウン内の2件の売り物件のみで、賃貸の物件は皆無と記憶しています。

また、平成27年以来4年ぶりに本年空き家の実態調査を実施したことと思います。そのことを踏まえ、空き家バンクについて、次のことをお尋ねいたします。

人口減少危機宣言を発してからの空き家バンク施策の実態を伺います。

今回の空き家の実態調査結果に基づいた現在の現状と今後の施策を伺います。

3番目、林業再生の新局面を迎えて。

外国産の木材に押され、長い間低迷を続けていた日本の林業・木材産業が新たな局面を迎えています。

戦後造林した人工林の杉やヒノキが伐期を迎えています、山間部の人口減少や高齢化の進展により、放置林が増加している現状を踏まえ、国は2019年4月より林業の成長産業化と森林管理の適正化を図るため新たな取り組みをスタートし、森林経営管理制度を創設、森林環境税、森林環境譲与税の創設、森林台帳の整備を推進、さらには2020年4月からは国有林樹木採取権制度を創設します。これは「伐って使って植える」という森林資源の循環利用サイクルの実現を目標に掲げています。

しかし、この制度を活用し地方創生の主体的役割担い運営するのは、地元の市町村の役割とされています。

そこでお尋ねいたします。

新制度の運営に関して、多くの自治体が専門知識を有する人材とノウハウが不足しているとされています。かつ実施主体が未整備されています。市の総面積の80%を占める豊富な森林資源を有効活用し、林業の成長産業化を目的として産業力の底上げを目指す伊豆市の新制度に関しての方針を伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆様おはようございます。

行政報告と一般質問の質疑の中でもお答えしましたが、いろいろな課題が教訓として残りました。

特に、避難所については、収容人数やペットを含む避難生活の環境の問題、要支援者の方々の誘導支援など、今後解決しなくてはならない課題が多く判明いたしました。

修善寺南小学校では、避難された方が現実入りきれなかったわけですが、計画上は収容可能な人数でございましたけれども、避難所運営に携わる職員数や誘導の方法などの課題が残ったと考えております。

御質問の詳細について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からまず1点目と2点目、大きく避難所の収容能力の御質問ですので、あわせて答弁させていただきます。

まず、大規模な災害が発生した場合の収容者数の全体計画ということでございますが、実際、計画というものは作成してございません。ただ、大規模地震などで想定される避難者数というのは示されておりますので、市全体の避難所の収容者数、この収容能力というのは把握してございます。

今回の台風避難に関する各避難所における避難者数、こちらは狩野川台風に匹敵するとの気象庁からの報道もありましたので、ある程度の方は避難されるとは思っていましたが、まあ全体で1,840名を超える方が避難されておりました、過去の例からしても、思ったより多くの方が避難されたというのが実態でございます。

また、避難所の収容能力と避難者数との関係でございますが、先ほど市長申しました修善寺南小の体育館では、実際収容しきれない状況とのことで、急遽隣接する修善寺中学校の体育館を避難所としてさらに開設いたしました。

このことについてでございますが、修善寺南小に避難された方が298名で、修善寺中学校に避難された方が114名、合計で412名の方でございました。修善寺南小学校の一時的な避難場所としての市が把握している収容能力の人数でございますが、こちらは県の指針に基づきまして594人を想定しております。この想定する収容人数を勘案いたしますと、本来ですと、修善寺南小学校の体育館で収容できたのではないかと考えておりますが、実際には避難してくる方の時間もばらばらであったり、1人当たりの占有面積も順番に入ってきますので、比較的広く取られたということで、実際収容しきれなかったという状況が生まれております。

また、仮に修善寺南小学校がいっぱいになった場合は、修善寺中学校を開設するというのが市の計画としてはあるんですが、そこで迅速に南小学校から修善寺中学校への移行が派遣職員の人数等の問題もありまして、実際はうまくスムーズにできなかったという問題はございます。

次に、避難環境についてでございますが、市が避難所として指定している施設のほとんどが学校や地域の体育館となっております。学校は教育施設ということで日常生活を送るための機能というのは備わっているとは言えないのが現状でございます。

暑さや寒さ対策など、避難所生活に課題があるとは認識してございますが、実際に体育館などへの空調の整備、これは困難ではないかと考えております。

また、台風の接近に伴う一時的な避難から大規模地震の発災後等の中長期的な避難生活など、状況によってその避難生活は変わっていきます。特に、大規模災害の発災後における高齢者の方や要支援を要する方の生活環境を維持するためには、避難所の環境というのは大変重要になっていきます。当然施設のバリアフリー化や、トイレの多目的化、洋式化など、施設の改修が必要と思われませんが、先ほど申しました主に学校施設等が多くございますので、それはしっかり検討していかなければならないと考えております。

また、4点目の教訓としての課題でございます。台風19号では1,840名を超える方が避難され、市の災害体制だけでなく、数々の課題が残りました。

市の体制に関する課題は、市の職員だけでの避難所運営ではやはり支援が必要な方などへの対応、また本来ですと収容できるのではないかと思われる人数も収容しきれないような状況が発生しております。

大規模災害発災時の収容人数を考慮した避難所のあり方や、高齢者の方などへの情報発信の手段、避難所での誘導方法、災害警戒本部の情報収集のあり方など、体制も含めて見直していかなければならない課題が多くあると再認識いたしました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今回の台風による避難というのは、本当に短期間の、たった1日というぐらいの期間でしたけれども、今後要するにそれを上回る被害が予想された場合については、もっと長い避難期間というものを要する場合もあろうかと思えます。

そういった場合に、各避難所の備品、それから施設面というものは、もっともっと充実していかなければならないと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 避難所の備品でございますが、飲料水や非常食等も含めて、まず非常食等については備えをしてございますので、まだ100%そろえているわけではございませんが、それについては順次補充していく予定でございます。

また、備品でございます。中にはテレビが欲しかったとか、いろいろな御意見がございました。ただ、現在学校の体育館のほとんどのところにはテレビを備えてございます。ただ、

まあ1カ所のテレビですので、皆さんが見られるかどうかというのは、そのあたりはまだ若干課題はあろうかと思いますが、あとトイレの問題は先ほど申しましたとおり、高齢者の方などの長期の避難生活には、最低でも洋式化等の必要があると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） いろんな課題が残ったと思うんですけども、ぜひとも短期ではなく長期にわたる場合もありますから、そこのところを踏まえた中で対応をお願いいたします。

ちょっと視点を変えますけれども、2011年の東日本大震災では、身障手帳を持つ人の死亡率が全住民の死亡率の約2倍を超えたというふうにNHKの調べでは報道されております。

2016年の熊本地震でも多くの障害者や高齢者が必要な支援が受けられずに孤立をいたしました。今後も南海トラフ地震など大規模な震災、災害が予想される可能性があり、障害者や高齢者が再び取り残されることのないよう、社会全体で考えていく必要があります。

障害者を含むあらゆる人の命を守る、誰も取り残さない防災をインクルーシブ防災といいます。2015年3月に仙台市で開かれた国連防災世界会議で用いられた言葉で、新たな防災の考え方として注目されました。

インクルーシブ防災実現のためには、防災に障害者自身の視点を入れ障害者みずからが主体的役割を果たすことや、地域や社会全体で障害者を包含し支えていく仕組みづくりが必要とされています。

災害時、自力での避難が通常の者より難しく、避難行動に支援を要する人々の要配慮者の対応として、国は2014年に災害対策基本法を改正し、市町村が要配慮者を事前に把握して、避難行動要支援者名簿に登録することが義務づけられました。

今回の災害には、市町村からその名簿を自主的に自主防災や民生委員などに提供することになっていますが、今回の台風では、その辺のところはどうなっていたんでしょうか。お聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 要配慮者名簿につきましては、民生委員さんから提出していただきまして、要支援が必要な方の把握は自主的に、私は災害のときに支援をお願いしたいということの申し出がある方についての名簿は作成してございます。

今回の災害につきましても、10月10日木曜日のまだ本部会議が開かれる前、まだ1日前になりますが、高齢者で介護が必要な方は包括支援センターを通じて声かけをしていただきました。早目にショートステイ等のサービスが必要な方については手配していただくようなことで声かけをしていただきました。

あわせて民生委員さんにもできる限りの声かけ、高齢者のひとり暮らしですとか、先ほどの障害者ですとかに声かけのほうをお願いしました。

そして、10月11日の11時に本部会議が開催されまして、そこで避難所が3時に開設されるということになりましたので、再度民生委員様には声かけをさせていただいて、3時に開設するので、明るいうちに避難の声かけ、それから支援をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） どうも情報の共有がなされてなかったような感じがいたします。地元の民生委員に聞きましたら、そういった情報は入ってこなかったと。避難行動要支援者名簿というのは4月の時点のものがあるだけで、今回の台風についてそういったものに対しての要請の連絡はなかったというふうに伺っています。だから、情報の共有がなされてなかったということが露見したわけですけれども、そういうことがないように今後気をつけていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移りますけれども、今回避難した1,800人を超える人々の中には、知らず知らずのうちに自分で快適なマイタイムラインをみずから設定して避難した人がいたのではないかと思います。19号台風では、近所を流れる小川でふだん聞かないごんごんという石の流れる音がしたということで避難をしたという知人もおります。

そのマイタイムラインですけれども、台風や大雨の水害等にこれから起こるかもしれない災害に対して、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、いつ誰が何をするのかをあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のことで、災害時の防災行動チェックリストで対応のおくれの防止や災害時の判断のサポートとなり、逃げおくれを防止することにつながります。

2015年9月9日から11日にかけて、鬼怒川、小貝川が氾濫した関東・東北豪雨が発生いたしました。その災害を教訓に、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所の鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会が策定したユーチューブの「みんなでタイムラインプロジェクト」というのがあります。これをぜひ見ていただきたい。非常によくできています。そして、小学生向けにマイタイムライン教材「逃げキッド」というものも参考になります。

これを参考にして、マイタイムラインの広報活動をしてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） マイタイムラインにつきましては、昨日の杉山誠議員の御質問にもお答えさせていただきました。それぞれ御家庭ごとに河川浸水が危ないのか、土砂災害が危ないのか、状況はそれぞれ違っております。市でも土砂災害のハザードマップや国・県等から示されている河川の浸水エリアにつきましては、ハザードマップを既に作成し、また今



年度作成しておりますので、議員おっしゃられるとおり、それぞれの御家庭の危険度をまず知っていただき、そして家族でどのような行動をとるべきかというのは、マイタイムラインとして防災について話し合って作成していただきたいと考えております。

また、その作成に当たりましての指導、啓発につきまして、先ほど国からの御紹介もありましたので、各家庭で本当にA4紙1枚のタイムラインでいいと思いますので、作成に向けて取り組んでいただけるように、市としても啓発していきたいと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 各御家庭では、どういうふうにつくっていいかわからないというのが実情だと思うんです。ですから、そのところをきめ細かく指導して、そして周知をしていただきたいなというふうに思っております。

そういった体制づくりというものはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市としての体制というよりも、やはり自主防災会等の役員さんを通じて、まず市民にそういう啓発をしていくと。今、議員がおっしゃられたとおり、では具体的にどういうものなのかというときには、いろいろダウンロードを仕掛けるような自治体もあると聞いておりますので、市民にとってわかりやすい、つくりやすいサンプルを探して、先ほど言いましたように、そんな細かいものではなくて、A4一枚で流れをつくっていただくというのが趣旨だと思われまますので、そのあたりはしっかりとお知らせしていきたいと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほど言いましたけれども、下館河川事務所がつくりましたみんなでタイムラインプロジェクトというのをぜひ見ていただきたい。これは市の幹部職員の方々、それから議員さんもぜひ見ていただきたいなというふうに思っております。

平成29年9月定例会で、市の管理する準用河川のタイムライン策定について質問いたしました。時の防災監の回答をまとめますと、タイムラインの導入効果として、防災関係機関の不測の事態に対応した防災活動の意思決定に専念できる体制ができ、防災関係機関の責任の明確化等、防災行動の抜け落ちの防止にもつながり、避難勧告に着目したタイムラインは市民の早目の行動を促し、市民自主防災会との密接な連携が期待されている、こういったことを認めつつも、準用河川のタイムラインの策定は現時点では計画していないとお答えになっています。

あえていま一度質問します。今もその考えを変えるつもりはないのか伺います。

○議長（三田忠男君） 河川の話でしたね。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 準用河川と普通河川につきましては市が管理しているところで、今、議員がおっしゃる準用河川ですけれども、タイムラインにつきましては、まだ現在そういうことについては検討しておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 多分その答えが返ってくると思っていましたけれども、では、質問を変えます。

避難所運営マニュアルについて伺います。

三島市においては、平成26年に制定し、毎年改定をしています。伊東市や東伊豆町でも制定しています。伊豆市では避難所運営マニュアルやガイドラインといったものの制定状況はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず避難所の運営につきましては、大きなくくりで地域防災計画の中で定めております。この地域防災計画も毎年毎年見直してはいるんですが、冒頭、今回の教訓ということで、避難所の運営に正直職員も足らなかったのではないかとということと、職員の対応も統一されていなかった、これはしっかりマニュアル等で示していなかったというのも一つの原因です。

このマニュアルにつきましても、今回のような短期間の一時避難につきましては、そう難しいマニュアルというよりも、全ての派遣職員が同じ対応できるように示すべきものと考えておりますので、ここは今回の19号の本当に課題として検討してまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今答弁ありましたけれども、地域防災計画の中の避難所運営計画というのがありますけれども、この中に載っているのは、避難者の管理体制、それから避難所の連絡員の行動、それから警察官の配置等々なんですけれども、避難された方に対することに関しては余りこのところには詳しく載っていない。

実は、静岡県が平成9年に制定しています。そして平成19年と平成30年に改定をしています。平成30年の改定では、東日本大震災や熊本地震では避難所に想定を超える避難者が殺到し混乱し、要配慮者の対応が不十分だという課題が顕在化したとのことで、平成28年に実施した県内の自主防災組織のアンケートの結果、避難所運営に不安があるが71.2%、避難所の運営方法がわからないが42.6%の実態が明らかになっています。

避難生活の留意点や住まいの再建までの流れを示した避難生活の手引等、実際に避難所を

運営する際の実務書として、運営上のルールづくりや留意点をまとめた避難所運営マニュアルの2冊を県は取りまとめました。静岡県ホームページで公開されていますが、昨年度、平成30年度中に県内の市町村に配付されたとしています。県から届いていますが、それについて議論はなされましたでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 実際には、市でいいますと防災安全課が担当ということで、実際に細かいところがどこまで議論されたかというのは、申しわけありません、ちょっと私のほうでは把握はしてございません。

ただ、昨日も小長谷順二議員からも避難所運営の1泊2日の訓練等の事例も紹介していただきました。今回、各職員からのアンケートの意見でも、対応がばらばらになるとか、これがわからなかったという御指摘もいただいておりますので、しっかり今回の教訓を踏まえて全職員に通知といいますか、意思疎通できるように検討してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 市長は昨日、杉山誠議員の答弁にこう答えています。「避難所の運営は市民に委ねたい」というふうに申されました。まさにそのとおりで、避難所の運営主体は地域や避難所の利用者とされています。

その主体者が運営方法を知らない、混乱するのは当たり前ですよ。その運営方法の周知、県からの避難生活の手引等、避難所運営マニュアルの活用は考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） さまざまな大切な議論を今、御指摘いただきましたので、少し整理をして私のほうから申し上げます。

今回、伊豆市の市民の約6%が避難したということですが、ほかの被災地の例を見ますと、やはり大きな災害を受けたところは、20から30%ぐらいの市民人口が避難をされたところがあるようですので、実際に伊豆市が大きな脅威に直面すれば、今回の3から5倍ぐらいの避難者が出る、当然可能性があるわけです。

その中で、今までの避難所運営マニュアルとか、避難所運営訓練、伊豆市でも避難所運営訓練を何回かやってきたんですが、大規模災害が起こって実際に長期間体育館で生活するような場合、そこまでを時間は飛んで、段ボールを使ってみたり、いろんなことをやってみたりということの状況の中なのです。

伊豆市の場合には、まず短期的には今起こっているような予防的自主的避難をしていただき、長期的には仮設住宅をつくることもあるんだと思うんですが、その間のところがどの程度旅館でカバーしていただけるのか、お客様が来ていないときには、当然協定を結んでいる

旅館さんには収容していただきますので、ただ、全避難者がそこに入れるわけでは多分ないと思いますから、その中期的なところをどうカバーするかという問題があります。

それから、今回起こったことについていいますと、非常に多かったのがペットと一緒に避難したいということと、それからもっとミクロで避難所運営マニュアルにも入っていないような、お湯があったのでカップラーメン食べたけれども、どこに捨てるんだというような、どんどん学校のトイレや体育館の流しに流されると、当然それが詰まってしまうわけですね。そういったことで困ったという職員のミクロの話から、避難した車の誘導まで、さまざまな、本当に細かい課題があって、それはどの運営マニュアルにも入っていないようなことで苦労したわけです。

あるいは、今回まさに要支援者を避難していただきたい、病院はそういう制度がないので、特養でカバーしていただきたいとなったら、かつてショートステイとかデイで使ったことがある人は受け入れます、そうすると、市民の皆さんにまず近傍の特養でショートステイとかデイを経験していただかなければいけない、これは平時から市民にお願いをしなければいけないというような、さまざまなディメンジョンで、さまざまなカテゴリーの課題が起こったというのが今現実です。これはこういう現実があったということです。

その中で、今、議員から御質問のありました市民がみずから自主避難所とか、地区の集会所を運営できるようなマニュアル等訓練については、正直言って今までできておりませんでした、そこまで具体的なことは。

したがって、今回まさにそういった現実を直視をして、私どものほうである程度のモデルをつくって、各区にお示しをしてやっていただきたいと思うのですが、きのう総務部長から発言がありましたとおり、自主防災会等が区長さんを中心にやっぱり単年度でかわる方が多くて、なかなか3年、5年、防災を区の中で担当していただける方が多くないという現実の中で、どういう手順でそれを進めていくかについては、今議論を確認させていただいた市長として、また一つの課題として浮き彫りとなったという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 県のつくっている避難所運営マニュアルの中には、避難所の仕事として、今大きく27項目が上げられています。この中には、細かいことですが、ごみの問題、お風呂の問題、トイレ、掃除、衛生管理、ペットの問題、こういったものまできめ細かく網羅されていますけれども、ぜひ参考にしていただきたいというふうに思っています。

前に熊本地震のときに益城町へ視察に行きましたときに、全く今回と同じような状況で、避難所へと市の職員が対応したんですけれども、ノイローゼになるぐらい過酷な状況だったというふうに市の担当者、それから議長からも説明を受けております。

そういったことで、避難所というのは、要するにもう戦争状態なんですね。対応が悪いとか、どうなっているのかとかということが、かなり強烈な言葉で返ってくるような、申され

るようなこともあったというふうに聞いております。

そういうことで、しっかりとこういったことで地域の方々が運営できるようなマニュアルというものをつくっていただきたいというふうに思っています。

「仏つくって魂入れず」のことわざがあります。防災公園の整備確保を進めている伊豆市としましても、肝心なことが抜け落ちないような防災減災行政をお願いしたいというふうに思っています。

次にいきます。

○議長（三田忠男君） 2番目の空き家バンク。それでは答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長から答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

空き家バンクの施策の状況としまして、平成20年度の制度開始当初は、固定資産税の納税通知に合わせた制度のお知らせや、広報紙を通じたお知らせ等を行い、年間10件ほどの登録物件がありました。

しかし、ここ数年は区長様方を通じた情報提供等のお願いを行ってまいりましたが、登録件数が伸びず、現在、空き家バンクとしての登録は売り物件2件、11月に登録された賃貸物件1件の計3件となっております。

なお、登録された賃貸物件については購入希望があり、現在所有者と調整しているところでございます。

これまでの実績としまして、登録物件数が延べ40件、制度を活用し移住した世帯数が25件、転入者数が55人となっております。

現在、移住希望者にとって住宅情報は大切な項目であり、現在も市内の宅建業者と連携して情報提供しておりますが、ホームページ上からの空き家バンクを初めとした住宅情報提供の充実にも今後力を入れたいと考えております。

次に、今回の空き家の実態調査につきましては、8月から9月にかけて各区長様の御協力をいただき、調査を行い、合計373件の情報提供がございました。

現在、防災安全課や支所と連携しまして、まず職員が外観からの調査で危険空き家か活用可能な空き家かの調査の確認を行っております。今後は活用可能な空き家と判断した物件につきましては、区長様や地域の方に御協力いただきながら、連絡先等の調査を行い、連絡が取れた場合には、空き家バンク制度の御案内をし、所有者の意向が確認できた物件から、順次、登録に向けた手続につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 空き家の調査をしたということなんですけれども、373件ということなんですけれども、調査結果の全体像、旧4町別に373件の内訳をお尋ねいたします。

それと、112行政区に調査を依頼したのですけれども、回答があった状況も合わせてお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 373件の内訳でございますが、修善寺地区が167件、中伊豆地区が51件、天城湯ヶ島地区が57件、土肥地区が98件となっております。

調査対象地区の回答率でございますが、修善寺地区が76.9%、中伊豆地区が80.6%、天城湯ヶ島地区が76.2%、土肥地区が80.6%、合計いたしますと78.7%ということになっております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 調査書を配付しただけで区長の協力を得るのは非常に難しいと私は思います。空き家の住所や所有者の連絡場所を調べるのは大変なことです。それと調査する側と依頼する側の温度差があるのではないかというふうに思っています。

熱意を持って依頼する、そこが私は不足しているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の空き家に関する調査の依頼は、防災安全課のほうでお願いしてございます。区長会の際に、前回平成27年に調査していただきまして、そのときはなるべく危険な空き家を中心にとということで調査をいただきました。それから4年たっているということで、来年度に向けて今回は危険も含めてなるべく活用できるような空き家も調べていただきたいということでお願いしてございました。一方的に文書でお願いしたということも反省するんですが、区長会で一応御理解を求めたという流れもございます。

所在地につきましても、記載例のところでは何番地までいなくても、ある目標物の隣とか、東側とか西側とか、そういうアバウトなことでもよろしいのでお願いしたいということで記載例にも記載してございます。

中でもやはり区長さんからすると、通常の1年間の区長の業務プラス加わったということで、大分お叱りまではいかないんですが、なかなか区長みずから空き家かどうか、使えるかどうかの判断はできないという御意見もあったようでございます。

ただ、やはり空き家については、地元の区、自治会の方が空き家かどうかというのは把握されているのが一番情報としては正しいのかなというふうに考えましたので、今回調査のほ

うを依頼した経緯がございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 実は、この問題を重要事項と捉えて一生懸命動き回った区長さんもいることではないかと思えます。そういった熱意に応えるためにもスピード感を持ってやっていただきたいというのが私の願いです。

というのは、私の住んでいる区に12月20日、土肥から御夫婦が引っ越ししてきます。実は空き家バンクにその方が登録をお願いしたということなんですけれども、まだ市のほうから何もないということで、私、今、区長をやっていますものですから、どういうわけだということと話をしたところ、すぐに動きましたね。そしてある不動産屋を介してすぐに来ました。そしてすぐに成立をしました。金山という超限界集落のところに40代の御夫婦が来るということはまれなことです。

そういったことで、スピード感を持ってやれば、そういったこともあり得るんです。ですから、ぜひともその辺のところを区長さんの熱意を感じて動いていただきたいというのが私のお願いです。

移住・定住促進課、あるいは定住促進課という組織を新設する自治体がふえております。県では秋田県や富山県、市町では山口市、京都の舞鶴市、徳島県の阿南町、富山県の南砺市ですけれども、その名もずばり南砺で暮らしません課という課です。そして、甲府市では2015年8月から民間に移住コンシェルジュを登用しています。

佐賀県の基山町、福井県の越前町、北海道の東川町、それから島根県の邑南町にもそういった組織がありまして、奈良県の川上村、面積269.26平方キロ、世帯数788、人口1,326人、村税が3億7,400万円、歳入予算が33億2,200万円という小さな村です。そこでも定住促進課という組織があります。

ただ、組織をつくれればという問題ではありませんけれども、市は伊豆市ですけれども、第2次総合計画戦略の中長期展望の目指すべき将来の方向として、人口減少に特化した施策を最優先とするとしています。国全体が人口減少に向かう中、国内でパイが限られている人口の争奪戦が始まっています。そのまっただ中です。それに打ちかかっていく自治体も多くありません。

伊豆市は何としても勝ち組になればなりません。待ったなしで後がないんですね。そのためには、事業創造や新商品開発の高い創造意識を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦していく姿勢や発想、能力などを示す企業家精神を意味するアントレプレナーシップにあふれた人材を登用し、新しい組織を立ち上げる考えはございませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 3月31日から4月1日までは私が市長ですので、その組織の改編につ

いて、私の考え方を申し上げたいのですが、あと1年半はちょっと組織の改編は控えたいと思っております。

と申しますのは、オリンピック・パラリンピックで10人、これから10人を超えるかもしれませんが、人材を純粹にそちらに割かれています。それから、これから発注する災害復旧で公共土木で20億円というのは、土木だけ見れば多分2年間ぐらいになりますので、その職員も含めて組織を改編する余裕は多分ないと思います。

今、議員の御発言を伺っていて、確かにこちらの市役所の動き方によって即効性がある、あるいは我々の動き方は遅かった側面もあるだろうということは、真摯に受けとめさせていただいております。それはもう区長としても議員に御活動いただいたことも本当に感謝申し上げますが、組織の改編については、これから1年半だけは何とか今の組織で大きな波を超えてから、そちらには入らせていただきたい、これがもう本当に私どもの抱えている現状です。そこについては御理解をいただければと思います。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） お静かに願います。

再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） そういった事情もあるかと思えますけれども、まあ、最優先という課題があるわけですね。そういったところを踏まえながらぜひとも考えていただきたいというふうに思っています。

今の総合政策部の中の1課だけではこの移住・定住施策というのは、荷が重過ぎると思うんですね。その総合政策の1課の中の仕事量というのはかなり多いと思うんです。その中でこの移住・定住施策というものは、では正しく機能して、正しくと言うとおかしいんですけども、スピード感をもって機能していくかということ、なかなかそこも疑問が残ります。ぜひともそのところに対応を考えていく必要があるというふうに思っています。

次にいきます。

○議長（三田忠男君） 3番、林業再生。

それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 森林の公的機能の維持と林業の成長産業化については、全国的に造成された人工林の多くが伐期を迎えた一方、森林所有者の高齢化や林業の担い手不足により、適切な管理がされずに放置された森林が増加しているため、伊豆市においても喫緊の課題と考えております。

こうした現状の中で、森林資源の適切な管理を推進するため、本年度森林経営管理制度や、森林環境税・森林環境譲与税が創設され、ことしから配分されているところです。

森林面積が80%を超える伊豆市としましても、これらの制度を活用し、林業活性化の推進、



森林の公益的機能を維持するため、全体の推進工程を含めて、現在その準備に取りかかっております。今後、着実に進めてまいります。

詳細について、産業部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

本年度から創設をされました森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を推進するものです。

後継者不足や高齢化などで放置された森林を適切に管理して、森林の持つ公益的機能を維持し、また林業経営を促進していくため、伊豆市においても森林環境譲与税の一部を活用して、森林経営管理制度の導入を推進していきたいというふうに考えております。

まずは、来年度森林経営管理制度を推進していくために、全体計画の策定、隣地に係る所有者、位置、状況などの森林情報をまとめた林地台帳の整備を実施していく予定でございます。

あわせて、この事業を推進していくためには、林業全般の専門的知識が必要であり、森林林業に関して知識と経験を有する地域林政アドバイザーが在籍する団体などとも連携して推進していきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） この制度は、林業政策に対して行政の積極的な介入を可能とする制度なんです。補助金依存主義で産業の自立を阻害するという意見もありますけれども、伊豆市として今後専門知識を有する人材を市の専門職として育成するのか、加えて自前の実施主体の整備を整えるのか、いわば自前でやりますか、よく市がやる委託に全部特化するのか。

市の森林面積、市の広大な364平方キロの80%の森林面積を有する市ですので、私はその辺のところはどうするのかなということがちょっと疑問になったものですから伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実は、つい最近極めて新しく、そして貴重な情報があったものですから、私からお答えしたいんですが、森林の整備、林業の活性化については、速やかに市の職員と、それから主体となっている、市内で幾つかの林業生産の組織があるんですけども、主体となっている田方森林組合の職員をしかるべきところに速やかに派遣をして勉強させたいと考えるに至っております。

山村振興連盟という全国組織の総会で研修会があったんですけども、そこはスウェーデンとニュージーランドの例がありまして、何と日本の生産性の7倍なんです。その林業機械

は何と日本製が使われていて、そして傾斜60度まで機械が使えていて、そして林業というのは、建設業よりも実は事故の多い産業なんですけれども、何とニュージーランドではチェーンソーで切っている木は1本もないそうです。その傾斜地、45度、50度の中で全て機械で、それを作業道をつくらずにワイヤーで運び出していて、全体として生産性が7倍になっている。

これを熊本の方からの情報提供でしたので、この実態の調査に速やかにまず職員を向かわせて、その上でその研修会を、もとは山村振興連盟やあるいは私が属しております全国市長会の経済委員会等々を通じて、これはもう本当に喫緊の課題だと思いました。

これだけ大きな森林を抱えている日本が、これだけ生産性が低く、しかもその機械に日本製が使われているというのは、まさにちょっと私が今まで認識していたことを越えておりまして、大変反省しておりましたけれども、そういったことの研修には速やかに職員を当たらせたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 市長の今の答弁で、市内に林業に関する事業者がいると言ったんですけれども、その中に専門職、専門的知識を有するかということ、余り持ってないんですね。というのは、実態としては要するに境がよくわからないんですけども、切ってしまったと。後になってから、これは盗伐だと言われて問題になっている事例もあります。

そういったことで、市としてやっぱり専門職、長いスパンになりますけれども、そういったものを育成していつていただきたいなというふうに思っておりますけれども、そういったことをするには、非常に長いスパンと、それから労力、時間がかかりますけれども、ぜひともその辺のところはお願いしたいなというふうに思っておりますけれども、そのこのところの考えというのはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 極めて適切な御意見で、実はやっています。一度県の林業の専門家を2年間来ていただいたことがあって、そのときに少し人材育成も考えたんですが、皮肉なことにそこがちょうどシイタケの放射線の問題とかぶってしまいまして、2年間森林林業の御指導をいただくよりも、完全にシイタケ対応で2年間を、それはそれで大変役に立ったんですが、そこで今度、ことしから配分される森林環境譲与税は、県にも配分されますが、県は事業をやることが許されずに、今、議員から御指摘あったような人材育成とかアドバイスとか、そういったことに特化しておりますので、まさにこのタイミングで再度県としっかり話をさせていただいて、伊豆市内の林業の専門家育成のために県の御支援をお願いしたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 実は、すごくいい事例があるんですけども、大分県の日田市という林業の、日田林業という高校があるようなところなんですけれども、このところは、森林の地籍調査が100%、もう終わっているんですね。そして、森林計画の策定率というのも76%という高い数値を示しています。

こういうところは、森林環境譲与税というものが違うものに使えるんですね。森林整備の関連ができていますから、そっちのほうにお金を投入する必要がない。ですから、山の中に網の目のように集材路もつくれるし、そういったところの基金として積み立てていくというような話も聞いております。伊豆市全体でかなりおこなっている部分もあります。

この日田市というのは、3万8,000ヘクタールという広大な面積の森林を有しています。これは伊豆市、伊豆の国市、それから函南町、熱海市、伊東市、これ全部匹敵する森林面積と全く同じです。こういったところでほかの国調が済んでいるというのはすばらしいことだと思いますけれども、いろんなことがありまして、伊豆市というのはそれがおこなっていた。

しかしながら、今回はそれを進めていかなければならないというふうにこの制度はなっているわけなんですけれども、まず新制度を実施するのに対象森林の選定をしなければならないということなんですけれども、私が平成29年9月の定例会で質問した所有者の確認のための林地台帳の整備なんですけれども、そのときの答弁では、平成31年度から運用開始になる林地台帳は、県と連携し整備を進めるという答弁がありました。そして、平成31年度の運用開始に向け、平成30年度から試験運用を開始する予定ですとしています。現在はどうなっているか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 林地台帳につきましては、今、議員おっしゃられたとおりで、今年度、平成31年4月に林地台帳のシステムは導入しております。ただし、この台帳を作成するときには、ちょっと古いといいますか、平成24年度時点の登記簿状況等を活用して、相当タイムラグはあるということもありますので、先ほど申し上げたとおり、この林地台帳も所有者情報を的確に把握するというのは、これからこの森林経営管理制度を推進していくための一丁目一番地といいますか、まずはそこを把握したいということでございますので、こちらの台帳を来年度以降、整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 森林所有者の責務の明確化と、放置森林に対する自治体による公的な関与と介入の制度化ですね、これは。今までは個人所有の放置林等の管理や整備に関しては、指導や要請等でとどまっていた、関与や介入ができなかった。俺のものだから勝手にしてもいいだろうということをおこなわないためにこの制度ができたわけですし、努力規定ではあり

ますが、市町村の責務を明確にした、明文化したと、法的根拠を与えたというふうにされております。

しかしこの制度を実行する自治体の温度差により、そのハードルは高くもなったり、低くもなったりします。経営管理集積計画のフローは、対象森林の選定に始まり、所有者の認定、意向調査対象森林と実施時期の決定リストの策定、地区説明会等の開催、森林所有者の意向調査、経営管理集積計画の作成、森林所有者及び権利者の同意取得、森林境界の明確化を図って初めて経営管理権の設定と言われる経営管理集積計画の公告ができます。

非常に多くの労力と長い時間を要する事業であります。事業を完成するためには、何が必要なのか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどの答弁と重なるところがございますが、まずは的確に今の現在の所有者情報を含めた私有林の状況を把握するというのが、まずは一番の課題かというふうに思っております。

森林経営管理制度の今の流れについては、議員御指摘のとおりでございます。これから実施に向けては、まずは所有者の意向というものも当然に把握しなければなりません。そういったところを含めて、まずは地元の所有者の方々、地元の方々、林業事業者、現状を把握しつつ全工程をまずは私ども土台としてつくった後、個々の事業、今のスケジュール、非常に長いスパンにはなりますけれども、この経営管理制度を推進していきたいというふうに思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今、地権者の意向というお話がありますけれども、その意向とそれから理解を求めるということが非常に大切なことではなかろうかというふうに思っています。そのためには何が必要かと思えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） この経営森林管理制度のそもそもの目的というのは、大きくは2つあるというふうに認識をしております。

1つは、林業という産業、これを経済的に伸ばしていく。地元の生業としてまずは伸ばしていくというのが1つ。

それから、森林の持つ公益的機能、特に防災等の森林の機能を発揮する、このためにこの制度が創設されたというふうに考えておりますので、この制度の趣旨は必ず所有者の方にはお伝えしなければならないと思っております。

実際に今、議員から御指摘いただいたとおり、私有林の中には、やはり高齢化や人手不足

によって自分の山が今どこにあるかもわからない。なかなか昔のように枝打ちとか間伐も実施されていない山が多く残っておりますので、この制度を進めるための趣旨をまずは御理解いただくというところから始めていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） そのとおりですよ。丁寧な説明というものが非常に大切なことだと思います。境界を策定するについても、地権者には出ていただかなければならない部分もありますし、時間を費やすこともお願いしなきゃならない。ですから、丁寧な説明をして、何でこれをする必要があるのかということを経済者の方々に丁寧な説明をして、理解を得るような努力をしていただきたいというふうをお願いをして、質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 次に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1件目は、私も自然災害についての内容になります。今回被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の台風関連、自然災害、防災関連5人目になります。重複している項目多数あります。重複しているものについては、簡潔な回答で結構です。

1番、自然災害の発災時の対応。

近年、さまざまな要因から自然災害の激甚化が指摘されることが多くなりました。地球温暖化に伴う海水温の上昇による雨量の増加、それに追いつかない社会インフラの整備や老朽化対応に課題があり、また、大規模地震の発生を想定した被害予測に対しても、十分な対応ができているとは言えない現状にあると思います。

そこで、現時点で伊豆市において被害が想定される自然災害に対して、どの程度の備えができているのか確認するために伺います。

①番、当市での国・県の防災施策、直轄の事業という意味ですが、これらが伊豆市の防災

の基礎の部分になると思いますので、その現状を伺います。

②、伊豆市の立ち上げるであろう災害対策本部というのは、いかに機能すると考えればよいのか伺います。災害時の情報の収集・伝達はどのようになると想定すればよいのでしょうか、伺います。

③、市内の避難所施設の課題はどのように捉えていらっしゃいますか。また、避難所の運営についてはどのように捉えられていますか。

④、発災後の復旧支援の拠点をどのようにするのでしょうか、伺います。その際、支援物資の集積や分配のシミュレーションはできているのでしょうか、伺います。

⑤、災害ごみの処理についてどうするのか、現時点での決まっていることを伺いたと思います。

件名の2番です。学校施設の現状。

市内小中学校の諸問題については、数年来、検討が重ねられているところです。教育環境としての学校施設について、今回特に2度の台風の後、各学校の施設の被害状況の確認、点検を行ったと思います。その結果、どのようなことがわかっているのか、教育環境としての学校施設の現状について伺います。

①、風雨が強かった今回の台風の後、校舎・体育館・その他の施設の状況はどうだったでしょうか、伺います。

②、校庭、学校周辺において、出水等の影響で、学校内での活動及び登下校等に際してどのような支障があったのかを確認のため伺います。

以上、市長と教育長に答弁を求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 災害対応については、これまでも幾つか答弁申し上げてきましたので、私からは特に④の点について申し上げたいと思います。

特に大規模地震の発災時には、支援物資の受け入れ拠点をどこにするのか、自衛隊などの支援の受け入れ体制をどうするのか、廃棄物の集積場をどこにするのかなど、地域防災計画上はある程度決めてはおりますが、実際に機能するのかどうか大変疑義も持っているところでございます。市内には、防災の拠点となるべき施設がなく、各種機能を分散せざるを得ない状況ですので、ここが大きな課題であろうと思います。

これまで12年間、幸いなことに市民が長期間避難するような災害を受けておりませんので、支援部隊、支援物資の受け入れということを経験しておりません。しかし、被災地の状況を見ますと、特に市民、国民がなれていないところは、1つの段ボールにいろいろなものを送って、むしろ支援していただいたほうが大変苦労したというような話の中で、やはり運輸業の業界の方に伺うと、大きなトラックが入って、フォークリフトでそれを下ろすことができ、

そして小分けして市内に配送できるような運輸業界の意見を入れていただいた施設がほとんどないというような御指摘をいただいたこともあります。

そういったこれまで経験したことがないけれども、予期できる状況に対応するような施策について、速やかに検討する必要性を感じているところです。

それ以外の詳細については、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、①、②、③についてお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。国・県の防災減災施策についてでございますが、まずソフト対策としましては、国・県等が企画する防災訓練や津波の避難訓練などに積極的に地域の方と参加して、市民と一体となった訓練を行っております。

また、県では土砂災害のおそれがある区域について危険の周知や避難体制の整備を推進するため、土砂災害警戒区域の指定を進めており、今年度中には市内全ての危険箇所の調査が終わると伺っております。

さらに、河川の浸水想定区域でございますが、国直轄管理区間の狩野川、そして県管理の修善寺橋上流の狩野川と修善寺川については、それぞれ想定最大規模の洪水浸水区域が指定されております。国直轄管理の区間については、ハザードマップは既に関係地域へ各戸配布済みで、県管理の河川のハザードマップについては、今年度作成しております。

それ以外にも、県管理河川のうち大見川と土肥の山川、こちらの洪水浸水想定区域について県のほうで現在検討していただいております。こちらもエリア等が指定された場合は、ハザードマップで各地域における浸水等の可能性を周知し、防災減災に役立ててまいります。

ハード面でございますが、こちらも県による急傾斜地崩壊対策事業や国直轄の砂防堰堤工事などを実施していただいております。防災減災対策の効果が発揮されていると考えております。

市におきましても、国・県の補助金・交付金等を活用し、津波対策として避難タワーの建設や避難路の整備などを進めております。

次に、2点目の災害対策本部の機能でございます。

市では、危険な状態が予測されるときには、災害対応を迅速にかつ強力に進めるために災害対策本部を設置します。対策本部を設置し、組織体制を災害対応体制へと切りかえることで、組織一丸となり全庁的に災害対応することができます。さらに災害情報を対策本部に一元的に集約することで、迅速な意思決定を行うことができるようになります。

次に、災害時の情報の収集ですが、災害情報の収集は自治会や市民からの通報、消防団の巡回、消防・警察からの情報提供が最も重要になってくると考えております。

また、情報伝達には災害の種類や状況により異なっていくと思われませんが、まずは通行止めなどの道路状況、停電や断水などの生活にかかわる情報などは、迅速な情報提供が必要と考えますので、市では同報無線や情報メール、またそれに加えFM I Sを活用してまいります。

3点目、避難所でございますが、避難所につきましては、今までも各議員の御質問にいろいろお答えさせていただいております。一番大きな問題としましては、施設自体が老朽化により雨漏りをした施設、また体育館が多いことで発災時期によっては高齢者や支援が必要な方にとっては環境的には中長期的生活するには適さない施設が多くなっているのではないかと考えます。

また、避難所運営でございますが、今回の台風19号では、避難所派遣職員を長時間にわたったために、交代させながら対応してきましたが、やはり相当多くの方が避難されたということで、その対応にも行き届かなかった点がありました。中長期的な避難所運営をする場合は、職員数にも限りがございます。地域のボランティアやそこに避難している方を含めて、避難所運営のあり方について検討してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、災害時のごみの処理の対応という部分について、お答えをさせていただきます。

基本的には、伊豆市災害廃棄物処理計画に基づきまして処理することとなります。具体的なごみの処理について、被害の状況やエリア等を速やかに把握いたしまして、計画の中に盛り込んでおります災害廃棄物仮置き場候補地の中から適当な場所を選定いたしまして、1次仮置き場、2次仮置き場を経まして、災害ごみを処理していくこととなります。

南海トラフや想定される地震でございますが、大規模災害が発生した場合、1次仮置き場におきましては、可燃ごみ及び不燃混合物、コンクリート殻等をだまかに分けまして、その後、2次仮置き場に移動し、2次仮置き場においてさらに選別、破碎等を行いまして、基本的に本市の施設等で焼却処理を行うこととなります。

また、ごみの種類や発生量によりましては、民間の処理施設に依頼しなくてはならない部分もございますので、民間の処理施設、処理能力に応じて、適時ごみを搬出して処理をしていくということになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 今回、台風が2つ続きまして被害が発生し、避難所にも多くの方が避難をされたということがありまして、今回の質問をした趣旨といいますか、それは今回はこの程度で済んだだけでも、今、本当に心配されている大規模な災害が起きたら、一体伊豆市はどうなるんだろうと思ったので、今回質問させていただいております。

今までのほかの議員の一般質問の中で、施設についてであるとか、マニュアルについてであるとか、いろんなことについてはかなり出ていますので、今回、自分のほうは運営の人の面というか、市役所の対応の面というか、現実的にもっと大規模化したときにどうなるのか



というところを最終的に確認したいと思います。

まず、最初のところなんですけれども、順番にいきますが、これ、国・県でいろんなことをやっていたっていて、先日も直轄砂防の60周年の事業があったんですけども、狩野川台風以降、国が直接やってくれている事業と、あと県が直接やっている事業とかがあって、それがこの伊豆市地域にとっては本当に防災の基礎の部分になって、ベースになっていて、その上に我々が伊豆市としてできることをやっていくということになっていくと思っているんですね。

もう1回市長には、国がやっている、特に直轄砂防等がいかに効いているかということの認識、機能しているかということの認識を伺いたいということと、今後、今予定されているもの、あるいは期待したいもの、そのあたりの国の直轄事業についてのことについて、もう少し伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国の事業について、私から全体像を申し上げたいんですが、議員御指摘のとおり、今回は、明らかに狩野川の放水路、それから河川改修、これは国管理は修善寺橋から下流になりますけれども、それから直轄砂防事業、そして森林整備と、それぞれの効果が相まって何とかこれで済んだということがほぼ確認できただろうと思います。

そこで1つには、ことし御存じのとおり、国土強靱化の事業の中で、国も県もかなり顕著に防災事業の予算がつかしました。これは全国市長会でも、あるいは政党の中の活動でもあるようですけれども、やはり3年で終わるのは無理がある、3年で全部安全化するのは無理があるだろうということで、同じ金額を確保できるかどうかわかりませんが、この国土強靱化事業については、3年に限定せずしっかりやっていただきたいと、強い要望がございます。

伊豆半島北部において、その事業の中身を見ますと、やはり河川改修をしっかり着実に進めるべきということと、それから一番予算規模が小さかったところに比べると、今3倍ぐらいついているんですが、直轄砂防についても、私たちの伊豆市の中の事業に連携して、非常に機能的にやっていただいておりますので、これについては事業規模の拡大というよりも、今の規模をしっかり維持していただきたい、そして市民の生活と経済への安全化をしっかり図っていただきたいということが、現下の国への要望でございます。

ただ、もう一つ市長としてできるかどうかわからないんですが、先ほどもありましたけれども、やはり伊豆市には専門技術の職員が余りおりませんので、非常に不安な土肥の海岸について、今、管理は県がしているんですけども、どのような形で国にも入っていただけるか、それはこれからの大きな課題の一つとして考えてまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） たまたまというか、過去に狩野川台風という大きい災害があったために、直轄砂防とか、そういう事業がされているということは思っているんですけども、今、市長が言ったように、今の規模をぜひ維持していただいて、まだやらなきゃいけないところとか、やりたいところというのは、当然何カ所もあるわけで、これからも上に対して、国・県に対して要望を引き続きしていただきたいという願いをしておきたいと思います。

また、国・県との連携については、また最後にちょっと戻って触れますが、次にいきたいと思います。

議員にならせていただいてから、ほかの議員の皆さんと遠野市に行ったときのことがどうしても記憶の中にあります、それで自分も災害の広域の後方支援設備みたいなものを伊豆市につくったらどうかみたいなことをずっと言ったこともあったんですけども、よく考えてみれば、そういう広域的なものは県がやるべきことであって、伊豆市としては海岸線を抱えている伊豆市でもありますので、そういった地震とか津波に対しては後方支援的なものをこの修善寺を中心とした地区ですとか、水害に対する対策をしっかりとるか、そういうこともやっぱり必要なんだろうとは思っております。

なんですけれども、やっぱり現実に返ってみたときに、伊豆市の災害が起きたときの司令塔になる災害対策本部というのが機能しないと、これだけ広域な広い伊豆市ですので、やっぱり本部がしっかりしないと困る。

一番今気になることは、もし仮にこの本庁舎が被災した場合にどうするのかということが、ある程度今から事前に対策しているのかどうかということをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ここが被害を受けた場合には、より安全な中伊豆支所を使うということになるんですが、実は県の危機管理部にコントローラーになっていただき、市の職員が市長を含む職員がプレイヤーとなることのできたシミュレーション、去年だったかな、やっていただいたんですが、そこで場所を使ったのは中伊豆支所で、大きな会議室を使った図上演習をやったものですから、機能するように見えるんですね。

ところが、今、災害対策室が1階にあって、防災通信機器全部2階です。今の防災課のところ。ですから、今回台風15号、19号のときも、その平時の体制でやったものですから、情報は防災課に殺到する、そしてそのほかの職員はそれぞれ待機をしている、情報は防災課から下におりるまでにまたいろいろ状況の錯綜が起こる。

ですから、きれいに大きな会議場を使った場合と全く違う状況が起こっていて、訓練のスキルの練習にはなりますけれども、実際に伊豆市の現有施設、現有機器を使った訓練になっていなかったわけです。

その課題が1つと、それからここが使えないときに中伊豆支所にどの程度の機能を今、全部つけてありませんので、どの程度の機能をつけるのか。それからそれは、市役所を将来

どうするかという長期構想の中でどこまで投資できるのか、これをやはりしっかり検討する必要を今感じているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） さっきの遠野市の話に戻るんですけども、東日本大震災のときは海岸線が大きな被害に遭ったんですけども、内陸部の遠野も地震で被害を受けて、市役所の庁舎の1階部分がつぶれてしまったということで、遠野市は最終的には後方支援で活躍するんですけども、自分のところの市役所が機能しなくなったのに、どうやってよその支援までしたかという、発災直後はもう外にテントを張って、テントの中が災害対策本部だったんですよ。災害対策会議の1回目、2回目はテントの中だったと。

そのテントを寄せ集めて張った下で、最初の議会の全員協議会も開かれて、みんな防災服来たり、消防のはっぴを着たりして集まって、議員も会議をやったと。やはりその辺の経験値というのを見る必要があるのかなと思います。

中伊豆支所が多分使えると思うんですけども、中伊豆までの道が寸断されるということだって発災直後はあり得るわけですから、その辺まで含めて、ぜひ災害対策本部の運営はどうなるんだろうということを見直していただきたいなと思います。

それと、次に、情報の収集と伝達の分配のことも実は職員の方に負担が集中し過ぎてしまって、うまくいかないんじゃないかというのが一番心配するところなんですね。さっきも言いましたけれども、伊豆市は広いですから、もし大規模に地震とかで被害が出た場合には、相当の箇所で同時多発的に被害やそういう状況が起きるわけで、絶対に職員だけではできないんじゃないかなと思うんです。その話でその後にもつながってくるんですが、やっぱりその辺は今回何度も問題があったというふうに伺っていますので、現状、ではどうするのかという部分はどういうふうに考えているのか。

こっちで手が挙がっています。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 今の青木議員の大規模な災害に対する備えということで、ちょっと包括的に答えさせていただきますと、確かに中伊豆庁舎は市のレベルの中の災害に対策することで組み立てております。ただ、その行くまでの道路が発災したりだとか、外からの支援を受け入れて拠点になるのかということ、その限りではないと考えています。

県のほうでは、南海トラフの大地震を想定したそういった拠点については、静岡県防災まちづくりの施策として内陸ふじのくにフロンティアの中で定めている中では、これから国や県が進める一時避難路となる伊豆縦貫道路、そういったところに面したところに大きな拠点をつくりたいと考えているわけです。

今現在は、東部、中部、西部にそれぞれ東海道沿線のところに愛鷹運動公園や小笠山運動

公園のように大規模な公園等に定めていますが、伊豆の中においては、本当の広域の中でどこになるのかということについては、まだこれからで、まさにそういったところについて防災減災のまちづくりの支援をして、内陸フロンティアにして支援していきたいと。また、直轄のほうも今回河川沿いに大きな敷地があるんですが、やっぱり今回の水害でそういったところが使われたとか、いろんな事象が発生しましたので、津波だけではなく、そうした水害にも対応できるような場所として、新たに現在の場所を強化する、または新しい場所を設定する等の予算がついておりますので、そういったところと連携を図りながら、伊豆市も調査をして、予算要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 拠点づくりについては、今、大規模な話を前提にしていますので、県との協力とかが必須だと思います。ぜひ県と協力して進めていただきたいと思います。

それで、避難所運営、避難所の施設の課題とか、避難所運営の課題、さっきも出てきましたので、これは余り深く触れませんが、これは提案というか、多分今後こういう方向に行くんだろうなということでの話なんですけど、この台風の被害、その後の自治体の対応とか、その課題とかがもう既に情報誌とかでまとめられていて、皆様多分見ていると思うんですが、自分も最新のものを見てお話をするんですが、広域化、激甚化する、今回もしたんですが、今後そういうこれまでに経験のしたことない災害が起こり続けるよというふうに言われていますね。そういうまとめをされています。

そうすると、まさに今回そういう経験をされた箇所があったわけですが、たまたまというか、台風の大きさの加減だったりとかで、我々のところはそこまでの今回の大規模な被害にはなかったんだけど、結局、経験をしたところから聞くしかないよねという話だと。経験や教訓を学び、共有化する責任がありますよね。経験しなかったからできなかったということではなくて、経験されたところから学ぶ必要がある、それを積極的にやらないといけないよね、自治体としてもという、そういうことです。

それとともに問題なのは、本当に大きな災害のときには、職員自体も被災者になるし、庁舎も被害を受ける。そうすると、人手不足になりますよね。物資が足りないのと同時にマンパワーですよ。それをどうやって補うかという、やっぱりよそから助けてもらうしかないでしょうということになっているようです。

そこで、遠方の自治体とパートナー協定みたいなものを結んで、お互いに助け合おうというのがそもそもあったと思うんですけど、その辺の現状というのは今どうなっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 自治体同士の協定というのは、今正直、何自治体かというのはちょっとあれなんです、実際に飯田市とか協定を結んで、相互援助というのは結んでいるんですが、きのうの職員派遣のときにも答弁させていただいたんですが、やはり知事会とか市長会である程度の派遣要請、要望を受けて、それを静岡県が静岡県全自治体にどれぐらい派遣することが可能かというのを調べて、それから派遣していく。

特に、熊本地震の場合は、やはり静岡県の担当するエリアが決まって、静岡県が中心になって第1陣から9陣、10陣までスケジュールを組んで、それで各市町で派遣できる人数を教えてください。県が取りまとめて、伊豆市も益城町のほうへ相当数派遣をしております。

個々にある協定と、あと今言ったような市長会とか、都道府県を取りまとめの頭として支援の要請をする。現状は今、言われた協定よりも都道府県レベルとか、市長会レベルでの取りまとめが多くなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 熊本のときにもそういうことがあったということで承知しておりますが、今回、情報誌とかでもまとめられているところの受け売りで申しわけないんですけども、「対口支援」というのが今言葉として出てきているんですね。遠くの自治体とパートナー協定を結んで、近くの自治体は当然一緒に被災している可能性があるの、離れたところと事前にパートナー協定を結んで、職員のやりとりを負担しなさいというような意味だと思います。

結局、災害が発生したときに、職員が足りなくなってできなくなるよね。それとともに、さっき言った経験したことのない災害になった場合に、当然経験値がないわけですから、スキルがないよね。そこで、大規模な災害が起きたときに、災害が起きた後どういう順番で対応したのかという、計画じゃなくて実際にこうやりましたというタイムラインですよ。こうでしたというのを、経験した人、それに対応してその業務に精通した人を呼んでこようよ、派遣してもらおうよという、そういうことをやりませんかという多分提案だと思うんです。

結局、大規模な災害が発災した後は、さっき言った物流をどうするかとか、避難所のニーズをどういうふうに把握して、それで来た物資をどういうふうに分けるかとか、あと災害救助法とかの対応をどうするのか、実際に被災された方の住宅をどうするのかとか、あと仮設住宅をどうするのかとか、どうやって建てるのかとか、あるいはみなし仮設をどうするのかとか、やったことがないとわからないことは多いので、そういうことを、こういうことをやったんだけどもううまくできなくて、結局こういうふうにフォローしてもらったとか、その辺の経験を共有しようという話だと思うんですね。

そういう話は、多分これからの話だと思うので、かつて東北のときには静岡県が岩手県のほうに行ったとかという、そういう流れもあるので、やろうと思えばできることだと思うんですが、そういう取り組みというのは今後進めていく、僕は進めていくべきだし、そうしな

いとできないと思うんですけれども、どのようにお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 東日本の3.11が起こった以降、いろんな防災のシンポジウムとかがありました。その中で、静岡県内を見ますと静岡市とか浜松市は、やっぱり対口支援で自分たちが直接支援に行くんだという姿勢が強かったわけですね。伊豆市とか、余り人口10万ぐらいから下のところは、県がまとめてくれたことが非常によかったというような発言がやっぱり多かったと思いますし、私もそう感じました。

したがって、その対口支援と県広域での組み合わせの中で、ちょっと伊豆市がつらいのは、実は東北でも今でも来てくださと言われてはいるんですが、うちが出せないんですね。東松島市に2年出したんでしょうか。それ以降、例えばいろんな市町から我々が行くと、あるいは話をすると、やっぱり人が足りないから欲しいとは言われるんですが、現状、継続的に職員を出せる余裕がない中で、対口支援を一体どういうところでどういう形をお願いできるんだろうかと。

相互防災協定は平塚市とか飯田市とか結んでいるんですが、今、議員御指摘の観点からいくと、それでカバーできるのはどこまであるかなという気がして、現状、県で取りまとめている、エリアごとに支援をする、支援をいただくことのほうが可能性として高いような気がしております。

それから、経験した職員で相互に派遣し合うというのは、今回も隣にはそういった形でうちの職員も、お隣ですけれども、出させていただきましたし、必要な機能を補うためのスキルを、知識を持った、経験を持った職員の相互支援というのは、これはいろんな次元であり得ると、それは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 対口支援、こちらから出せないの、向こうから来てくださだけ言えないということですね。それはわかりました。

結局、災害が起きたときの対応に必要なのは、やっぱり量と質と速さだと言われています。その質の部分で経験値を入れるというのもどうかなと思ったんですけれども、そういうことだとすると、さっきも出ていましたけれども、やっぱり人手が足りないのなら、いる人に頼むしかないの、まず市役所のOBの皆さんに災害地に入ってもらっていただくルールがあるのかとか、ルールをつくれればOBの皆さんにも市の業務に入ってもらっていただける可能性があるのかとか、あるいはさっきちょっと出ていましたけれども、今、非正規というか、正職員でない方に多く働いていただいているというふうにも理解していますので、非正規の方にも災害時に市の業務に携わっていただくようなルールづくりをすれば、災害時にも戦力になってもらえるのかというあたりはどうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、市のOBの職員、今、議員御提案のとおり、相当、もし参加していただければ活躍していただけるものと。我々が持っていない知識も当然公務員長いわけですから、すごく助かると思います。

現在、そのルール化はございませんので、実際そのOBの方々が発災時に御協力いただけるのか等については、ちょっとまた防災のほうと検討させてください。本当にマンパワーとしては非常に助かるものと思います。

また、非正規職員でございますが、恐らく現在通常の業務で任用している非正規職員をそのまま災害時に充てられるかどうかというのは、ちょっとまだ検討する余地があるかと思えます。

それから、災害時に限って非常勤の職として人を任用する、これも一つの方法ではないかと思えますので、先ほどのOBとあわせて制度上、非正規職員が可能かどうか、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） あと、大規模災害を乗り越えるには、やっぱり行政支援が必須だというふうに言われているということで、今のような話になっているんですが、後はやっぱり住民の力を借りるということに最終的になると思えます。

東北のときもそうだったというふうに記録されているんですが、避難所は当初市役所のほうで、役所のほうで立ち上げるんだけど、いずれかの時点で住民のほうに避難所の運営を移行しているようです。必然的というか、自然とそうなるんですね。市役所の職員、ずっと張りついてられなくて、ほかにやることがいっぱいあるのでそうなるんですが、本当にこれは大規模なときだけとは思いますが。大規模な災害のときに限られるとは思いますが、やっぱり市民の方が本当の大災害のときに、避難所の運営をする必要があるということですので、その場合の市民でも、大規模の災害のときには避難所はこんな状態になるよというようなことを想定して、避難所のリーダーになってもらえるような方を育てるような取り組みというのがやっぱり必要になるのかなと思えます。

多分それはこれからの話だということになると思うんですけども、今、急に言うてどうかと思えますけれども、仮に例えば、きのう出ていた防災士だとか、そういう資格がないにしても、避難所を運営していただければ、市と一緒に避難所運営に携わっていただける住民の方に、こういう資質というか、こういうことをしていただきたいというのが今あったら言うていただきたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、各地区自主防災会には、防災指導員という方をお願いしているんですが、どうしてもお願いする方も区の選出で充て職的に来られるということで、研修会、勉強会等をお知らせしても、当然お仕事がありますので、なかなか参加しきれていないのが現状です。

避難所運営の当然ボランティアですが、こちら職員が熊本の益城町に行って、避難所運営のお手伝いをしたときに、その地元では避難所運営すら経験したことも、想定したことがなくて、町の職員も当然どうしていいかわからない。避難された方は当然変な言い方、お客様のみにみずから動かないということがあって、職員も避難所運営を見たときに、これじゃいけないなということは、後から話を伺っております。

特に、避難所運営のボランティアの方に特別な資質というのは、私はそこまでは必要じゃない、求めなくても物資がどこにあって、非常食がどこにあって、ベッドの作り方がどうでという、あとは細かいルールを知っていただければいいのかなと。

ですので、今回の台風のように一時的に一晩避難するのと、1週間、1カ月避難するのでは、避難所の運営というのは全く違うと思われまますので、まず中長期的になったときには、本当、ボランティアや地元の方のお手伝いをお願いするしかないかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 狩野川台風から年数がたっているんですけども、大規模な水害も可能性がありますし、地震、津波も想定されているところですので、ぜひそういった時に備えて、避難所の運営を市民がするというようなことをどこかで啓発するというか、そういうこともぜひお願いをしたほうがいいだろうなというふうに思いますので、お願いをします。

ごみの処理については、場所、候補地も選定されていて、その後のことも計画されていますので、実際のどの程度の規模で災害が起きるかももちろんわからないわけですが、ぜひそのとおりに進めていただければなと思います。

場所についてとか、今後さらに進めていく部分もあると思いますので、計画については進化をしていただきたいと思います。

それで、そもそも大規模な災害が起こったら困るよねということで、今回質問させてもらったんですが、事前に準備できることも当然あるだろうということで、これはやっぱり伊豆市だけでもできないし、国・県の方針に沿ってある程度やるという意味もあるんですけども、そもそもまちづくりの時点で、例えば洪水の対策などについては、まちづくりをするときから洪水対策を取り込みなさいというような流れにもなっていると思うんですね。

静岡県として、まちづくりの段階で防災とか、特に洪水対策とか、どういうふうに取り組んでいるのかということと、その中で伊豆市のまちづくり、これからのまちづくりの中に、まちづくりの段階で防災対策みたいものを入れるということについては、どうなっているのかというのは、できれば県の立場もありますので、建設部理事から答弁いただければと思い



ますが、どうでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 都市計画の立場でお答えいたします。

本来、都市計画で想定するまちづくり、修善寺でいきますと用途地域の市街地になります。そういったところについては、もう津波、浸水、湛水、溢水のところに危険の区域は入れないというふうになっております。ただ、現在、もう昔から住んでいて危険な区域というのは現実にあるわけで、今回国は、そういったところについて立地適正化計画を定めて、もっとコンパクトに誘導しよう、これがコンパクトの都市づくりの考え方になっています。

安全な中心市街地に危険な区域、当然土砂災害の危険な区域や浸水区域がありますが、そうした住民をコンパクトのまちに誘導して、そちらが居住調整と、過激な言葉でいきますと、そちらに制限をかけて誘導するという考え方になっておりまして、本来、市街化調整区域という線引きされたところについては、それを柔軟に運用するとなっております。

それが難しい、なぜかという、地方の都市については、そういった都市計画事業を人口の割合で来るものですから、潤沢にできてどんどん安全なまちにできないものですから、そういった中で今回未線引きを選択し、みずから拡大するところと、安全でまだやれるところは拡大するし、危険なところについては縮小するということを選択する、これが未線引きの都市で、みずからそれをできるというふうになっていますので、今回の新しい都市計画はそれを積極的にやり、拡大するところについてはそういった危険な区域は入れないという形になっております。

そういった流れの中で、やっぱり10万ぐらいの都市について、何でもかんでも市役所でやるのは、今までのお話のように無理がありましたので、そういったものは県の支援をそういったマニュアル等もありますので、積極的に受け入れ、まずは大きな、広域なそういった避難地みたいなものをつくれれば、そこに自衛隊にしても何にしても来て、それぞれ助けていただけると、そういった知見を反映して運営ができると、こういう考え方で組み立てております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） そうしたお立場からも、ぜひ伊豆市のほうの安全・安心に結びつけていていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで大体終わりますけれども、先日来から、災害に対応するマニュアルはまだこれからですというような、市の職員の対応とかもこれからですということもありました。ですけれども、さっきお話ししたように、実際に発災するとやっぱり人手不足にもなりますし、役場そのものが大変になりますので、マニュアルの中にこれも過去の被災地の例にありましたけれども、休めるときにはしっかり休むということもマニュアルにしっかり入れていただいて、

継続していかなければ、最後まで続けていかなきゃいけないものですから、非常に長丁場になるということも含めて、マニュアルもつくっていただきたいと思います。

遠野市の市長も支援の振り返りの中で、何ができるかを考えて、できることを精いっぱい最後までやり抜くしかないんだと、そういう覚悟でやりましたということですので、本当に災害が起きたときは、人手不足と言っても、自分がその人手になるというか、人材不足だったら、自分が人材になるという気持ちでやるしかないと思いますので、そういったところまでみんなで気持ちが共有できるような防災対策をぜひしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 補足ですか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） すみません、先ほど青木議員の災害協定を締結している御質問がありました。ちょっと即答できなくて申しわけありませんでした。

現在、市で災害の相互応援、相互に応援するという事で協定を結んでおりますのが、まず東部の18市町、それと岐阜県恵那市、長野県飯田市、神奈川県平塚市、そのほか民間企業との物資等の協定は結んでおります。

それと、伊豆市が全国梅サミットという団体に所属しております。こちらの12市町とも協定を結んでおると。合わせて、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク、こちらも県内の20の自治体と神奈川県10、山梨県で8の団体としての協定を結んでいるということと、あと一般廃棄物の処理につきましても、県内の各市町組合等と協定を結んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか、質問。いいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは2番目、学校施設の現状について答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） まず、①の台風後の施設の状況についてですが、台風15号のときは数校で強風のときに見られる雨漏りが数カ所確認できたほか、校庭などで倒木が数本あった以外、施設には大きな被害はありませんでした。

次に、台風19号ですが、最も大きな被害が天城中体育館の裏の山肌が崩れ、体育館の基礎が露出してしまったという被害ですが、基礎くいがしっかり打ち込んであったため、幸いにも体育館本体が破損するには至りませんでした。

また、熊坂小では、あふれた水路の水が流れ込み、混入した土砂などで排水が詰まり、体育館下の駐車場が冠水したほか、中伊豆小の校庭で倒木2本、中伊豆中で技術科棟の軒下天板3枚のはがれ、天城中で体育館の窓ガラスが5枚破損などの被害が出ました。

長時間にわたる暴風の影響のため、小学校6校で33カ所、中学校3校で20数カ所、土肥小中一貫校でも2カ所の雨漏りが確認されましたが、いずれの学校でも授業に支障は出ませんでした。

次に②ですが、今回の台風による校内の活動・登下校に際しての支障についてですが、先ほども報告いたしました。天城中学校の体育館ののり面の崩土が発生しました。体育館の建物に破損等の被害はありませんでしたが、基礎部分が一部露出してしまったということから、安全性が確認できるまで使用禁止としました。

このため、学校行事の一部について場所を変えて開催したり、体育館での部活動が屋外の活動となったりなど、学校運営に一部支障が生じました。

また、学校の近辺ではありませんが、修善寺の大野地区、中伊豆の原保地区で幹線道路が崩土等により不通となり、通学に使用している路線バスが通行できず、登下校に支障が生じております。

その他、直接学校運営の支障となる事案の報告は受けておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 学校については、老朽化が進んでいるということはよくよく承知していたものですから、殊さら今回の台風でどうだったのかということを確認させていただいて、かつこの後どうするのかという話を一般質問ですが、ちょっと未来に向かってもさせていただきたくて取り上げさせていただきました。

とりあえず今回一番大きいのは、今もお話に出ていた天城中学校の体育館ということかなと思うんですが、使用中止のままということですか、今現在も。この後、どうなりそうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 天城中の体育館ですが、被災後の調査の結果、体育館本体には被害がないということが確認でき、建物基礎を支える基礎くいも主要な基礎部分の大部分で施工されていることも判明したため、地盤の変化が見られなければ使用しても問題はないだろうとの一応の答えが得られました。

露出したくいにつきましても、30メートルまで支柱が長く、その先はきちんとしたところに支柱くいがなされているということ、それからあの体育館全体は34本のくいで保たれていて、そのうちの2本が露出したということ、それから一級建築士等にも現場検証等、ボーリング等も踏まえてやっていただきましたが、割と本体には影響はないのではないかとということ。

それらまた、11月の半ばから週に2回、定期的に光波測量、要するに体育館の1点を決めてそれが沈下しているか、移動しているか等を何回か、週2回を含めて観測をしまいいま

した。また、先生方にもチェックポイントを決めて、その変化があるかどうか、また建物の中のものでひび等が発生しているかどうかなど、さまざまなチェックを現在までしておりました。

現在の見通しとしては、それらを総合的に考えて、今週末あたりから使用ということを考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 天城中の状況についてはわかりました。

雨漏りも思ったとおりで、相当箇所あったという報告だったんですが、とりあえず授業には支障はないということのようなんです、そうは言っても相当の雨漏りがあって、台風だったから雨漏りしたということもあるのかもしれませんが、雨漏りの今後の対応、対策は今の時点でどのようにお考えなのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 雨漏りをした箇所につきましては、それぞれの学校でチェックしておりますので、教育委員会としても、それら一つ一つに原因のわからない場合も含めて、ともかく調査をして、そしてその雨漏りの原因がわかったり、またはここではないかという部分については、修繕等を含め、また今年度及び来年度の予算等も踏まえて修繕をできるだけしていきたいというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 授業等、その他の学校生活に支障のないようにぜひ修理のほうは当然していただきたいなと思っております。

それから、状況については大体わかりましたので、通学に関してということで、学校施設そのものではないんですが、学校で教育を受けるその大前提で、学校に来られなければ始まらないという話なので、今言った大野と八岳地区で道が通れないために通学に使っているバスが通れなくて、通学バスに乗れない子たちが出てきているという現状が実際ありますよね。

それが今、いろんな方が動いてくれて、対応していただいているというのも承知しているんですけども、きょうの時点で、通学バスどうなりそうなのか、一応報告をしてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、今回の台風等で県道が崩土によりまして通学バスが一部通行できないところが2カ所ございます。1カ所が修善寺の大野地区です。道路の陥没等によりまして、修善寺南小学校に通う児童、それから修善寺中学校に通う生徒、20名が現在大野橋まで親御さんが送迎等で来ていただいて、御負担かけているという状況でございます。

こちらは、御負担はかけているということもございますが、県のほうでも復旧に向けて、市の建設部も一生懸命頑張ってくださいしておりますが、しばらくの間はこちらの通学についてはバスが通れませんので、代替手段としましての通学補助の検討等をしている状況でございます。

それからもう1カ所、中伊豆の原保地区の陥没でございますが、こちらについても崩土によりまして、現在路線バスが一部通れません。地元からも実は先般、緊急要望書ということで、できるだけ早い工事の復旧、それから路線バスの復旧ということで要望書が出ております。

こちらでも建設部、県も含めて一生懸命早期復旧に頑張ってくださいしておりますが、安全が確認でき次第、路線バス、片側交互通行になれば路線バスの復旧が可能だというふうに聞いておりますので、そちらについても教育委員会としても、それにかわるサポートとしまして、例えばこちらでもやっぱりバス停まで500メートル以上の子供さんたちに対する助成制度でありますとか、そういったものとか、代替の通行手段の検討も含めて現在検討しているところでございます。

こちらについては、該当児童が全部で中伊豆小学校が8名、中伊豆中学校が5名の13名が対象でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 多分バスが行かないので、保護者の方が車で送迎している、バスが行っているところまで、それから学校までなのか、それか特に帰りなどはバス停から家まで歩いている子がいるなんていう話も正直聞いています。通学補助とか助成はしてくれるということなんですけれども、現実的には特に中伊豆の場合は、別なルートを通れば行けるということもあるので、そっちで対応を練ってもらっているという話も聞いているんですけれども、路線バスですから、届けてあるルート以外は通れないよという話なのかもしれないんですけれども、これは緊急災害ですので、片側通行を解消するのは来年と聞いていますから、今学期中はそれが続くということではなくて、何とか通れる道を通して、通学ですので、対応できないのかなということなんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘のとおり、通学路の確保については、通学バスに乗れるような環境はできるだけ早く整備したいというのが基本でございます。

今般も路線バスの変更等で大分大野地区の皆様には大変御迷惑をおかけしましたので、代替手段の検討も含めて、できるだけ早く保護者の、先ほどの要望書も踏まえて市役所の関係各課とも協議をしながら、できるだけ早く保護者の負担軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 路線バスにつきましては、総合戦略課のほうでいろいろな形でバス会社のほうと話をしております。実は、あしたも伊豆箱根バスへ行ってその辺の地区の要望が出ていることにつきまして、ちょっとお願いすることで行って来るつもりでございますので、どうなるかちょっとわかりませんが、そんな状況で動いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 幸い、校舎等の大きなダメージは思ったよりは少なかったということなのですが、ここへ来て通学の足を奪われている子供たちがいるということですので、これについては早急に対応していただきたいのですが、ここ、教育長に求めちゃっているんですけども、全体的に今、総合戦略部長からも話があったんですが、何とか関係企業とか、いろいろ官庁とかの対応ということだと思うんですけども、1日も早くということをお願いしたいと思いますけれども、もう1回その点でやっていただけるかどうか答えを聞いて終わりにします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 議員の言うとおり、この案件については、災害とはいえ、子供たちの安全確保、ただ、先ほどの復旧も含めて安全確保が最優先でございますので、安全確保ができる交通手段の代替手段のことも含めて、明日、総合戦略のほうでバス事業者との交渉も含めて、そちらのほうとしても期待しておりますので、できるだけ早く復旧に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。2点にわたって一般質問をいたします。

第1に、農村環境改善センター及び温泉プール敷地の公募に係る一連の課題について質問いたします。

市は、旧天城湯ヶ島支所の土地と建物は、株式会社DAIKICHIに売却するという覚書を交わしていますが、ことしの9月議会で農村改善センターと温泉プール建物を解体する費用が提案され、可決されました。土地については公募して売却、もしくは賃貸借契約を検討するという説明がありました。

そこで、4点にわたってお尋ねします。

1点目、覚書はそれぞれの建物の賃貸借契約だけではなくて、土地についても覚書にそれを書いてあります。覚書の内容を変更して「更地にして公募する」とした経緯を説明してください。

2つ目、市長は、9月議会での私の一般質問に「東京ラスクに商業施設として発展することを期待し、引き続き経営者とはしっかり前に向けて話を進めていきたい」と答弁しました。公募するとなると、この発言はどうなるのですか。

3点目、市民に対して天城湯ヶ島支所庁舎及び保健センターを商業施設、東京ラスクにすることにより、さまざまな利点が生まれると考えていますと、3つのメリットを宣伝していました。公募によってこのメリットをどう見ているのか教えてください。

4点目、総じて公共施設の統廃合は、現有施設に課題が投げかけられてきます。今回、この件をきっかけに行政の必要最小限の意思決定過程が市民と共有できる文書を残すようにしませんか。

大きな2点目です。子育て支援の一つとして、国民健康保険税の均等割の軽減の具体的な取り組みを求めます。

国民健康保険税の子供への均等割軽減を求めるのは、3回連続の質問になります。賦課方式は制度によるものですが、賦課割合及び内容については自治権があります。自治権の範疇の判断を求めていますので、国保担当の見解は求めません。市長の判断を求めます。

具体的に3点お尋ねします。

第1に、市長は「制度として国で足並みをそろえるべきであり、国保税は自治体競争は望ましくない。一般論として裕福なところが勝つ」と述べていますが、市民の福祉向上のためには自治体間競争は必要ありません。均等割の軽減がなぜ自治体間の競争になると位置づけるのでしょうか、お答えください。

2点目、国民健康保険の世帯に赤ちゃんが生まれると国保税が約3万円上がります。2人生まれると約6万円上がります。子育て支援につながりますか、つながりませんか、見解を求めます。

3点目です。通学費の補助制度は「不公平の観点から実施している」と市長は答弁されました。これは伊豆市ならでは制度として私は高く評価しております。国保加入の子供は均等割を払い、他の医療保険加入の子供にはそれはありません。子育て世代の所得がこの30年間

下がっていると市長は述べていましたが、子育て支援の一つの政策として、均等割軽減策の具体化を求めます。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私からは②の私の発言についての答弁をさせていただきます。

農村環境改善センターと温泉プールの跡地についてですが、現在、東京ラスクには旧天城湯ヶ島支所と旧天城保健センターを一体的に活用していただいております。今後も商業施設として、この地域のために発展することを期待しているところです。

なお、ここで私は「公募を考えている」と言ったようですが、公募も選択肢として今検討しているということで、当時は市民の皆さんとの会話の中でこういう言い方をしたかもしれませんが、公募も選択肢の一つとして跡地活用については検討しているということでございます。

そのほかについては、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の御質問、公募する経緯ということですが、まず覚書にはそれぞれの建物の使用について、市が使用するまでの期間と、それ以降について記載してございます。それぞれ双方で協議することとなっております。

この覚書に基づいて建物の状況などを踏まえて双方で協議した結果、相手方がこの両建物を使用しないということが確認されましたので、市は建物を解体することとして9月議会に予算をお願いしたものでございます。

その後の更地の売却につきましても、市が処分の方針を決定後、再度双方で協議することとしております。公募を考えていることも伝えてありますが、最終決定ではございません。

3点目の天城湯ヶ島支所の移転に関する説明資料でございます。天城湯ヶ島支所庁舎及び保健センターを商業施設にすることのメリットとして、雇用の創出や貸付料の収入確保、新たな販売戦略など3つのメリットを説明いたしております。

このときの説明資料でございますが、現在、東京ラスクが使用している旧支所庁舎と旧保健センターを活用した場合のメリットを示したものでございます。今回の跡地利用は公募を考えていると説明したこととは矛盾するものではないと考えます。

4点目の文書についてでございます。旧保健センターの民間活用や農村改善センターとプールの施設解体に関する経緯や意思決定に関する記録は残してございますが、記載方法や内容など、公文書としての統一したルールづくりがされておられません。以前の議会の一般質問でも答弁させていただきましたが、まず市の公文書としてのあり方にルールづくりが必要で



ございますので、今後検討している最中でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） ちょっと確認、2つ目のことについて聞きます。

私が、市長はこういうふうにお答えされましたねと言ったこの2つ目の一般質問に対して、市長はこの時点では、このときには公募を検討しているということは一言も述べていないんです。ここに書いてある、概略しか書いてないんだけど、商業施設として発展することを期待する。引き続き経営者としてしっかり前に向けて話を進めていきたいということだったから、1番目と2番目が狂いませんかという、公募することと狂ってませんかということで、この発言はどうなんですかという質問をしたわけですから、まず最初にこれについて答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私の聞き違いだったかもしれませんが、私は、「市長が公募をすと言った」という御指摘だったと思ったものですから、私がもしそう言ったとしたら、そういう趣旨だったということで先ほど申し上げて、すみません、私は質問を勘違いしたかもしれません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、じゃ、勘違いをしていたというから、私はそういうふうには書いていますものだからね、ここの文章には。そうすると、ここでは公募するものではなくて、引き続き経営者とはしっかり前に向けて話を進めていきたいという話だったんですよ。そうすると、後で総務部長と若干やりとりがあるんだけど、公募も検討しますよとなると、東京ラスクとは商業施設としてやってほしいというその見解は、公募すれば、でもやっぱり東京ラスクに来るのかと、こういうことになっちゃうんですね。

公募しなければ、当然今までずっと相当長い間にわたって、この支所の活用について東京ラスクのいろんな経営方針などについても論議してきた大切な課題ですから、ちょっと矛盾しませんかという質問ですから、もう一度答えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、議会でも、あるいは市民の皆さんにも何度か御説明申し上げているんですが、そもそも以前に私が市長になる前に、東京ラスクは伊豆市内で事業地を探していたんだそうです。当時の伊豆市では、適地がないということでお断りしたということで、別の県に工場を整備されたということでした。

その後、当時の議員の皆さん方が、先方さんの事業所まで出向いて、ぜひ伊豆市に来ていただきたいということで働きかけていただき、そして私も社長にお目にかかって、そして議会で天城湯ヶ島支所の一部を減額貸付で御理解、御承認いただいたわけです。

ただその後、東京ラスクに対する減額賃借に関するいろんな議論が起こった中で、先方はやはりブランドイメージのある会社ですから、私は常識的には事業の拡大で随意契約でも法的にはクリアできると思いますけれども、市民の皆さんと、それからブランドイメージを大切にされる企業の方にとって、最も議会と市民から理解されるやり方を検討することもふさわしいのではないかとということで、公募ありき、随契ありきではなくて、両方含めて選択肢を含めて検討すべきものではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 大前提ちょっとお尋ねしますね。この経過。別に私は東京ラスクが支所跡地を大きく使ってやるということについても、そっちの方向にいつているから、だめだということ、見解じゃありません。何を今回確認したいかということ、今までの東京ラスクに支所跡地、それから改善センター、温泉も含めて、覚書を交わしましょうねと言ったところから出発しているんだから、その点をきちんと確認していきたいと思っているんです。

覚書には、何て書いてあるか。1番目に、省略しながら言いますが、伊豆市とDAIKICHIが伊豆市が所有する土地及び建物について、DAIKICHIに売却することを前提として次のとおり覚書を締結しますということですよ。その途中で建物がどことなったら、平たく言えば番地名に分かれていたり、それから建物の名称がずっとあるんですけども、いわゆる支所跡地も含めて保健センター、農村環境改善センター、温泉プール、あそこの昔の旧天城湯ヶ島町庁舎だった周辺も含めて全部建物と土地をDAIKICHIに売却することを前提として覚書を交わすということになっているから、なぜ公募になるんですかとお聞きしているんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公募しますという話ではなくて、先ほどから申し上げておりますとおり、本件については、当時伊豆市から結果としては、一部の議員ではなくて、伊豆市行政も、当時の議会も、そしてその合意のもとに来ていただいて、そして地域のために振興してくださいということで進んだわけですね。その事業の拡大は望ましいと私は今でも思っております。そして、そのような前提で覚書は締結をさせていただきました。

しかしその後、一部議員の方から大分強い批判が起こり、そして何年前だったのでしょうか、私はみずから訴訟を起こしてまで自分の正当性を、それから議会の手続の正当性を法廷において証明しなければいけないほど非常に強い批判が残ったわけです。その批判は私はもう終わりましたからいいんですが、今心配なのは、企業はブランドイメージがありますので、よ

もや企業さん、せっかく来ていただいた市有施設の跡地利用としては、全国のモデルとなり得るくらい専門家からも評価をいただいている案件について、事業者さんの批判にならないような手続は何が望ましいのかということをもう一度検討し直していることであって、今公募するとか、随契であるとか、決めているものではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 公募するか、賃貸借するかは決まってないということで、前の議会でも総務部長がお答えになっておりますけれども、そうするとちょっとお尋ねします。

決まってないんだけど、覚書に売却することを前提としてということはどう理解すればいいんですか、そうすると。わからない。そのところがわからない。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この覚書につきましては、議員おっしゃるとおり、まず最初の2行のところで前提として、売却することを前提として覚書を締結しております。その中で、土地・建物の物件の表示や使用期間について協議する等ございます。その後、最終的にこの覚書に疑義が生じたときに、いわゆるちょっと変更のようなことが生じた場合は、協議して定めるということでございます。

今回、この建物については、当然売却を前提とした覚書でございましたが、相手方でやはり老朽化や用途変更等難しいものがあるということで、改善センターとプールについては相手方としては利用することはない、利用しないということが確認されました。これについても一応文書で確認ということで交わしてございます。その結果、当初の覚書とは若干前提がずれております。ただその都度協議して、しっかり文書で残してございます。

先ほど申しましたとおり、また土地等につきましても今後協議するという確認書も交わしてございます。ですので、覚書とは若干変わっておりますが、その都度協議して変更等が生じた場合や、疑義が生じた場合はしっかり協議してまいりますということでございますので、今回協議をいたしました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 確認しますね。そうすると、売却することを前提として覚書を締結します。それでそれぞれの土地及び建物、いわゆる土地等についてはそれぞれ各建物番号順にいろんなところで協議によって定めると、それ以降はね。それ以降は協議によって定めると言っているんだけど、定める、よく文教で大前提、大前提と市長は言われていたわけ。大前提は、あ、大と言っていないね。前提は売却するということですよ。公募を検討するということがどこにもない。

そうすると、じゃあDAIKICHI、すいませんね、言葉を東京ラスクと言ったほうが

統一しやすいですから東京ラスクとお呼びしましょう。東京ラスクとその土地・建物について話し合ったら、使う状況ではありませんと言ったのは、それはいつやったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 9月議会に取り壊しの予算をお願いする前の5月に協議をいたしました。その後、5月30日にその協議の結果の確認書ということで、相互文書を交わしてございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） それでは、ちょっと時系列的にずっと追っていきますね。

9月4日の議会で私の一般質問に対して、市長は冒頭質問したように、この9月4日の時点では、東京ラスクに商業施設として発展することを期待したいという答弁をなされました。

それからその後、その後に4日後に委員会が開かれたんですが、そのときに総務部長が答弁したのは、お聞きしたところ、東京ラスクには、いわゆる今回2つの解体の費用はもう既に決定されたところについては、使う予定はないという話をされたんですよ。たった4日間で、使いますよと、東京ラスクに今後引き続き経営者としてしっかりと前に向けて話を進めたいと言った4日後の委員会で、東京ラスクは使う予定はありませんと言いましたとなると、どうなっているのということ、意思統一はあなた方はされているんですかということになるんですよ。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然9月議会に解体の予算をお願いする以上、先ほど申したとおり、事前に5月に双方の意思確認をしてございます。市長の答弁の中で、今回解体した後の更地について、個々具体的に御答弁している箇所は私もちょっと見つからなかったものから、あくまでも予算のときにも申しましたとおり、建物は使わないと。市長も当然所有者である市の責任があるので、取り壊しますということを申しました。

私も、今後の処分についてはまだ賃貸、売却、最終的には決まっていないこともある、またあそこの面積も4,000平米、今の保健センター等の敷地等も水路等で公図上、分断されているということで、一つには公募も考えるべきかなということで公募を考えておりますという発言をさせていただいたところです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 4日間でこんなに変わるのと、東京ラスクに期待しますよと、経営者にも引き続き話したいと言ったら、その後になって、公募も含めて、決定ではないんだけど、検討しますという話ですよ。よくわからない、市の姿勢が。

具体的にずっと追っかけていきますね、今回の件。

平成28年度に入って、東京ラスクから早急に工場の拡張をしたいという要望があった。地域のにぎわいを創出したい市の意向とタイミングが一致した。こういう文書が市民向けにも、当然議会にもプリントされたんですけども、これは平成28年9月21日の第3回検討会の中でこういうことをやられたよという話が出てきている。

平成28年12月議会、12月19日、支所移転の問題が出てきましたね。このとき否決されました、御存じのように。そしてそのちょっと前、この議会中に12月12日に東京ラスクが説明会を行いました。社長みずからが市民向け。そして議員の皆さんも来てくださいと私も行ったんですけども、このときに東京ラスクの事業拡張の意思は、この時点では東京ラスクもありましたね。

それから、その次の年になって平成29年3月議会で支所移転が可決されました。

そしてこのやりとりが、平成30年6月議会で市長と私、いろんな論議をしたんですけども、市長は否決から可決になった。なぜなったのか。その間、東京ラスクが事業構想説明会をしたから、ここは若干違うんだけども、まあ、いいでしょう、今回は。議会でもその方向で合意形成がなされたものと判断しましたということなんですね。

そして、6月の時点から平成30年2月4日に覚書を締結しました。こういう流れです。

そして、東京ラスクにどれだけ期待しているかというところで、新たな雇用が生まれますよというところが話されました。平成28年12月議会で、いろんなこどもやりとりを僕とやったんですけども、市長はこのように述べました。仮に東京ラスクが今の事業規模だけで十分で、かつ必要かつ十分であるということであれば、残りの場所はまたほかに、残りの場所とは今使っているところではなくて、改善センター等々も含めて建物の、公募することもあったかもしれません。この地域、通過交通が大きなマーケットとして商業地として栄えていることは、もう既に何回も話しているんだよという話をして、2年後には月ヶ瀬インターができるわけですから、このチャンスに商業施設を拡大しないという選択肢は、私は一般的には行政のあり方としてはないだろうと、こういうふうに思っていますということなんですね。

さらにちょっと続けて言っていきましょう。今の伊豆市内の優先課題は、雇用の創出と世帯所得の向上ということで、そこに寄与しないのかと。ここからですよ、東京ラスクに期待をしていた。こちらの中にも賛成する議員の方もいらっしゃった。まあ、結果的には議会が支所移転の関係でなったんですけども、散々東京ラスクがどうのこうのという話が、大いに論議があったんですけども、企業誘致だけではなくて、今市内にある産業の振興というもの、雇用の創出、所得の向上につながるわけです。それで東京ラスクのほうの話をずっと言って、この事業所は正社員、パートを含めて、倍程度に雇用をふやしたいという御意向が地域の利益にかなっているんですよということで市長が言いました。

その時点で、平成28年の時点で年末、今でも基本的には変わらないのか変わるのかわかり

ませんが、現時点で70名、今後の事業展開で100名から150名程度に雇用をふやして、さらに地域の皆さんがもっと働く場所をもっとつくりたいという事業方向が、地域の皆さんの利益にかなっていると私どもは考えておりますということを言いました。これが東京ラスクが来る1つ目のメリットです。

2つ目、施設の貸し出しや貸付や売却後の収入の確保、売れますよ、土地と施設を売れば賃貸ではなくて収入が市に入るんです。その売却益は、市長、このときにこう申しました。しろばんばの里の景観づくりには、既に湯ヶ島地区は入っておりますと言っているんです。この売却益、東京ラスクから入った収益は、しろばんばの里につくっていきたいんだと。

それから3つ目、新たな販売戦略によるメリットということで、こうにもっともっと天城地場産品を活用した食堂やテナントの展開、これは東京ラスクが提案してきたものですから、そうだよねとなって、平成30年度に完成する、繰り返しになりますけれども、天城北道路の効果を最大限に発揮するチャンスですという話をされたというところで、ああ、そうか、東京ラスクが来るんだな、なかなか来ないからどうしたんですかと言って、6月議会ごろにお尋ねしたら、いや、違いますと、わからないけれども、売却します。公募するのかわかりませんが、そうすると、東京ラスクとの覚書は基本的にはもうなくなったということですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 正確を期すために、今、私は9月の私の答弁を確認しますと、引き続き東京ラスクには期待しているし、経営者さんと話をしていきたい、今、議員御指摘なんですけど、その前に私が「ただ、いずれにせよ」と申し上げているんですね。なぜ「ただ、いずれにせよ」と申し上げているかということ、その前段階で計画とかタイミングは想定したところと合っていない。つまり改善センターとかプールを当時どのように東京ラスクさんのほうで考えていたか、私定かに認識しているわけではございませんけれども、施設の使い方とか、あるいは投資のタイミングとか、当初私どもが想定していたところは違っているけれども、いずれにせよ、東京ラスクには期待したいと発言をしているわけです。

したがって、今、私が経営者ではないので、どういう選択肢があるかわかりませんが、一般的には、施設を使わなければ、老朽化した施設を使わないのであれば、ああいった施設ですから、駐車場に使うとか、別の事業をやるとか、あるいはパートナーと別の事業を考えるとこういう選択肢も当然あり得るわけです。

ただ、いずれにせよ、東京ラスクがこの道路の分岐点として商業施設として発展することを期待しておるといふ発言と何ら矛盾しないと私は思います。

しかも、この時点では湯ヶ島温泉が非常にネガティブにインスタ映えしている、非常に厳しい状況でした。できれば、やっぱり億というオーダーに行く景観整備費用が欲しかったというのが当時の状況です。

その後、民間のほうでざっと見積もっても1億5,000万円ぐらいはみずから廃墟の解体を  
していただいているんですね。この後、状況は大きく変わりました。今はだからきれいなん  
ですが、このころは、売却益をそういったことに充てたいと考えたこと、それは事実でござ  
います。

ただ、議員の本質的な御質問に答えるのであれば、引き続き私は期待しておりますし、こ  
の用地を使うお考えはまずあると、私は期待しておりますが、ただ、施設そのものをどう使  
うかということは、計画変更があってもこの趣旨からは別に外れるものではないと思いま  
す。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） ちょっと年をちゃんと確認したいから、すいません総務部長、ここ  
は今のところ使わないと言ったらいいのかな、正確には。それでラスクと協議したのは、こ  
とし、令和元年の5月でよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この2つの建物について、相手方、契約上はDAIKI CHIで  
すが、使用しないことを双方確認したという確認書を令和元年5月30日付で締結しておりま  
す。

それと、先ほどの補足というか、議員おっしゃられた3つのメリットに関することござ  
います。時系列で議員おっしゃられたとおり、そもそもこの支所の東京ラスクの有効活用  
については、旧湯ヶ島小学校と旧幼稚園、そして湯ヶ島支所、この3つの施設のあり方をど  
うするかということで、公共施設の再配置ということもございまして、湯ヶ島支所は当初は  
小学校、その後、検討した結果は幼稚園がいいだろうということで幼稚園、その後、あいた  
支所については、ここを一体的に商業施設として活用していきたいということで、市民説明  
のほうもさせていただき、また平成29年2月ですか、東京ラスクの社長が見えて、市民の説  
明会をさせていただいたときも、旧支所の庁舎と旧天城保健福祉センターの活用について、  
今の工場プラスチョコレート工場とかマルシェとか、いろんなものを発展させてやっていき  
たいと、それが議員おっしゃられた雇用とか、いろんな創出につなげていきますよという説  
明で、このとき改善センターとプールについて、市のほうも具体的にラスクから何に使うと  
いう情報はもらっておりませんでした。

この覚書締結のときには、全体をまずどうするかということで、意思確認のために売却を  
前提に覚書を締結しましょうということで締結をしてございます。ですので、その公募の一  
つの方法というのは、では今後仮に公募するにしても、市が一方向的に公募するのではなくて、  
今後のこちらの処分方針を決定する前に再度しっかり協議をして、公募がいいのか、非公  
募がいいのか、今後の事業展開にどう使うのかは協議してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 公募も検討するということだから、確認です。そうすると、東京ラスクにまだ期待をしているんだけれども、公募をするということなのか。ひょっとしたら公募したら東京ラスクよりも、さらに提案の中身のいいものがひょっとしたら来るかもしれないということですか。

そうすると、東京ラスク、本当に社長がこういう事業展開をしたいと、私、いまだに持っているんだけれども、雇用人数、工場に50人、おかあちゃん食堂20人、団体対応型レストラン30人ということで110名の雇用をぜひつくっていきたいんですということで、市民にも説明する。それを受けて、市長以下市の職員といっても全部じゃないです、市長は、これだったら市民もいいよと、東京ラスクに来てもらってもいいじゃないかと、本当に地域の活性化になるじゃないかということ述べてただけでも、ちょっとわからないの。公募するかしないかもわからないんだけれども、今度あそこに土地・建物を外して1億6,000万円かけて更地にすることがもう決まったんだけれども、どうなんですか。

東京ラスクにまだ来てほしいと、ちゃんとこういう計画をつくったんだし、せっかくここまでつくったのに実を結んでほしいと賛成した、別に悪いわけじゃない、議員の方々もこれに期待したんですよ。それを期待されないんだったらば、あなた方は何をやっていただとなりますよね。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 平成29年当初の計画と事業展開について、当然当初の計画がさらに展開されていくことを我々市のほうは期待しておりますし、できる限り協力をすることには間違いございません。

ただ、今回の土地の売却につきましては、一度建物・土地の売却前提に結んだ覚書と若干様子が変わってきているということで、市のほうで解体しております。

ただ、じゃ解体した後の土地をそのまままた非公募で随意契約で売却するのか、またそこでいろいろ説明が難しいんじゃないかというような、いろいろ御批判があるのではないかとということも考えております。

ただ、当初の事業計画にあその土地が必要であれば、当然どういう使い方をするのか、そういうことは当然相手方には求めますし、今後まだ協議していくというのは、そういうところがございます。

今の事業で終わりじゃなくて、今の事業を計画どおりにより展開していくためには、当然市のほうも協力していく、そういう趣旨でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。



木村建一議員。

○16番（木村建一君） あのですね、聞いているとやはり覚書をあのまま素直に読むと、ああ、すごいよな、東京ラスクは土地・建物あそこ全部買って、バスが何十台来るっていう話も承ったんだけど、平成28年12月に。そういうことをやるんだなと思って、誰しもこの覚書を見たら思いますよ。

それでことしの5月に協議したら、いや、今のところ使いません、今後使うか使わないかもどうもわからないんだけど、一番大事な、一番最後にいきますね。平成30年2月8日の覚書締結から9月議会での施設の解体の提案があるまで、市長は市民に対しても、議会に対しても何にも説明していないんですよ。ほかのいろんな事業については全員協議会を開いて進捗状況とか、いろんな何ていうかな、情報を協議する場をつくっているじゃないですか。この件については、言ったように、もう一回繰り返す。平成30年2月8日からことしの9月まで、提案されるまで、提案されてびっくりしたと、何、売るんじゃないかと、建物は市が解体するのかと、初めて聞くわけじゃないですか。

だから、今言った、何ていうかな、文書を交わします、公文書じゃないんだけど、本当に市民のために一緒になるような市政運営をしようとするならば、一番大事なのは、プロセスをちゃんと大事にすることじゃないですか。聞かれて初めて答えるんじゃない、本当にね、何をやっているのかとなりますよ。

だから、最後にちゃんとこれを教訓にして、変化があるならば、公文書も今、総務部長は検討していると言っているんだけど、そこに至るまでだってやっぱり市民の皆さんに、今、市は何をしているのか、ちゃんと文書というのは、一般的に文書というのは住民と行政の共有財産としてきちんと提示していくという姿勢を持っていかないと、何やっているのとなるじゃないですか。そして市民に協力してくださいと言ったって、それはできないですよ。やはりきちっと報告するべきものは報告するということをすべきじゃないですか。

ここから教訓を学ぶべきじゃないですか。東京ラスクはいまだにわからないんだけど、どうするんだかよくわからない。それはもう置いておきましょう。次のテーマがあるから。

最後に、その点はどういうふうにお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり、どの時点でどの程度の情報を出すかというのは非常に難しく、今回双方の確認がとれた段階で、9月議会に補正をお願いする前に全員協議会のほうで報告をさせていただきました。

5月の協議によって確認書を締結するまで、突然出てきた話かというのと、そうではなくて、相手方もプールとか改善センターをどう使えるのか、何に使えるのかというのは協議していただいております。市と協議というよりも社内でいろいろ検討していただいた結果が、5月の最終的に使わないという回答を得たものでありまして、覚書をしてからこの取り壊しの

9月議会まで、何も隠したとか、そういうものではございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） あのね、隠したとか、隠さないではなくて、知らないんだから、うちらは。9月議会に提案されて、えっ何と思ったんです。多分全議員もそうでしょう。市民もそうですよ。

だから、庁舎内で話し合っていることがタイミングが難しいということは当然あるでしょうけれども、でも、情報を全く流さないで急遽解体しますということがあり得るのかということを行っているんです。その点は、ちょっと違うんですね。自分たちが協議しているから、何となく進んでいるなど思うんだけど、その中身が全然外に出ていかない限りは、市民も議会も知らないということです。その点は、今後の教訓にしてください。

すいません、次に移ってください。

○議長（三田忠男君） 国保のことですね。子育て支援です。答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） できるかどうかということですが、制度の問題ですので、市民部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

現在、子供の均等割減免を行っている市町は、全国的に見ても数は少なく自治体により実施制度はさまざまであるというふうに認識しております。

減免を実施している市町を総じて国保財政等、財政的に余裕がある自治体であると思われまます。全国的に見て、やはり国保制度での自治体間での政策的競争を呈しているように感じております。

そのような中、全国市長会といたしましては、国保制度は足並みをそろえて実施していこうという方向性がございます。やはり全国で足並みをそろえて一律の制度にすることのほうが適正であるというふうに考えております。

全国市長会等、効果のある団体を通じまして、国に制度改正を要望していく立場であると考えておりますし、平成30年度からは県内、静岡県の国保の広域化も始まっております。構成市町ごとに制度が異なるというのは望ましくない方向であると思っておりますし、静岡県の国保運営基本方針にそぐわないものであるというふうに考えております。

続きまして、②の部分に当たりますかね。減免をする率や対象とする子供の年齢などは、自治体ごとさまざま、県内においては現時点で子育て支援を目的に均等割を減免している自治体はございません。

現行制度のもとで子供の均等割減免を導入するに当たっては、その財源を国保加入者に求

めるのか、もしくは広く市民の皆さんからの税収に求めるのか、財源の確保等が問題になってまいります。

本来、このような趣旨の子育ての施策につきましては、どこの市町に住んでいても加入者、住民が同じ恩恵を受けられるべきと考えております。個別の市町が財源の問題を抱えながら導入するものではなくて、医療保険全体のあり方、まさに税と社会保障の一体改革を検討する中で、国において議論されるべきものであるというふうに考えております。

③の部分に移りますけれども、国保税の算定におきましては、所得金額の多少にかかわらず、加入者1人当たりで負担していただく均等割、1世帯当たりで定額で負担していただく平等割等がございます。均等割と平等割を合わせた応益部分が国保税のおおむね50%となるように設定をしております。

このようなことから、加入世帯が多くなるほど負担していただく国保税が多くなる仕組みにはなっておりますが、所得の少ない世帯に対しましては、所得に応じて7割、5割、2割の減免制度が設けられております。

この軽減制度につきましては、加入者がふえるごとにそれぞれ軽減対象となる所得が拡大する制度となっております。このように加入者がふえるごとに応じて、その世帯の軽減対象所得が拡大しまして、均等割及び平等割の軽減制度にて対応しております。

静岡県は今のところございませんので、伊豆市が先行して子育て支援策として国保の均等割減免を行う考えは今のところございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） どうしたって部長が答える、市長が答えない。全く残念ですね。後でまた市長、聞きますけどね。

1つ聞きます。1つだけ。市長会は全国足並みをそろえましょうと言いました。いつやりましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 全国市長会を通じて国保の全国大会がございます。その中で全国市長会、その他各種団体等の連名において要望書を提出しているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すいません、要望書を聞いているんじゃない。全国一律にやらないとまずいよねと言ったのは、全国市長会でちゃんとそういう文書を残しているわけですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 全国市長会、またその要望等を上げる前に、静岡県等でも市町の

首長がそろいまして、その提言について検討を重ねて全国に上げているものというふうに思っています。

〔「だめですよ。全国一律、みんなで足並みをそろえてやりましょうねということをやったんですか、いつやったんですかということを知っているんです。全国市長会に上げましょうということは、前にも知っているから。確かにそれはいいことですねと、全国市議会でも市長会でもやっていることはいい。ただ、今問題なのは、足並みをそろえないとだめだよと言ったのは、本当にそういう文書を交わしたんですね、市長は。市長しかわからないことだよ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） わかれば教えてください。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 毎年のことだと思いますが、国保制度改善強化全国大会が行われております。そういった中で、要望書として全国市長会の名前も入っております。

足並みをそろえてという部分については、この全国大会で要望書を上げるということ自体で足並みをそろえていくということに認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 足並みをそろえて国に要望しましょうねとわかるの、そこは。知っているのは、個々に自分のところではできるとしたら、それすらだめだよと確認をしたのかということですよ。

本当に確認しているの、市長会で。文書あったら出してくださいよ。市長でしょう、答えるのは。部長がかわいそうですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 「足並みをそろえて」という言い方の議事録等は私は確認をしておりますが、県での市長会、また全国での市長会の検討協議をされる中で、全国大会に上げる部分を協議されておりますので、その部分について先行してどうのこうのというのではなく、やはり国の制度におきまして、全国足並みをそろえてやりましょうということを要望しているわけでございます。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全国市長会の手続なんですけれども、全国市長会というのは分科会、委員会に分かれているわけですね。私は経済委員会ですから、今月も委員長と私とで担当する国交省とか農水省とか要望に回るわけです。ですから、これは厚労関係の委員会が全国市長会の代表として要望に回るわけですね。あるいは大会に出る。

そのときに、全国市長会の総会で採決されていないものは出ないんです。委員会で審議を

して、物によっては分科会でも審議することもあるんですけども、それが上がって、そして委員長報告、分科会報告があって、全国市長会で総会として採決されたもの以外を代表として言うことはできませんので、したがって今、市民部長からありましたように、そういったところでその要望するときには、全国市長会で採決されたということでいくわけですね。

ただ、一般的にはあることをやるときに、個別に列挙して、これはだめです、これはだめです、これはやらせませんというような採決は一般的にありませんので、全国で合意のもとに要望する際に、何かを列挙してこれについては禁止しますというようなことは、一般的にはそういった採決はなされておられません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） お尋ねします。

3月議会で市長はこのように述べた。医療費とかこういったものでも、競争するのは可能な限りもうやめましようという声のほうが市長会の中では多いんですということを言っている。

だから、足並みそろえてはわかりますよ。みんなで一致して国に対して均等割軽減していきましょうねということは、私も賛成する。

ただ、今ここで何で問題にするかということ、次にいく時間がなくなっちゃうな。あのですね、今、伊豆市の状況はどうなっていると思いますか。子育て。私は子育て支援という立場でこの問題をもう3回聞いているんです。

昨日も今の伊豆市の状況というのは、ずっといろんな論議になっているんですけども、ちょっとごめんなさいね。出生率の問題が出ましたけれども、今35自治体あるんですけども、合計特殊出生率。35自治体の中で今出生率が伊豆市は今何番目だと思いますか。わからなかったらわからないでもいいです。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 申しわけありません。私、市民部では出生率の正確なデータは持っておりません。

〔「誰か答えられる人」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まだ新しい数字が出てませんけれども、前回の数字でいきますと、34番目ではないかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 総合政策部長、そのとおりなんですよ。

35静岡県下の中で、合計特殊出生率ブービー賞ですよ。あと下に1つしかない。これが市

だけじゃないですよ、町も含めてそういうのが今、伊豆市の実態なんです。そして少子化、何とかやりたいね、今後も、今度の新しい政策だってそうですよね。引き続き人口減少に特化した施策を最優先しますと、宣言しているじゃないですか、まだこれは決定はしていないんだけど。そうすると、一体全体何なのと。

だから、もう1個いきましょう。そういう状況なんですよ、今。とりわけ少子化が大変ですよとずっと言っているじゃないですか。その中の1つとして、この均等割をただにして、全部ただにしろということは私は述べてないの。第2子以降でもいいから、少しでも軽減しませんか、なぜ軽減しなくちゃならないのか。

市長は、前の議会でいわゆる不公平じゃないかという、通学費の問題、不公平感の問題を取り上げて、不公平、学校から自宅の間の通学距離が長くなれば通学費をいっぱい払わなくちゃならないから、その不公平感をなくすために、これはやりましたと言いました。

そうすると、同じ医療制度の中でも国保の場合は一定の基準があるんですけども、前、夫の収入350万円、妻の収入90万円のとときに、夫婦子供2人のとときには、国保の年額は26万4,000円になりますよね。これは市民部長が前、調べていたように。

協会けんぽ、国保と違う制度だと20万6,000円、ここに差が出てくるんですよと、国保に入ったら、どんと子供の均等割を取られて、それ以外のところはいいですよという、これ何とかしませんかという話をしている。

さらに、国保のどんな状況だか正確に今、市長御存じですか。国保総世帯に対する所得なしから家族全部に、家族全員の所得が350万円までの加入者の割合は、平成28年度、国保みんなの中で93.8%を占めているんですよ。これだんだん、令和元年が94.6%、少しずつゼロ所得から350万円がふえてきているんですよ。350万円の所得がある方は、どのくらいの手取りが月々あると思っっていますか。

〔「考えてもいないじゃないの」と言う人あり〕

○16番（木村建一君） 幅があるから何とも言えないけれども、わからないか、わからなければ。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど議員がおっしゃった数字の根拠となる部分について、私は把握しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 市長、1カ月、当然ボーナスなどあるんだけど、いろんな差し引かれる分が、手取りが20万円か23万円ですよ。夫婦そろって350万円。手取り20万円から23万円の人、その家庭を一生懸命に2万数千円の1人生まると、世帯割の、子供がいるだけで国保税を年額で払っているんですよ。それに痛みを感じませんか。子育て支援じゃない

んですか、これは。最後に答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 世帯所得の向上というのは、もちろん市の政策でもありますし、国・県と一緒に若い現役世代の所得向上というのは大きな課題であると、当然私もその考えは共有しております。

ただ、これまで正直言って、この国保税均等割軽減という12年間いろんなタウンミーティングとか、いろんな会合に出てきて、正直言って違うんですね。

今、市民の皆さんは小児科の確保、例えば今、中島病院に行っているんですけども、一時期日赤がやっていた2時間の小児科を戻してくださいとか、あるいは土肥の先生から提言いただいた5歳児健診がとても役に立っているとか、そういう話題はありますけれども、今の市民の皆さんの優先順位は、恐らく、これは耳にしたことがないものですから、私は議場以外で。やはり小児科、なし得れば産婦人科という声もありますけれども、これはもう不可能に近いぐらいきついのので、実際その世代の皆さんが求められている市民サービスというのは、私にはむしろ別のところにあるように感じてなりません。

市としてやるべきことはあると思いますけれども、優先順位の中で、これを一番最初に出てきているという感じは、市民の皆さんの声からは残念ながら感じないのです。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 次に、12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

通告書に従いまして、2点について市長にお伺いいたします。きょうはみんななんか喉があれだね。

1つ目ですが、合併以来、維持してきた112の行政区のあり方について、御質問いたします。

議員の一般質問は、日常の議員活動の結晶であって、個人が何を考え、何をどうしたいのか確認や提案・主張などをする大切な場である。したがって、毎回緊張の連続です。

さらに、自分の質問に責任を持つためには、質問内容のその後をたどることも大切なことだと思います。その意味で、前回の9月議会では、5つについてその後を質問しました。そこで、今回もその後ということで質問します。

平成29年9月議会において、市内に存在する112の行政区（地域自治組織）のあり方を地域づくり協議会の要綱見直し等、または4町時代に組織されていたもう少しコンパクト化された区割りはどうですかと質問しました。今回も前回同様、ただし今回は少しだけ視点を変えて、持続可能な行政区のあり方について幾つか質問したいと思います。

その1つ目でございます。行政区数112という数を市長はどう捉えていますか。

その上で、②として行政区の再編は可能か。

さらには、③として平成25年から6年を経過する伊豆市地域づくり協議会支援要綱の弾力化または112の行政区の環境、生活等諸条件を考慮した上で、もう少しコンパクト化に再編することは考えられないか。

大きな2つ目にいきます。令和10年までの大型事業について。

11月8日の全員協議会の中で、財政シミュレーションの説明がありました。シミュレーションに計上された令和10年までの主な大型事業として、27の事業が挙げられました。

そこで、来年4月に予定されている市長選挙と関係づけて幾つか質問をします。

議員になって丸7年が過ぎ、8年目を迎えます。この間、幾度となく市長を初め執行部から「新市建設計画」または「新市建設に向かって」などの発言を耳にしてきました。

そこで、最初に伺います。

新市建設の終了はいつですか。何をもって終了を判断するのか。

②、27の大型事業の中には、既に進行中の事業もある。また挙げられた事業は全てを優先しなければならないが、実施していく順位性がありますか。

挙げられた事業内容について1つだけ伺います。

③として、牧之郷駅周辺整備事業の整備内容と、実施することによって市としてどのようなまちづくりを構想していますか。

次に、平成30年度に取り組んだ主な事業をまちづくり成果報告として広報に紹介されました。成果として捉えられる事業もあるが、今後も継続して推進する事業も幾つかあります。また、今回示された財政シミュレーションには、新たに7事業が加わり、大型事業が27となっております。

そこでお尋ねします。

④として、どなたが市長に、その次の「付いて」のこれ誤字でございます。「就」という字に直していただければ幸いです。就いても次の任期4年間で新市建設のための事業を終了させることはできないと考えますが、どこまで実現可能にできるかを伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。



市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

伊豆市内の自治組織の数については、人口3万人比で考えますと、ほかの市町と比べてあくまでも比較の問題ですが、多いというようには感じております。

しかし、4町合併ですし、市の面積もとても広いものですから、これを多い、少ないとどう評価するかというのはいろんな御意見があるかもしれません。

そこで、行政区の再編ですが、実際人口が減って役員さん等のなり手がなく、あるいは何回も何回も繰り返し区長につくということが、そういった事象が起こっていることは承知しております。

しかし、平成の大合併にもまだその成果について賛否いろいろ議論がある中で、行政が主導して区の合併や連合区への統合などはやはりできないでしょうし、また適切ではないのではないだろうかと考えております。

地域にはそれぞれ異なった生活環境や伝統、文化の継承などもあり、同じような生活圏を持つ地区の皆さんで話し合っていていただいて、連携していくことはより必要だと思いますけれども、やっぱり行政主導での区の再編成というのは難しいのではないかと考えております。

その各区ごとにお互いの協力や連携を話し合っていた結果として、将来もし再編成ができるのであれば、それはその一つの道であろうと考えております。

③については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） ③についてでございますが、地域づくり協議会については、現在の制度において6年が経過しようとしています。今までのところ7団体の設立があり、それぞれ創意工夫のある活動を進めていただいております。また、昨年度から今年度にかけて新たに3小学校区で勉強会の開催や、設立準備会の立ち上げに向けた動きがございます。

この制度の目的はさまざまありますが、そのうちの一つは高齢化等により地域全体が弱体化する等により、新たな課題に対応するため、また地域と地域の連携を密にするための取り組みや、現在の行政区の範囲では解決が難しい取り組みなど、新たな広域的な枠組み、よく言われる顔の見える旧小学校区程度の枠組みの中で生まれるコミュニティの可能性を目指しているところでございます。

現行制度を維持しながら、伊豆市のコミュニティのあり方について検討したいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 112という数については、市長述べられたように、多いような気がいたしますという見解なんです、その後述べていただいた理由は、私も全く同感でござ

います。というのは、何かというと、行政が積極的に主導することではないんですね、これは。再編いかがですかとか、そういう問題ではないということは重々承知なんです。その上で、幾つか質問させていただきます。

それからもう一つは、来年までやってくださいとか、5年先で決着つけてくださいとか、そういう問題ではなくて、今後持続可能、そういう行政区運営を模索することをやっぱり課題として捉えて始めていったらいかがですかというのが、私の質問の趣旨なんです。その上で質問させていただきます。

112というのは確かに多いと思います。なぜこんな質問したかということ、私先ほど申し上げましたように、議員になって2期目の8年目なんですけど、地区要望だとか、行政区とのかかわり合いの一般質問と、この会議のこの場で出てくるときに、必ずいろんな意見が出てくるんだけど、行政側の立場としては、非常に各地域から5つずつ要望が来て、自分の机のところは何百という要望が集まるわけじゃないですか。その事務処理というのは大変ですというお話を聞くもので、それは大変でしょうねと、600も。ただし、各町内会が出していく要望もそれぞれの区の事情に応じて出していくけれども、結構大変なんです。大変だ、大変だと言うから、それはやっぱり考えていかなきゃいけないでしょうと、ずっと考えておりました。

それからもう一つは、市長もお話ししてくれましたが、要するに組織体として組織できなくなる、今後人口減少、それも高齢化が進む中での人口減少なんです。こういう中で、本当にこの先、行政区が運営できますかという、そういう問題があるからお尋ねするわけです。

そこでまず一つお尋ねします。合併して10年過ぎたときに、ちょうど地域づくり協議会の支援要綱というのができて、今のことを推進しているわけですよね。平成25年5月でしたっけ。そのときに、地域づくり協議会を立ち上げるときに、もう既に合併して10年なんです。10年一昔なんです。そのときにこういう話は出てこなかったんでしょうか。ちょっとそれを最初にお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私の市長の任期中に自治区ですね、区もしくは自治会の再編成ということをお市の皆さんから聞いたことは記憶にございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 新しい市になって10年過ぎているわけですから、1年ずつの積み重ねが10年間分あるわけですよね。そうしますと、当然そういうところの課題というのが浮かび上がってくるような私は気がするんです。ですから、それがなかったと言え、そうなんですかということになります。

それで、すごく乱暴な言い方をいたします。要するに地域づくり協議会は地域づくり協議

会をここへ今7つまでいったんですか、立ち上げて、その要綱に従ってやってほしいんですが、その枠組みを使って、行政区をその枠組みに当てはめるということはできないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 現在の地域づくり協議会の枠組みの中では、そこまでは想定はしておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 質問する前に、一つちょっとお尋ねしたいんですが、合併まちづくり計画というのがありますよね。この前見せていただいた、説明のとき。その第6章に新市の施策の6に地域が主体のまちづくりというのがあるんですね。そしてそれは、その中に（1）として市民が主体のまちづくり（地域運営）。（2）効率的、効果的な行財政運営の実現（地域運営）。これとの今、私が申し上げている質問との何かかかわり合いというのはないのでしょうか。そこだけちょっと確認でお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 新市まちづくり計画につきましては、合併する前に一度つくられております。今の新市の施策の第6章についても、多分そのときにつくったものでございますので、今、10年後とか、そういうときに考えて、そこの関係というのではないと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） くだいようですが、第6章というのは新市の施策ということで、1番から6番までであるわけですが、新市建設に当たっては、こういうことをやっていかなきゃいけませんねということだと私は理解しているもので、こういうことがあるならば、今後考えていったほうがいいんじゃないですかという裏づけになっているんじゃないですかというつもりで質問しました。

そこで、もう一つちょっと確認のつもりで質問させていただきます。

地域づくり協議会と各行政区という立ち位置の違い、別ものなのかどうなのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） すみません、もう一度質問していただけますか。

○議長（三田忠男君） 小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） すみません、言い方が悪かった。

地域づくり協議会と今現在伊豆市にある112の行政区の立ち位置は違うと思うんですよ。もし違うのであれば、何が違うのか教えていただけませんか、そういうことです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） なかなかちょっと質問が難しく、答えが難しいんですけども、112の行政区は当然今までその中で行政区の活動をしてきたと思いますけれども、地域づくり協議会というのは、その行政区と行政区を越えたもの、例えば牧之郷区言えば隣接する駅前区であるとか、柏久保区であるとか、古川区とかありますけれども、そういうところのつながりの中で、例えば小学校区、中学校区の通学路とかあると思いますし、そういった同じような課題を解決するためのものがやはり地域づくり協議会ではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） イコールではないんですよ。地域づくり協議会と行政区の組織というのは、それはもう支援要綱と伊豆市行政の連絡組織に関する規則を読めば、もう明らかなんです、これ。だから、私はイコールでないということを確認したかったんです。

要するにどういうことかという、地域づくり協議会というのは自主的に自分の住まいがある地域課題に向かって、まちづくりという大きな範疇でいろんなことを考えていって下さいね、そのために500万円あげますよというのが地域づくり協議会であって、それから行政区というのは、これ見てそのものずばりです。連絡組織と書いてある。だから、行政のサービス向上のための連絡組織なんです。だから、言いかえると、出先機関なんです。だからお隣の伊豆の国市では、各区長に出先機関ですから、報酬を出しているんです。年間12万円。6万円ずつ前期、後期で出しているんです。だって、職員に準ずるんですから、出先機関ですから。だから、違うんだということ。

だから、私が今から申し上げることは、地域づくり協議会を行政区にしてくださいというのではなくて、その組織があるからそれをちょっとおかりして、もう少しふやした中で考えていったらいかがですかというのが、私の一案なんです。

例えば、例を挙げます。白岩小学校が平成16年4月1日現在の小学校区でないにもかかわらず、地域福祉委員会の数に合わせることに顔が見えるということで、それが13番目か何番目かわかりませんが、学区になったわけじゃないですか。

ところが、考えてみてください。じゃ、船原小学校があったところはどうなんですとか、持越小学校があったじゃないですかと、昭和までですよ。それから土肥でいけば、小下田小学校があったんですよ。そういうところも勘定に入れてふやしていけば、20や25にすぐなっちゃうんですよ。そういうことは今後、今後ですよ、僕が言うのは。考えて考えられないのかなというのが私の質問なんです、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） つくったときの経緯は部長は承知していないので、まあ、旧12の小学校区で考えていたわけですね。ところが、白岩には今、御指摘あった地域福祉委員会があって、つまり今ある制度を市長が提案によって変えることを避けたということだけであって、そこは1カ所特殊事情であって、それによってほかのところの何ていうんでしょう、地域づくり協議会のエリア分けをいろいろ柔軟に考えていく発想は、この制度発足当時には考えておりませんでした。あくまであの1カ所だけ例外があったということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そうすると、今提案したんですが、1つ目の提案は、まず無理だと。そうすると、行政区をこういうふうに関後考えていったらいいかという2つ目の提案をしたいんですが、これも平成29年9月議会でのちょっとさわりの話をさせていただいたんですが、かつて4町時代には、旧町ですね。4町時代には、例えば修善寺地区でいけば体育協会の支部というのは12支部あったんですね。要するに顔の見える範囲で12に絞ったんです。それは前にもお話をさせていただきました。

例えば熊坂地区でいけば、瓜生野、熊坂、「瓜熊」という言葉がずっと長い間修善寺町ではあったわけです。「大堀山」というと、ああ、大沢・堀切・山田ですねとすぐに言えるわけですよ。それは地域づくり協議会と全く同じで顔の見える範囲だから、ずっと住民が出てくるわけです。そういうのをが一つと合わせていくと、修善寺が12ぐらいに分かれるんですね。

それから例えば、ではそれ以外はどうなのかということになるわけですよ。でも、区長会の組織図を見させていただくと、例えば土肥地区では土肥地区、小土肥地区、八木沢地区、小下田地区と4つに分かれているわけです。例えばこの中でいきますと、土肥地区というのが一番広いんです。要するに区がたくさんあるから。ところが、私が子供のころからずっとつい最近まで、馬場上、馬場下という言葉があったんです。要するに土肥地区を2つに分けちゃう。馬場という地区で上、新田まで、それからこっち屋形まで、そういう分け方があったんですね。

だから、そういう分け方でいきますと、この組織図の要するに連合区ということで押さえられている地区をもう少し細かく割ってあげれば、全体的に30、40になると思うんですね。こういう案はいかがでしょうか。答えられないか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） なかなか難しい問題だと思います。

例えば、私の住んでいる狩野地区につきましても、例えば消防団は狩野地区全体でなくて両船原と青羽根、それと別に両柿木と佐野、雲金、月ヶ瀬という形で分かれてましたので、

小学校区としてもそういう分け方はあるのかなと思います。

ただ、現状のいろいろな形で先ほど言いました行政区の中で、やはり小学校区であるとか、中学校区であるとか、小学校区になると思いますけれども、そういうところでの課題というのはいろいろなところで多分あると思うんですね。そういう地域、例えばお祭りにしても、子供たちがいるという中で、1つの輪というのは小学校区というのがあると思うんですね。その中でやはり課題を見つけてもらいたい。顔の見える範囲の小学校区の課題を見つけてもらいたいというのが一番最初の地域づくり協議会であったと思います。

ですから、その進めていく中で、いろんなどころでさっき言ったもう少し小さなものがあるのかなというのものもあるかもしれませんが、今現状では司令塔として小学校区で一番最初の地域づくりを考えていただければありがたいかなと思っているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） もう一度確認します。冒頭申し上げましたように、来年までとか、5年先までじゃなくて、合併して10年のときに何も考えなかったと。今、16年たっているわけですね。16年たったんだから、きっとこの先、各行政区は地盤沈下を起こして行きどまりになりますよ。これは明らかなんですよ。人口減少とか高齢化を見ていけば。

だから、そういうためにもそのときに直面したときに動き出すじゃなくて、今からそういうことの課題に向かってちょっと知恵を使って、皆さんやってくればいいのになという願いです。ぜひそういうことで、もしコメントがあったら話をしてみてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはり人口というのは、伊豆市は現在総合戦略という形で、2040年に2万3,000人になるという形で目標を定めております。そういった形で、それにつきましても、現状からかなりの人数が減っていくということで、議員おっしゃるとおり、これから本当にそれぞれの行政区であるとか、地域づくり協議会自体もかなり減っているところもありますので、それはやはり人口の減少等を考えながら、ある程度先を見つめながら、いろんな意味で検討していく必要があるということは感じております。

〔「では次に」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 大型事業ですね。それでは答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず私から、御質問の1番目と4番目について答弁申し上げます。

新市建設計画の終了はいつかということですが、新市建設計画のうち、まちづくりの趣旨は伊豆市総合計画に引き継がれて、総合計画の中で第1期・第2期と計画されております。

また、この12月議会で新市建設計画については、これは国の合併特例に関する法律に基づいて、合併特例債の関係から5年間の延長をお願いしておりますが、まちづくりについては、

現在第2期総合計画の前期基本計画4年目を迎え、その中で実施をされております。

今後もしわゆるまちづくり計画については、時代の流れに応じ、ニーズもまた変化していくと思われまますので、終了ということはなく、時代を経て脈々と引き継がれて完成されていくものであらうと考えております。

また、新市建設事業が4年間で終わるということは当然ないと思いますが、どこまで実現するかについては、新市建設計画や、財政シミュレーションで想定している大型事業について、現在実施している事業もありますが、今後具体的な進め方を検討しなければいけない事業もありますので、そのときの社会的変動や市民の皆さんのニーズの変化等に対応していく事業もあるのだらうと思ひます。

新市建設のための大型事業は、シミュレーション上、令和10年度までに実施が見込まれるものとなっておりますので、これから4年間では全ての事業を終了させることはできません。実施年度、それから財源をしっかりと精査しながら、事業を進めてまいりたいと思ひます。

そのほかの点については、総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から②につきまして、財政シミュレーションに掲載された27の大型事業については、いずれも伊豆市にとって必要な事業と考えています。特に、順位づけなどはしておりません。

事業の中には、先ほど市長が説明したとおり、既に継続的に取り組んでいる事業もありますし、新規の事業もあります。それぞれの事業については、国・県からの補助金の見込みや、合併特例債を含む起債の活用など、事業の特性を考慮し、実施年度と財源をしっかりと精査しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から③についてお答えします。

牧之郷駅周辺整備につきましては、地域住民や駅利用者の利便性や安全性の向上、移住・定住に資する土地利用を具体化するため、牧之郷駅西口に駅前広場や連絡道路を地区計画に位置づけた上で整備について事業化しているところでございます。

整備内容につきましては、ロータリーや待合スペース、歩行環境を整備する交通広場のほか、コミュニティや防災機能を有する緑地広場、安全性を高めるため駅へ進入する市道の拡幅、利便性や安全性の向上、適正な土地利用増進に向けた新設道路の整備などを予定しております。

駅周辺整備によって、どのようなまちづくりを構想しているかにつきましてですが、議員も御承知のとおり、地元の皆さんと市が協働してまとめた牧之郷地区まちづくり構想にも掲げられていますように、官民連携による地域の風土に合った多世代共生のまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） この大きな2番の質問は、市民目線に立ってということでのいろいろ質問させていただきます。要するに、市民がどう思っているかというところなんです。この新市建設の1つ目に僕は終了はいつですか、これは議案の70号を参考にしたり、何か総合計画だとそういう関係を見ていけば、これはわかることなんです、本当はね。

だけれども、この質問をつくった後に、今議会の中に70号として延長、変更ということで出てきた関係で、そのまま入れてあるわけですが、いずれにしても本当にずっと言われ続けてきたことなんです。

だから多分合併から16年間ずっと新市建設、新市建設で来たわけですね。それは来たのはいいんです。私自身もそれこそ8年間それずっと聞かされてきたんですが、市民目線というのは、さっき冒頭言いましたように、そういうふうに皆さん、行政の方が考えているようには見ないと思うんです。

例えば、「新」というものがついた名前は結構あるじゃないですか。例えば新製品、新ですよ。それから新車、新しい車ですよ。それから家を建てて新築。でも、新車だって1年、2年たてば中古車になるんですよ。

要するに、新築の家だって、それはもう中古住宅になってしまうわけじゃないですか。それと行政のこの大事なこれと、ぱっと合わせて比較するというつもりはないけど、市民目線ではそうなんです。「新」という字はそういう感覚なんです。だから、16年も過ぎていてまだ「新」なんですかというのは、多くの一般市民の考えだと私は理解しております。

ただ、そんなことを言ったときに、新幹線は何なんだと言う方がいらしたんですね。新幹線は54年間新幹線だったんです。それで私、調べてみました。なぜ新幹線と言うのかな。これは、在来線に対しての新幹線という対比の言葉なんです。だから、今も新幹線を使っているんです。これはちょっと特別なんです。

いずれにしても、なるべく早く新市建設という冠の言葉が終了するように市民も、もちろん私も願っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） なるべく早く進めて新市を建設したいと思っておりますが、むしろいやあ、時間がかかると痛感しているところであって、私は貴重な合併特例の財源が伊豆市の事情ではなくて、大変申しわけないんですが、東日本や九州の相次いだ災害によって5年間、つまり合わせて10年間延びたわけであって、その方々には申しわけないんですが、伊豆市としてはこれをしっかり使わせていただいて、将来にとってどうしても必要な事業をこの財源を使わせていただきたい。

ただ、御承知のとおり、急ぐとまた失敗しますので、それは慎重に、慎重に進めさせてい



ただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 過日、財政シミュレーションで示された大型事業というのが27あるわけですが、ほかにも幾つか聞きたい事業があるんですが、特に1つだけ時間の関係で選んだのが、自分の地元であるということもあるんですが、牧之郷駅周辺整備事業ということで、ここに特化してちょっとお尋ねいたします。

御承知のとおり、この整備事業は、2本の生活道路と、それから駅前のそれを交通公園と呼んでいるのかどうか分からない、ロータリーをつくることと、芝生の緑地をつくりますよ、それからあと伊豆箱根さんとの関係があるから、伊豆箱根さんが今駐車場で貸している分ぐらいを補償しますよということで、その工事がこの中に入っているんです。

私が聞きたいのは、それをやっただけで整備事業は終わりなんですかということなんです。私はむしろその後のまちづくりという観点で考えていただけないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 今、現在整備を進めている駅周辺や交通広場、緑地について、まちづくりの観点ということでお答えしますと、防災公園の説明会のときにちょっとお話しさせてもらったように、今、緑の基本計画、これは公園緑地のまちづくり計画になりますが、それに牧之郷を位置づけようと思っております。これは計画としてですが。

といいますのは、その上ものの整備として防災施設をその広場等に設置したいからです。1つは、今後そういったものに必ず都市計画決定が伴うわけですが、この駅については地区計画の地区施設としてもう計画決定されている。もう1つは、地域の住民たちの意見の中から、防災機能がほしいよねという話が出ている。したがって、それを受けて、なるべくただの広場、原っぱ、土地の確保だけではなく、今後防災機能を進めていきたい。

ただ、これに関しては計画に乗せて、全体としてある程度の市街地の防災機能ということで、市街地の中の残りの公園といいますか、そういったものもまだ防災避難地になってないんですが、そういったリンクージュを図った上で、牧之郷だけに設置するというわけにはいかないものですから、計画としてそれを含めているということで、整備につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 多分今の白鳥理事がそういう説明をするだろうなと思って、この前レクチャーを受けたこれを私ここに用意して、もう待ち構えていたんですね。

何を言いたいかといいますと、この前レクチャーを受けたときに、緑の基本計画の重点施

策に4つありますと。それで、4つのうちの①の豊かな暮らしを演出する身近な公園づくりということで、5カ所挙げているんです。その最後の5カ所目が、修善寺地区、牧之郷駅前に交通広場と緑地広場を整備します。今、設計中ですよというお話があるんですね。

それで、一つまず何を言いたいかと言ったら、牧之郷の住民が地区計画を決定していくまでのその過程の中で、緑の基本計画だとか、そういうことは頓着なかったんです。だから、牧之郷の住民にしてみれば、ああ、そういうところに位置づけられているのかということで、これを説明を受ければ、はあ、そうなのということになるんですね。

だから、知らないんだから、知らせてあげるといのが一つ必要ですよ、広報してあげる。だって、整備計画だから、これとこれとこれができます、ああ、そうですかということに納得して行って、あの地区計画が最終的には決定していったわけですから、だから大変大事なことからね、これ。だからぜひそれを今後やっぱり行政としても牧之郷の住民に情報提供していかなくちゃいけないんだろうなというのが一つなんです。

そして、私もう一つ、まちづくりという観点からお話をさせていただいたんですが、これも突拍子もない構想なんです、要するに市が今後収用していく田畑でいろんなものがつくられるんだけど、今、牧之郷では公民館建設という話も出ているわけですよ。一つは、拠点という意味合いで言ったら、人が寄ってくるということでいけば、にぎわいを見せるということ言えば、その中に公民館をつくるというような、つくったらいかがですかというような提案も、本来は市からあればまことによかったなと思うけれども、ないから、今のところ考えているわけですが、そんなことはどうなんでしょうね。それで当然公園の管理も牧之郷の住民がやっていく、そうすればいろんな意味で連携して、一つのまちづくりの核ができるような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこは例だけ申し上げて、それからには理事に答弁させますが、何度も私申し上げてきたんですよ。

牧之郷の駅前なのだから、住民が使って、いわゆる収益を上げない事業はもったいなさ過ぎませんか。何かと一緒にやったら、駅の周りに土地もあるし、そしてもし地主さんとの交渉が難しいようであれば、私も出向いて地権者の皆さんとお話をしますからと何度も申し上げたんですが、結局それはできない、もしくはやらないということで、今の場所に建てかえたいということで落ち着いて。

私は正直言って今でも、まだそちらに着手、着工してないのであれば、あの一等地に純粋に地区集会所だけを建てることについては、もし再考いただければもう少し別の形にできないだろうか、今でも考えているところです。

今後のあり方については、理事のほうからさらに説明させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まず最初の緑の基本計画という内容も含めて、牧之郷のほうに住民に丁寧な説明をすべきかどうかということについてなんですが、緑の基本計画の目指すところは、最終的には区域マスタープランという、県のマスタープランになるんですが、そこにしっかり位置づけて補助事業をもらおうと。県の施策としてしっかり位置づけるということでございます。

この中に位置づけるのは、当然防災公園という補助なんですけど、今現在、防災公園として身近な公園づくりにおきましては、市が行うということになっていて、それを何個か組み合わせて4ヘクタールとかある程度緑地で結んで、全体の市街地の安全性が図れるということであれば、その上ものの補助ができるということでございます。

だものですから、計画においては、今回の見直しの間というのはそこにありまして、住民に具体的に示さなければならぬわからないだろうということ、具体的に示せるように考えておりますが、しかしながら、住民に見せたときにそれができるのかというのに関しては、今後当然国の制度、要望においてそれが本当に市街地の安全性を図るとなったときに、補助が来ますので、簡単なことは言えないということで、今は計画の段階ですから、計画、行政の中でそれをつくって、住民にも計画として図って、まさにこういうのがいいねということであれば、実現に向けて進みたいと考えております。

ただし、今、市長のほうの話したように、もともとは交通広場だとか、地域のコミュニティのある程度の広場ということで、目的、常時の使い方の公園というのが限定されていますので、建物を建てるというのは非常に困難となっております。防災拠点もともとそういう説明したように、そういった大きな拠点機能として建物や倉庫とかできるんですが、せいぜい公園というのは常時の使い方が大事ですので、防災倉庫と小さな地区の町内会しか置けない、占用できないとなってしまうと、したがって、今、検討しているのを先に申し上げると、通常のベンチだとか、もう認められている中をかまどベンチにするとか、マンホールトイレにするとかということの中で、現在認められているような占用公園の使い方に合致したもので考えているのが現状です。

それもまだ市の事業として単独でやるとなると財源も必要ですので、それらについて協議をしている最中です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 先ほどお話ししたのは、私どもの勝手な考えで、今、理事から話を聞いて、建物が建てられないんだ、そういうもう絶対的な言葉じゃないですか。だから、そうすると、今後私たちがまちづくりということで考えていくときに、別の方法を考えなきゃならないわけですよ。

でも、そういうことがきょう初めてわかったわけですよ。きょう。その地域、エリアには例えば公民館みたいな、そういうものはできませんよという、そういうお話ですので、まあそれはそれでわかりました。理解しました。

というように、牧之郷の駅周辺整備のことでさえ、たくさんの課題があるということですよ。だからここに並べられました27の大型事業というのは、達成していくというのは、なかなかそう簡単にいかないものばかりの難題であるという、そんなふうには私自身は押さえられました。

そして、来年4月に実施される市長選挙に昨日市長は正式に表明いたしました。そうしますと、先ほどもちょこっとその話が出たんですが、来年の4月、仮に市長が当選しましたと、そういう仮定の中でお話をさせていただきます。そうすると、平成6年4月までの4年間ですよね、その任期というのは。あ、平成じゃない、ごめんなさい。まだ平成で生きてました。昭和でなくてよかったよ。令和、すいません、失礼いたしました。

そういう中で、27なんですよ。この辺をもう一度市長、せっかく昨日表明したわけですから、この27の事業をどういうふうには押さえているか、ちょっとお話ししてみてくださいませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） もちろん4年間仮に次、また市民から委ねられたにせよ、全部終わると思っております。ただ、例えばオリンピック・パラリンピックでしたら、もうやるべきことはアクセス道路の予算措置はしておりますし、ボランティアは県で統一してやっておりますし、最後のおもてなしは、あとは実行だけですから、サイクルスポーツセンター内の台風の後処理はあるにせよ、こういう状況がもう後戻りできないほど進んだということなんだろうなど。ここまで出て、こういった状況にさえ何事業できるかというところはあります。

ただ、それから他方、ごみ焼却場のように大体どこでも場所が決まるとほぼそれでスムーズにいくんですが、半年おくれただけで今、大変厳しい状況になっておりますので、そこまで進んでもまだなかなか進捗しなかったような事業もあったわけです。

そうすると、27事業の中で、何がより優先順位が高くて、何を絶対にやらなければいけないかというのは、それぞれ軽重はあると思います。ただ、やはり私が個人的にこれは今の伊豆市長というよりも、菊地である伊豆市長としてやはり思いがあるのは、私が市長になった瞬間から始めてまいりました教育ですね。これは中学校だけではなしに、私は今でも利便性では勝てない。

伊豆市は残念ながら三島、伊豆の国市周辺の高次都市機能があり、伊豆箱根鉄道の駅が5つも6つもあり、新幹線の駅がありということと比べて、利便性で勝負しても勝ち目はないと思いますが、伊豆市ならではの暮らしのあり方と、それから教育の充実こそが今でも伊豆市の魅力づくりの優先事項のことだと思っておりますので、そういった観点からの事業については、やはり何とか実現のめどはつけたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今聞いた質問というのは、菊地市長ばかりではなくて、どなたが市長になっても同じことだと思うんですね。やはりよっぽどの覚悟がない限りは。

特に、菊地市長の場合は、僕も2期8年間見させていただきましたので、ちょっとほかの方とは違う、どなたが市長になっても、どなたとは違うんだよということで、3期12年やってきたわけですが、その中で評価したり、総括したりした上で今聞いているんですが、なかなか難題だなという、そういう気がいたします。

特に、これは私なんか単純な人間が思うことですから、先へ行って、先のことまで考える必要はないわけですけども、人って自分が提案して、できてきた事業というのは、やっぱり見たい、達成するときまで見たいという気持ちがあるんですけども、何かにつけてあるんですよ。この市長職というのはそうじゃないよと言われればそうかもしれませんが、だけれども、ここの流れでいくと、来年の4月からの選挙であとまたその次に出ないと、これ全部見届けることはできないような気がするんです。その辺のもし覚悟があつての出馬だったら結構なんですけど、コメントは要りません。これ私の感想ですから。勝手な感想ですが。

ぜひそんなことも心にしておいて、いるとは思いますが、今後邁進なさったらいいんじゃないかなと、そんなふうに思います。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 間野みどり君

○議長（三田忠男君） 本日最後の質問者です。4番、間野みどり議員。

[4番 間野みどり君登壇]

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。発言通告書に基づき、きょう5番目で最後ですので、簡潔で同じようなことを何回も聞かずに、皆さんがストレスを感じないように、心遣いしながらやりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1、こども食堂について。

平成30年12月5日に一般質問でこども食堂について質問をしました。その時点で、市は勉強会等を今後計画していると聞き、前向きな対応を感じました。

そして、ことしの7月20日土曜日に生きいきプラザにて、社会福祉協議会主催の勉強会があり、三島のこども食堂の代表の方の身近な話を聞く機会があり、その折、伊豆市の春風会の北狩野ケアセンターがこども食堂を立ち上げて、10月5日にプレオープン。10月12日より第2、第4土曜日の月2回ペースで実施する報告がありました。

私も10月5日のプレオープンに参加し、おいしいカレーをいただき、地域の子供たちの居場所づくりに大きく貢献していく予感を感じました。

そこで質問いたします。

- 1、そのこども食堂の様子を承知していますか。
  - 2、利用者数などの状況のデータを把握していますか。
  - 3、市としては、今後どのようなかわりを必要と考えていますか。
- 2番、巧みな振り込め詐欺などの対策は。

振り込め詐欺、架空請求詐欺は年々日々巧妙な手段を考え出し、多くの人をだます手口は複雑化していると思います。

統計は、平成22年から平成29年まで、7年連続増加し、平成30年は1万6,496件、前年比マイナス1,716件、マイナス9.4%と減少はしています。被害額も363億9,000万円、前年比マイナス30億8,000万円、マイナス7.8%減少と、平成26年以降4年連続して減少していますが、昨今の現状では一時、80歳以上のお年寄りをターゲットにしておりましたが、近年50代から70代と比較的若い年齢が狙われているように思います。

そこで質問いたします。

- 1、市民の安全のためにできる対策どう考えていますか。
- 2、市民が相談するとしたら、どのようにしたらよいでしょうか。
- 3番、ヤングケアラーについて。

前回、8050問題を一般質問し、市のほうも民生委員に協力を仰ぎながら、人数や状況を把握する方向へ動き始めたと聞き、少しずつ前へ進んでいる様子に喜んでいます。しかし、ヤングケアラーという新しい問題が出てきた現状です。

ヤングケアラーとは、家族の介護を行う18歳未満の子供を指します。主に精神的な疾患を持った親や、病気の親を持つ子供が多いんですが、介護を担う若い層もふえていて、その影響は学業や日常生活にも及んでいます。

そこで、市はヤングケアラーについて把握しているでしょうか。一番わかりやすく把握するには、中学校や高等学校だと思いますが、教育委員会はどのように思いますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） こども食堂は、困難を抱える子供たちへの支援を中心に、民間団体の

活動で全国的に広がり、伊豆市において初めて牧之郷地区の北狩野ケアセンターで開設され、さまざまな子供たちに対して地域における居場所となり、今後は地域の人々が生きがいをもつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を図れるよう期待しているところでございます。

大変残念ながら、私は公務の都合でまだ伺っていないのですが、うちの部長等と一緒に参加をしておりますので、詳細について健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは健康福祉部長、答弁願います。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員の説明のとおり、7月に社会福祉課が静岡県の社会福祉協議会のこどもの居場所づくり応援事業として、こども食堂についての勉強会を開催いたしました。勉強会には、立ち上げに興味、関心をお持ちの35人の方の参加がありました。そのときに、春風会から北狩野ケアセンターでこども食堂を10月からオープンするという説明がございました。

議員の質問の1番でございますが、北狩野こども食堂の様子につきましては、私と社会福祉課長で10月5日のプレオープンに参加させていただきまして、開設の経緯や施設の説明を受け、私もおいしいカレーを試食させていただきました。

日ごろは北狩野ケアセンターの入所、通所の利用者が活動する小規模多機能ダイルムという場所を利用して実施しております。

2番の利用者数の状況でございますが、利用者数の状況については、初回の10月12日は台風で中止となりましたが、10月26日、11月9日、23日と既に3回開催され、いずれも大人が15人前後、子供が35人前後の参加があり、午後4時にオープンし、1時間ほどで用意した50食が終了してまったという報告を受けております。

3の市として今後どのようなかかわりが必要と考えていますかということに対しまして、今後市としてのかかわりですが、今回のオープンしました北狩野こども食堂は、もともと北狩野ケアセンターで子供達との交流、今までも流しそうめん大会や敬老感謝祭、焼き芋大会などを実施していた中で、働く親御さんを応援し、子供たちが気軽に参加でき、みんなで楽しく食事ができる場所を提供し、食事を通じて地域の子供たちを見守ることを目的に開設されたと聞いております。

市といたしましても、このような活動が伊豆市全域で行われるよう、こども食堂の活動に興味、関心のある市民の方や、立ち上げようとする団体が気軽に参加できる勉強会などを行いながら、こども食堂の活動を後押しする仕組みや、地域での支え合いの機運を高める方策について研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。今の現状と様子は私も2回行っております

ので、大体わかりました。

部長が言ったとおり、食事を通して地域の子供たちを見守ることができるということは、本当に大事なことだと思います。また、この活動が伊豆市全域で行われるよう、関心のある市民、団体にも気軽に参加できる勉強会など考えていてくれるということがわかりましたので、ぜひこのまま進めていっていただきたいと思います。

私もプレオープンの後、友人が個人的ですが、ちょっと興味があって自宅でもできるのかなど、そういうふうに相談を受けましたので、その友人と2人で11月9日に行ってまいりました。4時ごろでしたが、親子連れがもう早々に3組来ていました。ボランティアスタッフも配置や盛りつけなど、まだ少しなれていない感じが、それがかえって一生懸命で伝わって、とても微笑ましかったです。この近くに住む親たちはとても安心・安全の場所ができて本当によかったなと思いました。

先日の青少年育成大会でも、PTAの役員さんが子供たちの様子を言う中で、学校から帰って友達と遊ぼうとしても、親が送っていかなければ遊びに行けないし、安心して集まれる場所がないと、そんな多くの意見がありました。そんな中、このように歩いてこられて交流できて、いろいろな人と交流できるということは本当に貴重だと思いました。

また、ボランティアの方がちょうど年齢が同じくらいなので、どんな感じですかと聞きましたら、無理しないで来られるときだけ来ればいいのよ。だから結構おもしろいと言ってましたので、楽しそうにととても自分たちも楽しくてやっているという感じが、そしてそのボランティアの方たちにも刺激になっているというのが微笑ましく見ました。

そこで再質問になりますが、この施設は春風会さんの主導のもと、調理は春風会さんの栄養士さん、調理師さんがつくっていて、手伝いだけがボランティアさんということですが、市としては今後このようなこども食堂をふやす考えはありますか。もしふやすとしたら、このような法人のやっているような形態、それとも他の方法とか考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） このこども食堂は、善意で提供される食材やボランティア団体からの寄附によって、ほとんどの団体がこども食堂を運営しているようでございます。社会福祉法人などの場合ですと、地域への還元活動の一つとして行われる場合もあるようです。

そういうこともありますので、市としては、善意でやられる方、ボランティアとして活動される方を支援していきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○4番（間野みどり君） 支援していきたいという、どういう支援かちょっとまた後で聞きますけれども、牧之郷地区は今、子供たちが最も多い場所ですね。そこにあるというのがすごくベストな状態だと思います。



でも、法人でも個人でも我が家をちょっと開放してやりたいなというようなことを思っている人がいるかもしれませんが、そんなときはどちらのほうに相談したらいいでしょうか。社協でしょうか、市役所でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） すみません、先ほどの支援の方法ですけれども、立ち上げに向かってまた勉強会をする中で、できればもし協力を得られれば、北狩野のこども食堂などの見学ですとか、厚労省からオープンに向けてのマニュアルですとか、重要点を出したものがございますので、やはり問題となるのが食の安全管理、それから食中毒やノロウイルス、今子供たちが多い食物アレルギーなどが問題になっているので、その辺が課題になるうかと思えます。その辺について、アドバイスをしていけるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） では、一応相談は市役所のほうでよろしいでしょうか。社協とかどっち。

〔「市役所のほうです」と言う人あり〕

○4番（間野みどり君） 市役所のほうへ、はい、わかりました。

そういうことで、私の友達もちょっと前向きなので、中学の給食をやっている方なので、そういうことにも食は大事だと言っているものですから、そんなことを教えていきたいと思いますが、もう1点、牧之郷で仕事をしている方で、住まいが南小学校区でない方に、共稼ぎして忙しいので、こういうところがあるんですよとお伝えしたら、全然知らなかったんですね。何か周知の仕方というのが、もしかしてできてないんじゃないかと思いましたが、その点はどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今回の北狩野のこども食堂につきましては、社会福祉法人の春風会さんが開設したということもございましたので、広報についてお手伝いできたところが少し足りなかったのかなというふうには思っております。

北狩野ケアセンターのところにこども食堂がオープンしているとのぼり旗を出すようになっているそうなんです。第2土曜日と第4土曜日、4時以降がのぼり旗が上がって、それでオープンしていることが皆様にお知らせし、50食がなくなるとのぼり旗が下がるというような方法で、今まで参加した子供たちの地域はどんなところからいらしているのかなということで伺ったところ、やはり牧之郷地区、柏久保地区の親子さん、子供さんが多かったというふう聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ここでちょっと質問しようとしたのが、すごく1日行ってみて、地域の方たちの支えを感じたんですね。古米であるけれどももらってくれるとか言ってもらったとか、それから野菜も持ってきてくれて使っているという、地域の方たちの協力体制がすごいなと思ったんですけども、その点は先ほどの部長のお話でわかりましたので、やはり大事にしてもらいたいと思います。

どの組織が立ち上げるか、法人、社協、市とか、まだまだ検討の課題もあり、なかなかふやすというのは難しいと思います。地域性もありますし、田舎のほうではどうなんだろう、建物はどうなんだろう、それからノロウィルスに関してはどうなんだろうとか、いろいろあると思います。

でも、春風会さんが立ち上げてくださったことが何かきっかけになって、まちづくりとか市の政策に還元されればいいなとあります。

一番喜んでいるのは子供たちですが、あそこを見ている感じでは、それを見守る親たちも喜んでいて、そしてそれを手伝うボランティアの皆さんも和気あいあいと喜んでいて、生きがいみたいな希望にもつながり、もっと言えばそこを利用する老人たちの方も目に見えて子供たちが遊びに来るといのが、すごく刺激になるんですね。だから、本当にいいことづくめなので、これを大事に進めてほしいと思います。

でも今のところ、一番こども食堂の課題というのが、貧困の救済とか、ひとり食の救済、それから偏食の救済ということから、都会のほうでは始まっているんですけども、まだ伊豆市はそれほどそういうことには直面していないと思うんですが、その点は市のほうはどう考えているでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） こども食堂は、2014年に貧困対策法が施行されたことをきっかけに、全国に広がったというふうな経緯がございます。こども食堂は、子供に食を提供するだけでなく、食を通じて地域の人とのつながり、子供の心のよりどころとなる子供の居場所としての役割、機能、そして多世代の交流が行われ、地域の絆を深める場となるという効果の取り組みが上がっていると聞いておりますが、最初、貧困の子供に限定せずに門戸を広げたことにより、困っている子供さんも親子さんも来やすいような状況をつくったということだそうです。その中で、支援が必要な家庭を見つける、子供を見つける、そしてこども課にございます家庭児童相談所につなげるですとか、社会福祉課にございます生活困窮者の自立支援制度につなげるですとかということで、支援ができていくのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） いろいろ聞いてきましたが、やはりこういう施設ができて、これを利用することによって今のボランティアの方、それからスタッフの方たちが今のいじめとか、今一番問題のSNS問題とか、そういうもので、もしかして子供たちがSOSを出していること、顔色や様子から受けとってくれて、それが救済につながればいいなと思います。

まだ2カ月なので、本当に「初めの一歩」という感じで、これからが問題だと思いますけれども、協力体制をしたいという人も多いですから、ぜひこれを進めていってほしいと思います。

じゃ、次の質問をお願いします。

○議長（三田忠男君） 2番目ですね。詐欺の対策。

それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つ目の質問、特殊詐欺、大変悲惨なつらい、巧妙な犯罪が減らずに、大変痛々しい状況でございます。

大仁警察署の資料によりますと、平成31年1月1日から本年10月末までに伊豆市における振り込め詐欺のオレオレ詐欺と架空請求詐欺に分類される2件で、被害額が526万円となっております。

多少減少しているようですが、依然としてオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの振り込め詐欺が増加しており、内容は巧妙かつ複雑になってきていると聞いております。

本件の詳細については、市民部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、①の対策という部分についてお答えをさせていただきます。

まずはやはり振り込め詐欺等の特殊詐欺に遭わないように、市民の皆様に情報提供、啓発活動を十分にしていくことが必要であると考えております。

その一つとして、若年層である小・中・義務教育学校児童生徒の方々にも消費者被害防止教育という部分について必要であると考えております。社会を明るくする運動の一環として、保護司の方々の御協力を得まして、あいさつ運動でリーフレット等の配布を行っております。

また、5月の消費者月間、また年末、もうじきでございますが、消費者被害防止月間に合わせまして、静岡県また大仁警察署等の防災関係機関と連携を図りまして、街頭キャンペーンを行いまして、市民の皆様に注意を呼びかけるとともに、昨年度、平成30年度開設しました伊豆市消費生活センターの周知を行っております。

また、防災安全課等と大仁警察署との連携においては、迷惑・悪質電話防止装置の無料貸

し出しを行っており、この装置につきましては、自宅の固定電話に接続して、詐欺電話を未然に防止する装置でございます。50台のうち40台を今貸し出しているというふうに伺っております。

また、健康福祉部サイドとの連携におきましては、やはり高齢者の皆様の支援ということで、ふれあいサロン等を通じまして、今の詐欺防止装置の周知等を行って、土肥地区の皆様には6件の設置にもつながっているというふうに伺っております。また、貸し出した市民の皆さんから、警察への情報提供もあり、徐々にその成果があらわれております。

そのほかにも、当然同報無線や情報メール、FM I S等を通じまして、被害防止の情報発信に努めております。

今後も各部局や防犯関係機関と連携を図り、市民の皆様が安心・安全に生活できるよう努めていきたいというふうに考えております。

②、相談するとしたらどのような部分の②でございますが、平成30年度から伊豆市消費生活センターが設置されて、毎週火曜、水曜、木曜の午前9時から午後5時まで消費生活相談員が常駐しまして、相談を受け付けております。また、月曜日、金曜日につきましては、伊豆の国市との相互乗り入れ協定に基づきまして、消費生活相談業務を受けられる体制をとっております。伊豆市、伊豆の国市の市民の皆様は、どちらに相談しても平日は相談できる体制をとっております。

今後も市民の皆さんに相談しやすい体制づくりを心がけてまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 質問したり、相談するところまで言っていただきまして、私もこれをもらいまして、伊豆市消費生活センターとあって、去年4月2日にオープンしたというのがありますので、こういうのがあるんだと思ったわけですがけれども、これは平日だけで土日というのはやっていないわけですね。市役所が休みだから。そういう場合は月曜日にまた行くと、どうなのでしょう。すみません。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 市役所の閉庁日、土曜、日曜、祭日等につきましては、消費生活センターでの対応は相談員がいませんので、対応が取れておりませんが、日直等があります。職員がおりますので、内容等をお伺いさせていただいた上で、センターが開設している日に相談員にお伝えをし、折り返せるような体制をとっております。

また、早急な対応が必要と思われることもありますので、そういう案件につきましては、大仁警察署に連絡していただく等の措置をとっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 実は、何でこのような詐欺を一般質問しようかといいますと、やはりこの間、私がこの一般質問をしようとしたときから、11月21日木曜日、伊豆日日新聞ですけれども、キャッシュカードをだまし取られる、三島の84歳の男性というのがありました。カード2枚を取られています。同じ日の11月21日木曜日、静岡新聞の夕刊ですけれども、これが元警察官が1,110万円の詐欺の判決が出たということ、そして翌11月22日には、またカードを取られ59万円の被害、三島の女性、それからこれは詐欺ではないんですが、SNSで女性を脅かしたという12月1日とか、もう毎日のようにこういうふうに新聞、地方紙でこうですから、本当に多いということがわかると思います。

こんなに報道されているのに、何でこんなことでだまされちゃうんだろう、何でこんなことわかるはずなのにとみんな思っていると思うんですが、実は、私がかかりそうになったので、ちょっとここで8月半ばですけれども、携帯に「メールアドレスが変わりました。変えてください」と来たんですね。そしてそれがアップル何とかというので、私もこの仕事についてから名刺とかを配っているのも、もしかして大事な人からと思ひまして、答えてしまったんですね。お名前がわかりません、どなたですかと言ったら、何々です。

でも、全然知らない方だったので、知らない方ですので削除をお願いしますと言うと、親切な方ですね、また連絡しますということがあったので、あ、これは危ないと思って、そこでやめていたんですけれども、また2週間ぐらいしたら、その前のメールアドレスとちょっと違うんです。番号が。それで違って、また同じメールが来て、ちょっとこれはおかしいと思ったから、ちょっとやってみようかなと思って、やったら同じ「何々です。メールアドレスを変えてください」、こちらは「どなたですか」と同じように返したら、ちょっと2回、3回やっているうちに、「僕は」と言うから、男の方を装っているんだと思いますけれども、僕は20歳の俳優志望です。今、オーディションを受けています。今度秋に始まるキムタクの「グランメゾン東京」に受かりそうです。出たときにわからないと困るので、僕の顔写真を送りますと言って送ってきました。それが韓流ドラマに出るようなすてきな、ジャニーズのような写真だったので、あれとちょっと思ったんですけれども、これは変だと思って、その次に、あなたは何の仕事をしていますかと入ってきたんです。

それで、こっちを引き出そうとしているのがわかったので、そのときに前のメールをとっというので、何月何日に来たメールとこの間来たメールとなぜ違うんですかと言ったら、ばたっと来なくなってしまって、やはりこういうことで私はそういう変なメールには出ないと思ひながら、ちょっとついつい出てしまったというのもあるんで、皆さんもこういう経験があるんじゃないかなと、すごくそのときに思いました。

自分が乗ってしまった自分も反省していますけれども、その後すぐに携帯のところに行って削除してもらったということがあるんですが、その中でまたちょっと調べてみて、特殊詐欺とはと調べてみたんですが、「特殊詐欺とは、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他通信手段を用いて対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空または他人名

義の預貯金口座に振り込みなどの方法により被害者などに交付させたりする」とありました。

詐欺の種類はオレオレ詐欺、それから貯金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等の詐欺、金融商品の詐欺、異性との交際あっせん詐欺、ギャンブル必勝法詐欺ということがありました。

また、11月25日の朝のテレビで国際ワン切り詐欺とって、電話が来て、それに出してしまうと電話料がかかってしまうという詐欺もあります。そんなこと、いろいろな詐欺があることを市のほうでは把握しているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員おっしゃるとおり、この特殊詐欺、総称でございますが、特殊詐欺には振り込め詐欺、それ以外の詐欺ということで、典型的に警察署等の資料によりますと8類型に分けられているというふうには認識しております。

ただ、特殊詐欺、先ほどから言われていますように、内容もすごく巧妙になっておりまして、その対策についてはやはり一つ一つの案件に対してどういう手口なのかという部分を分析した上で対策を練っていくのかなというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） それで、けさ方なんですけれども、やはり友達から電話がありまして、はがきで電話料の請求が来たということと、SNSでも電話料の請求が来たこと、私たちの知らないところでそういうことが動いていることも確かなんですね。

それで、この取材をする中で、電話番号188（イヤヤ）に電話するように国のほうでは言っているようですが、その件はどんな機関で、どこに通じるものでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員がおっしゃるダイヤルで188（イヤヤ）という部分をダイヤルしていただきますと、音声ガイダンスに従って手続をしていくんですが、伊豆市の消費生活センターにつながるようになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） わかりました。じゃ、何かあったら188にすると、市民課のほうに通じるということですね。

ちょっともし市民課と離れてしまった質問になったらすみませんが、詐欺の初めの部分は使われやすいのは、電話や携帯なんです。SNSの問題は今、大変な事件になっています。大阪の女児誘拐もSNSでしたし、きょうお昼にみんなでテレビを見てましたら、韓国の女

性シンガーがSNS上の中傷、悪質のコメントに疲れてみずから命を絶ってしまった事件。

こういうことを聞きますと、市としてはこれは市民課だけじゃなくて、いろいろな部署が連携しなくてはいけないと思うんですが、その点はほかの部署に言ってなかったんですが、どのように考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 被害を防ぐ形の連携という形で答えてください。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 市民の皆さんからの行政に対する相談業務等は、市民部局で対応しておりますが、そのほかの児童生徒に対するSNSとか、先ほど言われた事件等の部分、それについてはやはり行政的には防災部局、健康福祉部局、それぞれやはり相談する項目によって違いはあろうかと思いますが、やはりその相談内容に基づいて各部が連携とれるような体制づくりが必要かと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） じゃ、最後ですけれども、あるテレビのコメンテーターが今の世の中、詐欺の防ぎ方を考えるのではなくて、詐欺であることを知って、かからないように勉強し、認識する心を育てることが大切だと言いました。私もそのとおりかな、どうしたら防げるだろうとか、そんなことばかり考えてないで、詐欺ということがあるんだよということをちゃんとしたほうがいいなと思えました。

そういう観点から、市民課だけではなく、警察や防災、または民生委員や教育委員会、それからそれぞれが協力し合うことが大切だと思えます。

それを市で進める居場所づくりなども気軽にこんなことがあったんだよ、こんなことがあったんだよ、おばあちゃんたちはそういうことから情報を得て、やはりいろいろ勉強していくのがいいんじゃないかなと思えます。

ことし教育厚生委員会で研修してきたタブレットを使った見守りの地域のことを勉強してきましたけれども、そのタブレットでいろいろ市との情報をやるというのも一つなんじゃないかなと思えます。

要するに、相互に協力体制でいつでも相談に乗ってくださるところをつくってもらいたいと思ってこの質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 3問目、ヤングケアラーについて。

まず初めに、市長に答弁を求めます。

○市長（菊地 豊君） ヤングケアラーについてお答え申し上げます。

伊豆市において、ヤングケアラーである子供はいないとの報告を受けております。児童福祉関係機関や教育機関と連携をとり、早期にこういった問題が生じたら、関係機関と連携をとって早期に対応していくことが必要だと考えております。

詳細について、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） ヤングケアラーの把握状況についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年実施されましたヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書におきましても、小中学校の先生方がヤングケアラーを把握する事案が多い傾向にあるとの報告があります。

伊豆市の小中義務教育学校の児童生徒の状況でございますが、各学校に確認しましたところ、ヤングケアラーとして学業に影響が出ている児童生徒はおりませんでした。議員の御指摘を踏まえ、今後は市内小中義務教育学校においても、児童生徒が家庭での相談事を気軽に相談できるよう心がけるとともに、スクールソーシャルワーカーや市の家庭児童相談室等の関係部署とも情報共有し、早期発見と早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） ヤングケアラーとして学業に影響が出ている子供は、家庭児童相談室で把握しているいろいろなケースの要保護児童の中には存在しないというふうに認識しております。

現在、児童福祉関係、保健医療関係、教育関係などで構成される伊豆市要保護児童対策地域協議会というものがございますので、必要に応じて会議や個別会議検討会を開催し、早期発見、早期対応のため連携を図っていきたいと思っております。

また、保護者の認識、意識を変え、子供や保護者が相談しやすい体制づくりを進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。

これも8050問題と同じに、前から少しずつあった案件なのかもしれないと思います。現に、私は修善寺の温泉場育ちで、新婚旅行者や修学旅行者がとつてもにぎわっていたころに、マッサージをする目の見えないお母さん、お父さんの手を引いて夜は旅館に行ってマッサージをするのを待っている子供さんとか、結構いたように思うんですね。

今考えれば、ああいうのがもしかして、その方は別に寂しそうでも何でもなかったので、もうそういう時代だったのかもしれないんですけども、今、そういうものが出てきて、そういうことを言うのかなと思った次第です。

実は、このヤングケアラーは18歳までなんですけれども、実は、18歳未満だけじゃなくて、実は私の娘の友達も東京で仕事をしていたんですが、両親がぐあいが悪くなって仕事をやめて、帰ってきて介護をしているという人もいます。また、私たちのこの年齢ですと、年老いた父と母が、お母様が亡くなったりすると、お父さんが一人鬱病になってしまって、家も娘



として出られないというような体制もあるような気がします。

ヤングケアラーというのではないんですが、これも先ほどから言っていますいろいろな方面から協力体制で見守ってほしいなと思うんですけれども、市のほうもお話を聞いたら、そのほうになっているので、協力体制もちゃんとやってくれるというので、この点は全然安心していますけれども、これからやはり出てくるというか、わかってくることも多いのだと思いますので、情報を密にしてやっていただきたいと思います。

今、先ほど述べたように、今は次々にいろんな問題が起こります。8050問題もそうですけれども、今私が言ったヤングケアラー問題、それから前回、小長谷順二さんが言ったゲーム脳の障害のこと、それからSNS問題、きりがいいほど次々に新しい問題が起こりますね。市のほうももっともっと起こるかなとちょっと思っているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 問野議員の6月の8050問題、そして今回のヤングケアラー問題も、私も初めて耳にした言葉でございました。ヤングケアラーは確かに18歳までの子供のことを指していて、家庭内でのことで問題が表に出にくかったり、それから家族がヤングケアラーという問題を認識していなかったり、そしてヤングケアラー当事者、子供自身が問題を認識していないということもあって、周りに相談ができなかったりということで見つかりにくいことなのかなというふうに考えています。

こういう福祉問題は、なかなか外に出てこないということが一番の難問なのかなということでございますので、地域の民生委員さんなども協力を得まして、また警察や教育委員会、関係機関と連携をとった中で、できる限り支援に結びつけられるような対策をとっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

問野みどり議員。

○4番（問野みどり君） どれもこれも、この新しい時代の中で出てきたものですが、放っておけないものがあります。ぜひ市政の中でも皆さんの協力体制の中で、いろいろ考えていてもらいたいと思いますし、私たちに何かできることがあったらいつでも言ってもらいたいと思います。

昨日、市長の話の中で、人の心を育むという言葉を言ってくださったんですけれども、やはり人と人、心を本当に今大事な時代になったと思いますので、そういうことを大変いろいろな問題点はありますけれども、子供の問題、老人の問題、親の問題とかありますので、真摯に受けとめていろいろ考えていきたいと思って、一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで問野みどり議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目につきましては、明日12月5日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時55分

## 令和元年伊豆市議会 1 2 月定例会

### 議 事 日 程 (第 4 号)

令和元年 1 2 月 5 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 3 号 伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例の制定について

---

#### 出席議員 (16 名)

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年伊豆市議会12月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の下山祥二議員から発言順序13番の森良雄議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（三田忠男君） 最初に、6番、下山祥二議員。

[6番 下山祥二君登壇]

○6番（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

発言通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

件名、公共施設の適正管理と再配置の取り組みについて。

伊豆市は今後の人口減少、少子高齢化の進行が避けられない中、安全で持続的な公共サービスを提供していくために、社会情勢の変化に対応しながら効率的、効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努めることを目的とし、平成28年度には伊豆市公共施設等総合管理計画が策定され、その後、平成30年度には施設の老朽化、少子高齢化、将来の財政状況、大規模災害への対応など多くの課題を抱える中、将来にわたって公共サービスを持続させ、中長期的な視点に立った計画的な建物系公共施設の再編、再配置を推進するための基本方針、伊豆市公共施設再配置基本計画が策定されました。

私は平成29年3月議会と平成30年9月議会で公共施設の適正管理と今後の取り組みについて一般質問いたしましたが、言いつ放しではなく、執行部の答弁をもとにその後の取り組みについて、追跡質問として現状の取り組みについて質問いたします。

①平成30年度に策定され、伊豆市公共施設再配置基本方針による総体的な取り組みは、その状況はどのように進んでいるか、その進捗をお聞きします。

②来年4月開園予定だった修善寺東こども園は、鉄骨資材の不足が原因で開園が2カ月程度おくれる予定であると説明されました。建設当初から開園までの経過についてお聞きいた

します。

③本年9月にリニューアルオープンした修善寺虹の郷の管理運営状況は適正にされていますかお伺いします。

④本年9月の台風15号、さらには10月の19号の教訓をもとに、防災、減災、そして大災害時の災害復旧のために、伊豆市の公共施設の再配置はどうあるべきだと考えますか。

以上、市長に質問いたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

公共施設の再編につきましては、伊豆市の今後の公共施設の管理に関する基本的な方針を示した伊豆市公共施設等総合管理計画と、中長期的な視点に立った計画的な公共施設の再編、再配置を推進するための伊豆市公共施設再配置基本方針を策定しております。

今後は、方針で示した各施設の存続や廃止など、具体的なアクションプランである公共施設再配置計画を今年度と来年度の2年をかけて策定してまいります。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは①の取り組み状況と④番の防災についてにお答えいたします。

まず、①の具体的なアクションプランとしての公共施設再配置計画では、主に各施設の再配置のための実行計画として施設の更新、廃止、売却等のプロセスを明示したロードマップを施設ごとに作成いたします。

現在の取り組み状況ですが、再配置計画を作成するに当たりまして、ことしの9月から10月に各支所と生きいきプラザで市民懇談サロンを実施し、公共施設の再配置の取り組みの説明や意見をお聞きする場を設けました。

今後、今年度中に実施しました市民サロンの意見や施設所管課の意見をもとに再配置計画の素案を作成し、来年度、市民の皆様の御意見をいただきながら再配置計画を策定してまいりたいと考えております。

続いて、④番の防災、減災と再配置についてでございますが、公共施設の再配置の基本方針は、第一に施設の老朽化や施設の改修、更新の時期が近い将来到来し、財政的にも厳しい状況を背景に策定しております。用途廃止した施設の中には、避難所として利用している施設もございます。再配置によって用途廃止したからといっても、防災上の観点から施設そのものをすぐに廃止できる状況ではございません。

特に防災施設としての指定避難所につきましては、閉校した学校体育館などを活用しており、老朽化を考えますと、今後の指定避難所自体のあり方が問題となってきております。特

に避難所で申しますと、今後の避難所のあり方については、施設の状態や旧町の学区単位のバランスなど4項目について、基本的な方針のもと検討してまいりたいと思います。

今回の台風19号の状況を見ましても、災害警戒時や災害時における避難所としての公共施設は非常に重要なものとなっております。しかしながら、今ある公共施設を全て存続していくことは大変難しいと考えておりますので、今後、防災施設としての重要性を考慮し、公共施設のあり方については、ふだん使いや災害時の役割など慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私からは2番のこども園の再配置の取り組みについてお答えします。

公共施設の適正管理と再配置の取り組みとしましては、平成24年に柏久保保育園と牧之郷幼稚園を統合し、認定こども園あゆのさとを民営化したことを皮切りに、幼稚園と保育園を統合しこども園化を進めてきており、またこども園の民営化も進んできました。

東こども園と他の園を統合して再配置するという計画はありませんでしたが、東こども園は昭和51年に建設され老朽化が進んでおり、また3歳未満児の保育需要が急激に増加していることや、発達支援が必要な児童がふえているにもかかわらず、伊豆市に支援施設がないこと、そして平成29年9月に伊豆市議会から修善寺東こども園の早期建てかえによる新こども園整備を求める決議書が提出されたことを踏まえ、現在の東こども園に発達支援センターを併設する形で建てかえる計画が進められてきました。

市長の行政報告にもございましたが、現在、建設中の新こども園の開園がハイテンションボルトの納入のおくれにより2カ月ほどおくれる見込みとなっておりますが、工事を着々と進めている状況です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から③番、修善寺虹の郷の管理運営状況についてお答えをさせていただきます。

本年4月1日から修善寺虹の郷の指定管理者が、一般財団法人伊豆市振興公社からシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に変更となり、4月のプレオープンに続き、9月にグランドオープンをいたしました。

施設の管理状況でございますが、広大な敷地を有する施設の特性や指定管理を始めて間もない中で、施設内の草刈り等の管理が間に合わず、市民の皆様や利用者の皆様から御意見をいただいたこともございました。こうした状況につきましては、月例会議などを通じて指定管理者に指示、また協議をしており、現在は草刈り作業も完了し、管理において改善をされているというふうに考えております。

また、運営の状況につきましては、インターネットやSNSを通じた情報発信、また新た

ないイベントの企画により集客アップに努めている状況でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問させていただきます。

全国の自治体と同様に、伊豆市でも公共施設は施設の老朽化や改修、更新時期を迎え、現状のまま推移すると人口減少による税収の伸び悩みに加え、社会保障費の増加により、将来の財政は将来の市民に対して、大変な圧迫になるということは疑う余地もありません。

そこで、国からの要請で公共施設等総合管理計画が作成されたことと思えますけれども、何といたってもその管理計画が40年間という非常に長いスパンでございます。40年という、恐らくこの議場にいるほとんどの方は平均寿命を超えて、きっとこの総合管理計画に携わっていることはないと思われま。

昨年の9月議会で、行政だけの都合で一方向的に再編、廃止を進めることは困難であると市長は答弁されました。そこは全く同感であります。とはいえ、簡単に進められないことは十分に理解した上で、公共施設の再編、統合に30年、40年も長い時間をかけているということは、確実にその財政負担は未来の伊豆市民に強いられることになるわけでございます。今後の伊豆市の財政健全化のために、スピード感を持って進めるべきであると強く思っています。

冒頭申し上げましたとおり、公共施設の再編についての質問は今回で3回目になりますが、追跡質問として身近な疑問をお聞きいたします。

先日、新聞に伊豆市は今年度具体的な実行計画としてアクションプランの素案を策定する予定で、10月には市民懇談サロンを実施したとの記事がありました。先ほど総務部長の答弁でありましたが、その市民サロンですか、市民懇談サロンですか、その中で何か具体的な御意見は聴取できましたでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 各支所等で実施したサロンにおきまして御意見を伺いました。

総論としては、やはり老朽化した施設や利用見込みのない施設は廃止して、公共施設のスリム化を図っていくべきだという、総論ではそういう前向きな御意見。それと、個別の施設として、特に温泉入浴施設の利活用についての御提案、存続を求める意見がございました。実際のところ、数としてはそう多く意見がいただけなかったわけですが、そういう総論として進めるべきだということと、御自身がふだん使っている温泉施設などはぜひ残してほしいという個別、具体的な意見、両方ございました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 恐らく多くの意見は聴取できていないんじゃないかなと想像できまし

た。

今年度の三島市議会の議会報告会のテーマは「みんなで考えよう、将来の公共施設」というテーマでした。三島市の市役所本庁舎は築59年と老朽化が進んでおりまして、その他の市内の公共施設は現在と同じ面積を更新していくと、今後30年間で約830億円を必要とすると予想され、中でも市民は市役所の建てかえに関心が集まり、多くの建設的な意見が出たと聞いております。

そこで、昨年9月の私の一般質問で、総務部長は本庁舎の問題についてはまだ担当者レベルだが、今年度早急に整備する方向であると答弁ありました。昨日の青木議員の質問と重複しますが、その後の進捗状況を本庁舎に限ってお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 本庁舎、特にこの修善寺の本庁舎につきましては議員御指摘のとおり、2年前に耐震診断を実施して、昭和58年に耐震補強をやっているので安心はしていたんですが、やはりコンクリートの劣化等がございまして、耐震診断を実施したところ2という結果で、2といたしますと本来の耐震性がないという結果でございました。その中で、災害対策本部のあり方などを日常的な業務を継続するためにとということで、中伊豆支所を仮に緊急の場合は使うような想定をしております。

新庁舎の関係とこの庁舎の耐震問題ですが、方法としてはやはりこの庁舎のさらなる耐震化、耐震補強という方法、また、新たに新庁舎を建てかえるという方法がございまして、まだ選択としてはどちらかということが決まっていらないんですが、担当する課におきましては、建てかえの場合の場所や手法、あと耐震補強する場合の手法などを、多角的にいろんな面から検討するように、今言っております。今年度どちらにするかという方向性が出るわけではないんですが、まずは庁内のいろんな話し合う、議論する場としていろんな資料を出すように、それを今作成するように指示をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。本庁舎は大災害時には災害対策本部となるわけです。仮に本庁舎が機能不全となった場合には、被災された市民は混乱を来し、その後の災害復旧はままならず、長い時間を要することは明らかであります。今の答弁にもありましたが、本庁舎がもし被災して使えなくなったら、中伊豆支所を災害対策本部とするという答弁が昨日もありましたけれども、それでも現状では多くの課題を残しているということを確認しております。

本庁舎の建てかえについては、当然財源の問題も含めて幾つかの選択肢の中から、市民に対して具体的な方向性を早急に示していただき、そして市民からも具体的に、かつ建設的な



意見を聴取していくべきあると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市庁舎については少し経緯がございまして、私が市長に就任しました平成20年の時点でそちらの県の出張所だったのでしょうか、当初。あそこを取得して5階建てを建てるということに、おおむね決まっていたようです。私がそれを実は取りやめたんです。

それは、きのう、牧之郷の公民館の件でもこういう提案を申し上げているということで、実は同じ理由で、一番いい立地のところに収益を生まない単独の公益施設だけをつくるというのは、やはりこれは将来を考えたときに適正ではないということで、今買い取って改修して別館として使っているんですけども、やはり伊豆市の立地を考えたときには修善寺駅がどうしても中心ですから、そこからの距離感と立地感の中で、単独で建てるべきものなのか、ある程度収益性のあるものと複合的に考えるべきなのかというのは、まだ結論を出しておりません。

豊島区が有名なんですけれども、複合ビルの中に区役所が入っていますし、先日、中伊豆中学校の女子生徒が英語の弁論大会で中央大会へ行かれたんですが、あの赤坂の港区民ホールというのも高層マンションの中に、2フロアか3フロアを区民ホールとして使っているんですね。

どういう形ができるかわかりませんが、もし立地の、交通利便性の非常に高いところに移るのであれば、やっぱり単独では建てない。何らかの手法はないだろうかということの中で、そこまで視野を広げて考えているものですから、今、総務部のところで単独でどこに、こういうふうに建てかえるという計画にはまだ指示をしておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 豊島区役所は私たちのセミナーで行った会場のすぐ近くだったもので、私も見てきましたけれども、本当にどこが区役所なのかわからないくらい複合施設となっていて、いいな、便利だなというふうに思いました。そんな幾つかの選択肢を、市民に見える形で示していただいて、市民からの意見も聞いてほしいなというふうに、いつまでも検討していることなく進めてほしいなというふうに思います。

市民の意見といえば、当市の公共施設のうちスポーツ施設ですが、多くの市民から使用料が高くて市外のチームを呼んで思うような試合が組めないという声を聞きます。今年度の議会報告会でもこのような意見が出ていました。そのような意見というのは当局には届いておりますでしょうか。

通告していないから、政策的にそういうお考えがあれば。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民の皆さんからスポーツ施設の使用料が高いという声は時々伺います。それは承知しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 静岡市では市の方針として来年度から、市内の体育館や運動場などスポーツ施設の使用料を現行の1.5倍以内の範囲で引き上げるそうです。総務課の担当者は、受益者負担の観点から見直しを実施すると。近隣市町とのバランスを考え詳細を決める。そのようなコメントがされておりました。もちろん公共施設の維持管理費の負担を考慮した上での方針だと推察いたしますけれども、スポーツ施設の料金について、これは教育部ですけれども、政策的な公共施設の適正管理という観点からお聞きします。

このような静岡市の方針についてどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと教育部長に回すわけにいきませんので、現時点で私が考えていることを申しますと、何とか市民の使用料だけで施設の運営の大半を賄うような、公共料金をいただかなくて済むような施策がとれないかと、今でも難しさを承知の上で考えています。

議場で申し上げたかどうかわかりませんが、湯の国会館が観光客の利用がそんなに減らずに、今でも430円で維持できているわけですね。半数を観光客から860円でいただいている。逆にいうと、それによって430円が維持されている。

一番大きな施設、天城ふるさと広場なんですが、先般ジョイフルスローピッチというところがあって、ここ幾らと聞かれたら、私がお答えしたら、安いと言われたんですよ。安いと言われたんですね、その方々から。ですから、ほかの都市では、あれだけの天城ドームを1日使って10万円というのは十分いける金額だと思ったんですが、それが市民だと当然高いわけですから、そうすると月ヶ瀬まで道路ができてそこから10分になった。例えば天城、一例として申し上げれば、そこはもっとしっかり、申しわけないんですが市外の方に利用いただいて、それによって何とか、例えば中学生以下の料金を下げるとか、そういったことができないかと、今でも考えております。

ただ、通常市民が使っている狩野川記念公園とか、狩野グラウンドとか、そういった市民が純粋に使われるところについては、ある程度は市民に御負担いただくことは考えざるを得ない。このように思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） おおむね理解しました。私も時間があるときには狩野グラウンドの外周を歩いたりして、健康のために歩くんですけども、恐らく平日の昼間はほとんど利用さ

れていません。大会やイベントもまずやっていません。昔、その中学校の跡地で我々が最後の中学校だったんですが、そこでグラウンドを駆けずり回っていたことを思い出すと、ちょっと寂しく思います。

そういったこともありますけれども、市長が今できるだけ市外の人たちに使っていただきたいという答弁がありましたけれども、スポーツ合宿を誘致する、そのような考え、交流人口の増加につながるような考えはございますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その目的をもって魅力プロジェクトというものをつくり体育協会を中心にやっているんですが、その発端は以前に神奈川大学のあるスポーツの先生が伊豆に来られて、とてもいいスポーツ施設が、しかも数が多い。多分人口当たりでいくとスポーツ施設の数是全国で一番多いのではないかとということで、いろんなアドバイスをいただき、魅力プロジェクトも立ち上げ進めてはいるんですが、どうしても春休み、5月の連休、それから夏に集中するんですね。5月の連休なんかにあるチームが確保すると、1週間1個チームでやるんですね。

そこで私が地元の連休合宿を中心に、そこが2チーム、3チーム呼んできて、合同合宿にしたらどうかというような話もしたんですが、そうすると組織力が足りないんだそうです。三、四チームで大会と練習を組むだけでも、その運営企画ができるだけのマンパワーが現時点でないようなんです。ですから、今、議員御指摘の立地もよくて食材も温泉もあるこのスポーツ施設は活用したい、しかしマンパワーが足りない。

そこで、今までは魅力プロジェクトでやらせてきたんですが、改めて産業振興協議会とも連携をとりながら、結局は営業ですから、どうやって営業力を強化するかということには、これからさらに尽力をさせていただきたい。難しいからといってギブアップするのではなく、もう少し営業について尽力をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先月1日から5日まで、多くの議員もかかわって応援しましたが、全国中学校都道府県対抗野球 in 伊豆が伊豆市を中心に開催されました。これは全国から48チーム、約3,000人もの人がこの伊豆に集い、伊豆・志太スタジアムをメイン球場として盛大に開催されました。これは選手のレベルも高く、中学生の甲子園大会とも称され、これは今後の展開に、伊豆市の観光振興に多くの可能性を秘めていると思いますが、市長、この大会についてはどのような考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） もうあれはシダックス創始者である志太勤大先輩の情熱によってなさ

れた、しかもボールまでみずから軟式ボールの製造会社と組んで、そして何十年もかけて開発をされ、それを今、軟式野球連盟がそのまま採用し、でも名前もとらずに、実態だけ進めばいいんだということで、もう本当に個人の情熱によってボールが改良され、ここまで大会が広がってきて、中学生の全国大会、それも夏は難しいということで10月にかえてまで進められてきました。

伊豆半島北部に広げていただいたことは、私はむしろありがたいと思っております。それによって、熱海、三島、沼津を含む伊豆半島北部の広域の大会になっております。その中でさらに今までは天城グラウンドだけだったものが、今回、丸山球場まで使っていただいて、実際大会の後、経済効果もいただいているんですね。去年であれば延べ何千人が泊まって、どの市、町に宿泊料だけで幾ら落ちたかという、実は実績までいただいております。

あのような形でスポーツツーリズムを振興していただいたことに、私も中に役員で入っているんですが、大変ありがたく、また伊豆半島のあり方として大きな可能性を秘めていると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ことはラグビーの世界カップで、ジャパンがベスト8、それからプレミア12の侍ジャパンも優勝。もうちょっと前にスマイリングシンデレラの渋谷日向子が全英で優勝したと。スポーツというのは盛り上がると何か日本中が元気になるんですね。

当市も来年はオリンピックを控えている状況で、静岡県市町対抗駅伝の選手強化対策も含めて、静岡県や島田市がやっているスポーツ合宿誘致に負けずに、伊豆市において野球のみならず、場合によったらラグビーも十分可能性があると思います。ぜひ、公共施設を有効に活用する、そんな施策を積極的に考えてほしいなというふうに思っております。

伊豆市を本拠地に活動している伊豆市リトルシニアというチームがあるんですが、ここはいつも練習はとんぼがけから始めます。体力づくりも兼ねて、長いときは1時間ぐらいグラウンド整備をしております。公共施設を大切に利用して、スポーツに親しんでいる市民を思い、ふだんから市民の利用頻度の高い公共施設などは今後最大限の減免措置を考え、市民にとってより使いやすいこともぜひ検討していただきたいと、そんなふうに思っております。

平成30年度の9月議会で、総務部長は既に大東小学校のナチュラルキッチン、八幡グラウンドの生協、木太刀荘の売却、中伊豆荘の廃止、ふじみ幼稚園の土地を売却。それらが再編、有効活用されており、特に地元の方から反対の声や用途を変更したことで苦情もいただいているという答弁がありました。

その後、再編、用途が進んだ公共施設があつて、そのような苦情があるというような例はありませんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 前の御質問からの経過で、あの後やはり天城の温泉プールと天城の改善センターの廃止をしてございますが、直接担当していないものですから直接の苦情というのは聞いていないんですが、特に天城の温泉プールにつきましても、中伊豆の温水プールの指定管理者が送迎をやったりとか、そちらで御尽力いただいているということで、大きな苦情というのはいただいております。

また、中伊豆交流センターも今休館状態ですが、こちらの交流センターにつきましては、やはり当初、代替の施設はどこかないかと、紹介してくれというような話はあったそうですが、その後は特に聞いておりません。

また、先ほどの市民サロンでの意見と同じに、中伊豆交流センター、お風呂がありますので、ただお風呂に併設している休憩室、こちらは今休止させてもらっています。これについてはぜひ休憩室がほしいよというような意見はあったようですが、総体として特に休止した、また廃止した施設についての苦情というのはいただいております。聞こえていないというのが実態です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 苦情がなければ今後も粛々と進めてほしいなというふうに思います。

今議会にも議案提出がありますが、今や無償譲渡とか減額譲渡も当たり前の時代でありまして、少しずつ前へ進めてほしいなと思います。

元月ヶ瀬幼稚園は、今どうなっているかわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 元の月ヶ瀬幼稚園につきましては、平成22年3月末をもって幼稚園のほうを閉園しております。その後一部市で使ってはいたんですが、最終的にあの幼稚園を何に使うかという市の方針も出ない中で、ことしの9月に地元の区長さん等にも説明して、月ヶ瀬幼稚園を売却したいということで、9月に入札の公告を実施をしました。その後応募された方がいませんでしたので、今後、今回の議会で提案させていただいております土肥の旧教職員住宅もそうでしたが、なかなか民間の方の今の価格と、行政が鑑定等で出した価格と、なかなか折り合いがつかないのかなというのが実感でございます。

ただ、幼稚園もそのまま置いておけませんので、今後再度の入札か、もしくは公募でどういう使い方ができるか、その辺の売却の方法については再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 私は企業の民間活力に期待しておりました。ここに興味を持っていたある企業さんがいたんですが、聞くところによるとその企業さんはそこをあきらめて、沼津

市の戸田にある、あるホテルを買収して事業の拡大を図っているということを後で聞きました。公共施設の売却と同時に、今後の経済効果を本当に期待していたんですが、本当にもったいないなというふうに思っております。このような情報は御存じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） その話はちょっと情報が入っておりません。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ぜひアンテナを高く情報を収集してください。

固定資産評価もありますけれども、法律の許される範囲で固定観念を打ち破って、思い切った施策に打って出てほしいなど、そんなふうに思っております。

次に、修善寺こども園についてお伺いいたします。

私は文教ガーデンシティ事業が否決され、当時の東こども園の父母の会会長さんから、こども園の建設も延期されるのではないかと心配されて、平成29年3月16日付で陳情書の提出に、それをサポートいたしました。その会長さんは障害を持ったお子さんがいて、二人いるんですけれども一人は修善寺こども園、もう一人は毎日沼津市の施設まで送迎していたようです。陳情項目の1つには、新こども園の児童発達支援事業にはとても期待しているとありました。

そのような関係で、私自身が建設から開園まで強い思い入れがあったんですが、先日東小学校の学区のある住民の方から、ついに鉄骨も建ち上がって随分立派な園ができるようだね、本当に楽しみにしているよというようなお話を聞きました。ところが、実は開園が2カ月程度おくれるそうですという話をしますと、その情報は知らなかったと驚いて、非常に残念がっていました。

建設のおくれの原因は、ハイテンションボルトの納入の関係だけでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 現在、主管課はこども課でございますが、建設課で工事のほうを進めております。御近所の方々、保護者の方にも含めまして、ほこりですとか騒音ですとか、あと歩道が通りにくいですとか、大変御迷惑をおかけしながら、現在進めているところでございます。当初の予定では9月に鉄骨工事の組み立てが終了する予定でございましたが、ハイテンションボルトの納入のおくれによって、このハイテンションボルトは既に11月8日に納入されましたので、鉄骨の組み立ても始まっておりますが、ハイテンションボルトの納入のおくれによる2カ月ほどのおくれとなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） では、ハイテンションボルトは8日に納入されたということですね、15日じゃなくて。

○健康福祉部長（右原千賀子君） はい。

○6番（下山祥二君） 開園がおくれることに、入園を予定していた保護者に対して具体的にどのように説明されておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今度の4月に新しく園ができて、そこに入園するということで、本当に楽しみにしていた子供さんたちに大変申しわけなく思っています。

現在、11月11日から29日まで、ほかの園も含めまして来年度の入園募集が始まり、今、ほぼ終了したところがございますが、東こども園の保護者の方々には、一人一人にお手紙をお渡しさせていただきまして、おくれそうだということはお知らせさせていただいております。

また、新しく入園を希望される保護者の方には、園に伺った方には園のほうで、そしてこども課の窓口に来られた保護者の方には窓口のほうで説明させていただいております。

また、児童発達支援センターの入園募集も同じ時期にしておりますが、入園、通園の相談を保護者様とする中で、個々に説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） その開園がおくれることによって、どのような影響が考えられますでしょうか。その対応はどうしますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 現在、東こども園で保育を実施しておりますので、新入園児、在園児は現在の東こども園で保育を引き続き実施させていただこうと思っております。新しいこども園に、完成した段階で引っ越しを考えております。それが2カ月程度おくれしてしまうような形になりますので、その間は現在の東こども園で保育を実施していこうと思っております。

また、新設される児童発達支援センターは今現在ないものですから、開設されるまでの期間は保護者の方と話し合いをさせていただいた中で個々に対応させていただくんですが、現在ほかの園に在園している子供さんにつきましては、センターの職員が園に向かって、園に伺う形で保育を実施する、療育指導を実施していくという形をとらせていただこうと考えています。

子供さんや保護者の皆様には、開園がおくれたことによる影響を最小限にとどめるように努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 私は修善寺こども園の建設に関して、ある住民の方から相談、そして意見を伺いました。ここでは詳しい内容については述べませんが、建設に関しては専門家ではないので、複数の建設業者や不動産業者、設計業者に確認をいたしました。結果的に全ての業者さんが建設に関するこの事業内容については問題ないとの回答でしたので、静観しておりました。

ただ、今、鉄骨が建ち上がって、シートに覆われた状態を見ると、近隣の住民の方々にとっては景観の悪化、それから目の前の建物が、これはなれるまでは相当な時間を要するのではないかなど同情するようなところもあります。時に住民の要求は無理なことがあっても、しっかりと住民の声を聞いて、住民に寄り添った丁寧な対応が必要だと思えますし、同じ説明一つにしても、言い方一つによっては、住民の方も理解してくれるのではないかなというふうに思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員がおっしゃるように、建設につきましてもこども園の運営につきましても、保護者の方や地域の方々の御理解や御協力があつてこそその安全な保育園の運営だと考えております。今後とも皆様から応援していただけるような園運営ができるように、丁寧な説明等をしてまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、修善寺虹の郷について質問いたします。

私は議会の初日の29日の夜に、もみじのライトアップを見学してきました。夜間は大変冷え込みまして、それでも多くの来場者があつて、幻想的で昼間とはまた違った魅力を感じました。さすがに伊豆市を代表する観光スポットだなと改めて見直ししまして、場合によつたらこれは有料でもいけるかなというふうにも感じました。

リニューアルオープンしてまだ間もないですが、虹の郷の管理運営に関して、もう一度総体的にどのような評価がされているのかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどの御答弁の繰り返しになります。またちょっとつけ加えさせていただきますが、開園当初、やはり一番の問題は草刈りが追いつかなかったということは、先ほど申し上げたとおり、やはり市民の方、また来られた方からそういった御意見をい



いただきました。そこは早急に是正ということで今は直っているという状況でございます。

また、運営状況という一番は入場者数とか入込数ということですが、9月のリニューアルオープンから約3カ月経過をしておりますが、入場者数で申し上げますと9月は前年を上回りましたが、今議員がお話しいただいたもみじのライトアップも含めた10月、11月は残念ながら前年を下回ったというような状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 具体的な数字はつかんでいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 毎月一度、指定管理者との会議を通じて運営状況と一緒に入場数についても報告をいただいております。今、資料ですと、実際にはプレオープンと称しまして4月末、ゴールデンウィークから営業を再開をしておりますけれども、5月から11月まで7カ月の合計で言いますと、平成30年度、昨年度につきましては約11万9,000人。こちらが今年度につきましては8万人ということで、大変残念な結果ではありますが、前年対比では下回っているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 現段階で入場者数を一概に評価すべきではないと思いますけれども、台風の影響などもあると思いますので。

リニューアルオープン後のユニバーサルデザイン、バリアフリー対応についてはどのように考えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） リニューアルオープン後、ユニバーサルデザイン、またバリアフリーの対応というのは、設置者である市もまた指定管理者においても、特に特別なことを行っているという状況ではございません。ただ、現在、虹の郷の中には7カ所のトイレがありますが、そのうち4カ所については多目的トイレがもう既に設置しておりますし、当然洋式化が済んでおります。また、園内、やはり高低差がありますけれども、段差なく徒歩で園内を一周できるような迂回路は整備をしております。ただ場所によっては、やはり車椅子であるとか、高齢の方でちょっと足腰の弱い方が周遊が難しいということはあるのかなというふうに考えております。このため、一周ではございませんが、車椅子でも乗車可能な園内バスを運行して、そういった方々になるべく快適に過ごしていただくような配慮はしているところでございます。

いずれにしてもこの虹の郷に限らず観光施設については、やはりバリアフリーという

のは重要なところでございますので、虹の郷に限らず観光施設全般として、今後対応は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほど申し上げましたもみじのライトアップに、ちょっと足が不自由というか困難な人と一緒に同行したんですが、ちょっと残念なことに階段の脇にあるスロープが暗くて、通行止めになっていたんですね。行きはどうか行ったんですけども、行きはよいよい帰りは怖いで、帰りは長い階段を痛々しくやっと入り口まで登って帰ってきたという、そんなようなことがありました。

産業部長がしっかり認識されているとおり、旅館や観光施設はバリアフリー観光についてその重要性をしっかりと認識して、さらに指摘していただきたいなというふうに思います。

虹の郷はいずれにしましても、伊豆市を代表するリピーターも多い観光施設であります。障害のある方にも十分配慮し、今後も順調に多くの観光客を呼べる施設となるように期待しておりますので、行政としての本当に運営の指導管理をしっかりとお願いいたします。

昨年の8月の全員協議会において、修善寺自然公園内の登記簿謄本上の面積と借地面積に相違があったという報告を受けました。私は9月の一般質問で、調査した結果、不用な土地があるならば返却し、必要な土地については購入するなり、迅速な取り組みを提案したんですけども、その後の取り組みはどうなっているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今御指摘いただきました登記面積と借地面積の相違につきましては、これを解決するために昨年度の予算において債務負担行為を設定させていただき、境界確定の測量業務、こちらの作業を現在実施をしております。具体的には借地に係る約6.7ヘクタール、こちらにつきましては、まずは公図を参考に、暫定的な求積図を作成し、地権者の皆様に御確認をいただいた後、現地での立ち会いを既に実施をしております。

現在は、地権者の皆様に最終的な境界について承諾をいただく、この手続を進めているところでございます。この境界画定作業、御承認をいただいた後に、借地解消のために用地買収、この交渉に順次入っていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） いろいろな事情があるでしょうけれども、借地の面積に乖離があるということは、ある意味税金の無駄遣いで、いまだに高額な不要な借地料を支払っていることになります。一刻も早く解決をして、市民に言いわけができるように、そのように考えますので、再度取り組みの強化をお願いいたします。

それでは、最後④ですけれども、一昨日から多くの議員により台風15号、19号の災害対策、伝達そして復旧についての質問がありました。個別詳細な質問は重複しますので避けますけれども、今回の2つの台風は幸い伊豆市内において人的な被害もなく、どうにか甚大な被害は避けることができました。それでも多くの爪跡を残し、結果として多くの教訓を残したと思います。

その教訓をもとに、公共施設の再配置の変更、あるいは防災対策を強化し、ハザードマップの、今作成しているということですが、見直し、または今後予定している大型事業の変更、その必要性は感じていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公共施設を防災の観点から、市長として答弁申し上げますと、まず一つはさっき申し上げたセンターとなる市役所本庁そのものをどうするかという課題。これは先ほど申し上げたような今状況です。

次に、避難。避難を考えたときには、今回ほど古い施設がたくさんあっても役に立たないところがいっぱいあると痛感をいたしました。したがって、指定している広域避難所、それから自主的に避難していただく支所の機能、それから地区の集会所も4分の1ぐらいを使わせていただいているんですけれども、特に地区の集会所を今あるまま建てかえるのではなくて、きのう区の再編成の話もございましたけれども、その区の再編成とか地区の集約を強制するのではなくて、あるエリアで防災にも使っていただける集会所には補助率をかさ上げするような、何らかの誘導策で一定のエリアの中で安全に避難できる施設を、全体としてバランスよく配置する必要性を感じています。

もう一つは、市の受け入れのほうですね。一つはボランティアの受け入れ、もう一つは物資の受け入れ。今、ボランティアセンターは社会福祉協議会が窓口になっていますので、中伊豆のふれあいプラザになっていると思いますが、必ずしも、あそこで訓練もやったことはあるんですけれども、必ずしもいい立地でないような気はします。

他方、物資の集積場候補地というのは今ありませんので、そことの関連の中で本庁のあり方、避難所のあり方、支援受け入れ施設のあり方について、相当抜本的に見直すべき時期だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 11月27日の静岡新聞の朝刊の1面に、まちの中心部に住宅や公共施設などを集約するコンパクトシティを目指した7県14市町の自治体が設定した居住誘導区域で、浸水被害があったと、その報道がありました。県内でも伊豆の国や函南町において多くの浸水被害が発生し、区域の変更など対策が急務であるとコメントされておりましたが、この記事の内容について、当市はどのように捉えますか。

例えば、新中学校の建設予定地や新ごみ処理場、先ほど来お聞きしている本庁舎について、その安全性をどのように考えますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 静岡新聞のその記事は承知しております。市街地の中で大規模な避難地となるとどうしても今まで未活用だったそういった湛水地のような公園、河川公園を利用することが多くて、今回の災害においては凶らずもそういったところについて浸水をするという箇所がたくさんあったと。ただ、大きな広域避難地はもともと地震だとか津波を想定していたものですから、それと豪雨災害が重なるようなこれだけの大規模な災害があるとは承知していなかったものですから、それぞれ災害ごとにおいては、地震だ、火災だということについては機能していると。

今回、国土交通省のほうでも来年度以降の国土強靱化の中では、そういった浸水した地域を補強して安全にするような事業を拡充すると聞いております。したがって、伊豆市においてもそういった防災公園を定める際には、そういった事業を活用し、安全な整備を行った避難地とするように事業要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） よくわかりました。

昨年9月の議会の市長答弁で、合併特例債が再延長になったが、新ごみ処理場と新中学校の2つの事業が決まらなると今後の大きな事業は進まないと答弁されました。同時に公共施設の再編成の理解は、市民にとって必要な財政シミュレーションとセットで説明することによってわかりやすくなるのかなというようにも答えております。

先日の8日の全員協議会で、平成30年度に示した財政シミュレーションを見直し、新たな今後10年間の伊豆市財政シミュレーションが議会に示されました。

そこで、お聞きします。昨日、他の議員さんからも一般質問がありましたけれども、新たな伊豆市財政シミュレーションの中に、今後見込まれる大型事業の一覧があります。市民生活にとって必要かつ市民の安全安心のために時間をかけずに早期に事業着手しなければならない大型事業、その優先順位はどのように考えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 大型事業につきましては、30弱の事業を挙げさせていただいております。その中には、平成30年度に示したシミュレーションのときにも示し継続している事業、また今回のシミュレーションで新たに事業立てしているもの等がございます。

その中で優先としましては、既に予算化をお願いして動き始めているもの、動きつつある

もの。それらについては事業を迅速に、特に合併特例債を使う場合は令和6年までしかありませんので、既に事業着手または事業の調査費等をお願いしているものについては迅速に進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 台風15号、19号の教訓として、防災の関連の大型事業は、合併特例債の活用がそれはベストではございますけれども、特例債とは関係なく、待ったなしの喫緊の事業であると思います。今年度、青少年健全育成大会の会場でも参加者の方々から、子供たちが安心して遊べる場所、公園がほしいと切実な意見が出ていました。伊豆市内の各地でそれぞれの家の近くに公園を配置することは、それは無理であろうと思います。ただ、市内の中心にその憩いの場、コミュニケーションの場を兼ねた子供たちにとって魅力のある公園は、市民の安心安全対策だけではなく、今後の伊豆市の人口減少対策としても重要な事業であると改めて思いました。

市長に再度確認します。私は防災対策を兼ねた公園整備は、今回の台風の教訓としてまさしく喫緊の課題であるというふうに思うんですが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災機能を独立して、それだけで持つのはやっぱり非常に不効率ですので、一般的には総合公園あるいは運動公園、愛鷹もそうですし、そういった使い方をするわけですね。ちょっと、愛鷹は山の上ですけれども、ある程度立地がいいところにつくる。それで、伊豆市の場合にも、それを無理くりこじつけているわけではなくて、子育て世代から非常に要望の強い拠点的な公園、それから、先ほど申し上げましたように欠けている物資の集配等を含む防災機能を備えた、かなり広い空間が必要、これを考えれば、やはり市民の公益を考えると合理的にはそれをあわせ持たせる空間をつくるのが、極めて望ましいんだろうと思います。

そこで、今回ほかの議案にも載せさせていただいているんですが、やはり新しい中学校は防災機能をつけるということで基本方針に入っているものですから、現状では独立的に考えざるを得ないわけです。つまり、今決議が通っているのは中学校ですので、そうすると中学校を設計するときに、独立、単体として防災機能を考える。それは後で設計の変更とか地権者さんとの話し合いのやり直しとか、そういったものはなるべく避けさせていただきたいので、今私が思っているのは、こういうものをつくらせてくださいというのではなくて、こういう調査をさせてくださいと今考えているわけです。

それはやはり、人口重心を考えたときに、それから病院配置を考えたときに、やっぱり修善寺駅から余り5キロ、6キロ離れていないところで、新しい投資をするところで総合的に考えることが一番合理的、効果的ですから、まずはその調査はさせていただきたい。その上

どこまでできるのか、何が足りないのか。それについて一つずつ検討をする余裕をいただきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 今後は南海トラフの地震を初め、地球温暖化によって大型台風、豪雨災害のリスクは年々高くなり、今まで想定していた基準をはるかに超える災害対策をすべきであると思います。行政として市民の命を守り、発災後の迅速な災害復旧対策に向けて、今後の公共施設のあり方を考え、再配置の取り組みに進めるべきことを強くお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、市民第一クラブの山口繁でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

2つほど用意いたしまして、いずれも市長に答弁を求めます。

1つ目、総合計画と各部門における政策を実行するための計画、戦略などとの連携、整合性について。

市の最上位計画と位置づけられている総合計画は、現在第2次計画が進められています。期間は平成28年度から平成37年度、令和7年度になりますが、までの10年間で、現在は前期計画の5年間の4年目に入っております。また、各部門には、その重要な政策を実行するための中期、あるいは長期にわたる計画や戦略などがあります。その一部について列挙してみることになります。

ちょっと小さな字で書いてありますが、1から11まで、そしてこれはほんの一部ですが、1番目は伊豆市建設計画であり、2つ目は伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略、このように四角囲みで11個用意し、その後ろに期限、期間を記載しておりますので、御一読

いただければありがたいと思います。等々ありますということです。

そこで、市の最上位計画である総合計画と各部門の計画等についての連携や整合性について質問いたします。

①一部挙げさせていただいた各部門の計画等においては、総合計画との関係を意識した記述のあるものやないもの、計画期間、年数を合致させようとするものやそうでないものがあります。最上位計画との統一感がとれていないように思いますが、これをどのように考えますか。

②伊豆市の最重要の課題は、人口減少に歯どめをかけることであることは、再三、市長が表明してきたとおりです。

第2次総合計画では、最終期限である平成37年度、令和7年度になりますが、その人口を2万8,500人としています。そして人口減少対策に取り組むための方向性を整理するものとして位置づけられている、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、それに沿った人口ビジョンを示しています。それによると、平成30年のビジョン目標で3万1,060人ですが、実際人口、国調ベースの推計でありますけれども2万9,879人と、既に1,100人を超えるマイナスギャップがあります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和2年度からは新たな5年間計画となります。そこで示す人口減少対策は、最上位計画である総合計画の令和7年度の設定人口2万8,500人を無視することはできないと思いますが、その点についての見解を伺いたい。

③4町が合併をし、伊豆市になって15年余が経過しました。この間、行政改革については5カ年計画で実施してきており、明年3月末には第3次計画の期末を迎えます。

1) おさらいの意味を込めて、まずは第1次及び第2次の計画について、その主な狙い、その得られた成果等について説明願います。特に合併からの経時変化により、1次、2次の計画の論点、視点が異なっていると思いますので、そのあたりを含めての解説をお願いしたい。

2) その継続で策定された第3次計画は、いまだ中途ではありますが、来年3月の計画期末までの最終盤に入っております。この計画のポイントと現時点での成果評価について説明願いたい。

3) 行政改革は今後も引き続いていくものと思われまます。これまでの計画の成果を土台として進展をさせようとするはずですが、次期計画の骨格となる部分をどのように設定しようとしているのか、現時点での見解を示していただきたい。特に、合併から15年余を経過していますので、財政に着目した定量的な改革から庁内組織の機能や職員力の向上といった質の改革を目指すべきだと思いますし、第2次総合計画の後期計画より1年先行することになりますので、そのあたりの関係性を含めた見解を伺いたい。

大きな2番、改めて、市長に3期12年の市政総括をお願いしたいというタイトルであります。

9月定例会でも取り上げましたが、人口減少問題を最大の課題としてきた菊地市政3期12年についての総括が、私個人の理解力の問題なのか必ずしも満足のものではなかったため、改めて問います。

①人口減少危機宣言を発するなど、伊豆市の最大の課題は人口減少問題をどのように解決していくかであると思います。危機宣言を発して以降、これまでの10年余における具体的施策を挙げていただき、その経過と結果、評価について説明願いたい。特に、政策の3本柱として掲げていた雇用の創出、所得の向上、定住の促進がどのように進展したのかという点について。また、人口減少問題を担当する特別な部署をつくることなく、全ての部、課がこの問題に取り組むように指示をしたとのことでしたが、それぞれの部、課は日常業務に加えどのような特徴的な取り組みをしてきたのか。

②人口減少対策に資するといわれた文教ガーデンシティ構想が中止となりました。市長の政策公約の大黒柱というべきものが、議会において同構想を進めるための関連予算が否定、いわゆる関連予算を除く修正予算が可決されたということにより、市長権限である議会可決に対する拒否権の発動、再議権の行使であります。をされましたが否決されました。この瞬間が菊地市政の一つの分岐点であったと思います。

さらに、見逃すことのできないのは、その文教ガーデンシティ構想の失敗の本質について、今なお模索し続けているところだとのことでした。これでは、一般的に多選批判が始まると言われている4期目の続投について、多くの市民の理解を得ることは難しいのではないかと思います。

来春の市長選への対応については、9月定例会の私の質問に対し、何も考えていないとし、市民の皆さんの声によって決めたいとのことでした。この定例会で表明をされておりますけれども、この3カ月間、市民の声についてどのような場でどのような意見をお聞きになったのでしょうか。これを伺いたい。

③総括の範疇に入るものと思いますが、唯一、市長からいただいた答弁の中に反省すべき点として、議員との共通の価値基準を持ちながら議論することができなかったというのがありました。その議論のテーマとして「伊豆市の将来像」を挙げられましたが、そのことについて市長が描いているのはどのようなものなのか。そして、そのイメージした姿への到達度合いは、現時点でどの程度のものであるのかということも改めて伺いたい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合計画と各部門との関係について、まず答弁申し上げます。

総合計画においては、基本構想において伊豆市の将来像を初めとした、まちづくりの方向性を示した上で重点的に取り組むテーマを示し、そうしたまちづくりの基本方針を受け、具



体的な施策等を盛り込んだ基本計画を策定しています。

一方で、各部門で策定している計画については、当然のことながらまちづくりという視点で総合計画と関連性を持って動いておりますが、関係法令によりその策定や主要な項目、計画期間等が位置づけられているものも多く、それぞれの目的や目標達成のために必要な計画としてまとめられておりますので、直接的に総合計画との関係性が見えにくくなる場合もあるかもしれません。

年数についても議員の御指摘のとおり、統一させることが望ましいとは思いますが、例えば伊豆市まち・ひと・しごと総合戦略は、国の法施行、国の総合戦略の趣旨に合わせて、平成27年度に短期間で策定し、期間についても国と同様に平成27年度からの5年間にすることが効果的であることから、総合計画の期間とずれる形となることは、やむを得ないことであると考えています。

詳細については、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから②について説明をさせていただきます。

総合計画や総合戦略における目標人口についてでございますが、総合計画における令和7年度の2万8,500人という人口目標は、平成27年度に策定しました第1期総合戦略の人口ビジョンとあわせる形で設定したのになります。人口ビジョンにつきましては、年度ごと、振り返りながら分析することは大切であると考えておりますが、計画としては最終目標であります2040年の人口を市民の皆様とも共有しながら取り組むことが大切と考えております。

第1期の人口ビジョンについては、その2040年の最終目標を2万3,000人としたわけでございますが、実績として議員がおっしゃるとおり、平成30年度において計画を若干下回る差が生じております。今回策定する第2期人口ビジョンでは、国勢調査結果や転入転出による社会増減、出生死亡による自然増減をしっかりと確認し、また、引き続き真に人口減少に必要な施策を検討していくなどした上で、2040年の目標を第1期人口ビジョンと同じく約2万3,000人とする方向で調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 次に③でございます。

まず、1点目の第1次と第2次の行政改革の狙いと成果ということですが、第1次計画を策定した時期は合併した直後であり、職員数が多過ぎると言われる一方で、旧4町の事務を一まとめにまとめる作業で苦勞していた時期でございました。このため、定員管理の適正化が特に重点を置いておりました。その結果、平成17年度から21年度までの5年間で職員削減数は76人、事務事業の見直しによる経費削減などの取り組みを含めた全体では約11億9,000万円の効果がございました。

また、第2次計画を策定した時期は世界的にも経済不況を迎えておりました。税収の削減や交付金の減額が予想され、限られた財源の中で行政サービスを継続していくには、事業評価による大胆な見直しや不用市有財産の処分を進めていかなければなりませんでした。その結果、旧中伊豆荘や旧ふじみ幼稚園の売却により、約1億4,000万円の収入、また第1次計画と同様に定員管理適正化により職員削減数を39人、その他の取り組みを含めた全体では13億5,000万円の効果がございました。

2つ目の第3次計画についてですが、第3次の計画策定時期は合併特例による地方交付税の優遇措置が段階的に削減され始める時期でもあり、財政状況がより厳しくなっていくため、それまで以上に事業の必要性や効果を十分に検証し、市が担うべき事業を選択していくよう当時は考えておりました。

特に、合併により近隣市町より公共施設が多く配置され、その多くの施設の老朽化が進み、人口減少の影響で施設の利用需要も変化している中、適正な供給量と配置を検討する必要性がありました。また、事業を選択していく中で、地域にできることは地域でやってもらい、そういった地域に行政は惜しみなく協力をしていく考えがございました。新たな自主財源を創出する必要もあり、ふるさと納税のさらなる増収を目指しておりました。その結果、平成27年度から30年度までの4年間でございますが、ふるさと納税による寄附収入が約9億1,600万円、また人件費につきましても職員削減数が14名となっております。

続いて3点目の第4次計画の大綱でございますが、これまでの行政改革により職員の削減や歳出の削減では一定の効果が上げられておりましたが、これ以上の量的削減による効果というのはなかなか難しいと考えております。第4次では、これまでも効果のある量的改革は継続しつつも、職員の意識改革や能力向上に向け、新たな手法を用いた質的改革にも挑戦していきたいと考えております。また、市民が地域のまちづくりを自主的に行える、そして市民が行政に自発的に参加していただける環境づくりも、引き続き行っていきたいと考えております。

今までの5年ごと見直しをしていた行政改革大綱ですが、総合計画よりも1年先行しております。このため次の第4次の計画期間を6年間とし、次期計画では総合計画と同じ時期とする、そのように考えております。これによって、総合計画とより連携がとれた行政改革につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） どうもありがとうございました。

1番目の整合性といいますか、当然総合戦略とそれから各部門計画、分野別計画との整合性はあるという答えだし、それから法令とかいろんなことに基づいて若干の計画期間のずれとか、最終年限のずれとかいうことがあって、なかなか総合計画に合わせるのがいいだけ

れども、合わせるができないよということに関しては、多分そういうことだろうなというふうに思っていました。

たまたま挙げさせてもらった11の計画に関してであります。既にそういうことはありながらも、例えば総合政策部がやっている生活交通ネットワークの計画というのは9年間という、いかにも中途半端な年数なんだけれども、これはなぜかという総合計画の最後に合わせるからなんです。そういうことをされている。総合政策部は総合計画の主管部でありますから、そういうことを合わせようということを結構意識してやられているのかなという思いがあるんですが、総合計画を主管する総合政策部として、ほかの部門に対して部門計画なり分野別計画をつくる時に、なるべく総合計画に合わせてやってくれ。ただし、法律のどうしても縛りがあるというのは無理なんだけれども、縛りがなければ可能な限り、合わせてくれよというような指示みたいなものを出しているのでしょうか、いないのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 議員がおっしゃいましたとおり、当然、総合戦略課におけるものにつきまして総合政策部になりますけれども、それにつきましては交通ネットワーク限りという形で9年間ということですが、前期が4年間、後期が5年間という形で我々がやるものに対しては当然考えてやっています。

もともと総合計画というのがありますので、多分直接的な指示は出しておりませんが、当然総合計画に基づいて各部、連携しながらやっていますので、当然それを考慮しながらやってくれると思います。最終的にはまち全体が同じ方向を向いていくという形で進んでいると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 法律の制約があったらどうにも仕方がないことなんです。やはり各部門には総合計画を主管している総合政策部として、やっぱりきちっと合わせられるものは合わせてよということをやってもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

というのは、計画というのはある年限で、総合計画のもとで最上位計画のもとにやっ、部門計画をやるわけですが、それをきちっと総括をして、そして次の計画をつくるということのいわゆる材料にしていくということの繰り返しをやっていくわけですね。そういう意味では総合計画と期間が整合しているということは物すごく大事なことだと思うので、その辺は十分意識してやっていただけるとありがたいなというふうに。ただ、法律上どうしてもそれができないということであるならば、それは仕方がないことです。

その上で、総合政策部が今、手がけている、これは計画という名前ではないんですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがありますね。これは市長の先ほどの答弁で、これについてはお金をもらうということもあるんだと思うけれども、国の何かに合わせている

と。1年ずれているやつね。ということだったんですが、これは地方版総合戦略等のQ&Aというのが国から出ているんですけども、それを見ますと、やはり同じようにこの総合戦略と総合計画をつくっている市が1年ずれているというのがあるんですよ。これを合わせることはできないかという質問をしているんですね。それに対して合わせることはできますと言っているんです。合わせることはできます、ただし、いろんな条件があります。交付金をもらうというようなこともあるんで、その辺の計画をきちっと入れた上で合わせる。

やはりその市も総合計画と合わせたほうが良いという考え方があると思うんですよ。そういう意味ですから、その辺を研究をしていただいて、来年令和2年度からスタートするのは、5年間計画ではなくて6年間にして。先ほどどこかありましたよね。総務部長の6年間に合わせるという、そういう答弁をいただきましたけれども、同じように年数は一緒ですから総合戦略もそれに合わせるという研究ができないかどうか。ちょっとその辺を確認をしていただきたいなというふうに思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今、議員おっしゃいましたQ&Aにつきましては、私のほうも承知しております。ただ、伊豆市としますとやはり国、県とのつながりがありましたので、当然県とのつながりが強かったものでございますから、今回につきましては、国のほうでは計画期間に合わせていただきたいと思いますという形で答弁しております。その後にはやむを得ない場合がありますけれども、その形で伊豆市としては平成27年度から5年間という形で考えました。

次の期間、6年間ということですが、これにつきましては最終的に国のほうにも聞いてみましたが、まだその先がなかなか読めないというところがありますので、伊豆市としても6年間というのを考えるべきだということもあつたんですが、現在のところは国の意向というか考えもありますので、今は考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 今の1点ですけれども、その先が読めなかったら総合戦略の最上位計画だから合わせたらいかがですかと、合わしたいんですけれどもということはいえないのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まだその辺で合わせることも可能なのかもしれませんが、伊豆市としますと今のところちょっと国のほうの意見も聞いた上で、そういう形の判断をしたところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

それから、伊豆市建設計画というのがありますが、これは新市建設計画ということで昨日も小長谷朗夫議員からの質問でも取り上げられました。いつまでが新市かというような議論があったんですけども、私はそれもあるんですけども、それ以外に計画期間がこれ延びているんですよね。合併したときに10年間計画でつくった。合併特例債ですか、影響があったのは。それで延びた。延びた、延びた君でまた延びた君ですよ。計画というのは、何かの影響でどんどん尻が延びていくというのは、どうも考えられない。やっぱり計画というのは期限を区切って、その中で何ができて何ができなかったかということきちっと総括して、それで次の計画をつくる。

伊豆市建設計画であるならば新市建設計画であるならば、10年間というのがまずあったんだから、その10年間をやり、そこで一度閉じて、そして今までできたことは何だ、できなかったことは何だ。そして第2次伊豆市建設計画なら、もっと違う名前がいいのかもしれないけれども、そういうのをつくるというようなやり方をすべきじゃないかなというふうにするんですけども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 当然、合併前に伊豆市建設計画つくりましたけれども、それは伊豆市の総合計画に引き継がれているということで、全員協議会等でも答弁させていただいています。ですから、当然新しくなれば総合計画を今回、第2期のをつくりましたし、次はまた第3期という形で受け継がれていくものと考えています。

ただ、このまちづくりにつきましては合併特例債の関係で、使える期間が延びているということがありますので、この計画自体はどんどん延びているというのがありますけれども、このもともとの精神につきましては総合計画のほうに引き継がれていると考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 総合計画に引き継がれているということであるならば、この総合戦略は1年早いんですね。1年早いんですよ。だから今度つくるときには、令和2年度から5年間だから6で終わる。だけれども、総合計画は令和7年度なんですよ。その7年に合わせるということはいませんか。合併特例債は6年までだけれども。建設計画はもう40年か。じゃなくて、とりあえず令和6年までですよ。それを7年までとすることはできないんですか。総合計画に合わせて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 建設計画は国のほうで5年間という形の制限がありますので、

5年間という形で述べさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） はい、わかりました。やっぱり国のほうが上位ですよ。幾ら市の中で最上位計画が総合計画だといっても、合併特例債を企画する国のほうが上位だということですね。わかりました。

それから、そうしたら、伊豆市の公共施設等総合管理計画、これは40年という区切りだったかな。余りにも長いんで、これは総合計画が逆に10年ごと、ずっと仮にいったとして、1年ずれるんですよ、最後に。でもこれは無理やり合わせるということじゃなくて、40年という長期のラウンドナンバーで区切った区切りの年数を優先させたということで、理解をします。

それから、その次は第1次伊豆市のいのち支える自殺対策行動計画、これは健康福祉部ですが、これは最上位の計画は総合計画ですときちとうたっています。健康いず21計画の分野別計画とするとしています。健康いず21計画の最終年度は令和4年なんだけれども、いのち支える自殺とはまたちょっとずれている。総合計画にも合っていないし、分野計画だという健康いず計画にも合っていないし、これはどういうことですかということを探ねたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） すみません、今のところは私のほうではまだ確認をしておりませんでしたので、確認をして報告させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） これはやっぱり国の何かお金をもらう何かのやつだそうですよ。ちょっと調べておいてください。そういうことだそうですから、どうも合わなくても仕方ないのかなということのようです。いわゆる国の健康日本21という計画の最終評価の年度に合わせてあるということのようですから、ちょっとその辺は見ておいていただきたいなと思います。

それから、あとは、そんなところですね。まだほかにもいろんな計画があって、いずれにしてもこれ、全体を見ますと総合計画に準拠をして、代表的な整合性は必ずとれます。それからできる得る限り年度も合わせるんだけれども、法律や交付金とか補助金の関係で合わないようなところもあるのでということを整理をさせていただくということで、よろしいですね。はい、わかりました。

そうしたら、将来の人口設定についてというところでいきますが、2040年の目標の2万3,000人に合わせるということで、これをつくっているということなんです。今度のこの1年ずれもずれを合わせないですよ。合わせるかどうかというのは、さっき言ったか。ちょっと研究してくださいということなんだけれども。今、考えている令和7年度の2万

8,500人に対してはやはり1,000人以上ちょっとギャップがあるんでしたっけ。あるんですね。わかりました。それはそれでしょうがないのか。最上位の計画だけれども。それからいくと、総合計画よりもひと戦略のほうが上位の計画みたいになっちゃうんだけど、それはそれでいいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） もともと第1期総合戦略につきましては平成27年度につくりまして、それをもとに総合計画の2万8,500というのを出していますので、もともとがそちらがありましたものですから、2040年を2万3,000人という数字は変えていないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 第1次でつくったので、第1次の総合戦略でつくったので、総合計画の2万8,500人ははじき出されましたということですね。それで、では今度は第2次でやったら、2万8,500人を下回っちゃって、結局、だからどうなるんだ、どっちが最上位になるんですか。やっぱり総合計画が最上位という見方でいいんでしょうか。ちょっとよくわからなくなっちゃった。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 当然まちの計画につきましては、総合計画が最上位であると思いますけれども、人口減少対策という形で国が示されたビジョンに基づきまして、人口は算出しております。そのときの第1期が先ほど言いました2040年に2万3,000人という形で、今回見直しの時期に来ているわけですが、第2期におきましてその目標は変えずに、頑張っていこうという形で2040年の2万3,000人を変えていないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。もう2万8,500人はこだわりませんが、やはりいずれにしても人口が減少していることをどうやって食いとめるかということの政策です。もう一つ別に総合計画には合計特殊出生率の1.25から1.69に上げるというようなこととか、同世代人口は200人でしたっけ。それにするというのがありますよね。それに対するやっぱり具体的な施策、一体今まで何してきたのかというのが、ちょっと見えてこないんですよ。そこらをちょっと何か解説するようなことがありましたら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 2040年に2万3,000人という目標につきましては、最終的に

出生率につきましては2035年に1.69にしたいということで考えています。これにつきましては、県のほうが2.07という目標を立てておりますので、その2.07に基づいて伊豆市の場合は1.69という数字が出ております。それを2035年に達成しまして、ある程度2030年につきましては、社会減少、これを流出流入をゼロにするという形で2万3,000人という目標をたてております。今までも人口定住のための補助金であるとか、子育てのいろいろな形での支援という形でやってきましたので、それを引き続き、継承しながら、今、人口ビジョンの検討委員会もやっておりますので、その中で新たな政策については考えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 県の2.07というのは多分その人口を維持するための2.07。2.07を特殊出生率にすれば、人口は減らずにいけるといところが2.07というところだと思うんですね。それに対して、県が2.07だから1.69にしましたということは、要は子供は少なくなり続けますよということを宣言したに等しいんですが、さらに実態は今はまだ下ですよ。きのうかおとといの話では1.30かなということだったと思うんです。私が聞きたいのは、だからその1.30が1.69になるかどうかかわからないけれども、少しでも上げていくということに関して、どういう政策を打つんですか。年次200人ということに関してどういう政策を打つんですかということを知りたい。打っていましたかということも含め、これからこういう政策を打っていきますということも含めて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 政策につきましては、今までも議会の中で何遍も答弁させていただいていますし、人口がある程度社会減も少なくなってきたという状況がありますので、今までの政策について特に間違っていたとか、そういうことはないと思いますし、これからはそれは維持していくと思います。ただ、これからやはり実際は減っているということがありますので、今、先ほど言いました人口ビジョンのための委員会も開かれております。その中である程度お示しをして考えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 特殊出生率だけ考えてみますと、やっぱりこれの計算方法の構造をやっぱり理解するべきだと思うんです。これは、15歳から49歳までの女性の産んだ数の平均の云々という、5歳刻みで計算したと、そういう計算方法があるんですけども、要は子供の数が分子で下が15歳から49歳の女性の数なんですよ、伊豆市の。子供の数が減ったとしても、それ以上にここが減っていれば、逆に出生率高くなるんです。

だから、何をしたいかといえ、やっぱり子供を産む人、子供の数をふやすにはやっぱり子供を産む人たちをふやす。だからなるべく伊豆市にいてよということと、そういう世代の



人たちにぜひ来てよという政策を、きちっと具体的に打たないと、この数字を上げていくということはなかなかできないということですので、その点は御理解いただきたいと思います。

わかりました。それで、行政改革のほうに行きますが、総務部長のほうから丁寧に1次、2次の計画のいろんな成果、それから金額的な成果ですね。特に1次、2次は財政的なものを追っかけていたということがあり、3次もそういうことなんですけれども、いろんな経済背景があった中で頑張ってきたということの総括だろうというふうに思います。

3次計画、今進んでいて来年3月に切るやつなんですけれども、ここで4本柱を立てたんですね。選択と集中、質の改革みたいなものとか、職員の意識改革と行政組織の見直し、それから持続可能な財政運営。それから市民との協働ということなんです。やっぱり一番大事なのは、これからやっていかなきゃいけないのは職員の意識改革、それから行政組織の見直しのところだろうと思うんです。これをやることによって、1、2も3もしっかりしないと、1も3を進める上で、2がそれがしっかりしていないとうまくいかないということだと思うんです。

第3次計画でこの4つの柱を進めてきたということに関して、これをさらに4次計画に結びつけていくというのはやっぱり総務部長が言われたように意識のところ、いわゆる金目の量的なものではなくて質的なものを入れていくという理解でもう一回、質問なんですけれども、それでよろしいですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 最初の答弁でも申しましたとおり、まず量的な改革、これはやはり継続していかなきゃならないというふうには考えております。特に1次、2次につきましてはもう職員の数をとにかく減らして、それは全国的に公務員の削減というものが叫ばれておりました。特に合併した4町が一緒だったものですから、1自治体としては相当数が多いということで、まず職員の削減を目指し、それによって財政的経費の削減。それを1次、2次にはある程度実施をしてきたと。

それが一つあるんですが、やはりまず職員の量的削減には正直ちょっと限界に来ているというのは実感でございます。それにも増して、いろんな今、議員最初に示していただいたように計画づくりとか、いろんなものが国、県からも求められております。それにはやはり職員の質的、ちょっと能力というと語弊があるんですが、質的なものというのはどんどん改革していかなければならないと。職員はもう減らせられない、ふやせられない。仕事はふえていく。そうするとやはり一人一人のマンパワーというのは大事になっていくなど。このあたりはやはり取り組んでいかなきゃならないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） これからの行政改革は量的なものも追い求めるけれども、プラスして

質的なほうにウエイトを多くしてやっていくということの御発言だろうと思います。やっぱり機能的な庁内組織のあり方であるとか職員力のアップ、そういうことが注目されると思うんですけども、自治法が改正されて、内部統制の仕組みをつくりなさいということがあります。ただ、これは県とか政令指定都市とかというところに義務づけられたということで、伊豆市の場合は義務づけられてはいませんが、努力義務でやるということは間違いなことだと思われ、将来に向かって必ずこれは努力義務から義務規定になっていくんだらうと思うんです。そういう意味では、まさにこの行政改革のところに関連するところでありますので、その内部統制の仕組みをきちっとやっていく。コンプライアンスを意識したというようなことも含めてやっていかなきゃいけないと思うんですが、その点に関してはどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 以前の山口議員の御質問で監査委員事務局の問題がございました。市としての監査委員事務局のあり方の御指摘をいただいた時に、私も市町村にも内部統制が努力義務が課されていると。それは監査委員事務局の御指摘とあわせて内部統制を今後どう制度化していくかと、あわせて考えさせていただきたいという答弁をさせていただいたとおり、当然人口3万人ぐらいの市ですので、やはりまずは近隣、東部の市町の動向を見ながら、市としても今、総務課のほうを担当するように組織的にはなっておりますので、これはしっかり進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） やはり内部統制の仕組みは検討にぜひ入ってもらいたいなと思います。やっぱりこれは組織的な取り組みを徹底することによって、市長にとってもメリットは絶対的に出てくるわけです。マネジメントの強化ができるということであるとか、政策課題に関して重点的な資源投入というようなことも考えられる。職員にとっては業務の効率化であるとか、それから安心して働ける、今働き方改革なんて言っていますけれども、そういう魅力的な職場環境をつくるということが出来ますし、市民にとってもいわゆる信頼に足る行政サービスを楽しむと申しますか、受けるというか、そういうことができるということです。

大変重要な問題です。やはりもうその典型的なのは議会事務局と監査委員事務局のやつはぜひぜひ、ここのところはもう一丁目一番地のコンプライアンス、いわゆる内部統制の世界だ。何たって監査される側が監査をする事務局をやるなんて、こんなおかしな話はないわけで、ここのところはぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思いまして、まだほかにもあるのですが、次にいっていただきます。

○議長（三田忠男君） 2番目ですね。改めて3期12年の市の総括。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） では、2つ目の御質問にお答えを申し上げます。

まず、人口減少危機宣言の中の雇用、所得、定住なんですが、これは個別具体的に幾つかの事業あるんですが、数字だけきょうは申し上げたいと思います。

実は2日前に鈴木議員にお答えした数字を1つ、私訂正しなければいけないんですが、伊豆市の経済活動別総生産、これ県のデータのほうが修正をされていて数字が別の表に上書きされていましたものですから、平成20年、私が市長になったときの経済総生産、伊豆市の、1,009億円と申し上げましたけれども999、平成20年は999億円で、直近のデータが開示されている平成28年の伊豆市経済総生産が1,009億円。これを、人口が減っていますから1人当たりになると、平成20年が274万円で、平成28年は1人当たり315万円という経済規模になります。

問題は市民所得のほうでして、市民所得と経済総生産は違いますので、市民所得は著しく減っています。平成20年が約850億円、平成28年が約770億円ぐらいで、市民所得の総数は大分減っています。その中で一番深刻な数字が雇用者報酬。雇用者報酬の総額が平成20年約670億円で、平成28年約570億円。ただ1人当たりは人口が激減していますので、1人当たりは240万円から250万円に伸びているわけです。

この間、伊豆市内の大きな雇用を抱えている観光でありますとか、医療介護の雇用者報酬が激減したようには思えませんので、これからは推測になりますけれども、やはりサラリーマン世代、雇用者である現役世代が激減しているんだろうということは、これは推測をされて、それが人口問題につながっているということも推測をされるわけです。

雇用と所得のこれまで講じてきた個々の具体的な施策は、過去何度も答弁申し上げますので、ここでは申し上げますが、そういったことが数字ではやはり確認できるのではないかと思います。

それから、2つ目のところで、文教ガーデンシティが否決により頓挫したのが大きな分岐点ではないかということでは、まさにそのとおりです。そこで大きく私の政策は進まなくなり、時間を大きく停滞させていることはまさにそのとおりでございます。

9月の下旬だったでしょうか。議員から次の選挙に御質問いただいたときは、市民から見ると市長は引き続きいろんな業務をやっていたように多分見えるんだと思いますが、9月いっぱいまで私の脳みその99%はごみ焼却場。ひたすら新しいごみ焼却場を成立させることが思考のほぼ全部を占めていて、とても次の市長選挙のことを考える、相談する時間はゼロ時間でした。

それ以降、現実問題として先日申し上げましたとおり、残り3カ月、4カ月となりますと、今度は次の市長選挙のための政策の議論を、やはり市民に提示申し上げなければいけない。そういった時間的制約の中で、いろんな方と御相談をさせていただきました。

ただ、そのときに私は市民の皆さん、後援会と相談したいということをお願いしました。

れども、市民の皆さんに一人一人に、来年どうしたらいいでしょうかという質問は当然いたしません。私は現職の市長ですから、タウンミーティングを含めていろんな方と意見を伺います。その中で自分がやってきたこと、やろうとしていることの政策が市民ニーズに合っているか合っていないかの確認をしてきたわけです。その中で今進めつつある、新たにやろうとしている、既に議会でも提示をしている政策については多くの市民の理解と支援をいただいているんだろうというようなことを考えた次第です。

最後に、議員との共通の価値基準を持ちながら云々というところで、については将来のイメージだということですが、これも3年前には議会にお示ししましたけれども、伊豆市の形として、やっぱり中心地である修善寺が、修善寺区域の3%としか市街化区域がなかったわけです。駅周辺の点、温泉場の点、修善寺ニュータウンという別荘地の点。駅前、観光地、別荘地という3つの点だけが市街化区域であったわけです。それを牧之郷の沖ノ原を、あれは大仁から伸びる市街化区域ですから、都市計画を見直しつつ、日向、加殿を開発し、そして都市機能であるごみ焼却場が佐野にできることによって、皆さんに図をお示ししました。牧之郷からベルト状に瓜生野、横瀬、牧之郷を通過して日向を通過して佐野に至るまで、こういうおおむね七、八キロのベルト状に新しい地域ができますということを申し上げました。それが当時私が描いていたイメージです。

ただ、これはこのとおり進みませんし、中伊豆温泉病院が駅から3キロほどの白岩になりましたので、そういったいわゆる私が想定したあくまで市の形ですよ、ベルト状ではなくて、このベルトがどうなるかわからないところ、まだあるんですが、やはりあれだけ大きな病院が、中伊豆町と修善寺町の接点、町という言い方はおかしいんですけども、あの白岩地区にできると、それは当然、その先を何か考えなければいけないです。何か考えなければいけないけれども、そこは農地は病院だけで今手続していますから。かなり大きな病院ができる。そこは農地に囲まれている。そこをどのように考えるか。

そして、今開発計画まで行っていない日向、加殿をどう考えるか。これはとても大きな課題であって、今、次に進めていない、まだ今年度いっぱい新中学校の基本計画ができるようですから、なかなか次の大きな構想を皆さんにポンチ絵で、スケッチでお示しできない状況でございます。

その中で私が価値基準を共有しているのかどうか不安があるということをお示したのは、より端的に言えば判断基準ですね。私は市長ですから、市民から行政権を預かっていますので、したがって市民の皆さんにいろんな場面で、きょうの夕方もある会合がありますけれども、いろんな場面で市民の幅広い意見を伺います。そのとおりは残念ながらできませんので、その優先順位、効果、財源等を考えながら、その政策として整理するわけです。したがって市長の責務は、判断基準は市民の意向であり、そしてそれを政策に整理して議案で出すという、これが市長の責任です。

それで、議員の皆さんはここで採決されるわけですね。その採決される場合の判断基準が、

例えば山口議員とは何度か個別にお話し申し上げましたけれども、山口議員は中学校にも賛成だし、新中学校のことには反対はされないとおっしゃっていましたし、住宅地開発も、その後、公園については個別に話していませんのでよくわかりませんが。文教ガーデンシティが反対されたときに、8人の皆さんが同じ反対理由だったようには思えないということ、これ過去にも申し上げました。そうすると、それぞれの方々が何を判断基準に、どういう判断で採決されるかがわからなかったし、今でも違うように見受けられるので、私が申し上げているのは、採決という議員の権限行使のときに、どういう価値基準、どういう判断基準でされているか、まだ私が十分に理解、意見交換が情報交換ができないので、非常に苦慮しているということを、これ現実として、どうしたらいいかではなくて現実として申し上げたこととさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） まず、そうしたら①のところの人口減少危機のところなんです、一つだけまだ聞いていないというか、きのう、おとといの中でちょっと出たような気もするんですが、人口減少問題に対するいわゆる庁内組織、組織的な対応についてというところであります。

専門的な部署をつくらず、それぞれの部課で日常業務に加えてどういう取り組みをしたのかなという、そういうことを指示したというのがありましたよね。ただ、一昨日のやり取りで、窓口で笑顔で対応みたいなことを言っておられたので、ちょっと違うなというふうに思ったんですが。いわゆる特別な人口減少のための対策の戦略的な部署をつくるのではなくて、既存の部に対して人口減少に対してそれぞれの考えでやりなさいという指示を出したということなんです、では、それぞれの部は何をしたんですかということを知りたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは恐らく、推測になりますけれども、私と山口議員のキャリアの違いで、目標等を、目標に向かう実施要領の進め方で、少し経験と考え方に違いがあるのではないかと思います。ですから、申しわけないんですが、私が説明していることが議員の皆さん、市民の皆さんに、私が考えているのと同じように理解されるかどうか、自信がないところもあるんですが。私が考えておりますのは、あるシンボリックな目標をつくったら、それにみんな向かっていく、その過程においてそれぞれが役割を果たしていくということなんです。

この間、市民窓口の心構えのことを申し上げましたけれども、例えば人口減少対策の課をつくったらそこが都市計画もやるのか。移住政策もやるのか。あるいは健康管理もやるかということ、私の理解の中ではないのであって、健康管理を担当している健康支援課がいい

政策をとれば、それは市民の幸福度につながって人口減少につながるというのが私の理解なんです。ですから、私はシンボリックに、今、伊豆市の最大課題は人口減少ですよ。人口減少対策という目標に向かって、それぞれ施策を編むことによって、全体として心地よいまちづくりが進むという考え方をしているわけです。

ですから、人口減少対策の課をつくって、そこに集約するという考え方が、担当課、今であれば移住定住は戦略課に指示しているわけですがけれども、それをもって人口減少対策をやって、ほかはそれぞれ法律に基づいた政策を粛々とやりなさいという考え方は、私はとっていないものですから、そこで、ひょっとしたら基本的に考え方に差異があるのかもしれない。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ということで、提案したかもしれませんが、特別な部署をつくりなさいというようなことがあったので、それはしていないわけですね、現実には。それで、日常の業務をしながらそれぞれの部が市の大方針である人口減少対策に取り組んでいくときに、では、例えば健康福祉部だったら何をしていますか。総務部は何をしていますか。総合政策部は何をしていますかという、ワンアイテムでいいから何か1つずつ、そういうのはあるんじゃないですかということを知りたいということを言っているんです。

○議長（三田忠男君） 市長ですか。市長に求める……

○市長（菊地 豊君） では、私から。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○市長（菊地 豊君） まだ誤解があるようですので。

私が申し上げているのは、目的は、伊豆市の目的は市民にとって住みやすいまちをつくることですよね。その目標として、人口減少という今、伊豆市が抱えている大きな課題を目標設定することによって、そこに向かっていくことに、そのプロセスにおいて各部各課がそれぞれにふさわしい事業をやるということなんです。

ですから、全部が移住者を考えているわけではないし、健康支援課で移住定住を考えているわけでもないし、しかし、どこに行っても心地よい対応窓口であれば、それは伊豆市役所としていい市役所になるわけですから。都市計画課がいい公園整備をしてくれれば、それは市民にとって心地いいまちになるわけです。産業政策を頑張ってくれれば、それはいい働き口が多いわけですね。それが結果として、目的である暮らしやすい伊豆市になる。その目標設定として人口減少というものを掲げてあったので、どこかに一個集約して、そこだけで人口減少を考えろとか、あるいは全ての課において移住政策を考えなさいということではないということで、すみません、私はそれ以上に説明することはありませんので、もし部長からあれば、すみません、補足をさせます。

○議長（三田忠男君） 各部で何をやったかということで、関係部長、よろしく願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 各部ということではないんですが、私のほうで少しまとめさせていただきますと、例えば健康福祉部においては、子育て環境で人口減少対策で、ふじのくに少子化突破事業に取り組みまして、子育てママスタッフを組織し、子育て情報誌を発行、父親教室の開催、子育てのイメージプロモーションビデオを撮影したり、配信しているということをやっております。

また、教育関係におきましては、ALTの活用によりまして英語教育の充実、ICT教育の充実を進めております。また、建設部におきましては、都市計画の見直しという形で線引きが廃止されたということで、それぞれの各部においていろんな取り組みをしているということでもあります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） まあ頑張っていると思うんですけども、では結果的にどうだったんですかと。全然思った以上に減少していますよねということなんです。

これを市民の側から見たときに、市民の側というのは伊豆市に在住している市民が、もうこの伊豆市にずっといいまちだから、居続けたいと思うのか。それから、伊豆市以外のところが伊豆市に行って暮らしたいと思うのか。そういうアピールというのは、誰がどこでどういうふうにするんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 広報広聴は、事務分掌の中で総合政策部秘書課に広報スタッフがおります。したがって、そこで広報紙とFM I Sの担当はしているんですが、やっぱり一人一人の職員がここはいい職場だと思い、自分はいいい仕事をしていると思って、そういう思いが顔に出ないとそれが出てこないですよ。

幸いなことに私が少し下がったと感じていることと合っていればいいんですが、タウンミーティングをやって、以前すごくいやだったのが、集まってくる市民の皆さんが、いやあここはだめだ、もうここはだめだ、だから若い人はまちに行けという発言がすごく多かったです。それでは、やっぱり……今回は13回でそういった発言は、私はなかったように思うんです。

ですから、我々職員も頑張るし、市民の皆さんもここはいいところだし、外からも来てくれたら受け入れてくれるという、その情報という観点からです。情報という観点からいえば、そういう地域でないとなかなか。例えば、5人の課をつくってそこが頑張ればということとは、私は違うような気がするんです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 市長の言われることもよくわかるんですけども、結果的にはですよ。結果的には予想以上に減っているという現実があるわけですよ。この十何年間、市長になられてからずっと減っているわけじゃないですか。

ほかの市町の成功例というか、ほかの市町でそういうことをやっているところがあるんですよ。ワンストップ窓口を使って。それを簡単にまねれば、伊豆市がすぐできるかといったら、そんなことはなかなかないとは思うんですけども。だから、全ての部が何かをやっていると言ったって、にこにこ笑顔でやっていますと言ったって、現実的にこの十何年間ふえていないというよりも、減り方が激しいということが結果として出ているわけで、そこは少しちょっと考えていただだけませんかということで、この議論はもうこれでやめます。

そして、文教ガーデンシティに関しては、やはりこの構想の失敗の本質ということをやっぱり明らかにしておいたほうがいいとは思うんですけども、これ多分議論はかみ合わないと思うんですけども。僕はやっぱり、計画というか構想、そういうものの重みをやっぱり少し考えてもらいたかったなというふうに思います。

それぞれ反対した議論の中でいろんな思いがあるかもしれませんが、やはりあれだけの大型事業で、市民への周知がほとんどできていなかったという実態はあるんですよ、現実的に。否決された年の1月か2月号の広報紙を見てくださいよ。市長のミーティングでいろいろやったけれども、全然知りませんでしたということを書きつけてあるわけですね。平気でという言い方はおかしいな。広報の中に書いてあるくらい、あの事業計画が住民の中に、100%浸透させるとは言わないけれども、それが丁寧にできていなかったということがあるんです。そういうやり遂げた形跡が見当たらないということが一つ。

それから、計画を簡単に市長がお変えになったということが、これは大きな問題だと思いますよ。並行検討ということだけでも病院を持ち込んだということは。病院を持ち込むことが悪いということではなくて、病院は絶対的に必要なんです、地域医療として。それは地域医療の議論としてきちっとやればいい話で、どこにも見当たらないからあそこに持ってくるんだと。現実にあるじゃないですか。今やっているわけでしょう。というようなことがあって、そういう意味では、この文教ガーデンシティの失敗の本質というのは、やっぱりトップのぶれですよ。僕はそういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民の大半が反対の声が強かったことは、当然承知しております。ただ、市民の大半が反対であったかどうかという点、実はその後私も3年間ですから、去年、ことしだけではなくて、いろんなタウンミーティング、いろんな集会、いろんな人と会いましたけれども、やあよかった、もう絶対あんなことはやるなという声は、私はそういった声は一人も聞いておりませんし、実際にボイスレコーダーでも全部とっておりますけれども、タウンミーティングに行けばより多い声はやはり何とか中学校を進めてくださいということ



です。

そして、こども園は皆さんに御理解を得ていち早くできた。病院については、あのとき一番怖かったことはやはり市外に出ることです。今結果として白岩で移転計画が進んでいますけれども、あの時点の状況全体を冷静に見れば、もし伊豆市が2ヘクタールを提供できなければ、伊豆市より三島方向に出る危険性が非常に高かった。そう判断するのは、私は余り非合理ではないと思うんです。

そういった環境の中で、あの事業が白紙に戻ったから全部やらないほうが、市長、このまま絶対進めないでくださいという声が、私は聞いておりませんので、やはりいずれも必要な事業なんだろうと、今でも考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 個別の事業がどうのこうのじゃなくて、あの文教ガーデンシティがどうだったのかという。あのエリアの中にああいう立地。いわゆるコンパクトタウン&ネットワークで、修善寺駅をコンパスの針にしてこうと見立てたときに、あそこにあれをつくるということが本当によかったんですか、どうですかということなんだろうと思うんです。

では、ちょっと話を進めますが、修善寺の拠点、コンパクトタウンの。それから、伊豆市の完全な玄関口。あその再開発みたいなこと、いわゆるあのエリアのということに関してはどういう構想をお持ちなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） さっき申し上げましたように、文教ガーデンシティは独立してそれだけでではなくて、都市計画の線引きの見直しとセットだったんです。これは何度も申し上げておりますとおり。そこで、今、沖ノ原はもとより牧之郷の駅周辺、それから瓜生野、それから今、修善寺東小学校の前でも5戸区画くらいですか、3軒は家が建っているようだけれども。あるいは加殿でも、今、橋の近くに3区画分譲されておりますし、鹿島田公園の横も5区画ですか、分譲されていて、都市計画の線引きを見直した効果というのはやっぱりはっきり出ているんだろうと思うんです。これ今までできなかったわけですから。法律で禁止していたわけですから。熊坂の大きなカーブの廃墟もそうですけれども。

ただ、前から申し上げておき、それだけでは足りないんですよ。線引きを廃止しただけでは、伊豆市の住むところとしての環境整備できませんので、したがって、改めてやはり住むんだったらこういったエリア、こういった都市機能、こういった環境だよねというところは、やはり私は今でも、私の地元も含めてですけれども、そちらを無視するのではなくて、そういった拠点をつくるのは、修善寺駅からやっぱり遠いところにつくる勝ち目というのは、比べて見れば、税金を使わせていただくという観点から見れば、やっぱり勝算のある修善寺駅から近傍なんだろうということは変わらないのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 何かもう時間がなくなってきてあれなんですけれども、今まで言っていないんですが、文教ガーデンシティはいわゆるコンパスの1キロの一番端だったんですよね。

致命的な計画の中でやっぱりこれ、白鳥さんにもお聞きしたいんですけども、川があるということは、相当厳しいものがあるんですね。川というのは完全に文化を寸断したり、何を寸断したり、風景が全然変わってくるという。スケールは違うんですけども、私がずっと住んでいた宮崎県は延岡市であり、宮崎市であり、福岡の博多のあの辺、全部川で寸断されちゃって、こっちとこっちは全然文化が違うというのがあるんです。これを合わせた一つのエリアをつくるということに関しては、物すごく至難の業。

全然それとはスケールが小さいけれども、しかし、あの文教ガーデンシティが仮にできたとしても、一つのエリアとして形成軸ではちょっと問題があったんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 議会に否決された文教ガーデンシティですが、県の都市計画課長のときに調整した立場からいきますと、修善寺駅から半径1キロの中で修善寺の発展を考えたとき、もう修善寺のまちにしてもどちらにしても川の右岸と分かれているわけです。

そういった中で、修善寺温泉だとかそういったのに、今、伊豆縦貫の橋となる高速道路ができていて、やっぱり修善寺駅との連携を図る上では、そういった市街地を橋で分かれているからこっちだというわけではなく、修善寺駅の周りにそれだけの適地がないものですから、やっぱり一挙に確保するために、どこが一番いいのかということで考えたときに、新しいインターとも近く市役所とも近く、それぞれのところからの連携を図れる場所としてあそこが適地だと。

それで、防災の観点でございますが、修善寺橋というんですか、あの赤い橋より下のところは築堤の護岸で直轄がやる形で、そこから上は県管理で掘割でございます。だから、掘割というものに関しては、基本的に破堤ということがないものですから、護岸が守られていると。もともとこういった調整をしっかりとやらなければ、国からの防災、安全な都市づくりという一覽地の指定の協議に入れなかったわけで、その中で十分に説明をしています。

つまり、掘割で今の修善寺橋より上のほう、上流側については川が蛇行している、その蛇行がずっと何年来変わっていない中において、やっぱりその河岸流といいますか、護岸の岸が出たところでこう蛇行していて、比較的それは安全になっている。実際に削られていないわけです。今回の雨でも、それだけたまって、すごい勢いなんだけれども、削られていないから、そこからだあーと濁流のように流れて放水路のほうまで向かうというように。築堤のところについては、築堤の修善寺橋より下は削られたり、そういう可能性があっても、上のほうの河床というのは余り変わらないという構造だとか、そういうのを踏まえた上で、あ

そこのところでは昔から日が当たって安全なところですので。

確かに最大浸水深ではちょっと浸かるけれども、それは下のほうの川の軌跡といいますか、川の部分がしっかりしていれば、何も護岸がなくてもできているわけで、そういった上のところを盛るなり何なり安全にすれば、安全な市街地になりますという形の中で調整を図って、10ヘクタール以上の土地を確保したと考えております。

今回の雨でも、あの10ヘクタールの土地というのは、当然伊豆の国市やそういうのもたくさんありますが、現に浸かっているわけで、やっぱり内水の問題がいろいろあって、防災上の観点からいくと十分安全な土地として、当時の補助要綱、いろんな調整も超えた上で認められて調査費がついたという土地でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございます。またちょっといずれ機会を改めて御意見を伺う機会をいただきたいと。

時間がなくなってしまいましたので、最後のほうで市民の声をというの、まあ市長が言われたようなことで、それでどんな意見をお聞きになったのかと聞いていますけれども、それに関連して、やはり出馬ということに関しても、9月定例会でまだ何も考えていないということが、今回考えてはっきり表明をされたわけです。

実はその件に関しては、もう少し正々堂々とやってほしかったなという。質問の内容を見ても、それに該当するものは何もないんだけど、朝から報道が入っていて、報道も大変だなと。いつ出てくるのかわからないのに3日間も居続けるのかなというふうに思ったんですけども、波多野靖明議員が機転をきかして、最後にああいう形で通告外質問みたいな格好でやったので、報道にいたずらに時間をかけずに、働き方改革が進んだなというふうに思っております。

市長もあんな形で波多野議員からの踏み込み方をされるとは思っていなかったというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、マスコミを入れる権限は市長にはありませんので、議長がどういう判断でどういうマスコミ対応をしたかは承知しておりませんが、今回は、質問も出ていましたので、どなたかからどう出てもいいように準備していたことは事実です。

ただ、本当に仕組んでいけば、正直言えば、市長というのは真ん中でしゃべりたいんですよ。そういうことは。だから、どなたからどのタイミングかなとは思いましたが、しかし、正直言って、12月3日以降の一般質問で聞かれたら、こういう答え方をしようという準備はしておりました。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そんなくではないんだけど、やはり市長を支える議員たちもいるんで、やはり出馬したらこういう政策で行くんだということを、正々堂々と市長が言えるようなそういう環境を、質問項目の一つ入れて、やっていただくというのが正々堂々の世界だろうなというふうに思うんですが、これは市長に言うことじゃないんですけれども、ということであります。

小長谷朗夫議員が、事業計画のことで4年ばかりではなくてもっとやってよというような言い方をされたように思うんですけれども、僕はもっとやってもらったっていいと。公共施設の管理計画は40年ですよ。あれ全部見届けるまでやられたらいかがですか。そうすれば、伊豆市が大体どういうふうになるかわかりますよ。これで、伊豆市がよくなったら市長のお手柄。悪かったら責任。こういうことになると思うんですけれども、これはまあちょっと戯言で、大変申しわけないと思っています。

もう最後になりますけれども、まだいろいろ用意したんですけれどもとても時間が足りなくて、ほかに余った人のをもらいたいくらいなんですけれども、それはできないようですから、議会改革でちょっと進めようかなとは思っていますけれども。そんなこと言うからどんどん時間がなくなるんですけれども。

私自身、実は市長の3期目の半年おくれで議員になって、短い期間からの経験しかないんですけれども、文教ガーデンシティがああいうことになったという、極めて濃いところを経験させてもらっています。しかし、それ以降、市長は変わってしまったなと思って、これを心配しているんです。かなり臆病になったような感じがするもんだから、もっと堂々と自信を持って、きちっと提案してくるということをぜひやってほしいです。その提案によって我々いろいろ議論をしていくというようなことになると思うものだから、その辺をしっかりとやってほしいなというふうに思います。

それから、もう一つ言いたいのは、大城前市長の引き継ぎでまだできないことが6つあるとかいう話をされましたよね。引き継ぎなんていうのは、市長になってすぐそこで終わりですよ。その後は、その引き継ぎを受けて、市長の政策としてきちっと自分の政策として出していく。大城市長の引き継ぎが今できていないと、そんなことを言うのは、僕は余りよくないと思います。やっぱり自分の政策としてやっていくんだということで、ぜひ自信を持って進んでもらいたいなというふうにお願いをして終わります。

○議長（三田忠男君） これで、山口繁議員の質問を終了いたします。

#### ◎発言訂正について

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

先ほどの下山祥二議員の発言の中に、「修善寺東こども園」と言うべきところを「修善寺

こども園」と言ってしまったということで、訂正の申し出がありましたので、これを許可してよろしいか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） よろしいということですので、訂正することにいたします。

ここで議事の都合によりまして昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 最後の一般質問者になります。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

一般質問を始める前に、もうこれが一般質問入っているわけですけども、ここの議会は何なんですか。我々議員の一般質問よりもタウンミーティングのほうが優先するんですか、市長さん。何ですか。これから8月のオリンピックまではオリンピックのほうが優先だとか、きのうのスウェーデンの森林問題はうそ八百じゃないですか、あれ。ぜひ訂正してくださいよ。本当の議論をここでしましょう。

防犯カメラ。

防犯カメラについては毎回質問しています。防犯カメラは9月議会からでも大きく変化しています。防犯カメラは日々進歩しています。9月の質問からでも防犯カメラの一層の進化が、変化がうかがえます。

きのう、皆さんテレビで相棒というのをやっていたけれども、御覧になりましたか。最終的な防犯カメラのあり方をやっていたね。人が通ったら誰がというのもわかっちゃうし、どんなことをやっている人間かもわかっちゃうと。警視庁の防犯カメラのあり方があそこにあったんじゃないかと思えますけれども。市長さん、進歩していますよ。

市長は防犯カメラの導入には消極的なようですが、防犯カメラには犯罪の抑止力に大きな効果があります。犯罪抑止力に大きな効果があることについて、その抑止力は半端ではありません。市長はどう考えますか、お聞きしたい。

総務部長は防犯カメラを市が設置することはないと言っています。それは今でも、市長の考え方も同じですか、伺いたい。

防犯カメラなくしては犯罪捜査も成り立たなくなっています。11月に入っても防犯カメラの活躍が報じられています。9月未明には、大阪府で護送中の被告が逃走しましたが、防犯カメラにより姿を確認、その後身柄が確保されています。この間の自動小銃の事件も、やっぱり京都へ行くというのは防犯カメラで確認されていたようですね。そういう時代なんですよ、市長さん。

12月に青森県八戸市で女兒切りつけ事件が発生しました。この事件も防犯カメラで早期に犯人の逮捕ができました。現場近くには7日夕にも不審者によるつきまとい事案がありました。

伊豆市には不審者は出ないんですか、市長さん。私のところへは警察からも不審者が出ているという話は来ているんですよ。市長さんは何ですか、タウンミーティングでそういう話が出ないと不審者は出ないと思っていますか。これからオリンピックが始まるとして、伊豆市の安心安全は大丈夫ですか。伊豆市には不審者がいないんですか。

市長も総務部長もかたくなに防犯カメラの導入を否定しています。その理由は伊豆市の地域力と言っています。伊豆市の地域力とはどんなものですか。防犯カメラ以上の効果がある伊豆市の地域力について説明してください。防犯カメラは24時間365日、文句も言わずに作動しているんですよ。それにまさる地域力があるんだったら、ぜひここで説明していただきたい。

働き方改革。

令和に入り、世は働き方改革の世になっています。改革なくして伊豆市の発展はありません。伊豆市の人口減少はとどまるどころを知りません。当然市の職員の定数も削減されるでしょう。しかし、仕事量がふえることはあっても減ることはありません。市の業務はふえこそあれ、少なくなることはありません。いや、少なくなるというんだったら、ぜひ市長さん、答えてください。

福祉社会がそうすることを求めています。福祉や教育はより高度な仕事を求めています。量的な拡大を求めています。市長はどう考えていますか。仕事量が減ると思いますか。市長の考えを聞かせてください。働き方改革をどのように進めようと思っているのか。ぜひ4選出馬を決意した今こそ、ここで働き方改革をどうするんだと表明してください。

コンピューターの世界はサーバーからクラウドへと進化しています。我々の見えないところでクラウド化が進んでいます。伊豆市ではクラウド化はどのぐらい進んでいますか。市の業務の何割ぐらいがクラウド化しましたか。まだクラウド化の進んでいないものもありますか。どんな業務ですか伺いたい。

クラウド化の予定はありますか。クラウド化で経費の削減はできていますか。経費の削減ができていたようでしたら伺いたい。業務の改善ができていたようでしたら伺いたい。

9月議会では、三島市、伊豆市、伊豆の国市電算センターの68業務のうち、15業務が3市の電算センター業務に加わっていないことを質問しました。今回はそのうちの1業務について

て質問します。

戸籍業務は3市の電算センターの戸籍業務に参加していますか。参加していない場合はその理由を伺います。参加していないことは明白なんです。ぜひここで、3市の電算センターの業務に参加してもらいたいですよ。前回も言いましたけれども、伊豆市の電算業務の費用は1億円です。3市の電算センターに出資しているのは約1億円です。しかし、伊豆市の電算業務の経費はそれを含めて1億5,000万近いものがあるんですね。ということは、私はおよそ5,000万円は3市に統合することによって経費削減ができると思っていますので、ぜひ市長さん、そこまで踏み込んだ答えを出してください。参加していない場合はその理由をしっかりと教えてください。

伊豆市独自の戸籍業務を処理している場合は、どのくらいの経費をかけていますか。戸籍業務を3市の電算センターで処理することはできませんか。予算書からは戸籍業務だけ幾らかかっているかということとはわからない。そうですね、市民部長。ぜひその辺ははっきりさせて。私は次回から一つでも、15業務のうち一つでも経費削減のために電算センターへ参加してもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

次、関野川。

9月議会の一般質問で建設部長の答弁について確認しました。関野川に投棄された碎石の山は伊豆市とはかかわりがありませんね。この碎石の山は何も問題ないですね。この碎石投棄は、関野川の流路の断面積を小さくするものです。不法投棄ではありませんか。碎石を伊豆市に無断で投棄したのではありませんか。問題ないと言う建設部長の発言は理解できません。問題ないと言う根拠を示してください。

続いて、官製談合。

今、近所の沼津市の官製談合が問題になっていますね。あれ、落札率95%ですよ。伊豆市の中には100%ごろごろ。随意契約が山のようにあると、森よしおニュースでは報じていますね。沼津市の官製談合は話題になっています。官製談合防止法違反で職員が逮捕されました。これ書いて、きのうまたニュースですよ。もっと大きくなっちゃっているんですね。伊豆市議会の皆さん、沼津議会はもう何とかしろということをやっていますよ。伊豆市議会もぜひ取り上げてください。

官製談合防止法違反で職員が逮捕されましたと。これから、きのうまたテレビで大騒ぎしているじゃないですか。沼津市役所は大騒ぎだと。沼津市は職員の逮捕を受けて幹部職員の再教育を始めましたと。これはきのうのニュースの前ですよ。職員が官製談合防止法違反で3名逮捕されました。これはきのうのニュース以前の話じゃないですが、これを受けて職員の再教育です。これもきのうのニュース以前の話ですよ。

この談合は最低制限価格2,289万円に対し、応札価格は2,292万円です。落札率は95%でしたね。このニュースは、最低制限価格が漏えいしたものと思われます。伊豆市の入札では、落札率100%がたくさんあります。東こども園の建設では、JVの入札では落札率が97.4%

です。100%も珍しくありません。

設計価格イコール予定価格、およそ入札価格。市長はこの数式についていかが考えますか。森良雄が勝手につくった数式だと言いますか。設計価格と予定価格が公表されているんですか。沼津市は予定価格が漏れているということを問題にしているわけでしょう。現実はどうのようになっているのか、知っていますか。

続いて、学力テスト。

今春の学力テストについて伺います。各小中学校とも県下の平均以上と伺っています。学力テストの結果と分析結果を知りたい。

次に、パソコン教育。

この一般質問の原稿を書いた後に、国の政策が発表されています。だから大きく進歩していると思いますんで、ぜひ。恐らく時間切れでここまで来られないと思いますんで、教育長さん、ぜひいい御答弁をいただきたいと思います。

この後のニュースだとPISA、経済協力開発機構の国際学習到達度調査というのが発表されています。恐らくこの学力テストについての問題点を今、日本では問題にしていると思いますので、ぜひ教育委員会のほうでも頑張って、子供たちの教育をどうするのか。

私は伊豆市の再建ですよ、ここまで来たら。来年は確実に歴史的な年になりますから。伊豆市の人口は市長さん、3万人を名実ともに3万人を割ります、来年は。恐らくオリンピックのころに3万人を割るんでしょう。今までは推計人口が3万人と言わせていたけれども。これからは推計人口じゃない、本当の人口が3万人を割るんです。それに対する対策は何もしていない。私は教育と福祉が伊豆市の発展のためには絶対必要だと思っていますから。

パソコン教育。

パソコン教育といってもいろいろなものがあります。AI教育、プログラミング教育とさまざまな教育があります。AI教育はどちらかというと難しい大学だと思いますけれども、もし伊豆市でもAI教育を進めるようでしたら、どんな教育をするのか教えてください。

パソコン教育についてはパソコンは必需品です。パソコンの配備状況はいかがでしょう。児童一人一人に行き渡っていますか。何でこんなことを言うかといったら、例えば30人いて、5人の方にパソコンが行き渡らなかったら、その5人は何をしているかですよ。はっきり言わせてもらえば、遊んでいるほかないんです。議員の皆さん、そう思いませんか。私はそう思いますよ。

パソコンの配備状況はいかがでしょう。児童一人一人に行き渡っていますか。パソコン教育はパソコンが必需品です。一人一人に行き渡っていないようでしたら、いつまでに整備する予定か知りたい。ここなんです。私の今回の質問の重点項目は。既に、国は1人1台にするとやっているんですから。ぜひもう来年、市長さん。伊豆市の子供たちを、これからの子供たちに育てたいと思ったら、1教室児童30人か35人いたら、一人一人にパソコンが行き渡るように予算書打ち取ってやってくださいよ。今パソコンなんてそんな高いものじゃな



い。ねえ、下山さん。いつまでに整備するか、する予定か知りたい。パソコンなくしてパソコン教育はできません。パソコンも安くなりました。速やかな整備をお願いします。

プログラミング教育も話題に上がっています。プログラミング教育は今、お父さん、お母さんが必死になって子供に、学習のためのパソコンを与えているというようなのが今の社会現象になっています。プログラミング教育も話題に上がっています。プログラミング教育は指導者の数も必要なんですね。できるだけ多くの指導者や支援員が必要です。伊豆市のプログラミング教育の考え方をお聞きしたい。

新しく始まる教育です。子供たちがつまづかないように注意してやりたいものです。ここでつまづくと、この方は一生つまづいちゃうんですよ。皆さん経験があると思いますけれども。高校で数学につまづいたらもうだめですね。言い過ぎますか、私は。ぜひ、つまづかないように、教育してもらいたいと思います。新しく始まる教育です。子供たちがつまづかないように注意してやりたいものです。市長、ぜひ予算書打ち取ってやってくださいよ。

最初が肝心です。つまづきは一生の問題となります。プログラミングが好きになるような教育をしてもらいたいものです。つまづいて嫌いにならないよう指導していただきたい。これからの教育だと思います。指導について考えをお伺いしたいと思います。

再質問はここまでは来ないと思いますので、教育長さん、よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 防犯カメラについて総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、御質問の防犯カメラについてでございますが、この防犯カメラにつきましても、議員もおっしゃっているんですが、以前にも何回か答弁させていただいております。特に、今回、地域力ということに関する御質問ですが、市では子供たちの下校時間には地域の方々や保護者の方が見守りをいただいております。また、市の同報無線でも下校時間、午後2時45分ごろになるんですが、この時間帯に子供たちの下校をお知らせし、地域の皆さんの見守りをお願いしているところでもございます。地域の人の連帯感が、地域防犯の大きな力になっていると考えております。

また、過日の新聞で熊坂小学校区におきまして、交通安全協会の支部と地元の地域づくり協議会が連携して児童見守り隊というものを発足したと伺っております。この児童見守り隊によりまして、子供たちの見守りを行っているという報道もございました。まさしくこのように地元で活動していただくことが地域の力というふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） その話はもう何度も聞いているんですよ。見守り隊、これらしき組織は以前からあったんですよ。見守り隊、どこで見守っているんですか。学校の前で見守っているだけじゃないんですか。だって、後は瓜生野まで来るとか、ニュータウンまでついて行ってやるとか。大堀山まで、大堀山はわかりますか。この間説明があったけれども、大堀山まで見守り隊がついていくとか、そこまでやっていますか。

私が必要としているのは24時間365日、例えば子供の下校時間に瓜生野では、子供が1人か2人歩いているだけだと。見守り隊なんかついていませんよ。それでいいんですか、市長。

さっきも言ったように、相棒というテレビでは、もう未来の防犯カメラ、どうあるかと。もう誰が、通っている人が誰だかわかっちゃうんですよ、今。現在の防犯カメラは。お金をかければの話ですけれども。こんな本当に見守り隊がいるかいらないか、放送しても人っ子一人いませんよ。あの県道沿い。学校の近くにはいるんでしょう。何度も言うけれども。大堀山に行く道だって、ニュータウンへ行く道だって、瓜生野へ来る道だって、人っ子一人いません。子供が歩いているだけです。そういう状況、現状を知っていますか。市長、答えなさいよ、あなたが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） たまたま11月28日の新聞の記事をまだ読んだ限りですが、やはり自発的に地元の方がこういう見守りの組織を発足して、記事の中では無理をせずに長続きするような取り組みをしていきたいと、そういうふうな活動でございますので、市としてはこういう地元の組織なり活動が、非常に子供たちの安全のためにも今後、非常に役に立っていくと、市としても期待するものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 全然機能していないから、私は何度も何度も言っているんです。この県道だけじゃないですよ。ほかだってあるでしょう。例えば、対岸の牧之郷側にしたってそうですね。今もう真っ暗ですよ、4時半過ぎると。天気が悪けりゃ4時過ぎるともう真っ暗です。女子中学生が一人で歩いていますよ。牧之郷の方が頑張って、街灯だけはつけてくれたけれども。しかし、現実には一人で歩いているんです。中伊豆だって、天城だって同じじゃないですか。土肥は恐らくバスで通っているんでしょうけれども。

そういう現実を何で見ないのか。区長になり手が無い、なり手が無いと、区長に負担をかけ過ぎるからなり手がいないんですよ。何度も言いますけれども、瓜生野の区長さんは軽トラで走り回っている。とうとう1年で息切れしちゃっている。それが現実なんです。

オリンピックで世界中から伊豆市へ人が来るんでしょう。どうやって、伊豆市民の安心安全を確保するんですか、市長さん。オリンピックでオリンピック音頭を踊ってりゃいいとい

うものじゃないんですよ。市民の安心安全を確保してくださいよ。2020年は伊豆市の人口は確実に、オリンピックの前後で3万人を割るんだ。安心安全を確保しないでどうするんですか、市長さん。答えてください、あなたが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 以前にもお答えさせていただきました。全く防犯カメラの効力、組織力を否定するものではございません。当然、抑止力というのはあるかと思えます。ただ、防犯カメラ、イコール設置されている近隣の方々の生活も見張ると言いますか、監視するようなことになりますので、前も言いましたが、地元とか自治会、また広域な地元の方から、ぜひ防犯カメラについて市のほうで応援してくれと、管理はしっかりやるからプライバシーが少しぐらい映ってもいいよとか、そういうものがあって初めて市としても設置については前向きに検討していきたいということは申しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 9月議会の後、各地区には言っているわけですね。防犯カメラを設置しなさいと。後の面倒は見ますからということをやっているんですか。確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 地元からそういう御要望があれば、市としては市が設置するのか、補助金制度をつくって対応するのか、対処しますということで、こちらから要望を上げなさいとか、そういうことは伝えてはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） まず地区でつけてくださいと言うんだったら、地区に言ってくださいよ。地区ではどういうことが起こっているかといったら、ここで何度も言っていると思うんだけど、地区要望は1件ぐらいしか通過しないでしょう。みんな区長さんのところでシャットアウト食らうんですよ。

あと、金の面倒は見ます、防犯カメラの仕様をこういうのにしましょうと。私のドラレコは4,980円で前と後ろにカメラがついていますよ。だから、そういうのから、恐らく1台設置費も含めて10万円ぐらいかかるんだろうと思いますけれども、あの相棒の世界だと何百万とかかりますね。あの修善寺橋の下にある国交省のカメラなどというのは、あれは設置費入ると幾らかかっているかわからないぐらいかかっていますね。しかし、全部集中管理できているんだと思います。

どういう仕様のものを伊豆市は設置したいのか、そういうのを考えませんか。答えてくだ

さい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 具体的な要望等も上がっていない段階で、市としてどのような仕様のものを設置するかという検討はまだしておりません。

当然、国交省等の河川の水位の見張るといいますか、見ているもの、当然赤外線でも夜でも見えるもの。通常の街灯にあるような防犯カメラ、いろんな精度があろうかと思えますけれども、まだ市としてそういう仕様について検討したことはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ぜひ市から市民に、防犯カメラを設置したいなら金は出しますよ、仕様はこんなのがいいでしょうと、そういう情報を提供してやってくださいよ。また、3月議会で質問しますから。かけ声だけでもかけてやっていただきたい。

オリンピックはもう8月に始まるんですよ。伊豆市は市民の安心安全、全然考えていない。プライバシーしか考えていない。プライバシーは防犯カメラに装着ないしは誰かが持っている記憶装置の中で、市民に渡さなきゃ確保できるんだから。外へ漏らすというのは、誰か市の幹部が漏らさない限り漏れませんよ。プライバシーなどは。ぜひ、再質問しますので、3月議会までに市民に知らせてください。お金はかかりません、地域づくり協議会で持ちますよと、伊豆市から出しますよと。市民の安心安全はぜひ防犯カメラで確保しましょうよというような話を、ぜひ、してやってもらいたい。少なくとも金は出すよと、仕様はこんなのがいいだろうというようなものぐらい言っていただきたい。また、3月議会で質問しますので、よろしく頼みます。

次お願いします。

○議長（三田忠男君） 働き方改革ですね。

それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 働き方改革について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 続きまして、働き方改革ということで、市の電算システムのクラウド化についての御質問ですが、現在3市で組織しております電算センター協議会業務68業務のうち、40業務をクラウド化し、その割合は59%となっております。

クラウド化を進めるに当たりましては、各メーカーから当該業務システムのクラウド版が提供されている必要がございます。各メーカーで対応ができ次第、3市でそのクラウド化については協議を進めてまいりたいと思っております。

また、今年度37業務を新たにクラウド化したことにより、その経費ということでございま

すが、市単独でサーバーを管理する費用や回線の使用料、これらを含めて、経費の削減はできていると思っております。

また、戸籍業務でございますが、これは市の単独業務15業務のうちの一つでございますが、まず市が使い勝手等を考慮して市が選択したシステムを導入しております。この単独運用となっている経費につきましては、電算のほうの予算ではなくて、市民課のほうの予算で計上しております。戸籍業務につきましては、1,354万円となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 約1億円を電算センターで負担しているわけですね。ことしの8月ごろまでには3市のセンターはクラウド化が完了するんだらうと私は思っているんですけども、総務部長はどう思っていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、今年度新たにクラウド化したのが37業務あります。それで現時点で合計40業務がクラウド化されていると。

また、来年度につきましても、今のところ医療費助成と児童扶養手当、こちらのクラウド化のほうを電算センターのほうで協議をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 戸籍業務が1,354万円、費用がかかっていると。私はこれを電算センターに移管する考えはないかということを知りたいんですよ。システムが違うとおっしゃっていますけれども、システムの違いは僕はクリアできているんです。ということは、コンピューターがより高度化するわけです。システムの違いを乗り越えて運用することは僕は可能だと思っているんですけども、その辺どう思いますか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市独自の運用15業務につきましては、前の議会でも申しましたが、市が独自で使いやすさや対象の人口といいますか対象者数などを考慮して、それぞれの市が導入しているものでございます。経費につきましても、現在のところ、市が独自に導入した業務を電算センターに移行しても、電算センターでは伊豆市分の経費として、はね返ってきますから、実質、市が今、単独で負担しているものは電算センターの負担金に入ってくるといことで、特段今、単独の15業務を電算センターへ移行しても経費はそれほど変わらないというふうに考えています。

今、戸籍業務につきまして、詳細は市民課のほうで担当しているんですが、電算という意

味で申しますと、今年度から新たに戸籍業務は業者をかえまして運用しております。今、伊豆の国市と伊豆市が同じメーカー、業者になりました。今後また三島市が更新の時期が来たときに、どのメーカーを採択するかによって、これが3市ともに同じ業者になれば、更新の時期がありますのでいきなりとはなかなか難しいとは思いますが、クラウド化の可能性というのはあると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） メーカーの違いだとか、ソフトの違いだとか、違いに抵抗を感じる人もいるでしょうけれども、私は全く感じないんですよ。どこに違いがあるんですか。ほとんど違いはないんですよ。一番いい例が我々が一般に使っている表計算ソフトです。メーカーがかわったからといって、みんな互換性あるんです。互換性もないようなメーカーを使うなど私は言いたいです。

それで、三島市は何度も言いますけれども、三島市の市民1人当たりの負担金額というのは我々と全然違うんです。安いんです。それに合わせてくれと言えいいだけのことで、その負担金がふえますとか。その負担金がふえるという考えが三島の市長にあるんだったら、それは確認します。

それから、それぞれの業務はどういうふうが違うのか。どうも話を聞いている範囲では、業務はみんな同じなんでしょう。それを確認します。まず、業務は同じでしょう。三島市の戸籍業務も伊豆市も伊豆の国市も、戸籍業務は同じじゃないですか。それを確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 戸籍法という法律に基づいて行っている事務でございますので、同じことでございます。

先ほど総務部長が言ったように、このシステムが違っていると、伊豆市と伊豆の国市は違う、その部分についてシステムを選ぶ際には、やはり職員の操作性、またサポート体制、また将来性、そういったものをいろいろな角度から限定して調査して、システムを選定しております。ですので、伊豆の国市とは同様でございますが、三島市とは違うということで、メーカーが違いますので、クラウド化は今のところできないというような状況でございます。

やはり、職員の負担、そういった部分、操作性とかサポート体制、そういった部分を考えますと、働き方業務の削減、そういった部分では今のメーカーが最適であるというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆市のシステムが一番だと、それは今言うように誰でもやっている人はそう思うはずですが。しかし、我々、私ぐらいの年になるとパソコンは変わるは、ソフ

トは変わるは、そういうのを乗り越えてきょうまで来ているわけです。大分苦勞はしますけれども、今はそれを乗り越えてより能率を上げていかないと伊豆市は生き残れません。働き方改革については、また、これも一つずつ僕はやっていくつもりです。三島市へも足を運ぶつもりです。ぜひ、同じメーカーじゃないですかとか、同じソフトじゃないですかとか、要はなれだけじゃないですかと。今は読み取り装置も自動的に読んじゃいますよね。

この間……もう時間ねえな。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 関野川。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 関野川の件については建設部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 御指摘いただきました準用河川関野川について確認させていただきましたが、河川へ投棄されている碎石の山は見当たりませんでした。

天神橋の下流右岸側に一部碎石が見受けられましたが、確認したところ、この碎石は河川区域外の民地部分に敷かれておりました。この碎石につきましては、民地側の石積みの補修の際に機材搬入などのために、通行路とするために碎石を敷き詰めたものと推測されますので、環境衛生課にも確認しましたが、市としては違法投棄には当たらないものと判断しております。

また、この碎石は民地に敷かれており、準用河川関野川の流路断面積を小さくするものでもありませんので、問題ないと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 問題ないと今、言いましたけれども、一つだけ聞きますけれども、この件については建設部長は知らなかったんですね、工事が行われるまでは。それを確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 森議員がいつの質問かわからないんですけども、関野川のこの工事についてという質問がありましたけれども、これにつきましては、市では関与しないものですから、自分は承知しておりません。

〔「していないのか」と言う人あり〕

○建設部長（山田博治君） していません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この質問はこんなものだけぶつぶつやっていってもしようがないからあれだけども、今度の台風で狩野川の流れは大きく変わっていることは承知していますね。この前見たら、この間までは泥があったのに泥なんか一つもない。きれいになっちゃっているんです。私は市民部長に狩野川の汚れを再三質問していたけれども、きれいになっちゃった。そのぐらい流れ変わっているんですから。それは承知しててください。

では、次、官製談合をお願いします。

○議長（三田忠男君） 官製談合。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この表題は非常に問題だと思いますが、入札の状況については総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、伊豆市の競争入札の状況でございます。

平成28年度から30年度の3カ年、こちらの3カ年の競争入札のまず平均落札率は87.6%でございます。そのうち落札率100%の入札は平成29年度と平成30年度に各1件ございました。議員御指摘されている「入札では落札率100%がたくさんある」との御指摘でございますが、現状は違っております。

もう一つは数式もお示ししていただいているんですが、よって、平均87.6%ですので、この数式がそのまま伊豆市に当てはまるとは思っておりません。

したがって、市の競走入札は適正に執行されており、また設計価格と予定価格の公表につきましては、入札終了後、市のホームページで公表しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 1件だという、各年度1件しかないということだけれども、それでも平均は87.6%あるんですね。問題だと思いませんか。

それと、市長が最初に言った言葉がよくわからなかったので、もう一度言ってください。

○議長（三田忠男君） 最初に言ったことですか。

○15番（森 良雄君） 冒頭に言った言葉。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは議長へのお願いになるかもしれませんが、こういったそもそも事実として立証されていない案件を一般質問の表題に書かれることは、私ども行政の



立場としてはやはりしっかりここは御注意いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この1点だって、100%が1点あるじゃないか。何で100%が1点あるんですか。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 原因というか理由と言われましても、年間150件以上の競争入札をする中で、ある意味今いろんな積算方法もいろんな価格も公表されている部分もございませぬ。それは、業者によって、例えば1,000万円なのか900万円なのか1,100万円なのか、それはわかりませんが、そこで予定価格と落札価格が一致した100%というのが150件以上の入札のうちに1件あったということでございませぬ。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） なぜ100%になったかということは何も考えていないんですか、あなた方は。私は、1件だと言っているけれども、1件じゃないことをこれから証明しますけれども。問題あったんじゃないのかということを何も考えていないのかどうか聞きたい。大体、市長、答えなさい、あなた。

○議長（三田忠男君） 反問権使ってください。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この最初の御質問を見ますと、近くの市の事件の話題を言われているようです。

市におきましては、先ほど言ったとおり適正に入札執行をしております。その中の160件近い中の100%というのが1件あったと。それに対してまして市で何か問題を持っているかという、私は全く問題なく適正に執行されていると思います。

それで、事件があった市のような状況もございませぬので、逆に議員は何をもとに問題があると、伊豆市の入札があると言っているのかがよくわからない。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） あなた方に問題意識がないことが問題なんだ。問題意識を持ってやりなさいよ。100%がなくても99.9%があるでしょう。99.9%はないんですか。教えてください。

時間がないから、次、やらせて。答えたら。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、定価を出しているわけですね、買い物をするときに、1,000円の物を買います。1,000円の定価です。1,000円で買います。これは通常の経済活動の中でおかしくないわけであって、私どもは公共事業をやるときに、いわゆる定価である入札価格をやる。競争していただく。いろんな競争の中で、中にはどういう経過か私たちはわかりませんが、100になったことも1件あったという事実であって、これは職員が流して誰かと組んで、100で取らせたということならもちろんそれは犯罪ですけれども、そういったことはございませんので。

○議長（三田忠男君） 使いますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 99.9%の御質問ですけれども、平成30年度の入札におきましては、99.9%の案件はございません。

〔「議長、質問をお願いします」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） いいですか。

それでは、8秒しかありませんので、学力テスト、パソコン教室、各々教育長答えてください。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、まず最初に本年度の伊豆市の学力・学習状況調査ですが、4月18日に行われました結果です。

学力を問う問題は、国語と算数に加え、中学校・義務教育学校の後期課程では英語が実施されました。昨年までと違って、今までは国語のA、B、算数のA、BとかいうふうにAB区別がありましたが、本年度からはABの区別がなく、同じ問題の中に両方の内容が含まれております。

テストの結果ですが、伊豆市では全ての教科で全国平均、静岡県平均を上回る結果となりました。特に中学校・義務教育学校後期課程では、ここ数年安定した成績を残しており、子供たちの学力は良好な状況にあると言えます。

教育委員会では本調査の結果を、毎年リーフレットにまとめ、全児童生徒の保護者に配布しています。また、ホームページでも公開しております。

次に、パソコン教育についてですが、プログラミング教育についてですが、伊豆市としても次代を担う子供たちがこれから社会で活躍できるよう、新学習指導要領に基づき、プログラミング教育を通して論理的思考力の育成を行うことが重要だと考えております。

AI教育については現在実施されていませんが、社会のあらゆる分野でAIの導入が進んでおりますので、例えば、将来の職業観を養うキャリア教育と関連させて、総合的な学習などでAIに関する研究や開発をしている企業の技術者を講師に招き、AIについて学ぶ機会等も検討できればと考えております。

また、パソコン整備状況について御回答します。

当年度から各学校から要望の多い大型液晶モニターと実物投影機を計画的に導入しております。また、本年度は全校のパソコン教室のパソコンをタブレットとしても使用できるよう入れかえを行い、学年や授業の形態に応じた取り扱いができるようになりました。ICT機器はあくまでも授業を効率的に進めるツールとして認識しておりますので、導入が先生方の過度の負担につながらないように、学校現場とも十分に研究、検討し、導入を計画的に進めてまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで、森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、1件を日程に追加し、議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、1件を日程に追加することに決定いたしました。

なお、本件は聴覚障害者にかかわる内容であるため、議案の審議状況を議場にて通訳する手話通訳者さんをお願いすることが、議会運営委員会にて了承されています。

手話通訳者さんは所定の位置をお願いいたします。

#### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、発議第3号 伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めますが、提案者が私のため、会議規則第54条の規定により副議長と交代いたします。

○副議長（小長谷朗夫君） それでは、議長にかわりまして、私、副議長が議事を進めます。

それでは、発議第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、三田忠男議員。

〔8番 三田忠男君登壇〕

○8番（三田忠男君） よろしく申し上げます。

8番、三田忠男です。

手話は言語である。全ての手話を使うろうあ者の長年の切なる願いです。その願いを実現するため、伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例の議員発議に当たり、発議者賛同者14名を代表いたしまして、私より条例について提案理由を申し上げます。

なお、議会運営委員会に諮り傍聴者のろうあ者はもとより、議会中継を御覧のろうあ者の方にも情報が行き届きますよう、議場演壇席横に手話通訳者を配置していただきました。

早速、経緯と経過から説明いたします。

伊豆市議会は平成26年6月議会において、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める伊豆市聴覚障害者協会からの請願を全会一致で採択し、内閣総理大臣ほか2大臣に意見書を提出しております。

令和に入り、7月8日、伊豆市内の手話を言語として使う聴覚障害者などから、手話言語条例制定の相談が議長の私にありました。以下、提案理由では聴覚障害者等の皆様方を当事者と言わせていただきます。

当事者の相談を受け、7月17日会派代表者会議に諮り、参加者任意として8月5日手話言語条例に関する議員勉強会を開催し、当事者から作成した条例案の説明及び伊豆市議会議員との意見交換を行いました。その結果として、伊豆市手話言語条例制定準備会を議員有志で立ち上げ、9月5日準備会を開催し、他県市の条例についての検討、議員提案条例の作成が決まり、検討委員を6名選出し、手話言語条例制定検討委員会として、10月1日、議員提案条例素案の意見交換を行いました。

10月7日、検討委員会提案条例を当事者、行政担当者を交えて協議し、その結果を踏まえ、10月23日、検討委員会以外の議員を交えて意見交換し、当日傍聴にいらした当事者の皆様方の意見を尊重した条例案を11月8日の議員全員協議会に提案したところ、御賛同いただいた14名の連名で本日発議したものです。

静岡県内には、9の市町の当局提案条例はありますが、議員発議は県内初とのことでございます。

次に、条例検討内容について説明いたします。

国連は1981年、昭和56年、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年と定め、2006年、平成18年に障害者の権利に関する条約を採択、2014年、平成26年、日本政府はこの条約を批准しています。条例制定準備会では、条約の「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の精神を基本に置き、当事者の思いを尊重し、当事者作成の伊豆市手話言語条例案をもとに、他の障害者との関係、憲法、法律、条例等との整合性を図りながら検討を重ねました。

議論の中心は、協議の場を設けるについて、当事者の考えを明確化することで、当事者の強い思いから、第6条に含めずに第7条として規定しました。

伊豆市には、障害者総合支援法に基づく、伊豆市における障害者福祉に関する関係者の連

携及び支援の体制に関する協議を行うための組織として、伊豆市障害者地域自立支援協議会が設置されています。しかし、当事者からは手話という言語に特化した独自の協議会を設置してほしいとの強い意見がありましたが、協議の中で他の障害分野の方の理解を深めることの大切さ、伊豆市全体での協議を行う必要性等が合意され、自立支援協議会に当事者の代表者を入れること、従来どおり必要に応じて行政、議会、社会福祉関係者等の協議の場は別途持てることが確認されました。

次に、本条例の成立の意義について説明いたします。

手話を言語として使う当事者の皆様方とともに協働で作成し、真に「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の障害者福祉の理念を具現化した条例が成立することにより、障害者分野の福祉向上はもとより、伊豆市全体の福祉向上、思いやり精神の高揚等に寄与するものと確信いたします。また、来年開催のオリンピック・パラリンピックのレガシーとして残るものと思います。

最後に、条例名称について説明いたします。

今、日本中に求められているのは、地域共生社会の進展、実現であります。そのため、条例名は「伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例」といたしました。ろうあ者だけの条例でなく、他の障害を抱え、さまざまな分野で困難に直面している市民や生活困窮者、懸命に生活している方々等、伊豆市民全員がともに考え推進していく条例でありたいとのことから「伊豆市民が共にあゆむ」とつけました。

本12月議会は、法律で定められた障害者週間の期間中の開催であります。本来ならば、手話の教育分野での普及、手話通訳者の養成、待遇改善、市民理解促進施策の項目等、権利と義務がはっきりわかる条例にするほうがよくないかとの議論もありましたが、今後さらなる努力を重ねることとして、今できることから始めていくことが大切であるとの認識で一致いたしました。

本条例を障害者週間、毎年12月3日から9日ですが、のある12月この議会で、議員各位の御賛同を賜り、全会一致での成立いたしますようお願いいたしまして、説明を終わります。

結びに当たりまして、個人ごとではありますが、福祉向上を訴え議員活動をさせていただいておりますが、この条例に御賛同の皆さん各位の御配慮を賜り、この場で代表して発議させていただきましたこと、この上ない喜びでございます。感謝いたします。ありがとうございました。

○副議長（小長谷朗夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○副議長（小長谷朗夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小長谷朗夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することを決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

○副議長（小長谷朗夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第3号について討論を行います。

反対討論がありませんので、賛成討論を行います。

最初に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁でございます。

発議第3号 伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例の制定についてに対する賛成討論を行います。

手話言語条例の制定を働きかけてこられた関係する皆さんからのお話を聞いた時、まず最初に手話が言語であるということに新鮮な印象を受けました。同時に手話に対するみずからの意識レベルが高くないということに恥ずかしさを覚えました。幾度かの話し合いの機会の中で、改めて認識したのは、手話はろう者のコミュニケーションを図り、意思伝達の手段として、喜びや悲しみを分かち合うツールとして、まさに正々堂々のなくてはならない高度な言語の一つだということです。

時をさかのぼれば10年以上も前の国連総会において、障害者の権利条約が採択され、手話が言語として定義されたわけです。それを受けて、日本では世界の国々にはややおくれ気味ではありましたが、手話は言語であるということに関して、国内法、障害者基本法だったのでしょうか、の整備がなされ、国連条約への批准もなされて、言語としての手話がしっかりと位置づけられたわけです。

静岡県内においても、昨年末までに富士宮市を皮切りに8つの市、1つの町、それから静岡県そのものが条例をつくっております。最近では沼津市が、この伊豆市と同じように議員発議を目指して今、パブリックコメントで市民に意見を問うているところでございます。多

分、3月議会でしょうか、ということのようであります。

伊豆市としても議員発議として条例制定ができるようにこの12月定例会に照準を合わせ、勉強会を含めて議論を重ねてまいりました。福祉の分野では第一人者である三田忠男議員、現在の議長であります、その三田忠男議員のリーダーシップで、議員発議による条例として今、ここに提案をされております。

条例案の第1条の目的にもありますように、手話への理解を促進すること、そして一部の人のものではなく広く市民に普及させていくこと。そのことによって、市民が共に生きる地域社会を実現しようとしているものです。この条例の最終案を作成するまでの中で、手話についての市民の意識を高め、理解を深めてもらうための施策や、教育分野での普及努力、手話通訳者の養成、待遇改善などの具体的な事項を、この条例に条文案の中にはっきり明記すべきだという議論がありました。

しかし、それは載せてごさいませんが、条例はここでつくって終わりということではありません。これが始まりでございませう。こうした手話を世の中に広めていくという具体的な施策については、今後努力をしていく中でしっかりと積み上げ、必要に応じて条例改正もしなければなりません。まずは、今、できることから始めようということで、この条例をしっかりと制定し、その趣旨を定着させ、着実に育てていこうということの確認をしたところです。

本条例は、先ほどの提案者の説明にもありましたが、伊豆市民全員のための条例でありたいということから、伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例という名称にしました。先ほど申しましたように、既にでき上がっている県の条例とか、各市町の条例、その名前は圧倒的に、何々市手話言語条例、何々市手話言語の推進に関する条例、こういう決まり切ったような感じの内容ですが、先ほど言いましたように伊豆市民全体のものであるという思いを込めて、特に条例の名前に工夫を加えたところであります。

この条例の趣旨に全会一致での御賛同をいただくことを念願して、本条例の賛成討論いたします。どうもありがとうございました。

○副議長（小長谷朗夫君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

発議第3号 伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例の制定について、賛成討論を行います。

今回の条例の内容については、提案者である三田議長、そして今、賛同された山口議員が詳細にわたって説明されましたので、私は重複を避けます。

私がこの手話にかかわったのは、もう20年以上前ですか。きょうもその手話言語条例を私に教えてくれたまでは行きません。私は得意じゃなかったから、そのときはああ、そうか、手話言語条例というのはこうやってやるんだなと言って、何回かその教室に出たことを今思い出しております。そしてこの手話言語条例はどうだと言ったときに、そのことを思い出しながら、山口議員も言われておりましたけれども、本当に自分は狭い、いわゆる普通の人

たちとの集まりの中で生活しているんだなということを、つくづく思ったし、反省をしました。

私が議員になって、たくさんの住民の方から教えられたことがあるんですけども、いつも大事にしていることは日本国憲法、最高法規である日本国憲法であります。その中に「人は個人としてとうとばれる」という一文があります。人としてじゃないんです。個人としてです。ここは極めて大事なところ。人というのは何人か集まると人になるんだけど、個人は個人です。だから、全て一人一人が個人として尊重される日本社会を、この日本国憲法最高法規は国民に呼びかけております。残念ながら、なかなかそのところがスムーズにいかない。

でも、きょう、手話言語条例が全会一致で、私も可決されることを望んでおりますけれども、今、少し角度を変えて見ると、小学校、中学校。とりわけ小学校では来年から英語教育は必修科目になります。なぜか。グローバル化の中で、やっぱり外国語は子供たちが大きくなったときに必要だということで、さまざまな課題は感じながらもいわゆる外国語教育、英語教育を日本国民の中に、学んでいきましょうという状況が今、生まれておりますけれども、英語だって言語であります。そうであるならば、この手話だって言語でしょうと言ったときに、すぐにはできないんだけど、学校教育の中で手話教室をもっと授業をつくってやってもいいんじゃないだろうかなというふうに私は思いました。

〔発言する人あり〕

○16番（木村建一君） すみません、静かにしていただけませんか。

個人として、少数者が本当に全て大切にされて、そしてお互いに健常者と一緒になって、ともにこの伊豆市を未来ある社会にしていこうねということで、手を取り合っていく、一つの機会を私は伊豆市議会として発信することに、その一員として参画することを誇りにするし、ある方から、すみません、どちらか忘れたんですけども、勉強会やるときに、通訳で、議会でもぜひこの手話教室に参加してくださいと言われました。相当な覚悟が要ります。私は考えるとなかなかうまく理解できなかったんですけども、本当に条例が成立したら、我々自身もそこに参画していく。そのくらいの覚悟でない限りは、この条例が本当に伊豆市の中に浸透しないのではないのかなと、相当な覚悟を持って私もその教室が開かれたらば、時間をとって参画していきたいというふうに思います。

以上で、賛成討論終わります。

○副議長（小長谷朗夫君） 以上で、通告による討論は終了しますが、私も討論に加わりたいと思いますので、会議規則第54条の規定により、議長と交代いたします。

○議長（三田忠男君） それでは、議事を進めます。

小長谷朗夫議員の討論を許可します。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。



お二人の賛成討論に重複するところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

最初に、私ごとで大変恐縮ですが、賛成討論を行うことの経緯について御説明させていただきます。私にとって、賛成討論は障害に関する長い時間の経過の結果です。それは、今も傍聴席にいらっしゃいますが、60年ほど昔の話ですが、私が小学校五、六年生だったと思います。生まれて初めて、言葉を発することができない少年に出会いました。その少年に60年の時を経て、この件の勉強会で再会をしました。私にとっては、その時の出会いが全ての障害を考えるときの原点だったのです。したがって、その結果が今なのです。

さて、それでは本題に入ります。

条例を読んでいただくとおわかりになりますように、本条例は前文から始まっています。その冒頭に「手話はろう者の言語である」とあります。この言葉こそがろう者が長い間求め続けてきた願いなのです。手話は言語、しかし長い間、そのとおりと理解しつつも、私を初め多くの国民に浸透することがなかったことは事実です。歴史をひもときますと、それはたった一言から始まりました。1933年、昭和8年、全国盲啞学校校長会の会議の中で、当時の文部大臣が「手話は言語にあらず」と発言して以来、長い間、手話を言語として使用することができる環境が十分に整えられることがありませんでした。

しかし、近年、平成18年に採択された国連での障害者権利条約、または平成23年に改正された障害者基本法では、手話が言語であると定義され、今日に至っております。現在、このような法整備の後押しもあり、平成30年4月現在、静岡県を初め、22の道府県で条例が制定されました。一方、県内の市町に目を移せば、平成27年に制定された富士宮市を初め、以下、浜松市、掛川市、御殿場市、菊川市、焼津市と続いております。

今こそ、私たちも手話を言語として明確に位置づけるとともに、手話の普及を促進することにより、ろう者を含む誰もが地域の一員として生活できる社会の実現を目指すため、どうしても本条例を制定する必要があると考えます。

なお、条文の内容については、数回の勉強会をとおして、既に条例を制定している市町にはない条文を起こしたり、伊豆市聴覚障害者協会の皆さん並びに伊豆市に在住するろう者の皆さんに、寄り添った内容にしたためてあります。

ぜひ、議員の皆さん、御理解いただき、できれば全会一致で可決されますことを、切に、切に望みます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月9日午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時30分

## 令和元年伊豆市議会 1 2 月定例会

### 議 事 日 程 (第 5 号)

令和元年 1 2 月 9 日 (月曜日) 午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 議案第 5 7 号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算 (第 6 回)
- 日程第 2 議案第 5 8 号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)
- 日程第 3 議案第 5 9 号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 4 議案第 6 0 号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 5 議案第 6 1 号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算 (第 2 回)
- 日程第 6 議案第 6 2 号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 3 号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 6 号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 6 7 号 普通財産の無償及び減額譲渡について
- 日程第 1 2 議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (修善寺温泉駐車場)
- 日程第 1 3 議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (湯の国会館)
- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 伊豆市建設計画の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 4 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 7 1 号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算 (第 7 回)

追加日程第 2 議案第 7 2 号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算 (第 1 回)

---

### 出席議員 (1 6 名)

- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番   | 波多野 靖 明 君 | 2 番   | 山 口 繁 君   |
| 3 番   | 星 谷 和 馬 君 | 4 番   | 間 野 みどり 君 |
| 5 番   | 鈴 木 正 人 君 | 6 番   | 下 山 祥 二 君 |
| 7 番   | 杉 山 武 司 君 | 8 番   | 三 田 忠 男 君 |
| 9 番   | 青 木 靖 君   | 1 0 番 | 永 岡 康 司 君 |
| 1 1 番 | 小長谷 順 二 君 | 1 2 番 | 小長谷 朗 夫 君 |

13番 西島信也君

14番 杉山誠君

15番 森良雄君

16番 木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	梅原敏男君
健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	城所章正君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	永沼健一
主査	鈴木恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和元年伊豆市議会12月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第57号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） それでは、日程第1、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）につきまして質疑をさせていただきます。

最初に、議案書の25ページ、ここに債務負担行為補正ということで、第4表債務負担行為補正があります。この一番上、防災機能を備えた公園調査検討業務委託、期間が令和元年度から令和2年度、限度額が410万円と書いてありますが、これにつきまして質疑をさせていただきます。

この件につきましては議員の勉強会等もやっていたらっしゃるようなんですけども、12月定例会の本会議におきましてはこの提案理由の説明がなかったということでございますので、お伺いをするわけでございます。提案理由の説明がないものですから、提案理由の説明をこの件についてやっていただきたいと思います。

それから、ページでいきますと35ページ、2款の総務費ですけども、35ページの下の段の真ん中のちょっと下、03の50、退職手当特別負担金1,133万6,000円ということですが、これにつきましても定例会の提案理由では説明が何もなかったということでございますので、この2点について説明を求めます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

建設部理事、次いで総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 私のほうから、防災機能を備えた公園調査検討業務の提案理由について説明いたします。

近年の激甚化する災害に対しまして、市では防災拠点機能を備えた施設整備が喫緊の課題となっております。国におきましても、国土強靱化に向けた防災関連予算の拡充が進められている今、防災拠点機能を有する施設整備のための調査に着手したいと考えております。

業務内容としましては、防災機能を備えた公園について、前回の都市計画定期見直しで定めた事項について、現在の国土強靱化で求められる適正な規模や必要な機能について調査し、その後、最適なエリアにおいて機能的な配置を検討したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、退職手当特別負担金についてでございますが、こちらにつきましましては、定年前早期退職者2人分の特別負担金となります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） これは1つずつやってよろしいですね。款ごとにとということですよ。款ごとにですから、25ページ、第4表と35ページ、別にやりますから、別にやっていいですね。

○議長（三田忠男君） 4表から3回ありますので。

○13番（西島信也君） 防災機能を備えた公園調査業務委託ということですがけれども、何点か言いますけれども、第1にお伺いしたいのは、今、建設部の理事からお話があったわけですがけれども、これは建設部でやるんでしょうかということが1つであります。普通、考えれば、防災機能ということですから、総務部の防災関係あたりがやるんじゃないかと思ったんですがけれども、今、白鳥理事のお話ですので、建設部でこれを計画してやるのかということ。それが1点目。

2点目ですがけれども、防災機能を備えた公園調査ということなんですけれども、いわゆる防災公園と、前からこう言っているわけですがけれども、防災公園というのは、さっきから都市の防災公園でありますけれども、主に全国では大都市中心に防災公園てつくられているわけですね。それで、例えば東京都では、都立公園が58カ所ありますけれども、58カ所全部が防災公園になっているわけですね。伊豆市においては、何カ所くらい設置するというのをやるんでしょうか。それをひとつ、何カ所に設置するんでしょうか。東京都23区では、面積が、

私、何平方キロかわかりませんが、恐らく600平方キロとかそれくらいじゃないかと思うんですけども、要するに、伊豆市の倍近くあるわけですけども、その中に58カ所あるわけですね。それに対して伊豆市ではどれぐらいをつくるというふうに予定しているのか。

それから2点目、どのような防災機能を備えたものをつくるというか、予定して、どのような防災機能。防災公園の定義からすると、避難地、避難路、防災拠点と3つあると言われておりますが、どれを目的にしているのでしょうか。避難地、避難路、防災拠点、この3つのうちどれかをお伺いいたします。

それで、防災拠点も当然考えていると。先ほどもお話があったんですけども。さっき、何カ所つくるかという話も関連するんですけども、広域防災拠点なのか、それとも地域防災拠点を目指しているのか。

それから、避難地というのはどういうものを、これは避難地は入っているかわかりませんよ、わかりませんが、どういうものが、広域、あるいは広域的避難地なのか、一時的避難地なのか、そこら辺の計画している、計画というか、構想に入っているかどうかをお伺いいたします。

3点くらい言いましたかね。以上、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まず1点目の、これはなぜ建設部のほうで調査するのか、防災関係ではないのかという質問でございますが、今回、国土強靱化等、防災機能等の施設整備を担って要綱をつくり、来年度の予算をやっているのが国土交通省でございます。国土交通省は、既存の施設と関連して、そういったハード整備を補うところでございまして、建設部のほうがそれについては情報等も入ってきますので、特に都市計画の分野の都市計画課のほうでそれらを調査するというところでございます。

2点目、防災公園は市として何カ所位置づけているのかということでございますが、確かに東京都に関しては、ある程度広い公園がございますので、その広い公園が広域避難地となり、地域防災計画に明示されております。伊豆市の場合は、通常の避難に関して、学校だとか体育館とか、そういった建屋があって避難できるところを重視しているため、公園が今回のような風雨災害において指定されていることはありません。ただ、大規模な地震等があったものについては、一時避難地としてある程度の地域の公園は役立つと考えております。

今後、今回の都市計画では、市街地の中心部、特に、拡大する中伊豆、土肥、天城湯ヶ島につきましては、その中心のところにそれぞれ防災機能を持った公園を設置したいと思っております。また、それとあわせて、もともと都市計画区域であった修善寺については、市街地の用途、用途内ですね、市街地の中にそういった大きな空地、施設がないものですから、市街地に近接した場所に広域的な防災拠点を設置したいと考えております。

3点目、どんな機能かということで、避難路、避難地と申しましたが、拠点なのかという

ことにつきましては、当然、そういった広域防災拠点を目指した防災公園ですので、ある程度、避難地が主となります。ただ、常時はやっぱり公園として使いますので、その中で、常時の公園と防災の機能が合致するところ、広場が主となります。専用的に防災施設倉庫とかそういったものに関しては、防災拠点として別のところに位置づけて、全体を防災拠点として考えていかないと難しいとは考えています。

したがって、今、公園のほうで見直そうとしているものは、公園の補助をもらって、常時公園として使う中で、なるべく公園が有事の際に防災機能を持てるように規模を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 広域なのか地域なのか、ずばり質問がありましたけれども、どういうように。

○建設部理事（白鳥正彦君） 地域防災、地域という意味は、すみません、広域避難地である防災拠点には間違いありません。ただ、防災拠点といいますのは、それに、さっき言った防災倉庫だとか、大きな防災拠点として、機能、学校だとかそういうのも含んだエリアとなりますので、もともとの日向地区、都市計画で明記されているところは、防災拠点だった中に一部公園があったわけで、なるべくその公園の機能を今回の国土交通省の強靱化にあわせて拡大をしていきたいと思っておりますが、全てが防災公園でできるものではございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、この件について最後の質問ということなんですけれども、私、先ほど、何カ所つくるかということ、何カ所予定しているかということ聞いたわけなんですけれども、そのお答えがなかったからね。どうも今聞いていると、中心に1つつくるだけというようなこと言って、あと中伊豆とか何とかおっしゃっていましたがけれども、中伊豆に何カ所、修善寺、天城、土肥に何カ所つくるかということ、そういう構想はあるのかないのか。1つだけつくればいいというものじゃないと思いますから、それを1つお伺いいたします。

それから、防災拠点というお話ですけれども、これは防災拠点といっても、広域と地域と、これ、おのずと違ってくるわけなんです。例えば広域でしたら、いろんな物資を入れてそれを分配するとか、地域もそうなんですけれども、救援救護活動の前線基地と、こういうふうになっているわけですね、救援救護活動前線基地。だからその内容を、どういうものをイメージしているのかということなんです。救援救護活動前線基地、どういうことなのか。

だからそこで医療活動も行うとか、あるいは例えば、避難ですから、仮設住宅とは言わないまでも、何日間の間、寝泊まりできるあれをつくるのとか、そういうこととか、あるいは、よく東京都のほうで、さっきちょっと言いましたけれども、都立公園には、下水道のマンホ



ールに仮設トイレみたいのをつくるとか、そういうこともあるわけですがけれども、どうい  
ようなものをその救護救援活動の前線基地ということでイメージしているのかということな  
んですけれどもね。これは建設部じゃちょっと無理なものかもしれないですが、そこ  
ら辺は建設部で全部やっちゃおうということなんです。そこら辺もお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 先ほどの質問に答えつつもりだったんですが、すみません。誤  
解を招かないようにお話しいたしますと、今回、都市計画区域定期見直しにおいては、都市  
計画区域を拡大いたします。それについては、土肥地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区を拡  
大します。それぞれの都市、地域に、地区と申しますが、そのそれぞれの地区については、  
中心地にコンパクトなまちづくりをするという中において、中心地の中に最低1カ所の防災  
機能を持った公園、もともと公園というのは防災機能を持っているんですが、それは必要と  
考えております。それぞれについては、その地区のコンパクトなまちに合った常時的に必要な  
機能、または防災機能の中で、必要な面積を設置したいと考えております。

一方、もともと都計区域であった修善寺地区については、もともと前回の定期見直しのと  
きに、日向地区に防災機能を持った公園ということで近隣公園が位置づけられております。  
それについて、当然、防災機能を持った公園としてまず見直すわけですが、まずそれについ  
てもう一度調査をして、国土強靱化にあわせた拡充がどの程度可能なかどうかを検討しな  
ければならないと考えております。

防災機能のその内容ということだと思えるのですが、当然、大規模災害時に広域避難地と  
して機能するオープンスペース、また、そういった救護介護施設、拠点として機能するオー  
プンスペース確保と、そうしたものに関しては、前、勉強会でもお話ししたように、一時避  
難地として人々が避難した後、その人たちがまた新たなそういったところに着いたときに、  
次はそういった人々の命を守るための活動拠点になると考えています。それがまたひと段落  
した時期において、当然、1カ月とかそうなったについて、今度、仮設住宅用地としても使  
われるだろうと、そう考えています。

もちろん、国土強靱化の中でその必要性が認められればですが、その公園の大きさもどん  
どん広がるでしょうし、また、そこについて、これまでお話ししたような、トイレにかわる  
マンホールだとか貯水槽、または遊具、そういった機能はつけることが可能となっております。

また、広域化ということにちょっとこだわっておられるんですが、当然、伊豆市全体の広  
域になって設置できれば、それはもう物すごくうれしいことですね。伊豆市の近いところに  
それだけの施設ができるわけですから、地域の人に対する恩恵は計り知れないものと考えて  
おりますが、それはもう県、国との、当然、地域防災計画との調整もありますし、そこま  
での予算が認められるかどうかはわかりませんが、1回手をおろした事業でございますので、

今度は真剣にまたもう一度取り組んで、もう一度、広域防災拠点の一部を持った公園として調査し、要望していかなきゃならないと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは次に、退職金のほうに入ります。

西島議員。

○13番（西島信也君） 防災公園については、どうも今まで真剣にやってきていないようだったので、ぜひ真剣にやってもらいたいと思うわけですが、その是非は別にしましてね。

それでは次に、退職手当特別負担金なんですけれども、先ほどの説明で、要するに、早期退職者2名の分だというわけですね。2名というから、大体これは1,100万円ですから、お一人さん500万円とか600万円ですけれどもね。この早期退職者というのはどういう人のことをいうんでしょうか。

要するに、定年退職をすれば、定年退職まで勤めれば退職金は割増しになるよと、そういう制度があるわけですよ。その分について、定年退職したもののみならず。みなすというか、その分の割増し分だと思えるんですけれども、早期退職をすればいいんでしょう。要するに、普通退職という考え方もありますよね。普通退職と定年退職と。普通退職というのは途中でやめる人、定年退職というのは定年まで勤めた人、60歳まで勤めた人ということなんでしょうけれども、昔、勸奨退職という制度があったですよ。勸奨退職をした人には、勸奨退職、要するに肩たたきですね、肩たたきをした人でやめてもらった人にはこの退職手当特別負担金でやっていただくと、こういうことがあったわけですが、そういうことで、皆さん、18とか二十歳からお勤めになった方は、58歳とか59歳でやめる方も多いんですけれども、これは要するに、肩たたきというのは今現在あるんでしょうか。

それと、早期退職といたって、何年くらい早期退職でいいんですか。あと5年も10年も残して、早期退職だから退職手当特別負担金をやるよ、退職手当を割増しするよというものもおかしいと思うんですけれども、そこら辺の説明をしていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点目のまず旧の制度でありました勸奨退職、こちらから御本人に勸奨するという制度があったわけですが、今の定年前早期退職につきましては、募集をかけます。職員に、一定要件、伊豆市の場合、現在、勤続20年以上で退職時の年齢が45歳以上という条件のもと、この制度に応募するかどうかの募集をかけます。そして、そこで応募してきた職員を対象としております。早期の要件は、先ほど言いました、勤続20年以上で退職時の年齢が45歳以上ということでございます。ですので、行政側から昔のような勸奨ということはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） おはようございます。16番、木村建一です。

引き続き、議案第57号、債務負担行為補正の中の防災機能を備えた公園調査検討委託について質疑をいたします。

1つ目、調査委託ではなく、調査を検討することを委託するというのが何だかよくわかりませんので、説明をしてください。

2つ目です。何を委託するのかわかりませんが、委託しないでできない理由についてお尋ねします。

3つ目です。文教ガーデンシティ構想の公園予定地としていた農地もこの委託に該当するというふうに判断して委託しようとしているのか、お願いします。

これに該当する土地というのは、平成29年、県が作成した、伊豆市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針にうたっている土地でしょうか。

文教ガーデンのときの防災公園等々というのは、加殿地区だったんですね。ただし、今言った平成29年度の県作成の方針には日向地区とありますので、よくわかりませんので、御説明をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部理事に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず委託名でございますが、わかりにくい表現になってしまって申しわけございません。調査を検討することではなくて、防災機能を備えた公園について必要な規模や機能を調査し、整理分析し、その後、機能的な施設の配置を検討したいということです。

もちろん、調査委託にはある程度検討分析も入っているんですが、今回は、当然、その検討の意味合いが強いものですから、検討という名称をつけさせてもらいましたが、発注のときには、それがまた調査委託とか検討委託とかはっきり分けるような形をとりたいと思っております。

次に、委託の必要性ですが、今回の業務につきましては、国の令和3年度事業費要望として、令和2年6月に概算要望するレベルまで資料を作成することを目的としています。令和3年事業費の防災施設の要綱はまだ正式に示されていませんが、計画エリアや配置について図面等を作成しなければなりませんので、技術を擁する業者へ委託する必要があると考えております。

3の予定地について、どこなのか、また、区域マスタープランに位置づけたところについて、農地、または加殿ではなかったのかという質問についてお答えします。

前回の都市計画区域マスタープランの見直しにおいて定められている公園というのは、日向公園、近隣公園でございまして、これはですね、文教ガーデンだった農地の位置に位置づけられてございます。これについて、当然、8ヘクタールの優良農地でございました。しかも、今現在青地でございますので、国、県との調整においては、それ全体を必要性がある区域として除外の調整をしていましたので、その位置として公園が含まれていたということでございます。

ただ、その過程において、当然、それを一挙にその8ヘクタールについてやるためには、やっぱり中学校とか一体となってやらなければならない中で、文教ガーデンとして否決されたということでございますので、その途中の過程においては、防災機能を持った公園というのは、白地の農地で可能な、多分、加殿のところに位置づけたりすることもあったのではないかと考えておりますが、調整においては、当然、国、県で預かって調整するのは、市街地の中で、当時、優良農地として土地利用が、転換、調整が必要な日向地区であったと認識しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） なぜ検討へ入ったのかということは、ほぼほぼわかりました。すごくわかりづらかった。通常は調査委託なんですね。検討するって、あ、調査をお願いして、またそれをこっちに持ってきて検討するのかなと思ったんですけども、それをも若干含めているだろうということで、これは1点目については結構でございますが、いわゆるこの防災公園をつくるに当たっては、国が一生懸命、今推し進めている国土強靱化対策の一環だと、その中の一つ、重要視していますよ、だから国土交通省が担当しているから、西島議員の質問を聞いていて、あ、そうか、だから建設課かなと、理事が担当している、専門職を発揮していただいているのかなと思ったんですが、伊豆市として、国土強靱化、国が言っているんですけども、本当に伊豆市においても、当然伊豆市を強靱化させなくちゃならない。そういうふうな、こう観点から見たときに、いわゆる強靱化って何かというと、いわゆる市民の生活とか命を守る、そのためにどうしようかということだと思っただけですね、今回のその提案についても。そうしますと、ちょっとこここのところがわからない。

そうすると、前、一般質問の中で杉山武司議員が、避難所の課題について幾つか課題を提起したんですけども、この辺をちょっと整理させてください、私の頭の中に整理できるようにお答え願いたいのが、避難所のいろんなソフト面等々、運営等々についての課題は、まだ未解決問題がたくさんあるとわかったんですが、これについては防災安全課がやるわけですね。そうするとハード面、ハード面と言ったらあれですね、イコール、ソフト面にもかか

わるんですけれども、それは建設課のほうでやるとなると、この今回提案している国土強靱化、いわゆる市民をちゃんと守っていく、命、生活を守っていく立場から見たときに、どういうふうに、今回この委託をするに当たって位置づけられているのか、お願いしたいんです。いわゆる避難所の課題というのは別なだけけれども、連携というのも当然あるでしょうということです。

委託しないとできない理由が何となくわかったんですが、勉強会等で理事が出向いて、1時間以上にわたってずっと都市計画から含めて講義を受けまして、あ、相当学ぶところがたくさんあるなと思いながら聞きました。そうすると、ある程度のこの骨子を、理事が加わった建設課のほうでやって、方針をきちんとその中で出して、委託の方向性をきちっと決めていくということができないのかなと思いながら、今回のこの提案についてお尋ねしたんですけれども、ちょっとその点をどのようにお考えなのかお願いしたい。専門的な立場、相当お詳しい方だなと、僕、とてもじゃないけれども及ばないような知識と経験を持っているなと思ったんですけれども、お願いしたい。

それから、まあいいでしょう、加殿地区か日向地区かということは別に構わないんだけど、これは市長にお尋ねしないと。市長がお答えになっているから。

広報伊豆6月号に「市長の今これ」って、今、月、市長の思いを広報に載せているんですけれども、今言った広報6月号に、狩野川本流と大見川と修善寺川が合流する場所、ここが、防災拠点兼ねた公園をつくと、ここが、いわゆるこの3つの川が合流する地点より南側ということになるでしょうと、防災拠点が。そういうふうに主張なされて、文教ガーデンのときもそんな話をされていました。そうすると、今回の提案は、もう既にその方向性のここだよということはある程度お決めになりながら委託するのか、提案するのかお願いしたい。

それともう一つ、聞いていて、あ、なるほどなと思ったのが、各地区にも置きますよ。だから修善寺はそこになるかどうかはまだ不確定要素はあるでしょうけれども、修善寺に1つ、そして、あと残った土肥、天城、中伊豆にまた防災拠点をつくりたいというのはわかっているんですが、これは、都市計画のこの、何ていうの、ここまで余り入ると失礼に当たるから、さわる程度で結構です。伊豆市の財政シミュレーションの中に、新規事業として都市防災公園整備事業、令和3年から令和6年まで、概算事業費13億円ということが、こう、一応、多分この中に、財政シミュレーションの中にこの分も入っているんだろうな、どこかに。どこかに入っているなと思うんですけれども、そうすると、今回提案するに当たって、これは、今回これで考えているというのは、ごめんなさい、防災機能を備えた公園の委託というのは、13億円の範疇の中においての、アバウトですよね、まだ決まっていなんだから、そういうことなのか。それとも、ほかの地区もひっくるめた委託になっているのかがわからないもので、お答えください。お願いします。

○議長（三田忠男君） まず、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） たくさんあった中で、こちらの説明がちょっと不十分なもので

すから、改めて御説明いたしますと、国土強靱化に関しては、命を守るハード整備を主に担っておりまして、それぞれの、今、避難所等の、どっちかというサービス、サービスにあるような内容については、これは市町村が行うということにおいて、国土強靱化で補助をつけて国がやらなければならないのは、とにかくまず命を守る。そのために、広域的な避難地であったり道路、その避難路である一時避難路、実践的に整備するだとか、崩れているという場合、土砂災害を防止する事業だとか、または津波に対する防潮堤とか、そういうものに対して国土強靱化で整備していくと。

したがいまして、今回、当然、その中で拡充される項目、今回は河川なんか災害が多かったものですから、そういったものが拡充されます。そういった要綱はまだまだ決まっていなわけですが、おおむねそういったものに関しては、当然、県、国がまずやるべきものとして、ある程度情報は出てきて、概算要望に間に合うよう来ていますので、それに伊豆市も提案をしたいということでございます。

あと、今回の委託について、ほかのところも入っているのかということにおきましては、実は委託調査としては、みどりの基本計画の中で、当然、みどりの基本計画というのは公園の計画なんですけど、国との調整をする、今回の都市計画拡大においての計画づくりでしたので、その中で当然検討されています。

ただ、問題があったのは、やっぱり都計区域拡大で今、各地域に入ってその説明をしているわけですが、どこどこにというのは住民にしっかり示さないと、その土地、その土地は当然農地だったり地権者さんが使っている土地ですので、回答が来ないという中で不十分と考えていますので、今回、それぞれの拠点の中で、ここならどうでしょうかというのをつくって提案し、おおむね地区の中でそうだよねと言われたときに要望していくという流れになっております。

したがいまして、今、都計区域拡大もしていないものですから、それぞれの公園については、国の補助要望とかそういったようなものができる段階ではないものですから、みどりの基本計画の中で行っています。

一方、今回の出した委託というのは、これまで都計区域だった修善寺においては、さきの防災機能を持った公園というのは位置づけておりますので、今回、それについても一度再整理をして、要望にかけていきたい。

ただ、当然、国のほうも、将来伊豆市は都計区域拡大をするんだよねということにおいて、全体の地域について防災はどうなの、その中でここはどう機能するのということは、当たり前のようにそれは、要綱ですので、当然、みどりの基本計画の中で、その全体の中で、やっぱりここが拠点だよねというような、広く、中伊豆、天城湯ヶ島、土肥地区の防災拠点となる、広域といいますけど、伊豆市の中の広域防災拠点として機能をしっかり説明していく上では、そういった区域も含めて検討したいとは思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問にお答えします。

3つの川が合流している狩野川本流と、それから大見川と修善寺川の南側が地形的に安全ということは、当然想定しておりましたし、今でも、3河川が合流する修善寺橋の下流と上流では危険度が圧倒的に違うわけですね。都市の中心部付近に、先ほども理事から、防災機能のついた公園というのは、要するに空間が欲しいわけです。空間が必要なんですね。空間を確保するために、一般的には、そこはやっぱり公園として、そこに防災機能をつける。自然の脅威から免れる安全な空間をつくるためにどういう事業を組むかということなんですね。

そこで、3年前は、御指摘の加殿は、サッカー場と、サッカー場の横に防災倉庫を想定していたわけであって、公園は、予定していたエリアの東南のエリア、中学校の校舎と、それからこども園に囲まれたエリアを公園として整備し、そして市の道路を挟んで反対側、北側にサッカー場と防災倉庫を想定したわけですね。

当時も申し上げたとおり、私も、防府、東日本、北海道、いろんな被災地を視察しましたが、けれども、教育を早く始めたいんです。学校は一時的に使いますけれども、早く教育を再開したいんです。これは厚真町でも、勇気を持って学校を早く始めたことが物すごくやっぱり地域の明るさにつながっているんですね。したがって、あえてあのときは加殿につくったのは、そちらのサッカー場を使うことによって、校舎、校庭を早く開放したかったということも、何度も御説明したとおり。

したがって、加殿のサッカー場、防災施設と公園で、あわせて防災に使うエリア。もちろん校舎も一時的には使いますけれども、そういったことを想定したわけであって、公園そのものはやっぱり日向に予定をしていたわけなんです。

それから、やはりいろんな被災地で伺うと、何が必要ですかとやっぱり確認するんですね。もう必ず計画と準備。計画していたこと、準備していたことは確実に役に立つし、計画していないこと、準備していないことは、やはり奇襲を受けてしまう。今、私たちはもうたくさん課題を持っているし、実際いろいろ積み上げてきたわけですね。ところが、さっき理事からもありましたけれども、国と県と調整していたことは白紙に戻っているわけです。今、計画がない状態まで戻ってしまっているわけですね。

そこで、実は、こういったことに詳しい国会議員の先生方、それから学識の先生方から、伊豆市も国土強靱化計画をしっかりとつくれと。つくることが今制度としてある中で、つくっていない。つくっていないと事業化できないわけですね。そこで、ことしの3月から、県の都市計画マスタープランに残っている、日向の防災機能を備えた公園についてはいかがでしょうかと、3月議会と6月議会と2回、議会の御意思を確認させていただきたいということだったんですが、全員ではありませんけれども、一部の議員さんからは、議案として出せと、そうしなければ検討できないということで、もうぎりぎりのスケジュールで、来年の6月ごろに国に報告すべき資料を作成するためにはもうぎりぎり最後の段階ということで、あえて

議案として調査費を計上させていただき、半年程度をかけてこの計画をつくらせていただいた。

これは1つは、こういったことをやりたいという行政の意思と、それから議会の御意思を確認させていただきたいという、そういった目的も持った議案でございまして、ぜひ議員の皆さんには、物すごく大切な、大変に将来にとって、伊豆市の市民にとって大切な議案ですので、それぞれしっかり御検討、御吟味をいただきたいと思います。

さらに、いろんな、本事業にかかわることであれば、また委員会で十分時間があると思いますので、慎重に正確に吟味、御検討いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 大体の何をしようとしているのかということが見えてきました。ここだけじゃない、ここと言ったよね。修善寺だけじゃない、ほかもあるんだけど、まだ、理事の話は、都計外だから、何も決まっていないから、それを国に出すわけにいかない、だからそのギャップについてはこちらでちゃんと位置づけて、当然、国のほうとしては、ここだけでいいのとなりますよね。ほかはどうするのよって、これで全部伊豆市が賄えるのかということとは当然聞かれると思うから、それは多分、今の話、そうじゃないだろうなということで、ほかも検討するということは、流れは、うんうんということであらざるが聞きましたが、市長にちょっとお尋ねしたい。

その前に、ごめんなさい、これは考え方の問題だから、これは市長にお尋ねしたい、1つ目は。この議会、この今、市長が言われたように、何人かの議員が出してくれという要望があった。それは自由ですから、別にそれはけしからんと、僕は何も思わないんだけど、私に対しては市長は、今、県との信頼関係がないんですと。議会が決議してくれないとこれは出せません、どうですかって私にこう呼びかけられたので、いや、まだその時点ではこちらのほうで、議会は議会として勉強会をやっていますと言ったら、だから市の勉強をしてもらいたいがために議会に投げかけたいんだけど、いかがかということで、こうやりとりをやったんですけども、結論はつかなかったんですけども、決議はまだしていないですよ。けれども、今回提案されたことについてどういうふうに捉えられたのかなという、心の内がちょっとわかればいいのかと思います。

それからもう一点は、これは理事のほうがいいのかなと思うんですが、先ほどは、県がつくった都市計画区域の整備、開発の方針の、これについて、これが提案されたときに私は、市民の声を聞きたいということで口述をいたしました。この中で考え方だけちょっと聞かせてください。これは、ただ単に、理事は当然、専門職で御存じでしょうけれども、都市づくり全体の計画をこれは指し示しているんですね、方針をつくっている県は。だから、防災公園だけじゃない。余り言うと一般質問、これはよしますけれどもね。優良の農地との健全な調和に関する方針もこの中に掲げられているんですよ、御存じのように。今、やるかやら



ないかまだはっきりしていないんだけど、どうも考えているのは、優良農地を農地転用して防災公園をつくりたいとなると、このときに僕が言ったのは、矛盾していませんかというふうな話をしました。優良農地を片方は県はつくろうよと、整備しましょうよと言っているんだけど、それを防災公園のためになくしたほうがいいということに、多分、県のほうは結論づけて、これは多分、市の意向のもとでそうやったんでしょうけれども、そのあたりの考え方を聞かせてください。

あとはいいです。いろんな課題はあるなと思いつつも。お願いします。

○議長（三田忠男君） まず、市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） これもかつて申し上げたことですが、もちろん、文教ガーデンシティ事業のときも、1回で議案だけ出したわけではありませんで、幾度も幾度も予算案等を出させていただいて、承認いただいた上でやってきたわけですが、要するに、議会構成が変わって、議会の意思が伊豆市の意思だということで、そこは否決されたわけですね。そのときに議会では申し上げましたけれども、国、県と全て調整してやってきましたから、これ以降、もし否決されると、今度はやり方を変えざるを得ませんということも、申し上げたとおりです。

ですから、今、制度の、例えば農地の転用問題とか、あるいは都市計画にかかわる開発の補助金でありますとか、あるいは地権者の皆さんと話をするときには議会の担保がないのは進めることはできないわけです。これも何度も申し上げたとおりです。そこで今回は、先ほど申し上げましたけれども、国がこれだけ強靱に国土強靱化の施策等予算化を進めている中で、このタイミングを逃して、やるべきことを今やらない、そして、とれるべき補助金を今とれないと、これは市民の公益にとって極めてマイナスが大きいということで、ぎりぎりのタイミングで議案として出させていただきました。

もしこの議案を可決していただければ、先ほど提案趣旨を改めて理事から説明しましたけれども、来年6月ごろを目途に作成をし、国に提出し、そして国の補助金を確保した上で、防災機能を備えた公園をつくるということの議会の意思ということが確認をできますので、ですから、今は推進する決議案をいただきたいのではなくて、議案として御承認いただければそちらの事務に入りたい、入ることができるということでございます。

○議長（三田忠男君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 都市計画区域拡大について、市民の声をどう捉えて、なおかつ、都市全体づくりの中でどう位置づけていくかという御質問だと思うんですが、まことにそのとおりでございまして、伊豆市全体の中を考えたときに、新しく伊豆都計区域に前回なったときに、やっぱり今の用途地域の中は結構人口密度も高く、全部を賄うのは難しいだろうという結論に達し、当然、ほかの都市計画と一緒になんです、コンパクトな話の中なんだけれども、必要な機能に関しては市街地の中で確保することは困難だから、住宅地とか今後の発展のために最低必要なエリアについて、伊豆市の、当然、都市マスと連携を図り、調整して

きた。その中で一番やってきたのが、当然、牧之郷地区のほうと日向、加殿地区でございます。それでその中で、当然、牧之郷地区は優良農地というのが明確じゃなかったもので、比較的簡単に地区計画を定めることができたし、地域の人の思いもはっきり示されていたけれども、当然、日向地区については、優良農地で整備していたところでございますので、当然、アンケート等をとった中で、それが確実に市街地として土地利用転換していいのかどうかということについて、今後慎重に諮ると。その中において、まず地権者の意向としては、そんなに農業の優良農地として今後存続していくより、そういった中心の拠点として、当時は教育的なものだとか、そういった住宅も主だったと思いますが、していこうという意向があったわけですから、それらについて、国の補助金をもらうために防災拠点という位置づけをしたと、たしかそういう形で認識していると思います。

ただ、これについては、定期見直しが5年ごとにあるわけで、国の調整を図る中において、当然、猶予期間がございますので、その5年の中において計画が定まれば、この優良農地の必要性よりも、防災やそういったまちづくりの中のほうがまさるということの中において、計画を策定することを許していただいた。それでその計画が、国から補助金をもらって、たしか3,000万円ぐらいだと、すみません、つくってきたと思います。

ただ、これについては、今後の流れとしては、住民の意見が最も大事ですので、農業を続けている。だからその計画をもって住民に示すときには、必ず事業の確実性がないと、広大な農地をつぎはぎのようにちよつとずつやることは困難ですので、その事業の確実性を高めた中で住民の意見をとって、それで都市計画決定をして、それで事業認可をとると、こういう流れになっています。

事業認可をとるということは、事実上、おおむねこの事業に対して国に承認してもらえて予算がもらえるよねというのがないと、とても都市計画決定などはできませんので、そういった中において、今回については、1回手をおろしたものですけれども、公園ですけれども、今度の国土強靱化の中で事業化が可能なのかどうかを改めて調査していただいて、可能となったら、自信を持って地権者の皆様に都市計画決定の手续に入り、当然、地権者、農地の使い方よりもいいよというふうになれば、都市計画決定された後、今後、事業認可というふうになりますので、まずは、当然、1回、5年前にそういった、伊豆市としては土地利用転換をするという、こういうまちづくりをすると手を挙げたところですので、もう一度その整理をしないと先へ進めないと考えております。したがいまして、今回、その調査をさせていただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

今までの質疑を聞いていて、一体何をやっているのかなと思って、僕はあきれていると。

まず、議員の皆さん、質問に参加する人はこの3人に限られちゃっているんだよね。大体、この回数、何ですか、これ。ぜひ議会改革で取り上げてくださいよ。回数なんて必要なんですか。

議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）についてお聞きしたいことが本当はいっぱいあるんですけどもね。災害の被災箇所に漏れはありませんかと。全部ちゃんと調査しているんですかね。端的に言ったら、私はよく大洞と最近言っているわけけれども、大洞は、あれはあれですからね、建設部長、あなた方の設計ミスですよ。指摘しておく。市長、あなた方の計画ミスだ。それでもって、対象者が私なだけけれども、森良雄の駐車場が壊されちゃった。まず一番に飛んでいって見るのが常識じゃないかと私は思うんだけどもね。ね、波多野さん。設計ミスで物をぶっ壊しちゃったんですよ。そうしたら、見に行ったら、どう対処するか考えなさいよ。それで、これだけ言われていて、最終日には建設部長は出てきてくれるのかな。見てきて。

このほかにだって、災害の被災箇所に漏れはありませんかと僕は言っているわけけれども、私の近所には今、屋根瓦の補修なんかやっている人もいますよ。そういう被災状況を本当に把握しているのかどうなのか。市としてどうやって対処するのか。いや、40万円以下は面倒を見ませんよと。そういうのがちゃんと決まっているのかどうなのか。それとも、一応届けだけは出しておいてくれと。見舞金ぐらい出るかもしれないというお話をするのかどうなのか。

ただ、最近、私のところに届いた話では、矢熊筏場線で何かやっているんですか。何かやっているらしいね。通行止めになっているときとなっていないときが、区別がつかないと。ちゃんと業者に指導してくださいよ。本日、工事中で通行止めですと。それも、中伊豆側と天城側両方にちゃんとしておいてやらないとね。途中まで行ったら通行止めで通れなかったよでは困りますよね。あそこで工事をやっていたらまず通れませんかね。

○議長（三田忠男君） 災害の関係での質疑をお願いします。

○15番（森 良雄君） 災害で言っているんです、あなた。矢熊筏場線。

○議長（三田忠男君） 災害があったんですか。

〔「災害じゃないから」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） じゃ、災害じゃないと言いなさいよ。

○議長（三田忠男君） だから森さんがということを示してください。

○15番（森 良雄君） いいですか。私が言いたいのは、大洞も関係するんだ。伊豆市の工事というのは、非常にでたらめなんだ。建設業者の技術がない。

○議長（三田忠男君） 工事のことじゃなくて、災害についてのここは質問をしてください。

○15番（森 良雄君） ちゃんと次の行に書いてあるでしょう。災害の被災箇所をわかりやすく、発生箇所、状況、ボリュームを表にしませんかと。市民はわかりませんよ、矢熊筏場線、何であそこで工事をやっているんだと。やっていない日もあると。

復旧工事の対象となるにはどんな条件がありますかと。この辺もはっきりさせてくださいよ。ここで説明してくださいよ。できたら、口で言われたってすぐわからなくなっちゃうから、書面にして出してもらいたいですね。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 何か意見あるの。言いたいことがあったらはっきり言いなさいよ、出てきて。

債務負担行為補正についても、今までもいろいろ意見が出てきた。まあ、何かどうも公園をつくりたいらしいね。私、いつも言うのは、目的は何なんだと。これは目的が出てきていないんだね。公園をつくるのが目的になっちゃっているんだね。これを手段の目的化というんです。まず目的がはっきりしない。

大体ね、地震のための災害拠点にしたいのか、災害対策拠点にしたいのか、水害のための拠点にしたいのか、その辺もはっきりしない。僕は、地震だったら、田んぼを持っている人は田んぼに逃げればいいんですよ。そういう指導をしたいですね、僕は。田んぼや畑を持っている人だったら、田んぼや畑に逃げなさいと。水害だったら、伊豆市の場合、水害はどこに逃げるのかよく知らないけれどもね。僕は、じっとしているのが一番かなと思っています。

皆さん、今、ほら、きのうあたりまでNHKのテレビでやっていたのは……

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 債務負担行為について質問してください。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 目的がはっきりしていない。何言っているんだ、君は。静かにしろ。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きを森議員、お願いします。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 債務負担行為補正について、それぞれの事業について説明をしてください。この辺が一番大事なんですよ。目的がどこにあって、こういうことを始めようとしているのか。目的がさっぱりわからない。

伊豆市の業務委託は、一度決まったらもうずっと永久でしょう、伊豆市が続く限り。私は言っておきたいけれども、伊豆市の人口は今3万人、25年後には1万5,000人になるだろうと。空き地はどんどんふえていくんですよ。そういうこともやっぱり皆さんね、議員の皆さん、考えてくださいよ。伊豆市はお金が幾らあったって足りない。今度、この債務負担行為

ただだと、恐らく、債務負担ってどういうことだと皆さん理解していますか。借金です。借金的一种ですよ、これ。そうでしょう。後払いだよ。先付でまた払うようなものだよ。

○議長（三田忠男君） 森議員、これは当局に対する質問ですので、議員の皆さんの意見は結構です。

○15番（森 良雄君） 市長はどう考えているかですよ、債務負担行為を。

○議長（三田忠男君） だからそれで結構ですけども、議員には呼びかけは結構です。

○15番（森 良雄君） あなたね、三田さんね、市長は、議員の承認を得たいからこういうことをやっているわけでしょう。この公園をつくりたいことを。

○議長（三田忠男君） 議員の賛同は討論のほうに入りますので、そのときをお願いします。

○15番（森 良雄君） 討論をやるとき、議員出てくるの、皆さん。

○議長（三田忠男君） 議員です。討論は議員に向けて。

森さん、続けましょう、お願いします。

○15番（森 良雄君） 聞いてくださいよ。

じゃ、ぜひ債務負担というのは借金だということを理解していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） ここでは災害と負担行為で2つに分けておのおの質問をやりますので、よろしくをお願いします。

それでは、森議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長及び理事に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、森議員の災害の関係についてお答えします。

まず、災害の箇所には漏れはありませんかですけども、被災箇所の確認は、地域から情報、職員のパトロール等により把握しております。情報の提供があったものについての確認は全て行っておりますので、漏れはございません。

また、次のボリューム、表にしませんかという質問ですけども、森議員の災害の被災箇所がわかりやすい資料の要望にお応えすることができるかわかりませんが、委員会で資料は提出いたします。

次の復旧工事の対象と条件ですけども、まず、災害復旧事業の根拠法令となるものが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法と、あと農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく採択基準を満たさなければなりません。基本的には、降雨で言えば、最大24時間80ミリ以上、時間雨量が40ミリ以上の雨量での被災が対象となります。あと被災規模で言えば、公共土木施設災害が1カ所60万円以上、農林水産施設災害で1カ所40万円以上の工事が基本的な採択基準になります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まず、業務の目的を明らかにする説明ということでございますが、当然、これまで説明したように、近年の激甚化する災害、これは当然台風による土砂災害や水害も含まれます。こういった災害に対応するため、防災機能を備えた公園について行うものです。国土強靱化で求められる、当然、その拡充される機能というのは、現在、そういった河川整備やそういったところも含んだものとなっておりますので、そういったものについて適正な規模や必要な機能について調査し、行うものでございます。

債務負担行為についてということなのですが、これにつきましては、債務負担行為の中の同じ業者等へ委託するのかということにつきましては、現在、当然、前回に行った調査、これは文教ガーデンのときに公園の調査でボーリング等、測量等していますが、昔、そのときよりはこども園の位置も変わり、全て変わっておりますので、そのときの資料をもとにつくりたいと考えています。全体につきましては、当然、今、都市計画課のほうで職員が、なるだけみどりの基本計画等を使って自分たちの中で作成しておりますが、どうしても1回調査して修正をしなければならぬ事項につきましては、業者等の手をかりて作成しないと、要望調書にならないと考えておりますので、その分の最低限のお金を今回要望するものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、他の負担行為について、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、私のほうからは、25ページの債務負担行為補正のうち、教育部所管の事業の概要について御回答を申し上げます。

教育部所管につきましては、表でございます、給食業務に関する債務負担行為補正の5業務、それから、先般8月の下旬ですが、天井部材が落下いたしました中伊豆室内温水プールに関連する2件、2事案でございます。それぞれ年度内に事業者を決めまして、新年度早々に事業を円滑に行うために債務負担行為を設定いたすものでございます。

まず、天城給食センターの給食調理業務と、それから配送業務、それから中伊豆給食センターの調理業務と配送業務、修善寺中学校につきましては、自校式でございますので、給食調理業務のみということでございます。それぞれ来年3月で現事業者との契約期間が満了となります。今回の債務負担行為の設定の御承認をいただいた後に、来年早々でございますが、入札によりまして業者を決めさせていただき、令和2年度からその業者によります業務を行っていただく補正のお願いをするものでございます。

今回は、令和2年から3カ年の設定をさせていただきたいと思っております、複数年契約でございますが、調理員でありますとか人材の確保、継続的かつ安定した給食を提供するためということで、前議会に引き続きまして、こういった形をお願いするものでございます。

同じ業者に委託するかどうかという御質問でございますが、前回同様、指名競争入札によ

り決定をいたしますので、同じ業者になるかどうかはわかりません。

また、中伊豆室内温水プールにつきましては、9月定例議会で、8月下旬に、天井部材の落下事故の報告とあわせまして、現在、工事の工法検討と設計料、委託料50万円を追加補正で御承認いただきましたので、工事の発注に向けて準備をしております。

落下防止の実施でございますが、指定管理者との協議の結果、事前の周知やらということもございまして、来年の4月1カ月で集中的に行いたいということで考えております。

全体工事費は1,200万円、本補正予算を受けまして、本年度中にこちらも入札をいたしまして、残る720万円を債務負担としてお願いするものでございます。

また、これもさきの総務部長からも説明いたしましたけれども、4月の1カ月間のいわゆる休暇になります指定管理者との営業補償金といたしまして、1カ月間分の人件費相当でございますが、142万5,000円をあわせてお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑があるようでしたら、災害、債務負担に分けて、おのおのあと2回ずつお願いします。

それでは、再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今度の最後に、補正予算第5回、第6回、きょう、ここに来たら第7回までである。一体いつになったら全体の把握ができるのかどうなのか。その辺をどう考えていますか。ちゃんと市内を回りなさいよ。私は、私のところを出しているのは、あなた方はちゃんと見ていないんじゃないかというようなことをひとつ言いたいですよ。小さいところは見ていないと。大洞、大洞と言っているけれども、これはうそじゃないんですからね。大洞という固有名詞ですからね。この洞は奥が深いんですよ。堰堤は2カ所あるんです。普通、その辺にある洞は堰堤1カ所しかつくっていないでしょう。いわゆる機能障害を起こしているような堰堤だってあるわけですよ。そういうのはちゃんと見ていいのかどうなのか。多分見ていないと思うけれども。大洞は本当に見なさいよ。設計ミスなんですよ。自分らのやった仕事をね……

○議長（三田忠男君） 森議員、質疑ですので、自分の意見は結構ですから。

○15番（森 良雄君） 一応そういうことで、ちゃんと見てくれるかどうかお答え願いたい。

○議長（三田忠男君） 災害箇所をよく見ているのかという質問です。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほども申しましたように、地域とか職員が確認したものについては全て確認しておりますけれども、伊豆市全体が広いものですから、災害の箇所は全てすぐにわかるとは思いませんので、これからそういう情報が地域とか区長さんを通じてとか来れば、うちのほうはまた再度確認をしまして、対応できるものはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後の質問ですか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それと、矢熊筏場線はどうも災害じゃないというようなお話だけれども、市民にとってはどっちだかわかりませんから。ただ、私がさっき言ったように、工事をやるんだったら、やっているよと、通れませんかというような、工事のやり方、やはりしっかり対応していただきたい。

この部分だけで3回終わりということに理解していいですか。

○議長（三田忠男君） そうです。

○15番（森 良雄君） じゃ、お願いします。

○議長（三田忠男君） 説明してください。ちゃんと看板等が表示されているかということですから。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 矢熊筏場線につきましては、災害ではなくて、通常の予算をしっかりといただいて今やっているところです。看板につきましては、しっかり矢熊側と筏場側には出してありまして、作業したときには「規制あり」、作業していないときは「規制なし」というのを張ってあります。あとはFM I S等、しっかり情報を流していますので、その辺の情報は徹底していると思えますけれども、そういうことまでは、再度もう一回確認して、しっかり対応していきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 債務負担行為の質問です。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私、さっきテレビのことを出しましたけれども、考え方というのはどんどん状況に合わせて変えるべきだと思うんですよ。例えば東京都の話だけれども、全員避難させていいのかどうなのかという問題も出てくるわけですよ。どこへ避難させていいのか。特に伊豆市のような場合、4,000キロ平米近い土地を持っていて、そこに人口3万人しかいないような場合、極論を言えば、どこへ行ったって空き地なんですよ。

それから、理事は、市街地というような言葉を使っているようだけれども、例えば国土地理院で出している地図の市街地というのはどういうところかといったら、恐らく伊豆市は駅周辺と土肥の一部ぐらいしか市街地と言わないと思うんです。牧之郷や柏久保でも市街地とは言わないんじゃないかと。人口が多い地域とは言えるかもしれませんがね。だからやはり3万人、恐らく10年後は2万5,000人ぐらいになっちゃうと思うんです。そういう人口減少が続いているときに、広大な避難、防災拠点だとおっしゃっておるようだけれども、本当に必要なのかどうなのか、その辺、いわゆる目的から僕はもっと検討してもらいたいと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。



○建設部理事（白鳥正彦君） 目的、市街地で周りに空地があるものですから、そんなに必要じゃないのかということですが、一般的に、都市の、大都市でもいいです、避難のところで、全て避難をするという形ではございません。その人数の中で、密集の市街地や火災のおそれのある区域や、地震等で壊れた、その災害ごとに、どの程度避難するかと、避難する人数を割り出して策定していくものです。当然それは、一時避難地であれば1人当たり2平米という間隔なんですけど、実際のところは、伊豆市の場合においてはそれを当てはめることは困難と考えております。なぜかといいますと、今回の災害のように、皆さん、車で移動する場合もございますし、とても1人2平米という立ったままのような面積では無理だと思いますし、高齢者のぐあいによっては多数の方が避難するという中ですから、適切にそれは判断しなければならないと思っています。

また、確かに地震等で夜間にあったときに、農地だとか比較的そこに避難して様子を見るということはあるんですが、今度、復旧復興のときには、当然、それらの方々、当然、高齢者等には、安全で、なおかつ行政サービスを受けられるところに避難をしていただきたい。なおかつ、仮設住宅やそういったものについても考えていかなきゃならない。それらをトータルしたときに、やっぱりそういった防災拠点についてはちゃんと設定すべきだろうと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 同じことを言いますが、債務負担行為では、教育部は入札をやってくれると。当然ですよ。ということですから、ぜひやっていただきたい。

今、防災拠点についてだけでも、やはり目的をしっかりと決めてくださいよ。だって、きのうテレビで「ポツンと一軒家」ってやっていましたね。ポツンと一軒家の人に、防災拠点はあっちにありますよと、そんなこと言ったって何も役に立ちませんよね。それと同じだと思うんです、伊豆市の場合。地震の場合はどうだ、水害の場合はどうだと、津波の場合はどうだと、それぞれの災害に応じた防災拠点をつくりたいんだらつくるべきだし、私は、必要ないんじゃないかと思っていますけれどもね。これで質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号については、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第58号～議案第60号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第58号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてから日程第4、議案第60号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第58号から議案第60号までの3議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第61号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第61号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第61号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）について。

どこでどんな補正が必要なのか説明をしていただきたい。報告書と注記表との関係をわかりやすく説明してください。簡単で結構です。詳しくは委員会でぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今回の補正予算ですが、115ページから117ページの開始貸借対照表の修正に伴いまして、増額の補正が必要となりました。当初予算時点では、平成30年度末の資産、負債等を予定として作成しておりましたが、数値が確定したため、固定資産における減価償却費104万8,000円及び繰延収益における長期前受金戻入28万2,000円が増額となりました。これは、予定貸借対照表の118ページの固定資産及び119ページの繰延収益のそれぞれのマイナス額の合計が、114ページの減価償却費及び長期前受金戻入の額となります。

次に、114ページの流域下水道維持管理負担金は、修善寺地区の下水道区域で発生した汚水量に応じて負担金を静岡県に支払うものですが、負担金算定汚水量が確定し、当初の見込みを下回ったため、76万6,000円を減額するものでございます。

112ページの注記表は、複式簿記方式における会計処理の基準及び手続を示したもので、123ページは、伊豆市下水道会計は、公共下水道事業と農業集落排水事業を統合した会計となりますので、セグメントとして各事業の各項目を税抜き額で記載しております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） きょうはいいです。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第62号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第6、議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑を行います。

この議案第62号の提案理由で、人事院勧告に基づく3つの条例の改正とのことでしたが、特別職の期末手当について、該当する人事院勧告の説明を求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、今回の給与改定に伴う特別職についての考えでございます。私が提案理由補足説明で、総じて、3条例を人事院勧告に基づくということで提案理由の補足をさせていただきましたが、特別職につきましては、国家公務員もそうなんです、あくまでも人事院勧告が、一般職の公務員に対する国の職員への勧告です。それに基づいて市の

一般職も人勧に基づく改定を行っているんですが、国におきましても、国家公務員の特別職につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定を行っております。市におきましても、今回、一般職につきましても、人事院勧告に基づいて給与改定を行っておりますので、人事院勧告そのものではございません。人事院勧告に基づく一般職の給与改定に準じて、特別職についても改定を行うというものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） お尋ねします。国における国家公務員は、一般職の国家公務員と特別職の国家公務員に分けられておりますけれども、お尋ねします。国における特別職という、その特別職の範囲と、今回提案されている特別職の範囲というのは同一ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然、国の特別職と地方自治体の特別職は、一般職に対する分類としては同じ考えだと思っておりますけれども、職自体は、当然、国は大臣等になりますので、同じものではございません。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） あ、そういうことなんですか。特別職の国家公務員には、国家公務員法が適用されませんということで、別に構いません、法律論をやっているわけじゃないけれども、いわゆる人事院勧告、給与勧告の対象となるのが、一般職の職員の給与に関する法律です、給与法による。それに準じて、国家公務員の特別職はこれに準じるから、地方自治体においてもこの特別職に準じるんですよということで、もうちょっと広く見て、人事院勧告に基づいて何ら問題はないと、伊豆市の三役の期末手当も問題ないという理解でよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 一般職に基づくから問題ないということではなくて、そもそも特別職の期末手当等についても、一般職に準じた規定となっております。先ほど申しましたとおり、国におきましても、当然、国家公務員法で一般職と特別職に分かれております。地方自治体も、公務員法で一般職と特別職に分かれている。一般職につきましても、国家公務員の一般職に準じて、準じてというか、国の一般職に対する勧告ですね、人事院勧告、当然、自治体も国公準拠ということがありますので、国の一般職が変われば、その人事院勧告に基づいて、通例、同様の改定をしております。

伊豆市の特別職につきましても、期末手当等は、一般職にもともと準じた形での規定とな

っておりますので、国もそうなんです、市の一般職の給与改定に準じて、市の特別職についても同様に変わる。これは、国の内閣総理大臣や各大臣、国务大臣等も、国の一般職の給与改定に準じて、国の特別職の給与についても改定しているという、国に合わせてといえますか、そういう考えでございます。

○議長（三田忠男君） 次の質問者、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

今の議論の範囲になると、どうも議員は管轄外だと、こっちへ置かれちゃっているなど、我々議員はね。しかし、我々議員は、日当が廃止されて、少なからず数万円、今年度の収入が減るんだね。減るのは確実だよね。そういう中で、議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について質問させていただきます。

職員の給与に関する条例変更と思いますが、いつからどのくらい給与アップするのか、説明を求めます。その理由も説明してください。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、今回の給与改定、3本の条例で改定しております。提案理由の補足説明のときに、資料に基づきまして説明させていただきました。

まず、一般職の給与につきましては、給料表の改定、それと12月分の支給の勤勉手当の0.05月の引き上げ。この理由につきましては、人事院勧告による官民の給与格差の調査、その結果、人事院勧告のほうで、その給料月額については、初任給とか30代半ばぐらいの若年層、これを中心に引き上げてございます。全体では約0.1%程度の給料月額の引き上げ。細かくは、135ページ以降の新旧対照表に給料表が載っておりますので、そこで金額を確認していただきたいということ。

この給料月額につきましては、この平成31年度の4月にさかのぼって1年分引き上げる、新しい給料表を適用します。ただ、勤勉手当につきましては、6月と12月は支給になってしまいますが、この条例が可決していただければ、12月1日のボーナスの基準日から適用させていただきますので、この12月に支給すべき勤勉手当、ここに0.05月分引き上げをします。来年度以降は、この0.05月を6月と12月に、それぞれ0.025ずつに振り分けるということでございます。

あわせて特別職につきましては、先ほどの木村議員の御質問にもありましたが、特別職につきましても、一般職に準じて、特別職については期末手当を、この12月の期末手当を0.05

月引き上げます。4月以降、来年度以降はそれぞれ6月と12月に0.025ずつ振り分けるというものが改正となります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） できるだけ再質問しないようにしたいと思っているんですけども、じゃ、答えは後からでいいから、後からって、委員会のときでもいいから、一体幾らぐらいアップされるのかなど。0.1%、例えば100万円の人が0.1%だったら1万円、違うか、1,000円ぐらいしか上がらないということになりますけれども、今年度どのぐらい給与やボーナスがアップするのか、金額で、表から見ろと言われてもちょっと難しいもので、わかったら、後でいいから教えていただきたい。

以上です。終わります、質問。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 個々にいろいろ細かい、若年層が重点ですので、議案書の73ページの一般会計の補正予算の給与費明細がございます。その給与費明細の下の表、(2)の表に、まず給料について、給与改定に伴う増減分、人事院勧告に伴う増ということで248万8,000円、全体ですね、一般職の。その下の職員手当で、こちらも人事院勧告に伴う期末勤勉手当の増603万2,000円。

今回の勤勉率のアップは0.05月なんですけど、4月にさかのぼって給料が若干上がりますので、既に支給している6月の期末・勤勉とかにも、若干基礎額の給料がちょっと上がるが、さかのぼってそれは同じく引き上げになりますので、この603万2,000円は、12月の勤勉手当だけじゃなくて、6月にさかのぼる分も含まれているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号については、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

### ◎議案第63号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第7、議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

それぞれの職員の任用制度について、これは制度があるんですよね、いろんな職員がいらっしゃるようですからね。それぞれの職員の任用制度の違い、採用制度、待遇、任期について、わかりやすく説明してください。わからないことがいっぱい出てくると思いますので、これも委員会のときで結構ですから、できたら、こういう任用制度でこのぐらいの人がいますよと、正規職員は何人ぐらいいますよと、できれば、平均給与は幾らぐらいですよぐらいはわかるような説明をしていただきたいと思います。今回は簡単でいいです。これで質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 本当に答弁を求めないんですか。

○15番（森 良雄君） いや、用意しているのならそのぐらいは。

○議長（三田忠男君） そうですよ。すみません、失礼いたしました。

それでは、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回、議案第63号で提案させていただいております会計年度任用職員でございますが、これは、来年4月から新しく公務員法が変わりますので、適用になるというものです。

現在、非正規と言われる職員の中には、主に臨時的任用職員と非常勤の職員と、大きく2種類の職員がいるんですが、そのうちのその非常勤の職員という規定が、今まで自治法であったり公務員法であったり明確な規定がなかったわけでございます。特に非常勤職員については、今、働き方改革の中で、同一労働同一賃金という中で、非常勤職員については期末手当が支給ができませんでした。今回、一番大きいのは、やはり会計年度任用職員という新しいいくくりの中で、条例にも書いてありますフルタイム、私たちと同じフルタイムで働く会計年度任用職員と、短時間、パートタイムで働くパートタイムの会計年度任用職員と、大きく2つの種類があります。やはり大きいのが、条例でも書いてございますが、やっぱり期末手当の支給ができるようになったということが、一つの大きな点です。

それと、フルタイムとパートタイムが明らかに違うのは、勤務時間が全く違うということと、少しややこしいのが、フルタイムの会計年度任用職員には給料を払うと、パートタイムの会計年度の任用職員については報酬、同じ給与なんですけど、若干ニュアンスが違う。フルタイムは給料の月額ですが、パートタイムですので、市では、その時間額、いわゆる時間給

で払うという条例の規定になっています。

大きくはそのくらいで、あと任用の任期につきましては、会計年度任用ですので、あくまでも1会計年度が任期になります。4月から始まって翌年の3月31日、年度の途中で任用しても任期の末は、会計年度の終わる3月31日という制度でございます。

簡単ですけれども、以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第64号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第65号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第9、議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について質疑をいたします。3点です。

1つ目です。それぞれの所得割税率、それぞれの均等割を値上げすると、全体としてで結構です、幾ら保険税がふえますか。

2つ目です。所得によらない均等割を値上げするについてお答えください。

3点目です。医療費の財源を確保するために幾つかの選択肢がありますが、当然、この選択肢というのは、一般会計から入れた、基金から繰り入れたという選択肢なんです、当然その中には国保税もあります。それらの財源、国保運営審議会でどんな提案を市当局はやって、そして、それに基づいて審議会でどのような審議がなされて今回の提案になったのか、その経過についての説明を求めます。



以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、木村議員の質問に対しまして、まず1点目でございますが、今年度と比較いたしますと8,000万円ほど増額になると見込んでおります。

2点目でございますが、今回の部分の税率の改正という部分につきましては、平成30年度から国保制度が広域化されております。それに伴いまして、静岡県が定めております運営方針、その運営方針の中に、静岡県から各市町に対しまして標準税率が示されております。今回は、その標準税率に基づいて改正するものでございます。

3点目でございますが、国保運営協議会、今年度については7月と10月の2回開催しております。来年度からの国民健康保険税賦課限度額の引き上げ、それと国民健康保険税の税率、その2点の案件につきまして御審議をいただいております。

1点目の国民健康保険税賦課限度額、この部分につきましては、地方税法の施行令の改正に基づくものでございまして、諮問どおり、58万円を61万円に引き上げるということで、それは妥当であるという答申をいただいております。

2点目の税率等の引き上げにつきましては、国民健康保険特別会計の健全な財政運営を図るために、静岡県から、先ほど申しました、示されました標準保険税率、平成30年の保険税率と平成31年、もう本年示されている部分の標準保険税率、その中間点の標準保険税率、その3つの案をお示しさせていただいた上で審議をいただいております。

審議の過程では、平成31年度の標準保険税率まで1回で引き上げたらどうかという御意見もございました。ただ、急激な保険税の上昇は被保険者の負担増ということとなることから、まずは、平成30年度に示されております標準保険税率まで引き上げ、段階的に静岡県が今後も示す標準保険税率に合わせていくという意見で一致しております。

また、今後の県下の保険税率の統一を見据えまして、税率を見直す適当な時期であるというふうにも判断をいただいております。令和2年度につきましては、平成30年度の標準保険税率に基づく引き上げという諮問をしておりましたので、その諮問どおり答申をいただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 運営協議会が、ここに提案するに当たって、法律的にも極めて重要な役割を果たしているということは認識しておりますが、いわゆる国保の市民負担を求める

ことには変わりはない。

1つ目、お尋ねします。審議していないなら、審議していないで結構です。今、これは一概に国保税だけで判断できない。なぜかと。いわゆる医療費のかかわる部分があるから、当然、そっちの医療費を先に見て税率を決めるのは、当然、部長は御存じだと思うんですけども、だからそういう意味で、税率が絶対だとは私は思わないんですけども、決算、平成26年度から平成27年度、平成28年度、平成29年度、人数も違うし、一概に比較検討できないんですけども、国民健康保険税率が、平成26年度9億4,000万円から平成29年度は8億6,000万円に下がっているんですよ。あ、大変だなと思いつつも、生活をやる上でない。それをどういうふうに審議会で話されたのかどうかお願いします。

2つ目です。国保を全部県でまとめるということが国の方針として出てきて、今、それを着実に実行しているという意味に受け取っているんですけども、県が指し示している標準税率というのは、これはあくまでも指し示しているだけであって、それに従うか従わないかはそれぞれの自治体の権限に基づくということによろしいですか。でも、やっぱり県に従ったほうがよろしいだろうという判断でしょうか。法的な関係を求めます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） まず1点目の部分でございますが、国保の財政状況、それにつきましては、審議会にお示しをさせていただいております。まず、平成30年度の部分についてもお示しをさせていただいた上で、広域化になった平成30年度の部分についてお示した上で、国保財政の運営状況、過年度の部分から状況を説明させていただいた上で、今後の部分で国庫からの部分が市町には入ってこない、県のほうにいくという部分、そういった部分を含めて、伊豆市として今後の運営については、まずは、県からいただく部分、それが減っておりますので、まず繰入金、一般会計からの繰入金、また繰越金等で賄っていくしかないだろうということで審議はさせていただいております。

2点目、県の主体、県が示している部分、それに伊豆市としてという部分でございますが、国保の広域化、この部分については、今後、静岡県に住んで、どの市町に住んでいても同じようなサービス等が受けられる、そのために、今後統一した税率に示していくという部分で、段階的に、伊豆市からすると上がっていくような形になろうかと思っております。ですので、今後の部分を見据えまして伊豆市として判断をさせていただいて、国保運営協議会のほうにお諮りをさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1つ目、お尋ねしたいのは、当然、国保の収入と支出の関係は審議していると思う。当然のことだから。そうしないとこれは出てこない。わかるんですけども、いわゆる提案されたのは、単年度でこのくらいの税率が入りますよと、でも、これだと

一般会計から入れないと足りませんよということぐらいの説明で、ぐらいというか、失礼だけれども、説明で、経年的に国保に入っている人たちの税率がこういうふうに変化していますということは、話はされていないんですね。

それからもう一つ、確認します。今のところ、確かに国が全部、今は、税を集めるのはそれは自治体でやりなさいと。でも、どれだけ医療費がかかったのか、それについてはそれぞれ各自治体に投げかけて、そのお金を納めなさいという形でやっているんですね、今の広域化というのは。もう一度お尋ねしますけれども、広域化に向かって、その準備のためにということ、言っていることはわかったけれども、この税率は、今、それぞれの自治体の判断でいいのかどうかをお聞きします。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 1つ目でございますが、運営協議会にお示しをさせている部分については、経年の部分を当然のことながらお話しさせていただいて、数字的な部分も説明はさせていただいております。そうした中で、国保が統一化され広域化されたという部分、それが平成30年からでございますが、伊豆市の国保税率等の見直しについては、平成28年に改正しております。4年ほどたつということで、状況が変化しているという部分、加入者は減っている部分、国保税が減ると。ただし、医療等の高度化に伴って医療費がふえているという部分。その部分で、県のほうからその部分の伊豆市として支払うべき事業納付金、その部分が標準税率に基づいて示されているということで、その部分の財源としては、やはり保険税と、ほかにも繰越金、一般会計からの繰入金、それは当然見込んでおりますけれども、まず基金等の残高等も今現在2億1,000万円ほどで、また次年度の部分での基金からの繰入金を予定せざるを得ないということで、国、県からの歳入が減っている部分を、保険税、あとは市の単独で出せる財源、その部分で賄うというふうなことを示させていただいた上で、税率を改正させていただくと。

2点目でございますが、あくまでも県から示されているから伊豆市としてどういうふうにかえるかという部分については、やはり今の国保の特別会計の財政状況を見ますと、その部分で、今後の部分も見据えた上で、伊豆市としては県の標準保険税率に近づけていくべきであるというふうに判断をさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について。

これは健康保険税の値上げと思いますが、市民にとっては大変な負担になります。いつからの実施になりますか。

標準的な年金生活者、例えば厚生年金だったら標準値は150万円ぐらいだと思うんですけども、どのぐらいの負担の増加になりますか。それぞれの条文についてと、合わせたものについてお答えください。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、1点目の御質問でございますが、改正する条例の部分の施行期日という部分で、令和2年4月1日というふうにしております。令和2年度からということでございます。

2点目の質問でございますが、標準的な年金生活者という部分の判断をどのようにしていくか、いろんなケースがございますが、まず、伊豆市といたしましてある程度出ているのが、年金収入が約130万円という部分でございます。年金ですので、130万円という部分については、いろいろな世帯等がございますが、試算をさせていただき上で、1人世帯という部分でお答えをせざるを得ないのかなということでございます。

まず課税所得額、130万円という部分については、課税所得がゼロという判断をさせていただいて、条例の改正の部分で、第21条の第1項の第1号、これは7割軽減世帯に該当するというふうなことになると思われまして、ですので、令和元年度の医療費均等割額が、2万2,200円が1万5,540円減額されまして6,660円、平等割の1万9,200円が1万3,440円減額されて5,760円になります。今期支援分の均等割と平等割それぞれ7,600円でございますが、5,320円減額されて2,280円、合計しますと国保税は年間1万6,900円、これが令和元年度の部分。

令和2年度については、均等割額が2万5,100円とさせていただいております。7割減額されて7,530円、平等割がそのまま5,760円、後期支援分が均等割8,900円となっておりますので、2,670円になります。平等割が、7,600円が2,280円、合計で1万8,100円というふうになります。

よって、税率改正前と改正後の差額は、130万円の年金所得者1人世帯1,200円の増というふうになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第66号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第10、議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑がないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第67号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第11、議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡について質疑を行います。

これは、土肥の、前に教員住宅だったところですか、その土地建物を無償と減額で譲渡するということですね。無償は建物、減額は土地ということですが、建物の評価額、これは説明でありましたが、267万9,600円、これをゼロ、それから土地は491万円というお話でして、これを200万円にすると、減額するというものであります。

それで、何で無償あるいは減額で譲渡をしなければならないのかということですが、私の理解では、これは、地方自治法、それから伊豆市条例、あるいは地方自治法施行令によって、減額あるいは無償譲渡は厳しく禁止されていると、そう思っているわけですが、何ゆえ、これを無償及び減額譲渡するについて、あくまでも法的ですよ、建物が壊れているとか何とかそういうことじゃなくて、どういう法的根拠があって減額あるいは無償譲渡されるのかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問の旧土肥教職員住宅でございますが、提案理由の補足のときに申しました、まず経緯につきましては、過去2回の一般競争入札ということで売却の公

告をしたんですが、参加者がいなかったということで、市としましても、建物つきでございますので、なかなか老朽化が進む一方になるということで、今回、公募型プロポーザルにより、まずどういう使い方をするのか、また、希望する価格はどうかということによって一般に公募しました。その中で今回提案させていただき瀬尾製作所が応募してきたということで、議員御質問のその法的根拠ということでございますが、当然、地方自治法では、市有財産、公有財産ですね、適正な対価なくしては通常譲渡することはできません。ただ、1つには、議会の議決による場合、また、条例による場合、これを除いては、適正な対価なくしては譲渡できません。ですので、今回、その今回の無償譲渡と減額の譲渡、これを適法に処理するために議会にお諮りしているものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） これは、東京ラスクとかそういうところでも同じような手法でやっているわけでございます。東京ラスクの場合は、譲渡じゃなくて貸し付けなんですけれどもね。

それで、私は、この議案について2つ問題があると。1つは、何で随意契約にしたか。随意契約と書いてありますよね。プロポーザルによる随意契約と書いてある。2つ目は、何で減額あるいは無償で譲渡するのかと。そういうことなんですよ。

いいですか。まず最初に、随意契約ですね。何で随意契約をしたのか。だって、ここに書いてありますけれども、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、また競り売りの方法によると、こう書いてあるわけですね。これは、地方自治法第234条、前項の指名競争入札、随意契約または競り売りは、政令で定める場合に該当することに限りこれがやることができるということですよね。だから基本は、一般競争入札でやりなさいと。それをですよ、競争入札で募集したんだけど、応募がなかったから随意契約にしたと。そういう理屈は通らないですよ。

いいですか。しからば、どういうところならば、どういうことならば随意契約にしたらよろしいかと。不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体、施行令の167条の2を今読んでいますけれども、物品の製造、修理、加工または納入に使用された必要な物品の売り払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものとするとき。これはその他の契約に入るわけですよ。不動産の買入れ、借入れ等はそんなものじゃないからね、物品じゃないから。

目的が競争入札に適さないもの、どういうところが適さないんですか。競争入札をやったんだけど、応募がないから、だから随意契約にすると。それは、競争入札に適さないじゃないんですよ。何遍も競争入札をするか、それとも入札そのものをやめて売り払いをやめるかと。どちらかですよ。随意契約にしているなんてどこにも書いていないですよ。おかしいじ

やないですか。それを1点お伺いします。それが1点、随意契約についてが1点。

それから、減額譲渡、それから無償譲渡の件ですけれども、いいですか、これは、地方自治法第237条、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと。適正な対価なくしては、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない。こう書いてあるわけですよ。適正な対価じゃないでしょう、減額するということは。

それともう一つ、あと市の条例があるわけですね、この市で定めている条例が。伊豆市条例、伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、こういうのがあるわけですね。これは市でつくった条例ですよ。普通財産の贈与または減額譲渡ということで第3条、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができる。4つあるわけですよ。どういうときに減額していいか、無償で譲渡していいか。

いいですか。1番目、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲与または譲渡するときと。相手方の会社は、これは地方公共団体でなければ公共団体でもないですよ。これに該当しないと。

2番目、他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した、公用または公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じる普通財産その他の負担した費用の範囲内において、当該地方公共団体その他公共団体に譲与または譲渡するという、ここも相手方は地方公共団体か公共団体ですね。

3番目、公用または公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合に、寄附ですよ、相手から寄附をもらったよと、この土地をもらったよと、相手から、寄附、要らなくなったら返すにおいて、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲与または譲渡するとき。寄附でもらったものを用途が要らなくなったからその人にお返しするときには、減額してもいい、ただでもいい、そういうことです。

4番目、これも公用または公共用に供する公有財産の用途にかわるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内において、当該寄附者またはその相続人の包括承継人に譲与または譲渡する。これも寄附なんですよ。寄附された。

どれに該当しますか。何も該当しないじゃないですか。これは明確に地方自治法、それから市条例に違反していますよ。そう思いませんか。これは全くおかしいということですね。

最初に戻りますけれども、随意契約の場合、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないものと、これは随意契約にしてもいいよと。どういうことか。ア、普通地方公

共同体の行為を秘密にする必要があるとき。イ、運送または保管をさせるとき。ウ、農場、工場、学校、試験場その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。それですと来ますけれども、あとは物品ですけれども、8番目に、土地建物または林野もしくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い、または貸し付けるときと。無理に適用するんだったらこれですかね。市長が特別な縁故がある者、これしか考えられないんじゃないですか。土地建物または林野もしくはその産物を特別の縁故ある者に売り払い、または貸し付けるとき。普通考えれば、そういうことは、これは教員住宅だったですから、ないと思うんですけども、無理にやれば、市長さん、何とかお願いしますよと、特別な縁故がある人がやったと、貸し付けるときと、こう考えることも可能なわけですけどもね。

どうということなんですか、これ。2つ答えてください。随意契約、そして減額、無償譲渡、これは市長さん、お答えできますか。お答えしてくださいよ。今、私、言ったでしょう、特別な縁故があると。それですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） もう10年以上この議論を繰り返されていて、本当に西島議員お好きなテーマだと思うんですが、しかも法律の解釈が全く間違っていて、議会の議決によらなければと、今御自分で発言されていて、さっき総務部長から、議会の議決を求めるために議案に出していますと言って、この同じ議論を10年間ずっと繰り返しているんですよ。これは議会の議決によって合法的に、正統的になし得るわけです。

以前の、別の議員さんから、条例にしていないものは認められないという御発言があったんですが、安定的、継続的に正当化できるものは条例にすることもあり得ます。ただ、これも10年以上申し上げているんですが、伊豆市は一時期は、今ちょっとデータはわかりませんが、数多くの、日本一老朽化施設をたくさん持っていて、一つ一つ違うので、建てたときの目的と異なった使い方をするので条例化できませんから、一件一件議会にお諮りしますということをお願いしているわけですね。ですからこれは、議会の議決によるか条例化のうちの議会の議決を求めて合法的に処理しようとしているものです。これは法的な話。

次、行政的な判断について申し上げます。

大変残念ですけども、相当まちの形が違う三島、沼津を除いて、熱海、伊東、それから伊豆の国市から伊豆半島南部まで、残念ながら商業地域の地価は伊豆市が安いんですね。全部のまちが伊豆市より安いわけではないんですが、熱海、伊東、経済構造が似ている東伊豆町、それから下田市、伊豆の国市、伊豆市を比べると、住宅地は伊東と下田と伊豆市がほとんど同じくらいですが、商業地は伊豆市だけが安い。つまり不動産が動いていないんですね。

これを動かすためには、1つには、これは別の機会にまた理事から説明してもらいたいと思うんですが、何らかの形で行政も入って、ブランド力を上げるような開発をして、要するに土地の価値を上げていくという手法も一つは論理的にはあるでしょう。もう一つは、や



はり動かしやすいように誘導していく、これがほかの市町でもしばしば行われている。ある市においては、逆に補助金をつけてでも、こちらがお金を支払ってでも処理させていただく案件も既に出始めているわけです。

そういった中で、タウンミーティング以外でも、いろんな市民の皆さんとこれまで数年間、今も私が申し上げた状況の中で、市有施設を処理しなければいけないという話をしたときに、私の直接話した市民の皆さんはいずれも、それは何らかの補助策をとってでも処理すると、今、議員がおっしゃったように、同じ入札を何十回繰り返すべきであるとか、あるいは入札をやめてその古い使わない施設を市が持ち続けるべきであるとか言った市民は、一人もいらっしゃいませんでした。私は、やはりこの状況を正確に議会に申し上げて、議会に御理解をいただいて、そして、市有施設はなるべく速やかに適正に処理することが市民の最も公益にかなうものであると考えております。

随意契約については総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回、随意契約に至った経緯につきましては、冒頭申しましたとおり、まずは一般競争入札ということで2回の入札をした結果、全く応募者がなかったという、問い合わせすらもなかった状況です。市では、そのままあと何回も何回も同じ、毎年毎年評価が下がる鑑定価格で入札をやっても、多分もう参加者はいないだろうと。

そこで今回お願いするプロポーザルになったわけですが、それでは、伊豆市のために、市になるべく貢献できる提案を求めて、じゃ、その提案者だとどういう希望の価格があるのかというのを一般に公募しました。その結果、地元の製作会社、工場が、地元の雇用をしたり、あと、外からも人を呼び込みたいということで、寮に使いたいという御提案をいただきました。市としては、改装する費用等も勘案しまして、御提案の200万円について、地元企業の雇用確保のためにも、市にとって有益だろうということで、今回、競争入札ではなく提案型の採用ということで、随意契約。まさしく議員おっしゃるとおり、施行令の167条の2の2項で、競争入札に目的がそぐわないということでございます。

条例についてなんですが、るる、議員、条例の説明をしていただきましたが、条例の適用を受けないので、今回、議会にお諮りしているものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 最初に市長が、条例があるんだけど、条例か議決かというお話がありましたよね。これは、それは解釈はあるんでしょうけれども、私の解釈では、条例がないときは議決で決めると、こういうことなんですよ。これは伊豆市の条例はありますけれども、もとの修善寺町の条例はこれなかったですよ、修善寺町の条例には。だからこういう条例のあるときには、条例に従うのは当然じゃないですか。それをどっちかなんて言って、

じゃ、条例のことをどう考えるか。今、部長が言ったけれども、条例に合わないときはなんて、そんなことがありますか。

全然私はおかしいと思うわけです。私は、あくまで聞いているのは、法律上のことを聞いているわけですし、そんな幾ら何回入札やっても来ないとか、そんな問題じゃないんですよ。法律上のことを聞いているんですよ。

例えば、じゃ、言いますよ。じゃ、議員の選挙をやったよと、そのときに誰も、誰もというか、定数に達しなかった。そのときに何回でもやるでしょう。それは何回やっても集まらない。そういうときは修善寺町にもありましたよ。何回やっても集まらないというときに、じゃ、この人を議員にしていいかと、それと同じことですよ。全く、言っていることが全然めっちゃくちゃなことを言っているわけですよ。

いいですか。めっちゃくちゃということは、わたしもよくよくわかったから、これ以上言っても無駄ですけども、全く嘆かわしいと。これは法的に非常に問題ですから、これはもしかしたら裁判とかそういうのになるかもしれませんが、そこら辺は御覚悟をしてくださいます。

以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今の西島議員のその全く法律違反を前提としたお話でございましたが、237条をよく、当然何回もお読みになっていると思います。条例または議会の議決ということでございます。これは、市の条例は、公共的団体や国や他の地方公共団体について規定しているもので、当然、それにそぐわない民間企業とかそういう場合は、個々に条例または議会の議決、ですので、議会の議決にお諮りするということで、御自身のその法律の解釈はどう解釈されてもいいんですが、全くその手続が違法ということについては、もう一度こちらでもしっかり法律を、解説を読んで、委員会のときに説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き議案第67号の質疑に入ります。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第67号、譲渡先の会社はどんな会社ですか、会社概要はありますか。住所と会社の名前は書いてありますけれども、何をやっている会社か、さっぱり私にはわかりません。

譲渡条件について何か決めているかどうか。お話がありましたら何かに使いたいということなんですけれどもね。例えば、12年前、船原ホテルの跡地を売却しましたよね。あれは選挙の真っ最中に売却しているんだよね。これは選挙の前だと。あの船原ホテルの跡地は立派な開発計画があったんだけど、それでも現状は何もなされていない。そういうことのないような何か方策がとられているかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議案第67号についてでございます。

まず会社の概要ということでございますが、まず本社が、伊豆市の八木沢にございます。そして、工場を今回の物件の近くの土肥にお持ちでございます。会社としまして、主に自動車部品と油圧部品の切削加工業を営んでおります。

あと譲渡の条件の文書ということですが、仮契約のほうを締結してございます。その仮契約の中に用途指定の制限がございます。特にこの中では、契約の有効になった日ですね、契約締結日から5年間、これは従業員寮に使うという条件、また、その従業員寮の中でも新規雇用者、ただ、この新規雇用者には、現在市外に住んでいる従業員の方がその寮に入るために市内に引っ越してくる場合も新規雇用者に含むということで、まずは従業員寮に使ってくださいという、仮契約の中で規定してございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 油圧部品かと思ったんだけど、残念ながら私は知らなかったんですけれども、自動車部品。これから自動車産業は大変なんじゃないかなと思っているんだけどね。その辺、経営状況なんかは調べましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 応募のときにいろいろ会社の決算に関する報告書も添付していただいております。それらも踏まえて審査のほうをしてございます。市内の業者ということで、どれぐらい大きいかわからないかというのはちょっと尺度がわからないんですが、一応、従業員

の方はパートも含めて30名ほどいらっしゃるというふうになっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 12年前のあれには、財産譲渡のときは、それこそバラ色の計画が出てきているわけですね。こここのところ、今度のあれは余りにも堅実過ぎた計画しか出ていないんじゃないかと思うんですけれども、しっかり有効利用してくれないとできないわけですから、前の質問者は、譲渡方法に問題ありということもおっしゃっているわけですが、私も譲渡方法については、正しい譲渡方法だとは思っておりませんが、恐らくこの議会は何でも賛成だから賛成するんでしょうけれどもね。しっかりと見守っていただきたい。

以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質問を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第68号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第12、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第68号、議案第69号、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてのことから、同じ質問になりますので、1回しか質問しません。

修善寺温泉駐車場、湯の国会館。これは書いておきましたけれども、伊豆市の指定管理者は、一度決まると変更がないんですよ。その理由を伺いたい。理由は決まっているんでしょうけれどもね。

伊豆市の衰退の大きな要因は、こういう競争がないんです。競争がないところには必ず衰退があります。これはもう歴史が証明しているんですね。ぜひ、競争のないような、何でもこんな競争をなくしているのか、その辺も含めて理由を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、議案第68号の御質問にお答えをいたします。

一度決まると変更がないとの御質問でございますが、提案理由で申し上げましたとおり、修善寺温泉駐車場につきましては、公募によらない候補者の選定としております。この公募によらない指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づきまして、施設の設置目的、機能を考慮し、また、事業の継続性という観点や、これまでの管理実績から事業効果が期待できるものとして、一般社団法人伊豆市観光協会が適当と判断したものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 当局側の考えとしてはそうなるんでしょうけれども、競争がなきゃだめなんです。管理目的って何なんです。例えば駐車場一つに限定してみて、何のことはないじゃないですか。何を管理しているんですか。ほとんど伊豆市がしているんじゃないの、機械で料金を取っているだけで。例えばだよ。この駐車場、ここもそうだよ、滝下橋というのは、上流側の駐車場もそうだけれども、バスの出入り、苦勞しているんじゃないの、ドライバーは。ただ金取っているだけの業務じゃないんだよ。いわゆる、これをより利用を促進しようとしたら、やはり使いいいような駐車場にすると。それには、ここへ入りいいような駐車場にしなければならぬ。いや、入りいいですよと言うんだったらいいですけどもね。伊豆市の駐車場、ここも含めて、それから上流側の駐車場も含めて、非常に入りにくいですよ。そういう改良しようなんていう考えは全くないです。その辺どう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） こちらの修善寺温泉駐車場につきましては、今、森議員おっしゃいましたその滝下橋のたもとのところの駐車場でございます。こちらの駐車場の運営につきましては、当然に条例で目的を定めております。市民の利便性と観光交流という大きな2つの目的を持って設置した駐車場でございます。特に観光につきましては、修善寺温泉を訪れる観光客に向けた観光施策やイベント、催事の実施、また繁忙時の交通誘導であるとか駐車対策、こういったものと密接に関連しているので、伊豆市観光協会がふさわしいというふう判断しているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 観光協会がふさわしいというのは、それはいいんだけど、やっ

ていることは、ただお金を取っているだけだよと。滝下橋、僕はあっちのもっと下流の駐車場かなと思っていたけれども、滝下橋のところの駐車場だったらなおさらです。恐らく観光バスのドライバーも、二度とこんなところへ来るもんかと思って帰っていくドライバーだっているはずですよ。県道からこの駐車場へ来る場所、もうちょっと出入りしやすいようにしてやってくださいよ。

そういうのをアドバイスできるような業者をぜひ選んでもらいたい。もし答えてくれるんだったら答えてほしい。答えられなかったら答えなくてもいい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 確かに議員御指摘のとおり、県道沿いというところもありますし、道路が多少狭いということもあって、出入りに苦労するということはありますし、実際、ゲートに衝突するというような事案も起きたこともございました。

ただ、こちらは今現在、大型バスの駐車場として利用、活用しているところでございますが、昨年度6月から大型バスとしての駐車場として機能しているところでございますが、年間で約5,700台というふうな形での利用もございます。十分にバスの駐車場、修善寺温泉全体の観光施策とリンクをした活用ができているものと考えております。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第69号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第13、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

議案が違いますので、お願いいたします。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） たつての議長の御指名なもんで、15番、森良雄です。

議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）。

伊豆市の指定管理者は、一度決まると変更がありません。その理由は今も話がありましたけれども、もし本当に伊豆市の観光をさらに促進したい、この施設の利用を促進したいと思ったら、私は、競争させるべきだと思いますよ。競争なくして伊豆市の発展はありません。進歩はありません。

以上。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの議案第68号と同様に、指定管理者の指定に関する御質問でございますが、この議案第69号、湯の国会館につきましては、公募により候補者を選定しております。提案理由と重複をいたしますが、今回、7月31日から10月11日までの約2カ月間、指定管理者の募集を行いました。応募されたのが、現在の指定管理者である株式会社サンアメニティ1者であり、この1者について、指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づく選定手続を経て候補者を選定したもので、結果として継続の候補者となったということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 公募したけれども、応募者がほかにいなかったと。ぜひ応募者がたくさん来るような政策をやってもらいたいですよ。ほかに応募者がいない、決まった指定管理者だ、これでは伊豆市の発展はないと思いますので、ぜひお願いしたい。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第70号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第14、議案第70号 伊豆市建設計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第70号 伊豆市建設計画の変更について質疑を行いたいと思います。

ここに書いてありますのは、未整備事業等はどのように執行するのかということでございますが、これは、伊豆市建設計画自体が平成15年7月に合併協議会で策定したものでありまして、もうそれから十五、六年、15年たっているわけですけれども、その中のものやって

あるものがあれば、やっていないものもあるということで、いろいろ計画とか一部着手しているものもありますけれども、私が申し上げたいのは、この載ってある主要事業概要というのが幾つか枠で囲ってありますが、その中で全然着手もしていないし話題にも上っていないという、そういう項目が何か所かあるわけですが、ちょっと申し上げますと、例えば194ページ、一番上の地域福祉の充実、2段目、総合福祉センター整備、それからその下、高齢者福祉の充実、2段目、デイサービスセンター整備、生活支援ハウス整備、それから、同じ194ページの下の段に環境衛生の充実というのがありますね。その3行目、特定地域生活排水処理事業、こんなものはやっていないですね。それでその下、上下水道、配水池整備事業、上水道統合整備事業、こういうのもやっていないんじゃないかと。話にもものっていないと。

それで、この前、議案にも附属説明資料に、伊豆市財政シミュレーションに計上した大型事業一覧、私が先ほどから申し上げた事業についてはここにも載っていないということで、これはどういうことなのか。やるのかやらないのか。もうあとこれは5年間しかないわけですよ。それで、こういうのをやるのか。やらないだったらやらないで結構なんですけれども、やらないんだったら、この変更がここで上程されているわけですが、変更議案ですね、何で外さなかったのか。それとも、載せてあるということは、あと5年間でこれやるつもりなのかどうなのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総論については総合政策部長に、もしより具体的な御下問があれば、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

平成15年に合併協議会により策定されました伊豆市建設計画は、新市の礎を築くために必要な具体的施策として検討されたものでございます。一般質問でもお答えしておりますが、新市建設計画に示されているまちづくりの趣旨は、伊豆市総合計画に引き継がれながら、具体的に施策として進めております。

施策については、時間の経過とともに、若干の事業内容等、変わるものもありますが、趣旨はしっかりと引き継がれていると考えております。また、具体的な事業を実施する場合には、実施年度と財源をしっかりと精査しながら事業を進めておりますので、今後も変わることはありません。

一つ一つの事業がどれまでできているかという形で言われましたけれども、例えば社会福祉事務所、これにつきましては、合併当初は、町から市になるということで設立するという



ことがありました。その経緯から、機能としての総合福祉センターの整備というのが施策であったと思います。これにつきましては、現在では健康福祉部が福祉事務所を兼ねており、福祉全般のサービスとか担っていますので、新市建設計画の趣旨にのっとり、事業は実施しているものと考えております。それぞれについても同じようなことが言えると思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私、とにかくこの計画があるわけですよ、変更したということで。今、総合福祉センターのことについて、それは何だかもうできたような、ちょっとよくわからなかったんですけども、あるわけですけども、要するにこれは、私、そのほかのことについて聞きたいんですけども、伊豆市建設計画というのは、平成16年から、当初はですよ、10年間の予定、計画で、それから5年間延びて、また5年間延びて、合計21年間の計画になったわけですね。それで、この5年間延びたことによって、その変更だよというのがこれのわけですよ。

今、総合福祉センターはちょっとお話があったんですけども、では、そのほかのことについて、これはあくまでも計画ですから、これは市長がやるかやらないかです。担当が、やるかやらないか、担当部長が、やるかやらないか、そんなの決めるわけないんですから。あくまでも市長の政策なんですよ、こういうのは。ですから、私は市長に伺います。

高齢者福祉の充実、デイサービスセンター整備、それから生活支援ハウス整備、これはやるんですか、やらないんですか。これが1点。

それからその下、この言っていることがちょっとよくわからないんですけども、194ページの下、環境衛生の充実、特定地域生活排水処理事業、これはどういうことなのかよくわからない。御説明いただきまして、あと5年間でやるのかやらないのか。

その下、配水池整備事業、何か「地」という字が違うような気もするんですけども、これは「池」じゃないかなと思うんですけども、上下水道ですから。配水池整備事業、これは今までやっていないですよ、そんなことは。これをやるのかやらないのか。これは建設部長が答えるべきものじゃないですよ。市長の計画にのっているわけですよ、もう15年前から。あと5年間でやるのかやらないのか。

それから、上水道統合整備事業、上水道をどこどういうふうに統合するのか知りませんが、これをやるのかやらないのか、あと5年間で。今までやってきていないですね、確かね。

ですから、私は、やらないから、やめるからけしからんとか、そんなことを言うつもりは毛頭ありませんけれども、そこら辺を、ここに載っているから聞きたいわけなんですよ。これについて、これは市長の政策ですからね。各担当部長の政策じゃないんですよ、これは。市長がやるかやらないかって、今まで相談してきたかしてこないか、それらも含めてお答え

願いたいと思います。別段、やらないからけしからんと言っているわけじゃない。やらなきゃこれから外せばいいだけの話で、載っているということは、やるんじゃないかなとこっちは類推するわけですけども、そこら辺いかがですか。これは市長にお伺いしていますからね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうからは、地域福祉の充実の総合福祉センター事業整備、高齢者福祉の充実のデイサービスセンター、それから生活支援ハウス整備、そのほかにも障害者福祉の充実も含めてですけども、ここに載っている事業につきましては今までも行ってきておりますが、引き続き、担当の社会福祉協議会ですとか包括支援センターですとか協議を進めて、充実していくようにやっていく事業と考えています。

○議長（三田忠男君） 次、特定環境。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 計画の中でその事業名はうたってございますが、現在のところ、それにかわる部分とかそういった趣旨、目的に沿った別の事業等で実施させていただいているというふうな認識でおります。特定という、特定地域という部分のその事業計画について、今のところ、私、認識しておりませんでした。申しわけありません。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

○建設部長（山田博治君） 上下水道の整備ということで、配水池の整備、今までも土肥地区の配水池は整備をして、新しいものにかえております。

今行っています経営戦略、そして、今回追加議案でお願いする債務ですけども、新水道ビジョンというものをこれからちゃんと作成して、例えば配水池も、今、経営戦略では耐震とかないものについてはこれから計画して、そして、その上下水道統合整備ということも、全体を考えながら、可能かどうかということもこれから入っていきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかの部長で関係するところはございますか。よろしいですか。

再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 余り部長さんに答えてもらっちゃ申しわけないんですけども、これはあくまでも市長に聞いていることですからね。市長がこういうことを知らないで各部長に振るとするのは、大体においておかしいと。これはあくまでも、先ほど市長は、計画は大事だよと、計画がなければ何もできないよというようなことをおっしゃいましたよね。だから私は、計画のことですから聞いているんです。

これは、議会の議決を経る、重大なる変更計画ですよ。それについて、ちょっと言っていますと、総合福祉センター整備とかデイサービスセンター、生活支援ハウス、やっている

というのは、それは部長さんはしようがないからそう言っているんでしょうけれども、どこへどうつくったのかよくわからない。総合福祉センターは、何か社協と一緒にだとかさっき戦略部長がおっしゃいましたが、デイサービスセンターとか生活支援ハウス、こんな話、聞いたことは一回もなかったです、今まで。それから、環境衛生の充実、特定地域生活排水、これ、何かやっていると言うんですけれども、どういうふうに行っている。私、わからないから聞いているんですよ。どういうのをやっているのか。地域生活排水処理事業ってどういうことを指しているのか。それをじゃ、お答えください。

それから、上下水道で、配水池は土肥のほうで行っているということで、私は知らなかったんですけど、やっているという話で。

上水道統合整備事業って、ここら辺も、こういうことは大事なことですから、せめて市長さんが音頭をとってやらなきゃ、一部長に任せて言わせるなんて大体おかしいんですよ。そこら辺、どう考えていますか。これは市長さんにお伺いしたいんです。市長さんにお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど総合政策部長からもありましたけれども、建設計画は、正直言って、合併特例債をうまく活用するためのつくらなければいけない計画で、さらに総合計画があって、御承知のとおり、最初に第1次総合計画は西島議員もつくられておられますから、その発足当初の、正直言って、かなり時間がなくてばたばたつくられたようです、詰め切らずに。これは合併協議もそうですけれども、合併協議と第1次総合計画の前期計画は、かなり急いでばたばたつくったようです。さはさりながら、全体を包括的、網羅的にはつくってあるわけですね。

それは、後から地方創生戦略というのが入って、これと総合計画とのわかりよさというのは多少出てきたんですが、いずれにしても、それぞれ国の制度もあり、つくらざるを得ない計画ではありますが、基本的には、やはり総合計画に従って進めているわけですね。総合計画と新市建設計画と地方創生戦略は相互に矛盾しないように、多少の期間の違いとかありますけれども、相互に矛盾しないで、同じ目的に向かって進めなければいけないわけです。それが市民の公益に対する寄与度になりますから。

その中で、例えば福祉事業であれば、確かに新しい建物をつくってはおりませんし、私は、センターというその事業が、新しい施設でなくても別にそれは矛盾しないと思うんです。私は、市長になって、新市庁舎の建設というものは、場所がこのすぐ横だったものですから、とめました。したがって、福祉事務所も新しく建てることなく、今の生きプラにある健康福祉部を福祉事業所として使っている。機能として整備しているわけです。御承知のとおり、デイサービスとか小規模多機能とか、それから障害者施設とか、例えば中豆授産所の移転、新築、民営化などは、福祉事業の総合化として具体化してきたわけです。

また、生活排水についても、今の広域下水道ですね、函南町まで流しているものを加殿地区、日向地区とつながることも、今頓挫していますけれども、計画が白紙に戻りましたので。しかし、そういった大平から、本来は日向、加殿とつながったかっただけですけれども、そういった公共下水道の整備、特環下水道の整備、それから中伊豆地区のこれからの下水道整備をどこまでやるのか、どこでとめるのかというのも、概要を今計画化しておりますし、それから上水道については、これはまさに議員御承知のとおり、まずは4年間、水道審議会、開催されなかったものを、大変苦しい、厳しい施策でしたけれども、上水道料金を統一し、そして全体として、伊豆市の上水道として整備し、少なくとも私が承知している範囲内では、中伊豆と土肥の配水地を整備し等々、こうやっているわけです。それは、八木沢、小下田の上水道も、農業用のかんがい排水を活用することで、当初20億円と言われていたものを8億円程度に抑えて水道整備もさせていただきました。

ただ、これからは、長期的に、かなり長期的に、極めて大きな、500ないし600億円の事業費が水道ではかかりますので、そういった将来課題はありますけれども、これまでさまざまな諸施策として具体的に進めてきた、そこは事実として議員の皆さんには御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

同じ70号ですね。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第70号 伊豆市建設計画の変更について、5つお尋ねします。

すみません、一番最後のところ、後でまた同じように質疑を行います、すみませんね、私のミスです。普通建設事業債となっているんですが、事業費の誤りでした。もしこれを、質疑を担当する職員の皆さんには、ちょっとこの言葉、事業債という言葉がなくて戸惑ったら申しわけないというように思っています。事業費です。

じゃ、入ります。

1つ目、地方税が減少すると想定している根拠を示してください。また、地方税のどの分野が減るとしているのか、お願いいたします。

2つ目です。人口が減ると予想している一方で、歳入合計が令和3年から200億円台になる計画ですが、人口と財政の関係をどう捉えているのでしょうか、お願いいたします。

3点目です。地方交付税が令和3年度から徐々に増加する計画ですけれども、その根拠を示してください。

4点目です。地方債が令和3年から急激にふえています、その理由をお願いいたします。

5点目、最後です。普通建設事業費の令和3年からの経年の説明をお願いいたします。

以上です。お願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第70号の質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、地方税の関係でございます。地方税につきましては、特に人口減少等が見込まれるということで、個人市民税と固定資産税の減少を見込んでおります。要因としましては、先ほど申した人口減少がまず第1ということと、人口減少に伴う生産年齢人口、こちらにも減少する見込みということで、個人住民税がまず影響を受けるものと試算しております。また、固定資産税につきましても、地価の下落はずっと今続いているわけでございますが、今後もこの傾向は続くものと見込んで、固定資産税の減額を見込んでおります。

また、2点目の予算規模と人口のバランスの御質問かと思えます。今回の財政計画におきまして、令和6年度までの新市建設計画の期間中にまちづくりに必要な事業が集中しておりますので、この期間、財政規模が大きくなる見込みとなっております。人口の減少に伴う変動要因によりまして、普通建設事業が集中することによる影響がまず大きいと。先ほど申しました、ある一定規模の大型事業が集中するということが、財政が一時的に大きくなっております。

3点目と4点目でございますが、まず3点目の交付税の増加でございますが、議員は令和3年からということでございますが、財政計画上、1回、令和3年で減りまして、令和4年から少しずつまた増額ということでお答えさせていただきます。

令和3年に落ち込むのは、まず、令和2年に国勢調査を予定しております。国勢調査によります、人口が恐らく減少すると。それが令和3年度分に反映されます。よって、ここでまず交付税は減るということ。

それと、この令和3年のときに固定資産の評価替えがございます。3年に一度の評価替えが。その年の評価替えによる税収の落ち込み、これが交付税で逆に措置されるということで、その分は増額するんですが、ただ、令和3年は人口減少の影響がでかいということで、まず交付税の減額。その後、人口については次の国勢調査まで一定、同じになるんですが、固定資産税については年々少しずつ減っていくだろうと。人口減少等による減収もありますので、地方税の減が令和3年以降も続いていくということで、その分は交付税のほうで若干補填されるだろうということで、経常的な普通交付税が少しずつ令和4年以降はふえていく、そういう見込みになっております。

また、交付税は、既に借り入れた起債の償還分についての交付税措置もございます。もう既に合併特例債等交付税措置のされる起債の償還が始まっておりますので、それが年々少しずつふえていくということで、トータルとして、令和4年以降は、若干でございますが交付

税はふえていくだろうという見込みでございます。

それと、令和3年から地方債が急激にふえるということでございますが、やはりこれは大型事業の一覧にも載せてありますが、特に新ごみ処理施設の起債が令和3年に大きくなっております。それ以外にも合併特例債を予定しておりますものが、令和3年から令和6年にかけて新規の借り入れとして予定しておりますので、特に令和3年以降の起債額が、地方債額が大きくなっているものでございます。

続いて、5点目の普通建設事業費でございます。こちらは、正直、ちょっと御質問がわからず、どうお答えしようかと悩んでいたところだったんですが、普通建設事業費でございます。当然、今回、大型事業として載せてあるもの以外に、過去から実績的に普通建設費として計上してあるもの、これについて、こちらの起債も実績どおり4億円ずつぐらいを見込んでおります。経費的には、令和元年度、今年度の決算の見込み額を大体基準としまして、経常的に推移していくものとして、この普通建設事業費については見ております。あと大型事業については、それにプラスアルファする形で投資的経費として見込んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） お願いします。

地方税が減少するのは人口減少の影響によるということ、働く人たちも当然減ってくるだろうからということで、個人市民税云々は、なるほどそうなのかなと思ったんですが、直近がちょっとわからなかったんですけども、具体的にお尋ねしましょうね。

固定資産税がどうなったのかなと思って、ずっと決算をこう見ていったんです。そこでお尋ねするんですけども、きょうも質疑の中で、なかなか建物とか土地が動かないから評価額が下がるんだよという話を市長が述べられたんですけども、平成25年度から平成29年度、ずっと5年、追っかけてみました。そうすると、傾向として若干減りはするけれども、平成25年度が24億8,000万円、その年、25億円、平成27年度24億円、その後、23億7,000万円だから、ほぼほぼ24億円前後でずっと落ちついて、こう平成29年度まで固定資産税が推移しているんです、結果として。

地方税が減るであろうというところが、ちょっといまいち、確かに固定資産の評価替え等々があるからということでしょうけれども、そうすると地域のにぎわいが、余り、残念ながらそう簡単にとれずに、やっぱり土地の移動とか、これだけの計画を、合併特例債がどんどん延びていって、それを活用しようということなんだけれども、令和6年度、令和7年度までの伊豆市のまちづくりというのは、固定資産税が減るであろうということになると、なかなか土地も家屋も、家屋っていうのは変ですね、そういうのが、流動資産も動かないだろうという予想を立てているのかどうかはわからないからお尋ねします。

それから、すみませんね、市長がよく言われている、人口が減っても、いろんな意味で税

収をきちっと確保してきたと、してきているんですよ。今年度のその一般質問の中で、この言葉がちょっと、すみませんね、わからなかったんだけど、経済総生産という言葉を使って、平成20年度と平成28年度のこの総生産を1,000億円云々ですよ。人口が、具体的に述べましたね、平成20年度3万6,000人なんだけれども、いわゆる直近、すぐにはわからないですね、これ、データというのは。平成28年3万2,000人だと、減りましたと。けれども、経済総生産。国民総生産といったら何かわからないなと思いつながら聞いていたんですけども、結局、人口減少が経済に影響を与えないように、伊豆市は未来に向かっていくんですよという話をされていました。それとの関係で地方税が減る。減る原因は市民税にありますよと。

そうすると、基本的には、いわゆるその他の一般財源ということで、決算にもいろいろあるんだけど、入湯税とかいろんな種類がありますよね。町民税、法人税とかあるんだけど、一例にすると、あ、そうなのかなと思ったのは、法人税割が平成25年度6,800万円だったのが、平成29年度は8,600万円、上がっているんですよ、これはどんどん。ある意味では、給与が活性化してきたのかなというような思いもあるんですけども、でも、そうすると、この新市建設計画の中で、地方税が減るというところがよく理解し切れないものだから、もう一度お尋ねします。

それから、人口が減るとなると、どこの家庭、家庭に例えると余りよくないなと思いつながらもこう考えたんですけども、人が減ってくるならば、それだけ使うものというか、日常的に使うもの、いろんなものを今後投資をして、豊かな生活を送りたいなと思いつているときに、人口が減っているものだから、そんなに出費をどんどん、予算、予算というか、年間のその家計を膨らませないですね、一般的には。今回、いわゆる延びたから、合併特例債を使ってやる、だからふえたんだよという、説明を僕はそういうふうに取り上げたんだけど、そうすると、これは後年度負担するんですよ。確かに合併特例債は、どんどん借金するわけじゃない。でも、よく言われる、3割部分は、将来に向かってその負担が、誰かが、誰かって、市民が、将来にわたって合併特例債の、負の遺産じゃないですね、仕組み的には3割分は、後年度、どんどん市民の皆さんが、この四、五年の中で、特例債を使ったその事業によって、自前で返さなくちゃならないものがふえてくると。そうすると、本当にこの考え方では、人口が減る、歳入合計を若干ずつ減らすんじゃなくて、200億円台に、いわゆるさまざまな事業があるから、ふやすという意味合いが、いまいち私はつかみ切れないものだからお願いします。

地方交付税の変遷、増加するとか云々というのはほぼほぼわかりましたから、またもう少し詰りながら勉強していきたいと思うんです。

その次に、地方債がずっとふえてくるという、それは、今回提案している財政シミュレーションの附属資料として、大型事業が出てきましたと。新規もある、継続もありますよということがその根拠ですと言われたんですけども、ここでちょっと残念でしたのは、比較検

討していいののかもわからないんだけど、比較検討します。5年ごとに区切ってみたんですよ。新市建設なんていうか、平成16年じゃない、平成21年度からずっと5年ごとに追っかけていった。どのくらいの地方債がその中で、決算の中でできたのかと思ったら、平成21年度から平成26年度までのこの間に、地方債は発行されたのは84億3,800万円です。この間、84億3,800万円。その次、平成27年度から令和元年までは95億6,300万円です。95億6,300万円、ここで、若干だけれども、ほんのわずか、10億円程度ふえました。

そしてその次に、ちょっと考えちゃうねというのはその次。令和2年度から令和6年度までのこの地方債を全部足したら199億500万円ですよ。1番目は、平成21年、26年間の倍以上。そうすると、特例債をやるために延長するんですか。そうじゃなくて、新市建設計画が伸びたんだから、財政状況も見ながらどうなのというところはよくわからないもので、特例債が伸びたからさあやりましょうということのスタンスじゃないとは思うんだけど、客観的に見てそういうふうに思わざるを得ない。別にこれがだめだとか云々じゃなくて、考え方だけ聞かせてください。

それで最後に、すみません、用意していない、申しわけないんですけど、中伊豆温泉病院の移転事業費のこれは計画になっているんですね、令和2年度と令和4年度。ここでお尋ねしたいのは、厚生労働省が9月26日に全国で大騒動しているんだけど、病床数をぐっと減らすと。ここの伊豆市においても、2つの病院が統合しなさいという方針ですよ。あちこち全国で今、自治体も怒る、病院も怒って、とんでもないと、頭ごなしにそんなことをやるなどって来ているんですよ、地域の事情も知らないと言って。しかしながら、大臣が地方の反発は真摯に受けとめると言いつつも、ごめんなさいね、白紙撤回するというんじゃない、そういうふうに真摯に受けとめつつと言いながら、このリスト、いわゆる伊豆市で言ったら2つの病院を統合するという、閣議決定でもないけれども、方針を出したら、それはリストを参考として今後議論していただきたいということなんですよ。

市長が文教ガーデンのときにも、病院は大事ですと、こちらのほうにということで、別に私たちも、病院はどこかへ行っちゃえという立場じゃなかったんだけど、極めて重要な、地域医療にとって、本当に安心して過ごしていくためにはやっぱり病院が必要ですね、1つでいいという問題じゃないということで、そこのところは意見が僕は一致すると思うんだけど、こういうことに対してこの中伊豆温泉の移転が、どういうふうに判断してやられているのか。何かこう、ちょっとでも国に訴えてよという気持ちもないではないんですが。

それからもう一つ、小学校の改修事業、これは修善寺の、これは継続してやられているのはわかるんですけど、いわゆる中学校が終わったら、今度は一番最後に残って、これはやれというんじゃない、課題として残っている修善寺地区の小学校の再編統合というのが、令和6年度まではここに載せる必要がないと思って載せなかったのかどうかかわからないんですが、何も姿が見えないんです。

そうすると、どうするんですかと。いわゆるよりよい教育環境のためって、云々と言っ



ているんだけど、じゃ、修善寺はもういいと。そうすると反発が来ると、ほかのところから。だからやれとは言いません。本当によりよい教育環境ってどうなのというところの視点から、やっぱりこの新しい計画の中に全く触れられていないものだから、触れていてもここはたまたまなかったのかわかりませんが、ちょっとその点の考え方を聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず経済について、事実、数字だけ申し上げます。

先般、一般質問の中でお答えしましたけれども、直近データが平成28年ですから、当時の経済総生産、いわゆるGDPと呼ばれる、国の場合には国内総生産、GDPでやっていますので、ですから、地方の総生産も、GDPという表記をしている資料なんかもあります。伊豆市の経済総生産が当時999億円で、平成28年が1,009億円、何か多少入れ違っていますけれども、産業ごとのでこぼこはありますけれども、そういった状況。

ところがです。市民所得になると平成20年が850億円で、平成28年は770億円まで、市民所得というデータをとると激減しているんです。企業所得が約10億円ふえています。ところが、賃金・報酬、いわゆるサラリーですね、賃金・報酬が8年で100億円下がっています。約670億円あったのが約570億円まで、賃金・報酬という市民所得のカテゴリーがこれだけ下がっているんです。つまり現役世代が減っているわけですね。

一つには、60くらいで定年になった方がリタイアする人数と、新しくサラリーマンになる数が圧倒的に違うんだらうと。もう一つは、大変残念ながら、30歳から35歳までの人口移動がまた外に出ていますので、そういった意味で、ここは構造的に、何度も申し上げているとおり、伊豆市の場合には、子育て現役世代が望む施策をやっていただかないと、ここが数字の上でも激減しているわけです。ここはもうはっきり事実として出ていますので、したがって、経済活動が反映する固定資産税は下がっていますけれども、したがって、財務でも下がる見積もりはしていますけれども、所得のほうですね、そこが非常に厳しい状況というのは、まず数字としてはあります。

それから次に、合併特例債の活用について、私も議会でも相当な数、答弁を申し上げたし、市民の皆さんにも相当な数、申し上げたんですけれども、いや、ここまで難しいかなと。今御質問を伺っていて、また思いました。新しいごみ焼却場は4つあるわけですね、今、伊豆市、伊豆の国市で古いごみ焼却場が。古いごみ焼却場が4つあって、新しいごみ焼却場をつくるので、建設費はかかります。全くそのとおり。約、今回100億円ですけれども。しかし、これをやれない場合には、4つのごみ焼却場を改修しなければいけないですよ。今、伊豆市は、そのうち2つ、柏久保と土肥を持っているわけですが、この維持管理費も過去10年間の平均が2億9,000万円、今回は合併特例債を使うので、新しいごみ焼却場をつくって、そして20年間運営した場合に、20年償還であれば、年間2億6,000万円くらいと試算をしているわけです。15年償還だったら2億7,000万円くらい。

つまり、新しい投資をしてしっかり施設を集約して、そしてその財源に国の交付金、合併特例債を使わせていただきたいということを何度も何度も申し上げているわけです。これは今でも、財源があるから余計なものをしたがるという声は実はしばしば聞かれるんですが、財源があるがゆえにやろうとしているわけではなくて、もうごみ焼却場4つを一つにすることはいいことだし、市民が安心して使える施設をつくるべきであるし、その財源確保だけなんですよ。市民の負担を減らすために。

中学校も同じですよ。3つの中学校を残せば、順番に3つの中学校を建て直さなければいけない。当然、総額は100億円くらいになるわけです。それをやる選択肢もあるかもしれないけれども、今、教育委員会は、新しい場所に移転をして、新しい中学校につくるべきであると、教育委員会の方針を財務のほうでは、最も効果的に、市民の負担が小さくなるように今検討しているわけであって、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

ちょっと話は少し広がりますが、それでも、国の税金といえども税金だから使うべきではないと、実は市民の皆さんの声も、多くはないけれどもあるんですが、すみません、これは改めてちょっと御説明したいんですが、ほかの国を知らないので、ドイツの例になって恐縮なんです。日本は今1億2,000万人の人口で、100兆円の国家予算です。ドイツの人口は7割で、国家予算は43兆円なんです。つまり日本という国は、中央政府が集めて、都道府県にも市町村にも、制度をつくって、配分、再配分する国なんです。これはもう国の形が違うから、アメリカやドイツとは違うので仕方ないんですね。ドイツは連邦政府だから43兆円でやっている。その制度の中で私たちは、財政力の小さい伊豆市として、合併特例債とか地方交付税とか、各種施策による補助金、交付金を最大限使う。これはもう国の制度がそうなっているものですから、これがいい悪いではなくて、私たちはそうしないと、市民の負担が物すごく大きくなるので、それは国のあり方、制度の活用の仕方については、ぜひそういう国の中にいるということは御理解をいただきたいと思います。

そして、最後に温泉病院ですが、これも木村議員にも申し上げたことがありますけれども、当初はあの場所しか、伊豆市がすぐに提案できる場所はありませんでしたので、土地代の2億円ぐらいの負担はやむを得ないだろうなということで考えていたんですが、議会のほうからも、ぜひ伊豆市に残すべきだということで、協議の中でおよそ15億円の補助をお約束しながら、何とか残っていただいた。その後で、中伊豆温泉病院と伊豆赤十字病院が名指しであるような発表があったわけです。

厚生労働省は、3つの方針、あくまで一例とは言っていますけれども、要するに、ベッドを減らすか診療科を減らすか統合するかも含めて検討せよと言っているわけですね。も含めてとは言っているけれども、つまり規模を小さくするか、診療科を小さくするか、病院を減らすか、全てダウンサイジングの、つまり小さい方向への、言ってみれば指導方針を掲げているわけです。

私が今から県も交えて国と議論をしたいと思っているのは、欠けている機能はどうするん

ですか。伊豆保健医療センター3病院を合わせても、産婦人科がない、婦人科がない、小児科がない、口腔外科がない、そういった機能の欠落のところを国がどう考えているのか全く分からないまま、県も全くどうお考えなのか分からないまま、地域医療構想のあのような公表だけが先走っているわけです。

ですから、病院の再編成については、病院のあり方というよりも、日本国内における医療機能、数だけでなく機能も担保をどのようにするかについてが、市民にとっては最も大切なことなので、そこを軸に国と県としっかり議論をさせていただきたい。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員御質問の地方税というか市税に関する部分の過去の実績の部分と、それと税目ごとの部分で、今回のシミュレーションに使っている部分をお話しさせていただきますと、まず個人市民税につきましては、先ほど総務部長が申したとおり、人口減少に伴う納税義務者の変動を見込んで算出しているという部分、この部分については、当然、過去の実績を踏まえまして、その変動率に基づいて、人口減少に起因する納税義務者の減少を見込んで算出はしております。

法人市民税でございますが、この部分につきましては、天城北道路建設完了による現場事務所等の引き上げというのは見込んでおりましたが、その部分と、また税割の引き下げという部分と、あと前回の税率改正後の変動率、それも見込んで、令和3年度以降は同額で推移すると。シミュレーションを見ていただきますと、令和元年度に減る。令和2年度まで減って、それ以降は同額で推移していくというふうになっております。

固定資産税につきましては、やはり3年に一度の評価替え、時点修正等で算出しておりますが、土地家屋については、やはり評価替えによる変動を見込んで、加えて土地においては、毎年時点修正の変動率を過去の実績の平均で見込んでおります。家屋については、令和4年度以降の評価替え以外の年度は、人口減少率等で見込んで算出はしております。

償却資産については、過去10年間の平均変動率で出しております。

また、軽自動車税等については、過去の実績から推計した登録台数の変動を見込んで算出していると。シミュレーションの中でうたっているとおりでございます。当然、グリーン税制とかそういった部分の税制改革等はあるかと思いますが、3カ年の登録台数の平均変動率という部分で算出はさせていただいております。

あとたばこ税でございますが、やはりこの部分については、健康志向、喫煙抑制によりというような理由がございますが、やはり申告本数は減少していくことが見込まれるということで、実際の減少率を反映して数字に近づけております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、起債額の変動についてでございます。議員おっしゃる

とおり、令和2年から令和6年が約200億円弱と、その過去5年前よりも100億円程度ふえていくという御指摘でございます。

今回のシミュレーションの前に、平成30年3月に第2次総合計画が見直されたときに、1度お示しをしました。そのときのシミュレーションで、令和2年から令和6年に匹敵する期間、約100億円程度の起債のシミュレーションをしております。そのときはまだ合併特例債の延長の前でございました。その後、合併特例債の期間延長が決まりまして、大体、令和で申しますと、令和4年、令和5年以降の3中学校の建てかえとか長寿命化、こちらが当時のシミュレーションで50億円程度を見込んでおりました。それを今回、合併特例債で新中学校ということで前寄せておりますので、当初見ておりました100億円にその約50億円が加わったと。

それ以外、新規の事業と大型事業に合併特例債が充てられるものについては今見込んでおりますので、トータルと申しますと、やはり議員おっしゃられたような190何がしの大きな起債の計上にはなっております。

それと小学校に関してですが、修善寺地区の小学校ということでよろしいでしょうか。大型事業の一覧表に修善寺地区小学校校舎改修事業として、令和5年から令和8年の間で約3.3億円を見込んでおります。ですので、一応、改修しないではなくて、改修しながらこのシミュレーションでは事業費を見込んでいるということでございます。あくまでもシミュレーション上の事業として見込んでいるということでございます。

あと人口減少に伴う予算規模でございますが、やはりここに掲げてありますシミュレーションでお示ししました大型事業につきましては、当然、人口減少したからといって、伊豆市に必要なものではなくて、その人口減少が進むにつれても、やはり将来の伊豆市にとって必要不可欠な、ある意味、大型事業を計上してございますので、当然、地方債ですので、3割は伊豆市の将来の方々への負担というものは残ると思いますが、それでもやはりこれから新市の、新市といいますか、これからの伊豆市にとって必要な事業を計上しているという趣旨でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 新市建設の基本的なところ、何を考えているのかと、こう、ちょっと、きょう、質疑の中で、一步前に進んで、いい悪いはおいといて、うん、なるほどなと思ったんですが、2つ聞いておきますね。

小学校の修善寺の改修事業については、これは改修すると言うから、直すのかなと思うわけですね。何か新たにつくるという方向じゃなくて、今ある建物、校舎を改修していきますよ、当然、古くなるだろうから、この間に。確認します。この中に、いわゆる新しい修善寺小学校をつくるかどうかは、市民の声を当然聞かなくちゃなりません、それはこの計画の中にあるということでよろしいでしょうか。

2つ目です。私は、別に特例債を借りたから批判的に見ているというんじゃなくて、必要なものについては必要でしょうという立ち位置です。ただ、ちょっと気になったのは、期限が延びたから特例債を使いましょう、じゃ、なかったらどうするのということになるわけですよ、ない場合は。当然、その事業費というのはちょっともっと先に延ばすとかという考え方もあるでしょう。出てきたから特例債を借りましょうというスタンスじゃ、多分そう思わざるを得ないものだから、かといって、市長が言うように、特例債は、部長も言うように、3割あるから、けしからんとは思っていない。必要欠くべからざるものについては十分に精査していかないと、後年度、それは当然負担になるもの出てくるでしょう。なぜかと。人口が減って、先ほど言った、地方交付税もほぼほぼやるんだけれども、自主財源が減るから大変だねということにならないように精査をしていく必要があるのかなと思いつつ質問させていただきましたので、2つ質問しましたからお答え願いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず小学校の改修でございますが、当然、教育環境の整備ということで校舎の改修費は見込んでおります。中伊豆、土肥、天城のように、新築小学校がどうなるじゃなくて、財政計画上は、今ある修善寺地区の小学校の校舎、既に老朽化している部分もございますので、改修費を財政計画上見ているということでございます。

合併特例債があるからというまた議論なんですが、先ほど申しました、平成30年3月にお示ししましたシミュレーションの中では、2027年、平成39年ですね、あのときに起債じゃなくて基金、財政調整基金と減債基金の合計が約26.3億円ぐらまで減るだろうという試算をしておりました。当然、特例債のような、全部が全部有利な起債ではございませんので、基金を取り崩しながら事業を実施するという計画を示しております。

今回、特例債の期間が延びたということで、再度シミュレーションを見直しました。当時、中伊豆温泉病院の移転のときの財源の御説明で、その26.3億円が、当時、2024年には、約、減債と財政調整基金を合わせてプラス19.3億円、45.6億円ぐらまで戻るだろうという数字を示させていただいております。それは、特例債がなかったらやはり基金を取り崩して事業を遂行していくという、そういう趣旨でしたので、今回、特例債があるから飛びつくとかそういうことではなくて、財源を組み入れながら、やはり特例債を今度使うことによって、また財政調整基金も、当時の平成30年3月のときのシミュレーションよりも約20億円弱はまた残るということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第70号 伊豆市建設計画の変更について。

伊豆市の人口減少のスピードを緩めているようですが、どのように人口増加を推進するつもりですか、伺いたい。

基本的施策から観光産業をどうして省いたのか伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

今回、新市建設計画第3章の主要指標の見直しの中で、人口等の見直しについても、計画期間を5年延長した関係で、令和7年度までの見直しを追加させていただきました。この内容は、現在策定中の第2期伊豆市まち・ひと・しごとの創生総合戦略における人口ビジョンと整合を図っております。人口ビジョンにおける目標を市民の皆様と共有しながら、第2期伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でしっかりと人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えていますので、2040年の人口目標を2万3,000人としているところでございます。

また、観光産業を省いたとの御質問でございますが、今回、そのことについては修正しておりません。新市建設計画の第6章、新市の施策の4つ目、地域の活力を生かしたまちづくりの（1）に観光交流産業の振興として、施策の方針や具体的施策をそのまま掲載しております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆市の最大のいわゆる衰退、人口に尽きているんですね。しかし、2040年で2万3,000人ですか。2045年には1万5,000人ぐらいまで減っちゃうんじゃないかと思うんですけども、相当減少を縮めているんですけども、この建設計画で人口減少がそんなにいわゆるブレーキをかけられるのか、非常に疑問なんです。

それから、これはなぜ変更したかという、やはり何とか伊豆市の衰退をとめたいからでしょう。もっともっと伊豆市を発展させたいと思っているからこういう変更をしたんだと思うけれども、伊豆市の最大の発展要因である観光産業を何も手につけないのか、その辺、説明していただきたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今回の建設計画の変更につきましては、合併特例債を有効に使いたいということで5年間延長しています。

人口減少対策につきましては、先ほど言いましたように、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で検討しているところでございます。その中で、やはり人口減少対策というのは、伊豆市にとっては一番大きな課題でございますので、その戦略の中では、特化した施策を最優先しまして、人口減少対策に取り組んでいきたいということで考えております。

特に若年層であるとか壮年層を中心にした定住定着の推進、また、子育て施策と教育環境の充実、あとコンパクト・アンド・ネットワーク構想の推進という形で、それらを引き続き施策として取り組みながら、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 観光を一つとっても、伊豆市のいわゆる観光客はふえているんですか。私は、横ばいだと。国がインバウンドの来客数を4,000万を目標にしてやっているわけだけども、伊豆市は全然観光客はふえていないんじゃないかと僕は思っているんですけれども、そういう基礎的な数字というのは確認していますか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 観光交流の数につきましては、毎年、当然集計をしております。今、議員御指摘のとおり、すみません、はっきりした数字で、もし間違ったら申しわけないんですが、約350から60万で、右肩上がりです。ふえているというよりは、確かに微増というようなイメージを持っております。今、議員御指摘のとおり、これから、来年に迫りましたオリ・パラを契機にして、インバウンドの対策というのは当然強化していかねばならないと考えております。

先ほど新市建設計画に観光がないという答弁につきましては、総合政策部長が答弁したとおり、既存の今現在の変更前の新市建設計画におきまして、観光交流の推進というのはしっかりと明記をしております。私どもは、これに従って今後も着実に観光客の増加、観光振興を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この2件を日程に追加し議題としたいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、2件を日程に追加することに決定しました。

#### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第71号について、提案理由を申し上げます。

本案は、10月11日から12日にかけて来襲した台風第19号による被害が市内各所で発生したため、その復旧のための補正となります。農地災害復旧工事に1億2,000万円、農業用施設災害復旧工事に1億5,000万円、道路橋梁災害復旧工事に7億2,620万円、天城中学校体育館災害復旧工事に2億4,420万円など総額13億182万円増額し、歳入歳出予算額を204億6,278万4,000円とするものです。

またあわせて、災害復旧工事に伴う繰越明許費及び債務負担行為の追加並びに地方債の補正をお願いするものです。

詳細について、建設部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第71号について補足説明をさせていただきます。

補正の伊豆市マークと議案でやりますけれども、まず伊豆市マークのほうの1ページをめくっていただきまして、今回の補正する額13億182万円という記載があり、その下に主な内容を記載しております。2ページにつきましては、繰越明許の追加の補正と、その下に債務



負担行為の補正の追加、地方債の変更を記載しております。この6ページになりますけれども、6ページにその予算措置の一覧表として、一番右側に12月補正の追加、一番左が施設名ということで記載してありますので、御確認をしていただきたいと思います。

それでは、追加議案書に入ります。

歳入歳出をそれぞれ13億182万円を追加しまして、総額を204億6,278万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。4ページは、繰越明許の補正の追加になります。災害復旧の農地災害復旧事業の1億3,070万円から、最後は、文教施設の公共学校施設災害復旧事業2億4,442万円の計6件の繰り越しをお願いするものでございます。

5ページにつきましては、債務負担行為の補正の追加ということで、農業振興施設災害復旧事業、これは修善寺の農村環境改善センターの工事になります。これにつきましては、令和元年に200万円、令和2年に300万円、計500万円で工事を行う予定でございます。

6ページ目になります。地方債の補正になります。補正前から補正後ということで変更してありますので、御確認ください。

続きまして、歳出のほうからいきます。

12ページ、13ページをお願いします。

まず、2款1項5目財産管理費の15の工事請負費、これにつきましては、旧天城湯ヶ島支所の機材倉庫の解体工事に600万円。

11款1項1目農地災害復旧費の工事費1億2,000万円につきましては、農地の災害復旧工事になります。田畦畔が32件、田んぼの崩土除去が2件、畑が10件、計44件になります。

次の2目の農業用施設災害復旧費、この工事費1億5,000万円になりますけれども、これにつきましては、用排水路が15件、わさび沢の堤塘が6件、モノレールの復旧が2件、計23件になります。

次の3目林業用施設災害復旧費の15の工事請負費ですけれども、これにつきましては、3路線4カ所で1,400万円をお願いするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いします。

道路橋梁災害復旧費につきましては、13の委託料、これは測量設計委託ということで、工場現場の追加ボーリングと、あと分筆登記に1,000万円をお願いするものでございます。15の工事請負費7億2,620万円につきましては、19路線22箇所になります。17の土地購入費につきましては、この上記の路線につきましてはの用地の取得のための購入費として500万円をお願いするものでございます。

次の河川災害復旧費、15の工事請負費1,010万円ですが、これにつきましては、河川の復旧1カ所、元村川になります。

次に、11款4項1目公立学校施設災害復旧費の15の請負工事になりますが、これにつきましては、天城中学校の体育館の裏ののり面の復旧になります。2億4,442万円をお願いする

ものでございます。

次に、2目の社会体育施設災害復旧費の委託料になります。これにつきましては、修善寺グラウンドの復旧のための測量設計委託料で411万円、お願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いします。

11款5項1目公有財産災害復旧費の15節になります。これにつきましては、旧大東小学校の体育館屋根の修繕に61万円をお願いするものであります。

次に、2目の衛生施設災害復旧費の15節であります。これにつきましては、年川の最終処分場ののり面の復旧工事に797万円をお願いするものでございます。

3目農業振興施設災害復旧費の15につきましましては、先ほど申しました修善寺農村環境改善センターの221万円になります。これにつきましては、21万円が土砂撤去になりまして、200万円が、先ほど債務負担行為をお願いしました300万円と合わせまして、計500万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の部になります。

10ページ、11ページをお願いします。

13款2項10目農林水産業分担金になります。これは、農地災害復旧費の分担金、受益者からの分担金であります。10%を予定しております。1,200万円を見込んでおります。

15款の2項10目の災害復旧補助金、これは国からの補助金になります。農地・農業施設災害復旧費が1億5,750万円、林業用施設災害復旧が745万円、公共土木災害復旧費が4億9,444万6,000円、公立学校施設災害復旧費が1億6,302万8,000円になります。

あとは19款は、繰入金、財政調整基金の繰り入れを3,839万6,000円、そして市債になります。これは、災害復旧費、市債で農林水産施設災害復旧と公共土木災害復旧費、文教災害復旧費になります。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

森さん、質疑ですか。質疑ならお願いしますけれども、意見なら結構ですけれども。意見は常任委員会でやってください。

じゃ、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について質問させていただきます。

議員の皆さん、これで、どこで何が起こったかわかるんですか。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 何言っているんだよ、おまえは。

○議長（三田忠男君） 「おまえ」はよしてください。

○15番（森 良雄君） おまえなんかに聞いていないんだよ。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） こっちに向かって言っているじゃないか。ばかなこと言うな。

○議長（三田忠男君） 質問してください。

○15番（森 良雄君） 黙らせろよ。とんでもないよ。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○15番（森 良雄君） これについても、今までと同じように、どこで何が起こったのかわかんとしてしっかり説明して、資料を出してくださいよ。大体、歳入が国庫補助金だけしか書いていないよね。あとは自主財源ですよ、伊豆市の。補助金は、これからいくとあれですか、六、七割しか出ないんですけれども、最終的にはもっと出るのか出ないのか、その辺、教えてください。

それから、当然これも委員会に付託するんでしょう。委員会付託のときは、具体的にどこでどんな災害が起こったのかわかるようにしていただきたい。

以上。

○議長（三田忠男君） 質疑のみのところの答弁を願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 森議員言われたように、今回、土木債、建設部の使用が結構多いんですけれども、位置図と場所につきましては委員会で提出いたします。ただ、それは森議員に、すぐかどうかかわからないですけれども、位置図を渡しますので、確認ください。

それと、補助金につきましては、市は、農地・農業施設等土木債につきましては、激甚指定にされるという話を聞いていますので、そうなりますと、ちょっとその辺の算式とか変わりますので、今は定率の補助金を見込んでおります。ちなみに、農地は定率の50%、農業施設が65%、林道施設につきましては、林道の規模によりますけれども、50から65%、公共土木施設災害につきましては、3分の2の補助金を今収入として見込んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第72号について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道料金等徴収業務委託や新水道ビジョン作成業務委託、水道修繕調査等業務委託について、債務負担行為設定をお願いするものです。

詳細について建設部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第72号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いします。

今回補正をお願いするのは、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。これは、平成31年度当初予算の時点で債務負担を予定していたもので、債務負担調書を作成し、特別会計予算に関する説明書にも掲載し、3月議会においても説明しておりましたが、予算書の条文に債務負担行為の記載が抜けていたため、再度、債務負担行為をお願いするものでございます。

今後、このような間違いがないように、見落としがないように注意いたします。

以上でよろしくをお願いします。以上で提案を終わります。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

森良雄議員。

ほかにはいませんか。

じゃ、お一人でお願いいたします。

森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

これも委員会に付託されるんだね。

議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算。

補正予算が提出されたんですけども、ざっと見てこれ、補正予算で出さなきゃならない予算なのかどうなのかですね。市長は、これから400億円から600億円かけて水道事業を進め

るとおっしゃっていますけれども、伊豆市の水道ってそんなにやわいものなんですか。40年来たら壊れちゃうの。そんなものじゃないでしょう。皆さんの住宅だって、少なくとも40年ぐらいはもちますよね。それあと、いろいろリフォームしたりなんかして、その後何十年かもたせているわけだ。これは何ですか、全て新規に水道管を張りかえると、そういう考えじゃないんですか。

具体的に聞きます。

水道料金等徴収業務、これは今までと同じか、ないしは多少は改善されているのかどうか。2億3,976万円も出していると。

新水道ビジョン作成業務1,000万円と。自分らでつくりなさいよ、こんなの。どこをどうしたいのか。全く業者任せ。

水道修繕調査等業務委託、何を調査しようとしているんですか、説明していただきたい。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず水道料金徴収業務委託でございますけれども、平成27年から開設しまして、5年契約で今年度末に契約が終了し、更新となります。この業務につきましては、料金徴収、滞納整理、非常にいろいろな面でやっていただいております。また、今回、専用端末の機械も新しいものにかえたり、そういう事前準備もありますので、ここでお願いするものでございます。

水道ビジョンにつきましては、人口の減少や災害とか、水道を取り巻く環境が非常に大きいものですから、今後50年、100年を、将来を見据えた理想像を明示することで作業を進めたいと思っております。

あと水道の修繕調査業務委託につきましては、これは、平成29年10月に開設されました伊豆市営水道相談センターということで、そこで漏水等を一手に連絡を受けて、そこから業者手配をするという業務をお願いしているところでございます。それもまたこととして終わりますので、来年以降、2年契約をしたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 委員会付託することなので、委員会で詳しくお聞きしたいと思っておりますけれども、少なくとも水道料金徴収業務、新しく菊地市長になってから新しい組織をつくって外部委託しているわけだね。多少でも安くなりますよというような説明があるんだったらいいんですけども、ここについては委員会でぜひ、大幅に徴収料金が安くなっていますというような説明をしてくださいよ。少なくとも、伊豆市の水道料金、高いんですよ、ほかのまちから比べて。水道課長は安いですなんて言ったけれども、とんでもないことだ。そんな————はもう本当に要らない。ちゃんと数字に基づいた、資料に基づ

いた、水道料金の徴収業務、こういうふうに変更して、だからこれだけかかるんですという  
ような、ぜひ報告してください。

新水道ビジョン作成業務委託、何ですか、これから新市建設計画によると、伊豆市の水道  
もどんどん距離が延びていくんじゃないんですか。お金が幾らあったって足りないんですよ。  
新しいまちをつくれれば、上下水道をちゃんと整備しなきゃならないんだ。人口がこれから、  
25年後が1万5,000人になるであろうと。私が言っているんですよ。あなた方は1万7,000人  
ぐらいと見ているようだけれどもね。物すごい勢いで人口減少が進んでいるんですよ。そう  
いうときに新水道ビジョン、全くその整合性がないです。人口減少をどういうふう考えて  
いるのか。

それから、水道修繕調査等業務、こんなのは、あの相談センターというのは何のためにで  
きているんですか。市民の相談を受け付けるんだと言っているようだけれどもね。民間でだ  
って修繕業務はやっているんですよ。相談センターは必要なんですか。山水と水道水の漏え  
い状況がわからないなんて、僕はお金をかければわかりますよ、これが水道水なのか山水な  
のか。私の鼻は当てにならないというんだったらあれだけれども、ちゃんと科学的、技術的  
に、山水か水道水が漏れているのかぐらいわかる時代になってきている。そういうのを考え  
て業務委託するのか。何のために業務委託するのか、私にはさっぱりわからない。わかるよ  
うに説明してください。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、水道料金徴収業務委託の中で、水道課長が安いという話を  
されましたけれども、水道課長に確認したところ、経営戦略の中で説明したときには、全国  
では平均より安いという話をされたということで、ただ、この辺の県内の平均、ちょっとや  
っぱり少し高いと、ぎりぎり同じぐらいかなというところで、隣の市と比べればやっぱり伊  
豆市は高いということが現状でございます。

新水道ビジョンの作成につきましては、やっぱり人口減少とかそういうこともありますの  
で、その理想的なことと、今取り組む事項、方針とかこれからの役割等を示すことが必要な  
ものですから、これをしっかり策定したいと思っております。

修繕調査の何をやっているかという話なんですけれども、やっぱり漏水が起きて一番困る  
のは市民なものですから、その市民に対して、早く漏水を直して通水してやるという手続上、  
やっぱりそこへ連絡がいけば、そこからすぐ業者への手配がしっかりできますので、そこで  
確認をして、すぐ漏水処理をして復旧に向けているという、そういうことと、やっぱり市民  
が水道のことでいろいろ聞きたいことがある中で、その窓口があると非常にいろいろなこ  
と聞けるということも聞いていますので、非常に役立っていると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後の質問です。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 料金徴収システム、どのぐらい安くなるのか、委員会でぜひ説明していただきたい。

新水道ビジョン、これは水道管のつけかえをやるんでしょう。どういう計画、ある程度計画を持たないとだめですよ。全部新品にするのか。私はここで質問するのは、沼津市なんていうのは、いわゆる塩ビ管、こんな150ミリの塩ビ管が入っているところだっただろう。あれですよ。それでもみんな大事に使っているんだよ。漏水のどうのこうのなんていうのは、伊豆市は、漏水したらあれじゃないですか、そのまま放置して、山水かどうかわかるまで待っている。そんなことをやっている時代ですよ、伊豆市はいまだに。そうでしょう。私の言っていることが間違っているんだったら指摘してください。

もう少し、市民のためになる、金のかからないような事業を進めてくださいよ。細かくはまた委員会で。

それから、水道課長が伊豆市の水道が安いというのは、議員の皆さんは聞いているはずだからね。ぜひそれは議員の皆さん、判断してください。細かいことは委員会でぜひ説明していただきたい。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑は終了いたしました。

ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようなので、お諮りいたします。

先ほど森議員が、—————と言ったような気がしたんですけれども、そう言いましたですか。

○15番（森 良雄君） 言ったの。

○議長（三田忠男君） 言いましたか。

○15番（森 良雄君） 知らないよ。

○議長（三田忠男君） 知らないですか。確たる証拠があつて言ったのならばよろしいんですが、ないようでしたら不適切な発言だと議長としては理解いたしますが、取り消すつもりはございませんか。言ったか言わないかわからない状態ですか。

○15番（森 良雄君） うそをついたかどうかは、みんな知っているはずだから。

○議長（三田忠男君） 言ったか言わないかわからない状態でしょうか。

○15番（森 良雄君） そんなの記憶ないよ。

○議長（三田忠男君） 記憶ない。

○15番（森 良雄君） じゃ、記録を出してくださいよ。

○議長（三田忠男君） 記憶にないそうですから、じゃ、そういった部分があつたら削除するということで、皆さんよろしいでしょうか。

○15番（森 良雄君） だめだよ。この文言は削除しますと決めなさいよ、あなたは。

○議長（三田忠男君）　そうですよ。記憶がないなんていうふうな発言がどうかと思ったものからです。

今の議論を聞いていておわかりのとおり、記憶にございませんということですので、言ったつもりはないようですので、もしあったら職権で削除させていただきます。そのとおり諮ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君）　ありがとうございます。

今、議題となっております議案第72号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君）　以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月19日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会　午後　3時03分



## 令和元年伊豆市議会 12月定例会

### 議事日程(第6号)

令和元年12月19日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)
- 日程第 2 議案第58号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 3 議案第59号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第60号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 5 議案第61号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第2回)
- 日程第 6 議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
- 日程第 7 議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第 8 議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について
- 日程第10 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡について
- 日程第14 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺温泉駐車場)
- 日程第15 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について(湯の国会館)
- 日程第16 議案第70号 伊豆市建設計画の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第12号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について)

追加日程第2 発議第 4号 主要農産物の種子生産に関わる県条例制定等の対応を求める意見書

---

### 出席議員(16名)

1番 波多野 靖 明 君

2番 山 口 繁 君

3番 星 谷 和 馬 君

4番 間 野 みどり 君

5番	鈴木正人君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	三田忠男君
9番	青木靖君	10番	永岡康司君
11番	小長谷順二君	12番	小長谷朗夫君
13番	西島信也君	14番	杉山誠君
15番	森良雄君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総務部長	伊郷伸之君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	永沼健一
主査	鈴木恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和元年伊豆市議会12月定例会6日目の会議を開きます。

〔「議長」と言う人あり〕

◎発言の申し出

○議長（三田忠男君） ここで議会運営委員長の小長谷順二議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

11番、小長谷順二議員。

〔議会運営委員会委員長 小長谷順二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

11番、小長谷順二です。

議長の許可をいただきましたので、12月16日の議会運営委員会で協議した本定例会、西島議員の一般質問における発言について報告をさせていただきます。

西島議員から本定例会の一般質問の中で、9月定例会と12月定例会における議会運営委員会で市長の住所地の質問を行ってもよいとしたにもかかわらず、本定例会の議会運営委員会が質問はだめですとしたことをおかしいといった趣旨の発言がありました。しかし、この発言は協議結果の一部を取り上げたものであるため、議会運営委員会での協議の経過と結果について改めて報告をさせていただきます。

本年9月定例会の中で開催された議会運営委員会では、西島議員の質問が伊豆市議会会議規則第62条で規定する「議員は、市の一般事務について、質問することができる」に該当するか協議を行い、このときに西島議員にも質問の趣旨を伺いました。結果、西島議員が一般事務の観点から質問をすることで、会議を再開することを求めました。

次に、11月22日の議会運営委員会は、西島議員が提出した一般質問の発言通告書に関し、議長から意見を求められたため開催をいたしました。こちらの協議では、9月定例会と同様な事態となり、議会運営に支障が出る可能性があるが、西島議員に再質問の内容を確認することはできないため、その判断はできない。よって、質問を認めないといった判断はできないといたしました。一般質問中にふさわしくない、議場で個人情報を発言するような事態が発生したときには、議長に適正な議事運営をお願いする。場合によっては、一般質問中の議会運営委員会の開催もあるとの内容で、議長に回答をいたしました。

残念ながら、12月3日の一般質問中に議会運営委員会を開催することになってしまい、こ

ちらでの協議は、西島議員の質問が、地方自治法第132条の「議会は、会議において他人の私生活にわたる言論をしてはならない」に該当するかの判断を行い、結果、個人の住所を質問することは一般質問にはふさわしくないと判断し、本会議で報告をさせていただきました。

以上が議会運営委員会における西島議員の一般質問に関する協議内容となりますが、今後、改めて地方自治法第132条並びに伊豆市議会運営規程3の「一般質問について」を遵守することを求めまして、発言を終わります。

#### ◎議案第57号～議案第72号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第7、議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの7議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

初めに、日程第1の議案第57号及び日程第4の議案第60号から日程第7の議案第72号の5議案について総務経済委員会委員長、杉山武司議員、お願いします。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 皆様、おはようございます。総務経済委員長、杉山武司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第57号、議案第60号及び議案第61号並びに議案第71号、議案第72号の5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）、総務経済委員会の所管科目については、初めに建設部関係の審査では、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、今回の台風被害では市内で多くの被害が発生した。8億くらいの災害復旧事業を行うのに、最終的にどの程度の時間を要するのか。また、市内建設事業者だけで間に合うのかとの質疑に対し、15号、19号災害の建設課所管では合計14億6,000万円の工事を予定しています。復旧見込みですが、月ヶ瀬の市道が最長で約1年を見込んでいます。

工事事業者については、沼津土木事務所の管内で相当数の被害があったため、事業者の確保は難しい、発注しても受けてくれないのではないかと懸念がありますが、災害協定を結んでいる事業者を優先的に考えているとの答弁がありました。

次に、市道越路嵐山線改良工事の御幸橋の工事だが、継続費補正で令和2年度1億2,000万円が、2億6,100万円と大きく増額になった理由の説明を求めたのに対し、平成28年度に完成をした湯川橋の事業費を参考にし、人件費や資材等の上昇を見込んで平成30年度から3年間で3億円の継続費の設定をしました。変更した理由は、下部工の形式において、直接基礎から直接基礎杭に変更したことや、施工方法の見直し等により仮設費が追加となったため、当初の事業費より増額になってしまったとの回答がありました。

次に、総合政策部関係では、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、バス路線維持事業補助金についての説明を求めたのに対し、平成30年度の自主運行バスの運行経費が確定したため、当初見込んでいた経費と差額が発生したため支払うものですとの回答がありました。

次に、産業部の審査では、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、湯の国会館管理事業の揚湯ポンプ購入費の内容の説明を求めたのに対し、ことしの7月に湯の国会館のポンプの揚湯量の能力が低下したため、ポンプを引き上げて調査しましたところ、ポンプの劣化が判明しました。専門業者にポンプを見ていただいたところ、湯の国会館の源泉はスケール、湯あかですね——がたまりやすい泉質のため、オーバーホールは不可能との指摘を受けました。そのため在庫ポンプを挿入したため、現在バックアップのポンプがないため購入するものですとの回答がありました。

その他、揚湯ポンプの耐久年数や保証対象期間、他のメーカーなどについての質疑がありました。

次に、総務部関係の審査では、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、ふるさと納税の関係でシステム使用料の増額は、新たにどこかのシステムが加わったのかとの質疑に対し、ふるさと納税を推進するために、現在3社のサイトと契約しています。当初は4億円の寄附額に対しての使用料を計上していましたが、これから3月にかけての増額が見込めるため増額するものです。新たな使用料ではなく、追加の使用料ですとの回答がありました。

その他、国土強靱化地域計画策定、同報無線関係の質疑がありました。

以上、各部ごとの審査の結果、討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第57号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

500万円の追加の具体的な説明を求めたのに対し、人件費の増額は、人事院の勧告によるものと、漏水対応の時間外手当の増加によるものです。電気料の増加は、漏水によるポンプの稼働時間の増加によるものと、八木沢・小下田地区への建設課が管理しているかんがい・排水施設給水の電気料の負担割合を平成29年度までは建設課が60%、上下水道課が40%であったが、管理水量を調査した結果、平成30年度は建設課が25%、上下水道課が75%に変更したため、この変更を考慮せず平成31年度の予算策定をしたため、電気料の不足が生じたため補正をするものですとの回答がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第60号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、予算をふやしたのか減らしたのか、ふやしたならどんなものをふやしたのかの質疑に対し、28万2,000円の増額となっていて、平成30年度の固定資産が確定し減価償却費の費用が104万8,000円発生、流域下水道費の負担が76万6,000円減額で、差し引き28万2,000円の増額となったとの回答がありました。

その他、貸借対照表の建設仮勘定と施設利用権の質疑があり、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第61号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）、総務経済委員会所管科目については、建設部関係の審査は、補足説明はなく、質疑もありませんでした。

次に、産業部関係では、補足説明はありましたが、質疑もありませんでした。

次に、総務部関係では、補足説明はなく、質疑もありませんでした。

以上、各部ごとに審査の結果、討議はなく、反対討論1件、賛成討論1件、採決の結果、議案第71号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）の審査は、補足説明はなく、質疑を行いました。

水道料金等徴収業務委託費は現状どおりの金額なのか、新水道ビジョン作成業務委託の内容は、さらに水道修繕調査等業務委託は何をやるようとしているのかとの説明を求めたのに対し、水道料金等徴収業務委託費ですが、年間200万円ほどの増額になっています。新水道ビジョン作成業務委託は、上水道・簡易水道を含めた今後50年、100年後を見据えた計画で、水道の理想像を明示する計画で、今後当面の間、取り組むべき事項、方策を提示したものです。水道修繕調査等業務委託は、漏水の調査、業者への手配と、市民からの水道に関するふぐあいの問い合わせ等の業務委託との回答がありました。

その他、今回の水道ビジョンは新たなものなのか、一部修正的なものなのかといった質疑がありました。

審査の結果、討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第72号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第57号、議案第60号及び議案第61号並びに議案第71号、議案第72号の審査の委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、日程第1の議案第57号から日程第3の議案第59号及び日程第6の議案第71号の4議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第57号から議案第59号まで及び議案第71号の4議案について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）、所管科目について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、中伊豆室内温水プールの施設、天井部材の落下による補修工事のため、指定管理者への営業補償金142万5,000円が提案されているが、指定管理料で賄えないのか。また、プールが使えない期間は、全館使えないのかとの質疑に対し、基本協定で、指定管理者の営業収入で賄えない部分を指定管理料として決めています。今回のように市の都合で営業収入に支障があった場合は、市がその分を補償するという年間協定を結んでいます。工事期間中は、プールは使えませんが、トレーニングルームなどは今までどおり使えますとの答弁でした。

また、天城中学校体育施設の法面の災害復旧工事の内容と工事期間はどの質疑に対して、大規模に崩れているように見えたところ、調査測量したところ、坂道の勾配ぐらいで安定するだろうと見えています。工事内容は、盛り土と必要な箇所にフトン箆を入れて排水を抜くことを考えています。また、工事期間は2月中に準備をして、早ければ2月末またはもう少し遅れれば3月中に発注となり、工期は半年ぐらいを想定しておりますとの答弁がありました。

次に、個人番号制度事業の内容説明を求めたのに対して、申請する方が顔写真を持って来なくても、市役所窓口で申請用の写真をパソコンで撮影し、それを印刷するためのモバイルプリンターを購入する補正予算を計上しましたとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）、所管科目について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

年川の最終処分場の法面の崩土があったと説明を受けたが、処分したものが場内に流出したということはなかったのかとの質疑に対し、今回の崩土につきましては、埋立地のほうまでは流れてきませんので、それからその下側のほうにも調整池がありますので、外への流出はなかったと思われます。したがって、環境影響調査・検査は行っておりませんとの回答がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第57号から議案第59号まで及び議案第71号の4議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時52分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程第1の議案第57号から日程第7の議案第72号までの7議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより日程第1の議案第57号から日程第7の議案第72号までの7議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第57号について討論、採決を行います。

先に反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

どうも、きょうはこの議場内が何か寂しいような気がするわけですがけれども、私は、議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について反対の立場から討論を行います。

議案書の25ページ、第4表、債務負担行為補正の中の防災機能を備えた公園調査検討業務委託410万円であります。そもそも防災機能を備えた公園とは、何のことを言っているのでしょうか。いわゆる前から言っている防災公園のことではないのかと、ここへ来て何でこういうふうに変えたのか私は非常に疑問であると思います。防災公園の国の補助対象要件としては、広域防災拠点は面積が50ヘクタール以上、地域防災拠点は面積が10ヘクタール以上、避難地機能としては広域避難地が同じく面積10ヘクタール以上、一次避難地は2ヘクタール以上となっておりますが、この一次避難地の対象ですけれども、対象区域は人口集中区域または津波被害が想定されている地区となっております。防災公園の設置は、大体において大都市がその対象となっております、小規模自治体がそれを要望するなどということは、国は最初から想定していないと思います。したがって、市としては、防災公園の名前ではとても無理だから、苦し紛れに防災機能を備えた公園と、そういうふうには銘打ったわけではないでしょうか。

そして、今回のこの公園の調査検討業務とは何を指したものなのでしょうか。皆目私に



は見当が付きません。防災公園というのは何かというと、地震やそれに伴って火災が発生した場合に、住民の命や財産を守るために防災機能を発揮し、避難地、避難路、防災拠点などの役割を持つ都市公園や緩衝緑地のことであります。大都市では有効であるはずのこの防災公園、これを山林原野が多数存在し、耕作放棄地が次から次へと続出している伊豆市にそのまま当てはめていいのかどうなのか、疑問に感じるのは私だけではないと思います。建設部の一握りの職員が考えてできるものでもありますまい。もっと全庁的に取り組まなければ成功しないのは、火を見るよりも明らかであります。ただ、どこかに決めて、あとは野となれ山となれということでは、余りにも寂しい。

しかし、このことについて今のように何の展望もなければ計画もないということになれば、もし仮につくったとしても、野になったり山になったりするの意外と簡単になるかもしれません。とにかくここで唐突に何の見通しもなく、このような補正予算を提出するとは驚きであり、私には到底容認できるものではありません。

よって、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。

議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について賛成討論をいたします。

本議案の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,319万2,000円と追加し、総額をそれぞれ191億6,096万4,000円にするものです。主な内容は、歳入歳出の予算補正、継続費の補正、債務負担行為の補正などです。

歳入歳出の予算の補正では、先ほど委員長から丁寧な説明がありましたが、市民がスムーズにマイナンバーを取得するための業務を円滑にサポートできるための端末の購入などがありました。また、債務負担行為の補正では、防災機能を備えた公園調査検討業務委託など、これも市民に密着し、本来必要な予算が計上されていると思います。その点を考え、必要な補正と思い、賛成といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について反対討論をいたします。

この補正予算は、4億4,319万2,000円の追加、総額191億6,096万4,000円となる補正予算

です。その内容ですが、大部分は災害復旧です。反対するべき予算ではないと思いますけれども、この予算執行に対し、私は重大な疑問を持っている。きょうは、なぜ担当部長が出てこないのかわかりませんが、ぜひ担当部長に聞いてもらいたかった。誰が決めたんですか、部長職が出てこなくていいなんて。私の反対討論を聞かせると、市政に影響がするのかなのかわかりませんが、多分そんなところなのかなと。

継続費補正でも1億4,100万円の継続費補正が行われておりますが、これだけの多額の継続費補正をしなきゃいけないと、一体何をやっているんだと。担当部長が何をやっているのかと言いたいですね。繰越明許補正も同様です。同報無線だ、同報無線は必要なものです。必要不可欠ではないかと思えますね。いざ災害となったら、屋外にいる人は何で情報を得るかといったら、これしかないでしょう。まさか携帯ラジオを持って、前にいたんですね、携帯ラジオを持って歩いている議員がいたんですね、そんなことでいいんですね。

災害復旧、農地復旧だ、農業用施設災害復旧だ、道路橋梁災害復旧だ、どれも急いで復旧させてもらいたいと思えますけれども、私は、あえて反対します。理由は最後に言います。

同報無線などは早期に、これ一部ではなくて、全部、新しい同報無線を入れるなら入れると、入れてもらいたい。繰越明許で国土強靱化地域計画策定業務委託850万円なんていうのもありますけれども、強靱化したいんだったら、どこをどうするのか、ぜひやっていただきたい。最近、瓜生野が大分発展して10戸も新築住宅がある。新築住宅の前に農業用水が走っていると。最近のあれですね、キッズゾーンというんですか、農業用水のわきを子供が歩くなんていうのは危険ですね。市長さん、考えてやってください。

債務負担行為補正というのもあります。先ほど西島議員から同様の討論ありましたけれども、防災機能を備えた公園調査検討業務委託というのが410万円あります。これは、私毎回言っていますけれども、伊豆市で何が問題かといったら、これは何のための業務委託をするのかという説明がないんですよ。どこかへ業務委託するわけでしょう。何をやってくれという仕様書を出さないんですか、市長。受けるほうだって困るんじゃないですか。お客さんから仕様書もなく、仕事が舞い込んできたって。こういうことを希望しているんです、こういうことをやってほしいんです、そういう内容が全然ないんです。議員の皆さん、それでいいんですか。

\_\_\_\_\_。それはそうとしてだね……

○議長（三田忠男君） 今の発言は取り消しましょう。

○15番（森 良雄君） お前、何で取り消しばかりやっているんだ。幾ら市長にカナダ旅行へ連れていってもらったからってね、何もそこまで忖度する必要ない。

公園調査検討業務、ぜひ議会でこういう公園をつくりたいんだと、ぜひ説明してください、委託する前に。ここに出ているのは、ほかに7つ出ておりますけれども、業務委託は、伊豆市は一度決めたら、もうずっとそこへ業務委託する。私、同じようなことを何度か言ってい

ますけれども、例え給食業務といえども、やはり委託する場合は競争原理を入れるべきです。何も競争原理が働かないんですね、伊豆市は。この辺が伊豆市衰退の源になっているのではないですか。お金幾らかけても、発展の要因がない。人口減少をとめるなんていうのは、もう答え出ているんでしょう。外へ出ていかないようにする、子育てをぜひ伊豆市でやってください。国は一生懸命やっているんです。教育の無料化なんて、そうですよね。保育園も同様ですね。伊豆市は、プラス伊豆市はこういうことをやるんだということ、この予算書には何ものっていない。予算がふえれば、借金がふえるだけです。これが伊豆市のこれから、今の若い人が20年、40年後、借金苦に陥りますよ。そういうことを皆さん考えましたか。

それで、災害復旧なんだけれども、市長、これどこへ発注するつもりですか。議員の皆さん、どこへ発注するつもりですか。全部伊豆市の特定の業者へ発注されるんですよ。受注能力を勘案してやっていますか。災害復旧といえども、伊豆市の仕事はどんどん後ろへ延びていく。災害復旧だったら、急いでやらせるべきでしょう。そのために必要なのは、きちっと入札をして、能力のあるところへ発注すべきです。

沼津市は、落札率95%で職員が逮捕された。沼津市議会は特別委員会を開いて、公正な入札を、透明な入札をしようとしている。伊豆市はいいんですか、こんなことで。特定の業者に発注されるんですよ、災害復旧です。今、災害復旧は千葉県をごらんください。全国の人が復旧に応援に来ている。幾ら自分のところの企業に発注したりしたって、企業に能力がない。千葉県でさえそうなんですよ。私は、伊豆市の業者が能力や技術も含めて、能力があるとは思っておりません。

それから、もう一つ……

[発言する人あり]

○15番(森 良雄君) 何だ、誰だ。ちゃんと名前名乗れ。

○議長(三田忠男君) 森議員、後ほど数々の不適切な発言と思われることがありましたので……

○15番(森 良雄君) はっきり言うておく。

○議長(三田忠男君) また運営委員会で協議させていただきます。

○15番(森 良雄君) 私は、能力のないことを指摘したことは何回もあるんだ。

○議長(三田忠男君) その根拠たるものが示されていません。

○15番(森 良雄君) 土肥の小学校の体育館の……

○議長(三田忠男君) 57号に戻りましょう、お願いいたします。

○15番(森 良雄君) お前、何でそうなんだ。副市長、笑っている場合ではないぜ。

[「進めてください」「進行」と言う人あり]

○15番(森 良雄君) お前に言われることないんだ。

○議長(三田忠男君) お前ではないでしょう。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○15番（森 良雄君） まだ言い足りないのが1つある。きょう、市民部長が来ていないけれども、市民課なんて何ですか。

○議長（三田忠男君） それは57号と関係ありません。

○15番（森 良雄君）

---

\_\_\_\_\_。

この予算書の中には、私は、非正規の一部の方にはボーナス出るのかと思ったんだけど、この予算書には何も書いていないんだね。恐らく特別職、いわゆる市長とか副市長とか、一般の職員のボーナスは、職員については、もうあれですかね、織り込み済みなのかもしれないですけども、今までボーナスの出ていなかった方にボーナスが出るということだと予算書にしないでいいのかなと、非常にどうやってやるのかなと思って関心を持っております。

さて、それで災害復旧ですね。いいですか、議員の皆さん。この4億円近い予算書の大部分は災害復旧予算です。それは特定の業者に発注される。共産党は何だ、何を笑っているんだ。いいですか、私はじっくり見ているからね。そういうことがわかっている、これを承認することは到底できない。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について賛成の立場から討論を行います。

この補正は、歳入歳出4億4,319万2,000円を増額し、総額191億6,096万4,000円とするものであります。その主な内容は、台風15号による農地、農業用施設、道路橋梁の災害復旧費1億1,360万円、ふるさと伊豆市応援基金積立金の増額1億5,000万円、ふるさと納税返礼品のシステム使用料の増など総務費6,464万円、国土強靱化地域計画策定業務委託など消防費2,460万円などなどであります。

継続費を見ると、市道越路嵐山線の改良、これは御幸橋の下部工基礎工の増額になりますが、継続費の補正、それから先ほどの国土強靱化、それから災害復旧についての年度をまたぐ繰越明許。

債務負担行為については、天城・中伊豆・修善寺の給食センターの調理の業務委託、それから中伊豆温水プールの天井の落下の修理に係るもの、そして防災機能を備えた公園の調査検討業務委託など、それぞれ期間と限度額を定めるもの。

地方債の補正については、先ほどの農地、農業施設、道路橋梁の災害復旧についての地方債の補正を行うものがその内容であります。

災害の復旧については、今57号については、主に台風15号に対する災害復旧であります。迅速な対応を求めるものであります。繰越明許にもなっております国土強靱化地域計画については、国が行う国土強靱化計画の中であって、防災・減災のための施策について国へ予算を要望するための計画をつくる業務であります。

債務負担行為にも上がっております防災機能を備えた公園の調査検討業務委託410万円について少し述べさせていただきます。国交省では、防災公園の整備について主要な施策として定め、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等について、緊急的に整備を推進するとしております。防災公園の補助対象要件は、先ほど西島議員もおっしゃいましたとおりです。伊豆市に該当すると思われるものは、避難地機能の一次避難地、近隣公園、地区公園、2ヘクタール以上の広さを要するものが該当すると思われます。その対象地域は、人口が集中するD I D地区、そして津波被害が想定される地区とされております。

そして、ここで重要なのは、防災公園についてですが、その国の補助対象となる災害応急対応施設に挙げられているものであります。この補助対象となるものは、備蓄倉庫、耐震性のある貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポートなどが挙げられております。一次避難地のみで防災活動拠点を有さない場合については、防災倉庫と耐震性の貯水槽だけになります。

伊豆市にあっては、広域的な災害復旧の拠点となる施設も重要であると思えます。現在、伊豆市に欠けているこれらの不足している安心・安全の設備を今後整えていくために、こうした国の防災公園の補助対象や緑の基本計画、それから県のあらゆる施策を勘案し、伊豆市単独では恐らく実現不可能であろう防災機能を兼ね備えた公園の整備について、あらゆる国・県の補助対象をしっかりと確認した上で進めるべきであると考えます。

今回の防災機能を備えた公園の調査検討業務については、まさにこれらの補助対象事業の要件に当てはまる場所が伊豆市内にあるのかどうか調査するための予算であるというふうに理解しております。ぜひこうした調査をしっかりと進めて、伊豆市に現在不足している安心・安全のための機能をしっかりと整備することを求めて、賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同を求めます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 議案第57号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について

採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第58号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第59号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第60号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

皆さんはあれですか、伊豆市の職員は一生懸命仕事をやっている、そう思っていらっしゃる。副市長、そうですね。この予算書は何ですか、これ。いかに職員がぼやっと仕事をやっているかを証明しているような予算書ですよ。チョコちゃんに言わせりゃ、「ボーっとしてん

じゃねえよ」という予算ですね。漏水に気がつかないで、400万円も電気料がかかっちゃったと。一体幾ら水を無駄にしたんですか。電気料400万円でモーター動いたんでしょう。こういうのを職員の怠慢というのではないですか、市長。副市長に言ってもわかんないんでしょうけれどもね。本来だったら幹部は責任とるべきですよ。

そういうことで、長々と言ってもしょうがないから、この辺で終わりますけれども、やはりどこかで活を入れないと、伊豆市は再生しませんよ。そのことを述べて終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第60号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第61号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について反対討論をいたします。

この予算も1億3,000万円の追加予算ですけれども、ほとんどは災害復旧です。災害復旧ですから、賛成して早くやってもらいたいと……

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） ありがとう、一桁間違えました、13億円だそうです。ひよっとする

とわざと間違えたのかな。そんなことないね。13億円の災害復旧か。議員の皆さん、笑い事ではないですよ。これが、どこへ、どうやって発注されるかです。13億円といたら大工事ですよ。やはり能力のあるところに、能力といたっていろいろあるんですからね、技術もあるし、施工技術、期日までに仕事を進める能力です。災害復旧ですから、やっぱり速やかに復旧してもらわないといけないです。それを市内だけの特定の業者で賄い切れると思いませんか。私は、13億円の仕事を市内の業者だけでやったんでは、いつ終わるかわからないということをお慮してあります。

今、災害復旧というのは、例えば千葉県を見なさい。全国から応援しているんでしょう、無償有償。狩野川台風をごらんくださいよ。全国から人々が集まって災害復旧、進めてくれたんではないですか。ところが、伊豆市は自分のところの業者でやります。それでは、そういう全国の皆さんの善意を踏みにじることにもなるし、仕事がいつ終わるかもわからない。先ほども言いましたけれども、沼津市は落札率95%で職員が逮捕され、議会はあたふたと特別委員会をつくって、これから透明化しますなんてやっているわけです。伊豆市は、初めから透明化したいものだと思っております。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第71号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

反対討論も疲れますね。やめたいんですけども、しかし……

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） ごちゃごちゃ言っているのではないよ。これから発言するんだ。

議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

これは債務負担行為が3本あるということなんですか。水道料金徴収業務委託、委託業務です。2億3,976万円、新水道ビジョン作成業務委託1,000万円、水道修繕調査等業務委託4,400万円、この業務委託も一度決まると、もう永久保証ですよ。競争原理が働いていない。



私は、この水道料金徴収業務なんていうのは、以前のほうが能率よかったのではないかと考えています。伊豆市の人口減少は、議員の皆さんは15年後の伊豆市の人口、いやいや25年後だったっけ、半減するのが御承知のはずですね。運営に金がかからないようにする努力を何もしていない。人口半分になるんですよ、もう間もなくですよ、25年後なんて。私100歳まで生きたら、人口半減しちゃう。今月なんて、場合によってはあれですよ、2019年度は600人ぐらい減っちゃうんですよ。使うことばかり考えているんですよ、お金。当然いいですよ。さっきも言ったように、国は今、一生懸命人口減少をとめようとしている。そういう中で、出るお金を、蛇口を締める、これは水道事業ですから、ぜひ蛇口を締めてもらいたいです。そういう努力が全然見えない。幹部職員は、伊豆市の職員は頑張っています、そんなことをおっしゃっているけれども、私に言わせると全然見えません。ぜひ議会の皆さんも、蛇口を締めるような努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第72号 令和元年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時46分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第62号～議案第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第12、議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての5議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

議案第62号から議案第64号までの3議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第62号、

議案第63号及び議案第64号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、人事院勧告に基づいた特別職及び一般職の職員の給与を改正するというもので、一般職は理解できるが、特別職は人事院勧告ではどのようなになっているのかの質疑に対し、人事院勧告は国家公務員の一般職に対する勧告で、国は一般職の改定に基づいて特別職を改定します。地方公務員もこの人事院勧告に基づいて一般職の給与を改正したい。特別職の期末手当は一般職の期末・勤勉手当に準じて制度設計されておりますので、今回は一般職の勤勉手当等を引き上げるので、これに準ずるものと答弁がありました。

その他、報酬審議会で議論されたのか、人事院勧告の準拠の指導は、さらに伊豆市の今の給与水準は妥当と考えているか等の質疑がありました。

審査の結果、討議はなく、反対討論2件、採決の結果、議案第62号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員とはどのような職員なのか、また、昇給・賞与はどのようなになっているのか、月々の給与は変わらず賞与は支給されるのかとの質疑に対し、このたび地方公務員法の改正で、臨時職員と非常勤職員との任用の明確化を図るため、新たに会計年度任用職員の制度ができました。現在任用している任期付き短時間勤務職員と臨時職員、非常勤職員の事務補助的な制度は残ります。令和2年4月1日から会計年度任用職員の任用に統一運用するための任用の切りかえをいたします。

常勤と同じフルタイム勤務時間職員は給与、その他は時間額の報酬となります。今度の会計年度任用職員は、昇給の制度を設けました。さらに期末手当のみ支給されます。年間総額支給額が変わらないので、期末手当が新たに支給される職員は、月々の給与は下がるケースもあるとの答弁がありました。

審査の結果、討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第63号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 伊豆市地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

議案書149ページの第2条第4項の中の、法第22条の2第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期となっているが、これはこども園の先生が該当するのでは、こども園の先生の身分の安定をどのように考えているのか、また、この条例変更は正規職員に関する変更なのかとの質疑に対し、任命権者が定める任期とは、病気休暇や休職の期間が3年を超えない範囲で休職を命ずる制度です。今回の会計年度任用職員の制度にあわせ、正規職員と会計年度任用職員の適用される部分を分ける整理条例ですとの答弁がありました。

審査の結果、討議はなく、反対討論 1 件、採決の結果、議案第64号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第62号、議案第63号及び議案第64号の 3 議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第65号及び議案第66号の 2 議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第65号及び議案第66号の 2 議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、当局からの補足説明の後、質疑を行いました。

積立金残高、国保加入者は何世帯なのか世帯数、1 世帯当たり幾らふえるのか、平均所得額は幾らかとの質疑に対し、基金の残は 2 億 1,000 万円です。今年度の歳出予定額が 1 億円ですから、予算額どおりに取り崩すとすると残高は 1 億円となってしまいます。来年度、税制改正をしなければ、来年度でこの基金はゼロになるということになります。世帯数は 5,521 世帯です。税率改正により 8,000 万円増で、1 世帯当たり 1 万 4,490 円の増となります。平均所得額は 200 万円から 250 万円ぐらいですとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

支給審査委員会の設置はどういうときかとの質疑に対し、死亡の原因、障害になった原因が災害によるものかどうか判定できなかつたときに限って審査会を設置します。審査会委員は、医師 1 名から 4 名、弁護士 1 名から 3 名、市の担当部長等を 1 名、そのほか大学教授やソーシャルワーカーなどですとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第65号及び議案第66号の 2 議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前10時59分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより議案第62号から議案第66号までの5議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第62号から議案第66号の5議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第62号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

先に反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について反対討論をさせていただきます。

これは特別職及び職員の賞与及び給与の増額を決めたものだと思います。この今回の議会でも健康保険がどうも上がりそうだと、市民はもう大変だと思います。医者にかかりゃ、診療費もどうも上がるらしい。一方、健康保険も医者にかかる前から、もう保険税が上がっちゃうと、そういう時代ね。市長、あなたのこの何年間ですか、12年間、伊豆市よくなりましたか。ああ、ちょっとこれからますます人口減少が加速化していくんです。いつも言うように、伊豆市の総人口は減っていくんです、どんどん。ところが、分子に置きたい、ことし何人減ったか、600人、これは減るといような状況ではないんですね。ふえているというのが、恐らくことしあたりの状況だと思います。国は今、一生懸命人口をふやそうと頑張っているんです。外から人を呼んでくる。子供の教育費の無償化だ、保育園も無償化します。一生懸命人口減少対策を打ち出しておりますが、伊豆市に何かありますか。市長などの特別職の給料は、職員も含めて上がります。ボーナスが上がりますと言いながら、市民にとっては、住みにくいまちにどんどん進化していっちゃうんですね。恐らく来年度あたりは、あれですよ、こども園が無償化するなんていって、たくさん保育園の先生をふやしたいなんていっても、伊豆市は人が集まってこないのではないですか。私は、まず幹部職員の待遇アップよりも、そういう本当に伊豆市で働いてくれる人の待遇アップを進めてもらいたいです。

その前に、伊豆市の人口減少は異常なんです、ほかのまちから比べると。議員の皆さんは、ぜひその辺、漫画読んでいるの、その辺は。人の話は聞きなさいよ、あなた方。

ことしの令和元年の人口減少は、恐らく600人になるでしょう。そういうのを少しでも緩和するような対策をぜひとってもらいたいです。ただ、打つ手もなし、茫然としている、議会では人の話を聞かないで何か読んでいる、これでは伊豆市はよくなりません。給料を上げろ、その一方でやっていることは箱物行政だ。民間だったら、あるものを使えと、あ

るんです、幾らでも。伊豆市の異常な人口減少をとめるような有効な対策、有効な対策は当分出ないでしょう。しかし、少しでも伊豆市にとどまるような対策を立ててもらいたいです。子育て支援や老人にとっても住みよい伊豆市をつくるように、私はもうはっきり言って、市政の無策だと断言します。特別職の職員は、ボーナスは必要ありません。

これで反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） おはようございます。2番、山口繁です。

議案第62号の伊豆市特別職の給与に関する条例等の一部改正について賛成討論を行います。

私は、総務経済委員会に所属をしております、この議案は総務経済委員会に付託されたわけでありまして、その議案の審査の中でいろいろな質疑を繰り返し、最終的に採決に至ったときに態度保留という形をとりたかったんですが、態度保留というのはなくて、これはもう反対するしかない。賛成か反対か分からないので、反対するしかないということで反対を表明いたしました。今申し上げましたように、賛成討論をさせていただきます。賛否を覆すこととなりますので、改めての討論とさせていただきます。

今般の条例改正は、議案名として伊豆市特別職の給与に関する条例等の一部改正です。この「等」ということに関しまして、3つの条例をセットでの提案にしているということで「等」というふうに入れてあるんだろうと思います。1つは、特別職の職員の給与に関する条例、それから職員の給与に関する条例、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例、この3条例が議案第62号としてセットになって包含されていると、こういうことでございます。

議案説明で、令和元年8月の人事院勧告に基づき、これら条例を改正するとありました。人事院勧告は御案内のように、国家公務員の給与について労働基本権が制約されている代償として、民間給与水準との均衡を図るためのものというふうにされております。地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについては、それに基づくんですが、10月11日に8月の人事院勧告どおりに行うという閣議決定がなされました。同日付で総務副大臣通知という形で県や指定政令都市の県知事であるとか首長、それから議会の議長等々、人事委員会の委員長等々に通知が出されたわけでありまして、県は、それを受けてそれぞれの関係する市、人事委員会のないところは特に、伊豆市なんかはそうなんですけれども、周知がされたというふうになっております。

この地方公務員の給与改定に関する取り扱いに、特別職の処遇というのは一切触れられておりません。言いたいことの1点目は、今回の特別職の期末手当の支給率を変更させる条例改正について、議案説明されたように「人事院勧告に基づき」は、正確ではないということでもあります。さらに、人事院勧告を準用する一般職の給与に関する条例については、とてもこれは反対しにくいものでありまして、こういう反対しにくい条例改正にその職務の特殊性

に応じて定めるべき特別職の給与に関する条例を抱き合わせる形で議案上程するということに関してはフェアではないなという、いわゆる3点セットということはフェアではないなという思いであります。

性質の異なるものでありますから、修正により3つの条例をセットするのではなくて、分割して再議論するべきだという声もありましたけれども、今回は賛意を表明しながら、次回以降は分割をしてというか単独で、必要なら単独でそれぞれ提案されるように望みます。

2点目ですが、その特別職の期末手当のあり方です。先ほども申し上げましたように、特別職は、職務の特殊性から報酬等はそれに応じて決められるべきものです。月額給与については報酬審議会に諮問をし、その答申を受けて条例化することで決定されます。しかしながら、期末手当については、一般職に準用するような形、つまり人事院勧告の影響を受ける一般職の勤勉手当、期末手当の支給率を使用する方式を慣例でとっています。慣例で制度化されているというような説明があったようにも思いますけれども、この一般職の支給率を準用するということは、どこでどのように決まっているのでしょうか。この根拠を明らかにしておくべきではないかと思えます。人事院勧告に基づきという枕詞で、一般職の支給率をそのまま準用するのはおかしいと思いませんか。

これまでこうした形をずっと続けてこられたことだろうと思えます。私も反省はありますが、昨年12月定例会で同様の議案が提案されております。たしか議案第99号だったと思えますけれども、私自身もですが、本会議で質疑もほとんどなく、それから委員会審査もほとんどなかったんじゃないかなと思えますけれども、私自身、それを完璧にスルーしてしまったということが大変今恥ずかしく思っております。それ以前も多分そうだったんじゃないかなということだと思えました。

それはそれとしまして、気がつくのは遅くなりましたけれども、これから先を見据えて、特別職の期末手当の根拠は明確にしておいたほうがいいんじゃないかなという考え方があります。どういう方法があるかですが、調べてみたところ、尼崎市というところで報酬等審議会というのに諮問をし、答申を受けたというものがありません。尼崎市の場合は、幾つかやり方がありますよねということで、一般職の勤勉手当とそれから期末手当を採用するのか、それか国の特別職の支給率を採用する、その2つやり方があるんで、どちらにしましょかねということで、審議会では国の特別職の支給率としたようであります。これは参考の話なんですけれども、いずれにしても、こういうような形で明確な根拠、普遍的なものを持っておくべきではないかなというふうに思うわけがあります。この際ですから、期末手当のあり方をどこで議論するかということもありますけれども、そのものを議論してもらってもいいと思えます。定額で何カ月というふうにするのか、今採用しているように一般職の勤勉手当プラス期末手当を準用するということをきちっと決めるのか、あるいは特別職と言われましても、今お三方いるんですが、選挙で決められてきた市長と、そうでない、いわゆる議会で決められる副市長、教育長、おのずと違うんじゃないかなという思いもあります。そういう

意味では、特別職の期末手当のあり方、考えるべきいろいろな選択肢があるのではないかなというふうにも思います。

以上の申しあげました2点について、実はより確実なものにするために、附帯決議にまとめようと会派の中ではいろいろな議論を進めてきました。模索をし続けてきたんですけれども、しかし、今言った2点に関しては、ごくまともなものだと思いますし、執行部の皆さんも十分に理解されているものとも解釈をして、賛成討論での意見表明という形をとることといたしました。

以上を申しあげまして、議案第62号の賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第62号 伊豆市特別職の給与に関する条例等の一部改正について賛成討論を行います。

山口議員が賛成討論をされまして、今、中身を聞きましたが、基本的には同じ意見であります。重複する点もあるかもしれませんが、討論に参加していきたいと思えます。

人事院勧告に直接対象とならない市長、副市長、教育長の期末手当を含んだ3つの条例が1つになった議案として賛否が求められております。今までもこのような形で提案がされ、私は賛成の立場をとり、そして山口議員も言われておりますけれども、議会も振り返りますと全会一致、全員賛成でこの条例が可決されたということでありまして。今回もその賛成の立場ですが、人事院勧告のそもそも論を振り返ったときに、改めるべきことがあるのではないかなというふうに判断しております。職員の皆さんは、労働基本権が制約されて、給与など勤務条件の改定にみずから関与できない、こういう立場にあって、その代償措置としての人事院勧告を直接的ではないけれども、間接的にそれが地方公務員も対象となるということで、今回、一般職の給与及び期末手当は当然のことだというふうに賛成いたします。

今後、改めるべきことは、改善すべきことは、職員と公務員法に適用されていない特別職に期末手当は別々に審査し、議決することではないのかなと思っております。

地方公務員法、人事院勧告、どのようにやってきたのかと読みました。そして、この人事院勧告を受けて10月11日に閣議決定しているんですが、その中身を見ますと、特別職の国家公務員の給与については、おおむね1の趣旨、1、2とあるんですけれども、1の趣旨、いわゆる国家公務員に対する給与問題等々についての人事院勧告というんです。それがおおむね1の趣旨にのっとりやってみようという、おおむねです。提案理由の中で、当局のほうから制度設計されておると、これが制度設計であればちょっと考えるんですが、そういうことです。だから、何も触れられていないのではなくて、特別職にも何らかの形で触れているんですけれども、冒頭お話ししたように、その人事院勧告におおむねということで、国は閣議決定の中であるものの、特別職は公務員法適用外なのに職員に準じる、これも提案理由の

中に、この議会の中でやりました。準じるとはどういうことなのか、今後整理していただきたい。職員は民間給与と比較した基準で提案しております。特別職については、職務の特殊性に応じて定められるべきと判断しております。ぜひ前向きに対処していただくことを要求して、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 議案第62号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について反対討論をさせていただきます。

どうもこの会計年度任用職員というのがよくわかりません。何ですか、56人ぐらいいるんですか、それとも49人なのかな。そのほかに非常勤が75人いると。この中にはフルタイム会計年度任用職員というのがあるんですね。それで、この方たちにはどうも報酬及び期末手当を支給すると、期末手当が出たんですか、この方たちに。今後、補正予算ではどこに出たのかさっぱりわからない。どこから出たのか。パートタイム会計年度任用職員、こういうのもあるんですね。この方たちにも期末手当出たんでしょうか。

私、期末手当出すことについては反対はしません。大いに結構だと思います。イハラサイエンスなんていうのは、パートタイマーもいませんよ、全員正社員にしちゃって、給与もボーナスも出すと、こういう考え方です。今の世の中、伊豆市で働いてくれる人の能力を引き出して活用して働いてもらえない限り、伊豆市の発展はないと思います。ボーナスは上げる、給与も上げると言いながら、どうも会計年度任用職員というのは年収幾らでは決まっているようだけれども、ボーナス出しちゃうと、例えばこの12月にボーナス出たら、12月末の給料はどうなるんですか。この辺よくわからないんです。これ予算書のほうにのっていないんだから、恐らくボーナス出しちゃったら、その分12月分の給料から減ってっちゃうんではないかなと僕は危惧しているんですけれども、その辺わかるようにぜひ、どこに聞きにいったらいいのかわからないんですけれども、職員もいないし、総務部長に聞きにいけばわかるんで



すか。ぜひ教えてください。いろいろな職員がいる。

人事なんていうのは単純化したほうがいいと思いますけれども、単純化して、職員の能力を最大限に活用すると。今はあれでしょう、企業もそうですけれども、地方自治体も地域間競争の時代でしょう。職員の能力でもって伊豆市の将来は決まります。有能な職員を幅広く集める。そういうふうにして、伊豆市は人口減少なんですから、伊豆市からだけ職員を採用していたんでは、伊豆市の職員の能力はどんどん低下します。もう議会も、市長に言ってもわからないだろうけれども、そういうことをよく考えて、伊豆市の救世主になるような職員をぜひ育てる、そのためには給料も出す、ボーナスも出す、そういうふうにしてもらいたいんだけれども、残念ながら、この議案第63号というのは、余り理解できない条例なので反対させていただきます。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第63号 伊豆市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第65号 国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

国民健康保険法第1条にこのようにあります。「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあります。国保は、全ての人々の受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、国民全てが何らかの公的医療保険制度に加入するという、国民皆保険制度の土台として整備されてきました。戦前から戦後にかけて、人の命と健康をどう守っていくのか、さまざまな論点があった中で、制度的には世界に冠たる本当に制度だと私は思います。そういう社会保障という視点から意見を述べます。

国民健康保険を担当している職員の方には、今回の税制改正によって国保加入者の家計への負担の状況をつかんでいただくために、常任委員会の審査に必要と判断して私は資料をつくっていただきましたが、その労苦に対して感謝しております。さまざまな角度から、いわゆる年収から今回の値上げの状況について、今までとどう違っていきのかということが報告されましたけれども、40代夫婦、それと18歳未満の子供2人という設定で報告がありました。補足説明がありましたが、私もこの設定に基づいて討論に参加します。

当局の補足によりますと、所得200万円のこの世帯は、今年度の年税額は30万5,500円、そしてこの提案が通りますと、来年度の4月1日付から年税額が33万4,600円、値上げ額は2万9,100円となります。2万9,100円をどう見るのか、さまざまな判断があるでしょうが、国の借金返済と社会保障のためにという触れ込みで消費税が10%に上がりました。これは国の政策であります。その中で今この国保に入っていらっしゃる方も生活はしております。この消費税10%に対して本当に今、国の経済がまた落ち込んでくるといふ、世界の有数の国の中で伸びない、経済成長しない国として日本が、ある意味では悪い意味で評価されておりますけれども、今回この値上げ案によって、さらに国保税の負担がかかってきます。国保世帯の85%が所得200万円未満を占め、そこには子供も国民健康保険を払っているという制度であります。値上げする理由の一つに、国保財政も大変ですという提案理由の中にありますが、確かにそれはある意味では考えなくてはなりません。国保財政を維持していくために基金の問題、私も委員長報告しましたが、なるほどそうなる可能性もあるよなと思っただけですが、国保財政を支えていくために、国保加入者に値上げすること、基金を取り崩すこと、そして一般会計から法定外繰り入れを行うこと、こういう選択肢がありますが、私は、一番最後に言った一般会計からの繰り入れによって、この国保加入者への生活をきちっとやっばり面倒見ていく、保障していく、支えていくというのが大事ではないかなと思っています。

先ほど市職員及び三役の期末手当値上げが通りましたが、この三役の期末手当を値上げするに、提案するという考えに至ったときに、世帯数の4割を占める方々に家庭に身を寄せて考えませんか。子供を持つ親の心に身を寄せませんか。私は、ぜひその点は考えていただきたいということで、討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第65号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第66号 伊豆市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第13、議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡についてを議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第67号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡の審査は、補足説明の後、質疑、討議はなく、反対討論1件、賛成討論1件、採決の結果、議案第67号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第67号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第67号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第67号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡について反対討論を行います。

この議案は、伊豆市の普通財産である住宅と倉庫、計312平方メートル、評価額268万円を無償譲渡し、同じく宅地467平方メートル、評価額491万円を200万円で先ほどの建物とあわせて民間会社に減額譲渡するものであります。要するに、評価額729万円の土地建物を529万円値引きして200万円で民間会社に1社随意契約で売却しようとする案件であります。

このまず第1の問題点は、伊豆市の普通財産をさしたる理由もないのに、無償及び減額して民間会社に譲渡するということであります。地方自治法第237条には、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとあります。これは、財産を無償または特に低廉な価格で譲渡し、または貸し付けるときは、財政の運営上多大な損失をこうむりかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることとなります。そして、住民の負担を増高させ、地方自治を阻害する結果となるおそれがあるためであります。

問題点の第2は、地方自治法施行令第167条の2では、予定価格30万円以上の財産の売り払いは、競争入札で行わなければならないとあり、ただし、その性質または目的が競争入札に適さない場合には、随意契約によることができるとしているものであります。

どのような事例が競争入札に適さないかといいますと、国や他の地方公共団体に公益のため譲渡する場合、あるいは特別の縁故がある者に売り払う場合等が競争入札に適さないということになっております。今回の場合は、そのいずれにも当てはまらず、地方自治法違反の疑いは非常に濃厚であります。

このように、市民の貴重な財産を一部の者の利益のために法外な低価格で売り飛ばす、こんなことがまかり通っていいんでしょうか。私にはとてもではありませんが、許されざる行為に映りますが、議員の皆さんはどうでございましょうか。

以上、反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） 10番、永岡康司です。

議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡について賛成討論を行います。

当財産は、昭和56年5月に完成し、以後は教職員住宅として使用してきましたが、平成27年3月23日をもって教職員住宅の用途が廃止されました。以後、空き家となり、建築後38年経過して土地・建物の売却を考えているようでした。平成29年1月、第1回公売公告、令和元年7月、第2回目の公売公告を行いました。いずれも公売に参加する人はいませんでした。令和元年9月、伊豆市では公募型プロポーザルによる募集を行い、9月26日、瀬尾製作所社長から事業計画書を添え、購入希望申込書が提出。10月15日に提案審査会において候補者として選定されました。瀬尾製作所は、平成3年、地元工場の構内外注として自動車部品及び油圧部品の切削加工工場として発足、平成9年、独立して地元八木沢に工場を設立、自社加工を開始しました。以後、工場を増設しながら事業を拡大し、平成25年、土肥工場を稼働させ、全ての加工機械を集約させて、事業の効率化、省力化を図ってきました。

最近、生産力の増強と従業員の確保が急務となり思案していましたところ、令和元年9月に公募型プロポーザル、提案型公募を知り、早々に応募したと伺いました。旧教職員住宅は、土肥工場から50メートル以内にあり、今後、社員寮として再利用し、市内外の新規雇用、定住の創出による人口の増、労働力の確保、生産力の向上、外国人実習生の受け入れの強化をすることで、企業価値の向上と地域経済の活性化に貢献することが期待されます。

また、当地は、海拔20メートルの場所にあり、災害時の避難場所としても使用し、非常食、保存水を備蓄し、災害時の避難場所として地域に解放し貢献するとしております。

当工場は、土肥地域においては必要不可欠であり、今後ますます企業価値を高めていただきたいと思っております。

以上で議案第67号の賛成討論を終わります。議員の皆様、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡について反対討論をさせていただきます。

今の賛成討論では、業者から事業計画が出ているということなんですけれども、どういう、文書で出ているんだったら、ぜひそのコピーを見せてもらいたいもんです。菊地市長が12年前に市長になるときに、選挙の真っ最中に船原ホテルの跡地が売却された。ただ同然でしたね。このときは立派な計画書が出されました。すごいですね。そんなことができるかなと思ったんですけれども、案の定、いまだに何ら変わりはない。それが伊豆市のこの安値譲渡の実態です。価値のないものを安く売った、業者が本気になって利用する気になるんでしょうか。私は、この売却、本当に真剣に市の財政のために売却するんだというような感覚があるのかどうか、非常に疑問に思う。副市長、売却前にここを掃除するぐらいのことはやりましたか。恐らく何もやっていないのではないかと思います。そういうものをやはりインターネ

ットで募集したとか何とか言っても、あれではまともに買い手はつかないのではないかと私は思います。本当にまじめで働き者の職員がいるんだったら、売却前に草刈りぐらいしておこうと、そのぐらいのことはやってもいいはずだ。

西島議員から随意契約は30万円までだと、議員の皆さん、地方自治法では30万円と決められているんですよ、随意契約は。それでも合い見積もりをとりなさいと言っているんです。伊豆市は、もうこんな30万円なんていうのは、もうなきがごとしですね。副市長、事務方のトップだったらそのぐらいのことを徹底してください。多分これでは、正直言うと、よく買ってくれたなと言いたいですがけれども、安物はやはりしょせん安物でしかないんだ。外国人実習生を雇いたいと言うけれども、あの建物を見たら来てくれない。土肥の皆さん、そう思いませんか。どのぐらいこの業者がお金をかけるかにかかっていますけれども、ちょっとは金かける気があるのかどうなのか、非常に危惧しております。

普通財産の無償譲渡、菊地市長は初めから最後になることは、ちょっと最後になるとは言えないけれども、また3期の終わる節目に、またこういうただ同然の売却をするというのは、非常にまた将来が見えるような気がします。少なくとも地方自治法ぐらい守って、それに沿った譲渡方法をとっていただきたいと思います。

いいですか、議員の皆さん、先ほどから私は反対討論をしているけれども、災害復旧といえども特定の業者に随意契約で発注なんていうのはもってのほかです。そういう延長線にこれがあるということを指摘して終わりにしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第67号 普通財産の無償及び減額譲渡について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第68号及び議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第14、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）及び日程第15、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）を議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第68号、

議案第69号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第68号 公の施設の指定管理者の指定の審査（修善寺温泉駐車場）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、伊豆市観光協会が平成26年から2期3年、今回も3年と決めた理由について説明を求めたのに対し、現在改修中の御幸橋の工事完成後、こちらの駐車場も含めた形で一度見直すために3年としたとの回答がありました。

討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第68号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定の審査（湯の国会館）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、平成24年に公募して、平成25年から7年間の指定管理期間の説明を求めたのに対し、平成23年度に公募し、平成25年度から指定管理制度を始め、1期目が5年、2期目が3年の計8年で、2期目3年としたのは、公共施設の再配置の検討の必要性が生じたため3年としたとの回答がありました。

その他、湯の国会館の利用者の実績や指定管理料についての質疑がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、議案第69号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第68号、議案第69号の2議案についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第68号及び議案第69号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第16、議案第70号 伊豆市建設計画の変更についてを議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

[総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇]

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第70号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第70号 伊豆市建設計画の変更の審査は、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、伊豆市建設計画なぜ今これをやるのかとの質疑に対し、提案理由と同様になりますが、平成30年に東日本大震災に伴う合併市町村にかかわる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、合併特例債の発効期間が5年延長されることとなりました。これを活用するためには、その活用のルールとしては、新市建設計画が根拠となっているため、この新市建設計画を5年延長するとともに、所要の修正をしたとの答弁がありました。

その他、こども園や住宅介護支援センター、発達支援センターなどの名称変更について、さらに現計画を先延ばしせず総括して、新たな伊豆市建設計画を策定したらどうかや合併特例債の活用ルールなどの質疑がありました。

審査の結果、委員間討議はなく、反対討論1件、賛成討論1件、採決の結果、議案第70号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第70号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。



これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 0時02分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第70号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第70号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第70号 伊豆市建設計画の変更について反対討論を行います。

委員会でも、それから提案理由の中にあるように、合併特例債を使う期間が伸びたから、だからそれについて反対だよという立場ではありません。趣旨は、後々述べますけれども、本当に有権者の営業とか暮らし、生活、さまざまにかかわることがさらに5年間延ばすということですから、私は、いわゆる市民本位の市政運営について、この伸びたことに対して市民が知っているかと、手続上の問題いわゆるまちづくり計画ですから、やっぱりそのところが欠けているのではないだろうか。手続上に問題があるということで反対、趣旨はそこのことです。

〔発言する人あり〕

○16番（木村建一君） 人の話は黙って聞きましょうね、あなたはね。

平成30年4月、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が衆議院本会議で可決されましたが、そのときに附帯決議が出され、これも全会一致で可決されております。その中身を紹介しながら、手続上問題に入っていきたいなと思っております。

すみません、ちょっと長いんですが、こういうことです。政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。その1つ、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえて、今回の延長発効期間をさらに延長することなくと書いてある。この意味がよくわからなかった。延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業などを住民合意を尊重し、期間内に実施完了できるようにするように、必要な助言を政府は行いなさいよということです。

2つ目です。基本的には同じところ。今後の人口減少などによる公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、ここまた出てきているんです。住民合意に基づいて、合併特例債が効果的、計画的に活用されるように周知徹底を図りなさいよ。政府は各自治体に望んでおります。

振り返ってみますと、伊豆市の新市建設計画は、平成15年度につくられましたから平成16年度から平成31年度までのこの16カ年を計画とするよということでスタートしました。その中で使えるのが10年間の合併特例、こういう期限なんですけれども、この間、今お話ししたように合併特例債や地方交付税の合併算定替えなど、国からの財政措置を受けながら計画を進めてきましたけれども、では、この15年、6年間の中でどこまで達成できたのでしょうか。何をやり残してきたのでしょうか。軌道修正したことなどを総括をして整理してきたのでしょうか。特例債措置が延びたから、また改めて新市建設計画につくり直ししようという提案ですが、合併特例債の再延長が住民合意に基づいて有用に使われているのかどうか、私は調査検証すべきだというふうに思っています。

もう一度振り返ってみますと、伊豆市建設計画いわゆる合併の必要性の中の一つに、次のように書かれております。これからの自治体には、地域の創意工夫に基づく行政運営を行っていくことが求められている。それには、十分な政策立案能力を備え、高度な専門性を持った職員の確保は不可欠となり、そうした能力を醸成、いわゆるゆっくりと時間をかけて仕上げていくことが醸成なんですけれども——するにふさわしい職員規模を有する自治体へ再編することが必要になってきていますよ。当時、私も合併にかかわってきましたけれども、いわゆる旧町単位では職員数が少なく、あらゆることをやらなくちゃならない、大変ですと、専門性が保てません。合併すれば、残念ながら、当初よりも、いい意味か悪いものか別にしても、職員数は減っている。でも、当初そういうことで合併すれば専門職を育てられますよ。だから、新しいまちづくりがこの専門職によって必要なんですということで、合併する必要性の一つに挙げられたんですけれども、では、そこはどうなっているのか。よくわからない。全然わからない。

伊豆市の課題は、もう一つ、人口減少に特化した施策を最優先と第2期総合計画にあります。この計画が当然、ひと・もの・しごと云々というのが平成20年からの5年間の計画ですから、当然新市建設計画とオーバーラップしながらやってきているはずなんです、別の計画ではないから。そうすると、この人口減少に特化した施策が新市建設計画のどこに反映されているのか見えない。合併特例債を今後使いますよという提案、計画なんです。財政シミュレーションでは、約でいきます、合併特例債の上限が約173億円弱ですが、合併してから令和元年の15年間で約68億円特例債を発行しました。そして、今回の新しい5年間の令和2年から令和6年の5年間の建設計画変更のために、約94億円の特例債が予定されております。15年間で5年間の額をだめだというのではない、そういう比較検討はちゃんとやっぱりやるべきでしょう。新たな市を建設するためにしか、ましてや合併特例債というのは新たな

市を建設するためにしか、事業にしか使えない国からの支援制度であることを住民に説明して、理解できる時間的余裕を持って私は提案すべきだと思います。

文教ガーデンシティ構想のときに財政は大丈夫なのですかということで、チラシ等もここに持ってきていますけれども、その当時の合併特例債と文教ガーデンシティ構想の兼ね合いで質問が出ました、市民から。そのときに、こういう素朴な意見なんです、市民から。財政に余裕があるのならば、地区要望などに応えてもらえないのですかということなんです。当然至極な当たり前のこと、そうすると地区要望につきまして、これに対する答えは、地区要望につきましては一般財源等により順次対応させていただきます。一方で、今言った合併特例債は、国が特別にした支援制度なんだから、新たな市を建設するための事業にしか充てることができませんということもきちっと住民の皆さんが理解しないとだめなんではないだろうか。合併特例債そのものを僕は全否定はしませんが、でも3割は自分持ちなんですね。それらのことも含めて、やはり市民の皆さんにきちっとやっぱり理解を得るという期間が私は必要ではないだろうか、今議会で本当に可決していいのかなと思っていますということです。

最後に、すごく私は大事だなと思って、みずからの政治姿勢を述べます。フランスのヴォルテールという思想家が18世紀にこんなことを言っています。これを最後にしますが、討論。私は、ヴォルテールが言っている、私は、あなたの意見は賛同しない。賛同しないんだけど、私は、あなたが主張する権利は命をかけて守るといふ、意見が違ってはいたって、あなたの権利はきちっと主張する、尊重するよ。立ち位置で私は今後、あと残された期間、議員活動を買っていきたいなと思っています。

これで反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第70号 伊豆市建設計画の変更について賛成の立場から討論をさせていただきます。

本件は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、その計画の変更についてを提案するものであります。

今回の主な変更点は、計画期間を令和6年度までの21年間に延長し、計画期間の延長に伴い主要指標や計画の内容を修正、追加するものであります。変更の節目ですので、少し内容の確認をしながら討論を進めさせていただきます。同じテーマですので、木村議員の討論と内容が重複するところもありますが、御容赦ください。

そもそも市町村の合併の特例に関する法律とは、どのような目的で定められたか。地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化などの経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について

関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の円滑化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにするというを目的に定められた法律であります。

そして、伊豆市建設計画つまり合併まちづくり計画（新市建設計画）であります。合併まちづくり計画（新市建設計画）とは、この合併特例法により合併する市町村が合併前に作成することになっている計画であって、新市建設していくための基本的な指針を定めるもので、この計画に盛り込まれた事業については、合併特例債など国から財政支援を受けることができるとするものであります。

伊豆市においては、平成15年7月、修善寺町外3町合併協議会がこれを策定し、当初、平成25年までの10年間とし、その後平成23年に期間を延長、さらに平成26年に期間を延長し現在に至っています。延長の経緯については、平成24年に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正があったことによります。そして今回は、昨年4月にその後全国の災害が相次いだことや、東京オリンピックなどの影響で公共工事の入札が不調だったことなどから、多くの自治体が合併特例債の対象事業が完了しないという事態が発生しました。そのことによって、地方自治体全国160の市町村の首長が参加する合併特例債の再延長を求める首長会が総務省に再延長の要望書を提出し、これを受けて総務省が国の合併特例債の再延長を決定したものであります。

そもそも伊豆市においても、合併まちづくり計画はその趣旨として、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の合併後の新市を建設していくための基本的な計画を定め、この方針に基づいた建設計画を策定し、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るということを計画の趣旨としていました。そして、この合併まちづくり計画というのは、長期的な視野に立った建設計画として定められているのであって、加えて具体的政策及び財政計画については、社会情勢等の変化や財政制度の改正、今回もそうですが——など必要に応じて見直しをするものとして定められているのであります。

合併特例債の対象となる事業というのは、そもそも決められています。総務省がこのように定めています。1、合併する市町村同士をつなぐ道路、橋、トンネルなど、2、住民が集まることのできる運動公園など、3、合併する市町村の格差を埋める公共施設、4、合併する市町村に重複している公共施設の統合、5、合併する市町村同士が一体感を得られるようなイベントや事業、6、合併前の市町村単位での伝統文化や地域行事、商店街の活性化、7、上下水道、病院などの地方公営事業などと定めています。これらに該当する事業について、伊豆市は計画の途上であり、今回の計画の変更に伴って合併特例債の期限内にできることはしっかり進めて、先ほど述べた計画の本来の趣旨を全うするように求めるものであります。

議員の皆さんの賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第70号 伊豆市建設計画の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この2件を日程に追加し、議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、2件を日程に追加することに決定しました。

#### ◎報告第12号の上程、説明、確認事項

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、報告第12号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第12号について提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年10月12日に台風19号により発生した市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、本年12月12日に専決処分したので議会に報告するものでございます。

詳細について総務部長から説明させます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から報告第12号の補足説明をさせていただきます。

追加議案の3ページの専決処分書をお願いいたします。

この市有財産の管理事故についてでございますが、まず損害賠償の額3万5,200円、和解の相手方でございますが、そちら記載の上白岩の方でございます。

事故の発生の年月日と場所につきましては、令和元年10月12日の午後7時ごろ、台風19号が上陸していたところでございます。

まず、事故の概要でございます。旧橘保育園内にあります大ケヤキ、これが台風19号の強風により幹から倒れ、道路を挟んだ、市道ですね、市道を挟んだ相手方のお宅の屋根瓦と雨どい、ひさしを破損させたものでございます。このケヤキにつきましては、橘保育園の運営されているところから市の教育委員会指定の文化財となっております。ケヤキ自体の本体の幹が空洞化が進んでおりまして、過去に太い枝が折れたこともございました。市では、そのようなことがあったことから、直系約25センチ程度、長さ五、六メートルぐらいですか、その支柱3本でやぐらを組んでワイヤーで上にある太い枝等を支えておりました。

ただ、今回のこの台風19号の強風で、もともと幹が空洞化していたということと、その支柱とワイヤーで支えていたそのもの自体がやはり木の重さに耐えられなくなって、大体地面から2メートルぐらいの高さから幹ごと倒れてしまったということで、5ページの略図を描いてあるんですが、この大ケヤキが市道を挟んで、絵で言う左側のお宅の瓦と雨どい等を一部破損させたということで、今回、専決処分をさせていただきました。

補足につきましては以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 発言なしと認め、以上で報告第12号は終わります。

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、発議第4号 主要農産物の種子生産に関わる県条例制定等の対応を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

[総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇]

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 発議第4号 主要農産物の種子生産に関わる県条例制定等の対応を求める意見書の提出について、総務経済委員会を代表して提案の趣旨を申し上げます。

静岡県の現在の動きとしては、種子条例制定の意見書が複数提出されているにもかかわらず、重立った動きは見えません。現行の種子生産・普及体制を生かし、主要農産物等の優良な種子の安定供給及び品質確保の取り組みを後退させないために条例制定を静岡県に要望するものです。

以下、意見書を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

主要農産物の種子生産に関わる県条例制定等の対応を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定に

より提出します。

主要農産物の種子生産に関わる県条例制定等の対応を求める意見書。

平成30年4月1日、主要農産物種子法（以下種子法）が廃止された。そもそも種子法は、昭和27年に戦後の食料増産の要請を受け、国・都道府県が主導して優良な種子の生産・普及を進めるために制定されたものであった。静岡県においても高品質な原種・原原種の生産及び供給や、県の主要農作物である米・麦・大豆の品種開発、品質向上など、地域農業の振興に大きな役割を果たしてきた経緯がある。

今般の種子法の廃止に対しては、米・麦・大豆の種子を100%国産で賄う法的根拠と、その財源を失うことや、基幹作物である米の価格安定、優良品種の維持・開発、品種の多様性の確保など、様々な面での影響を懸念する声が上がっている。

又、並行して「農業競争力強化支援法」が成立したこと、その後「種苗法」が改正されたことと相まって、多様な品種が淘汰されてしまうこと、特定企業による種子の独占が起こる可能性があることや、種の自家採取による苗の生産できなくなることなど、今後の対応によっては農業生産者に混乱を来す恐れがあることが指摘されている。

種子法廃止法案の可決にあたっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食糧安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財源措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める付帯決議がなされている。

静岡県においては、今後も現行の種子生産体制及び普及体制を維持し、米・麦・大豆はもとより、本県の農業の主要農作物、そして伊豆市の主要農作物である「わさび」他の生産に関しても、優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みに影響を及ぼすことのないよう、又、農業者や消費者に不安を生じさせないよう、主要農作物の種子生産に関わる条例を制定するなど、必要な対応をとることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

伊豆市議会。

静岡県知事殿。

この案件につきましては、今年7月の時点で既に北海道を初めとして10の道県で条例が制定済みです。総務経済委員会で協議した結果、意見書の採択を賛成多数で決定をいたしました。提出先は静岡県知事です。

以上で、議員の皆様の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

### ◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで森議員に申し上げます。

本日の討論における議員及び市職員に対する無礼な発言がございました。地方自治法第132条において、品位等の項目でございますが、発言の取り消しを森議員に求めますが、いかがでしょうか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 取り消さないようですので、皆さんにお諮りいたします。

議長の職権にてその旨取り消してよろしいか、皆さんにお諮りいたします。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

なお、今定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年伊豆市議会12月定例会を閉会いたします。

皆様におかれましては、長時間慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時32分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

副 議 長 小 長 谷 朗 夫

署 名 議 員 永 岡 康 司

署 名 議 員 小 長 谷 順 二